

筑波大学博士（国際政治経済学）学位請求論文

帝国日本の崩壊と国民政府の台湾接收
—戦後初期日台関係における脱植民地化の「代行」—

楊 子震

2011年度

目次

序章

第一節	問題の所在	1
第二節	先行研究	4
第三節	研究の枠組み	8
第四節	論文の構成	13

第一章 解放者の準備—国民政府におけるカイロ会談への政策決定過程—

	はじめに	15
第一節	カイロ会談に臨む蒋介石の関心の所在	18
第二節	対日戦後処理構想の政策決定機関	24
第三節	国民政府の対日戦後処理構想の形成	33
	小括	39

第二章 植民者の帰還—在台日本人の引揚及び留用—

	はじめに	41
第一節	国民政府の台湾接收	45
第二節	台湾引揚・留用の第1段階	
	—国府の接收開始から第1回引揚の終了まで	52
第三節	台湾引揚・留用の第2段階	
	—第1回引揚以降から第2回引揚の終了まで	57
第四節	台湾引揚・留用の第3段階	
	—第2回引揚以降から日僑管理委員会の撤廃まで	62
	小括	71

第三章 他者の排除—国民政府の対在台沖縄人・朝鮮人政策—

はじめに	73
第一節 琉球諸島・朝鮮半島に対する国民政府の戦後処理構想	75
第二節 在台沖縄人の引揚・留用	79
第三節 在台朝鮮人の送還・管理	84
小括	89

第四章 「我々」の確認—戦後初期在日台湾人の法的地位と渋谷事件—

はじめに	91
第一節 連合国占領下の在日台湾人の法的地位	95
第二節 渋谷事件の経緯	104
第三節 渋谷事件の收拾をめぐる外交交渉	116
小括	127

第五章 悲劇の前後—渋谷事件判決から

「中国人の登録に関する総司令部覚書」発令までの政治過程—

はじめに	129
第一節 占領軍裁判所の「渋谷事件」判決	130
第二節 「中国人の登録に関する総司令部覚書」の発令	139
第三節 駐日代表団の継続交渉及び華僑管理体制の強化	144
小括	149

終章

第一節 本研究のまとめ	152
第二節 今後の課題	155

参考文献	157
-------------	-----

序章

第一節 問題の所在

本研究は、日本帝国の崩壊と国民政府による台湾接収に着目し、その過程で生じた人の移動及び人的境界の形成に焦点を当てる。具体的には、国府の対日戦後処理構想の政策決定過程を明らかにすると共に、在日日本人の本国帰還及び在日台湾人の法的地位の問題を取り上げる。これらの諸問題の検討を通じて、国府の政策及び行為が戦後初期の日台関係にもたらした影響を明らかにすることが本論文の目的である。また、本研究は対象時期を1943年の国府のカイロ会談参加準備から1947年後半までに限定して議論を進める。

台湾はかつて日本帝国の植民地であり、南進基地として位置づけられていた¹。第二次世界大戦後、19世紀以来帝国主義に支配されてきたアジア・アフリカの植民地は、次々に解放され、植民地時代に引かれた境界をもって国民国家を樹立した。戦後初期はそれゆえに「アジア・アフリカ植民地独立建国の時代」あるいは「植民地解放の時代」と呼ばれる。しかし、台湾の場合、他のアジア・アフリカ植民地とやや事情が異なる。植民者である日本帝国が崩壊したことにより、台湾は歴史的な繋がりを有すると称している中国（中華民国政府）に接収されたからである。台湾の「脱植民地化」（decolonization）過程は、「独立」や「解放」ではなく、再領有という含意のある「光復」と表現されるゆえんである²。また、抗日戦争を経て近代国民国家の建設を目指していた中華民国国民政府にとっては、対日戦後処理は緊要の問題であると同時に、台湾は日本から取り戻した領土であるため、日本と台湾の関係の清算も重要な課題であった³。

¹ 日本の南方進出における台湾の位置については、後藤乾一「台湾と南洋―南進問題との関連で」（同『近代日本と東南アジア―南進の「衝撃」と「遺産」』岩波書店、2010年）を参考されたい。

² 呉密察「台湾人の夢と二・二八事件―台湾の脱植民地化」（大江志乃夫ほか編『岩波講座近代日本と植民地8 アジアの冷戦と脱植民地化』岩波書店、1993年）39-40頁。

³ 本研究では、先行研究の定義に従い、「台湾」とは日本が1895年に清朝から割譲を受け、1945年に中華民国が接収した地域ことを意味する。「国民政府」とは、中国国民党によって樹立し、1928年に国際的に承認された南京政府のことを指す。実効支配領域の変化や国際的承認を問わず、便宜上「国府」と表記し、その略称を「華」とする。本研究は、時期的に中華

北伐に成功した中国国民党は、1928年に中華民国の正統的な中央政府として南京で国府を発足した。国府は中国全土に対する実効的支配には限界が存在したものの、中国における国民国家建設の過程において重要な意味を持っていた⁴。国民国家の建設に当って、国府は、軍政-訓政-憲政という政治体制の三段階論（三序構想）に基づいて、訓政、すなわち「以党治国」の統治体制を展開した⁵。国民国家建設を行うためには、政治社会の統治機構としての国家建設と国家という政治的共同体を充填する国民創出を同時に進めることが求められる⁶。1934年に発動された「新生活運動」は、国民政府を率いていた蒋介石が理想的な国民像を提示した側面もあったのである⁷。

国府は台湾を接収した際に、台湾総督府を台湾省行政長官公署という形で、さらには日本帝国の官民産業を政府・党の資産としてそれぞれ継承した。しかし、日本の植民地統治機関及び資産の接収より複雑な様相を呈したのは、植民地構成員の引受であった。なぜなら、終戦直後の台湾では、統治機構が中国本土より機能している部分も見られたが、植民者である日本本土出身者のほか、帝国構成員の朝鮮半島出身者も存在し、さらには国民政府からみれば、必ずしも日本人として認めていない琉球諸島出身者もいたのである。国民創出の面においては、まず国家構成員である国民をどう規定するのかという課題が存在していた。さらに、日本の植民地統治の下で、教育の普及により、台湾では既に日本語を介して近代的知識を身に付け、公共事務に一定の関心を示し、時に関与を試みる台湾人エリート層が

民国の憲政移行を跨らないが、台湾撤出以降の中華民国政府を言及する際に、「国民党政権」を用いる。松田康博『台湾における一党独裁体制の成立』（慶應義塾大学出版会、2006年）19-20頁。

⁴ 塚本元「中国近現代政治史に関する一試論—「国家建設」を中心に—」（『法学志林』第90巻第2号、1992年10月）83頁。

⁵ 味岡徹「国民党「訓政」と抗日戦争」（中央大学人文科学研究所編『日中戦争—日本・中国・アメリカ』中央大学出版部、1993年）361-369頁。

⁶ 鏡屋一「近代中国における国家建設と档案工作」（『史境』第36号、1998年3月）23頁。

⁷ 段瑞聡『蒋介石と新生活運動』（慶應義塾大学出版会、2006年）が参考となる。

形成されてきた。彼らは国府の国民統合の対象である同時に、彼らの言動も国府が統治を行う際に無視できない要因である⁸。

戦後初期のアジアでは、日本の敗戦と大東亜共栄圏の崩壊によって権力の空白状態が生じ、新たな秩序づくりをめぐり、多くのせめぎ合いが生じることになった。従来の研究では、北東アジアでは、日本帝国が解体されることによって、その脱植民地化が終戦とともにほぼ達成され、直ちに冷戦の文脈に覆われたと解されている⁹。しかしながら、山極晃は、冷戦の影響が東アジア各地にみられるようになり、米国がその対日占領政策を転換したのは1948年頃だったと述べている¹⁰。松岡完は、アジア冷戦のきっかけが日本の敗北によって生じた政治的・軍事的な真空であったと論じながらも、その開始を米国のインドシナ戦争介入（1950年）に求めている¹¹。国共内戦の全面化は1946年6月下旬のことであったが、米国から派遣されたマーシャル（George Catlett Marshall）が国共調停に失敗したと声明発表したのは、1947年1月のことであった。つまり、国共内戦によって米国のアジア地域秩序構想に大きな変化が現れたのはその後であった¹²。

また、連合国による日本占領は、1947年半ばまで依然非軍事化と民主化に重点が置かれていた。米国はその後、ソ連の影響が日本に及ぶことを防ごうとしながらも、1949年の半ばになってようやく反共戦略に基づいて日本に現実的・積極的な役割を付与したのである¹³。東西冷戦の東アジア波及の時期については、なお多く議論する余地が残されているが、本研究では冷戦が本格的に東アジアに及ぶ以前の諸問題を対象としているため、差し当たり詳細な考察を必要としない。

⁸ 「エリート」についての定義は学問によって様々な定義が行われてきた。本研究では台湾人エリートを言及する際に、若林正丈『台湾抗日運動史』（研文出版、1983年）、何義麟『二・二八事件—「台湾人」形成のエスノポリティクス』（東京大学出版会、2003年）で取り上げた台湾人知識人・政治家を意識しているのである。

⁹ 宮城大蔵「戦後アジア国際政治史」（『日本の国際政治学4 歴史の中の国際政治』（有斐閣、2009年）156-157頁。

¹⁰ 山極晃「東アジア戦後体制の成立と変容—アメリカの構想と政策を中心に」（同編『東アジアと冷戦』三嶺書房、1994年）33-35頁。

¹¹ 松岡完、広瀬佳一、竹中佳彦編『冷戦史—その起源・展開・終焉と日本』（同文館、2003年）35-37頁。

¹² 松村史紀「米国の戦後アジア地域秩序構想と中国—「戦後」から「戦前」へ」（『早稲田政治公法研究』第74号、2003年）9頁。

¹³ ジョン・ダワー著（明田川融監訳）『昭和—戦争と平和の日本』（みすず書房、2010年）127頁。

さて、1945年8月の戦争終結から1947年後半の間、台湾における脱植民地化はどのように進められたのでしょうか。本研究は、上述した問題意識を踏まえながら、まずこの問題を検討しておきたい。第二次世界大戦後において対日戦後処理という課題を抱えていた国府がどのように台湾接收に臨もうとしていたのか、という点である。

第二節 先行研究

日本の歴史学界を代表する史学会『史学雑誌』の「回顧と展望」は、2003年に初めて、「東アジア（中国）」の枠組みのなかで、「台湾」という項目を設けるようになり、一つの学問的分野として認めるようになった。その理由として、台湾が1895年から1945年までの半世紀にわたって日本の国土の一部分を成し、中国とは異なる歴史過程を歩んできたことや、台湾の人々の経験した歴史が中国の人々のそれと大きく異なることなどが指摘されている¹⁴。実は、長年国民党一党独裁体制の下で戒厳令体制が敷かれていた台湾では、台湾を主体とする歴史研究の萌芽からそれほど時間は経っていない¹⁵。ここでは、近年の学界動向を整理し、本研究の置かれる研究の文脈を概観する。そして、本研究の位置づけをより明確にするため、もっとも関連のある先行研究を挙げ、その到達点と問題点について言及する。

(一) 「帝国日本」という視角からの台湾接收

日本の近代史研究では、冷戦後の「帝国論」議論の影響で、近年「帝国日本」という視点の研究が盛んになり、多民族帝国日本の統治メカニズムやイデオロギーを含む支配様式について、法制・言語などの様々な分野で研究が行われてきた¹⁶。これらの研究は、「植民地帝国日本」という空間枠組みの提示に

¹⁴ 林淑美「2001年の歴史学界—回顧と展望 東アジア（中国—近代）」（『史学雑誌』第111巻第5号、2002年5月）246頁。駒込武「2002年の歴史学界—回顧と展望 東アジア（中国—台湾）」（『史学雑誌』第112巻第5号、2003年5月）254頁。

¹⁵ 呉密察著（帆刈浩之訳）「台湾史の成立とその課題」（溝口雄三ほか編『アジアから考える3 周縁からの歴史』東京大学出版会、1994年）219-242頁。

¹⁶ 波多野澄雄「日本近現代史研究の動向と課題—「帝国日本」と「近代」をめぐる—」（『外交史料館報』第23号、2009年12月）78-79頁。なお、加藤聖文『「大日本帝国」崩壊』（中央公論新社、2009年）は、日本と諸植民地・支配地を総括的概観した。

よって、日本本土と植民地との相互規定関係の把握を可能にし、各々の社会に及ぼす帝国化のダイナミズム、様々な形で今日まで続いている植民地主義の遺産を捉え直している¹⁷。

そのなか、蘭信三の提唱で、帝国崩壊後の人の移動をめぐる多くの研究成果が生まれた¹⁸。ところが、台湾は日本が初めて獲得した植民地であったにもかかわらず、日台間の移動に関する議論はこれまで等閑視されている傾向が見られるが、そのような中でも重要な成果として次の研究が挙げられる。加藤聖文は、国民政府による日本人送還が瀬戸調に行われたことにより、日本人の対国民政府観・対台湾観に影響を与えたことを主張している¹⁹。しかし、加藤は日本人の引揚が台湾に与えた影響までは言及していない。一方、敗戦により、日本本土自体が連合国の占領下に置かれるようになり、帝国臣民として日本本土に渡った人々は日本国家・社会の再編成に対応せざるをえなかった。従来の当該分野における研究の関心、または対象は、朝鮮半島出身者に重きが置かれてきた²⁰。連合国占領下の在日台湾出身者は無条件で華僑として位置づけられ、その適応過程は必ずしも十分に明らかにされてこなかった²¹。

(二) 戦後初期台湾史からみた国府接收

日本における20世紀の中国史研究は、革命中心史観への反省により、1980年代から国民政府史研究が盛んになり、多くの研究成果が生まれた。そして、近年の研究関心は中国近現代史の連続と非連続を問い直す方向に向かっている。中華民国と中華人民共和国のみならず、大陸時期の国民政府と台湾時期の国民党政権の関わりも議論されている²²。人の移動に関しては、山本真が戦後初期、福建から台湾への人

¹⁷ 戸邊秀明「ポストコロニアリズムと帝国史研究」（日本植民地研究会編『日本植民地研究の現状と課題』アテネ社、2008年）77頁。

¹⁸ 具体的成果は、蘭信三編『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』（不二出版、2008年）、蘭信三編『帝国崩壊とひとの再移動—引揚げ、送還、そして残留』（勉学出版、2011年）などがある。

¹⁹ 加藤聖文「台湾引揚と戦後日本人の台湾観」台湾史研究部会編（『台湾の近代と日本』中京大学社会科学研究所、2003年）

²⁰ 在日朝鮮人に関する研究は数多くある。戦後初期に焦点を当てたものに、金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題』（勁草書房、1997年）などがある。

²¹ 飯島渉編『華僑・華人史研究の現在』（汲古書院、1999年）、安井三吉編『帝国日本と華僑—日本・台湾・朝鮮』（青木書店、2005年）などの研究が挙げられる。

²² 久保亨、村田雄二郎、飯島渉「日本の20世紀中国史研究」（同編『シリーズ20世紀中国史4 現代中国と歴史学』東京大学出版会、2009年）

口移動に着目し、中国大陆と台湾の間の複雑な動態について考察した²³。しかしながら、国民政府の戦後処理に関する主な研究は、そのほとんどが戦後の展開に重点を置き、特に対日賠償請求問題に焦点が当てられてきた²⁴。さらに、その一部の研究は、戦後処理の経緯を論じているが、中華民国側の外交文書や戦後処理関連の文書を使用していないという問題点を抱えていると指摘されている²⁵。

国民政府の台湾接収に関しては、国民政府の準備と台湾人グループの活動、そして、両者の認識差異は、多くの先行研究によって明らかにされている²⁶。しかし、戦時中の国府内部の議論に関する検討は十分と言えるものではなかった。また、台湾接収後の政治・社会・文化についても二二八事件を念頭に「脱日本化」「祖国化」の角度で多くの研究で議論されてきたが²⁷、脱植民地化下の日台関係の実態はなお不明なところが多い。

台湾をめぐる外交史・関係史に関しては、戴天昭による古典的研究があるものの²⁸、戦後日台関係を主眼とする通史的な研究の出版は、ごく最近の出来事である²⁹。川島真は、その第1章「日華・日台二重関係の形成—1945—49年」で、戦後の日華・日台関係に二重関係が存在していると指摘している。しかし、事例研究が欠けているので、その二重関係の内実は明らかにされていない。さらに、日華・日台関係の二重関係が日本の脱帝国化と台湾の脱植民地化にどのような影響を与えたのかについても初歩的な考察

²³ 山本真「第二次大戦後、台湾海峡兩岸における人の移動とその背景、閩台関係の視角から」（『東アジア近代史』第10号、2007年3月）

²⁴ 代表的な先行研究は、石井明「中国の対日占領政策」（『国際政治』第85号、1987年5月）、殷燕軍『中日戦争賠償問題』（御茶の水書房、1996年）、川島真「歴史学からみた戦後補償」（奥田安弘ほか編『共同研究中国戦後補償』明石書店、2000年）、袁克勤『アメリカと日華講和』（柏書房、2001年）、別枝行夫編『戦後処理政策と地域秩序の再編』（島根県立大学、2005年）などがある。

²⁵ 川島真「戦後台湾外交の出発点—中華民国としての対日戦後処理外交」『北大法学論集』第51巻第4号（北海道大学大学院法学研究科、2000年11月）282頁。

²⁶ 鄭梓『戦後台湾的接収与重建』（台北：新化図書、1994年）、近藤正己『総力戦と台湾—日本植民地崩壊の研究』（刀水書房、1996年）、王政文『台湾義勇隊—台湾抗日団体在大陸的活動（1937-1945）』（台北：台湾古籍、2007年）などがある。

²⁷ 文化では、黄英哲『台湾文化再構築 1945～1947の光と影—魯迅思想受容の行方』（創土社、1999年）、政治では、何義麟、前掲『二・二八事件』などがある。

²⁸ 戴天昭『台湾国際政治史研究』（法政大学出版局、1971年）

²⁹ 川島真、清水麗、松田康博、楊永明『日台関係史 1945—2008』（東京大学出版会、2009年）

に留まっている。若林正丈は、戦後台湾の政治変動過程を「中華民国台湾化」として捉えているが³⁰、接収当時の日台関係をより一層明らかにする必要があるだろう。

近年日本の台湾史研究では、既存の時期的・地域的な境界を跨ぐ視点と史料による研究が増え、それが台湾史研究の特徴となりつつもある³¹。このような学術的要請は、統治者の変更を伴っても、台湾という地域とそこにある社会が存在し続ける以上、戦前と戦後の関連性を意識する研究が望まれるからだと指摘されている³²。本研究は、戦後初期の台湾に焦点を当てようとするものであるが、台湾史に止まらず、日本占領史及び国民政府史とも関係しているため、占領期の日本史研究及び戦後国民政府史の研究も参照の対象とする。さらに、研究の対象時期こそ異なっているが、松田康博が提起している「時間的・空間的境界を越える歴史の連続と非連続³³」を本研究も常に意識したい。

なお、台湾の台湾史研究では、曹永和によって「台湾島史」概念が提起されている。曹は、東西交通史・海洋発展史の観点から、従来の漢民族を中心とする史観に疑問を投げかけ、台湾に到来し、あるいは通過したオランダ人・スペイン人の活動も台湾の歴史として見るべきだと主張している³⁴。曹の問題提起を踏まえれば、外来統治者だった日本人は勿論、日本帝国の形成と膨張に伴って、帝国内を移動する形で台湾に渡った朝鮮半島出身者・琉球諸島出身者の活動も台湾史の一部であると言えよう。本研究は、台湾島という空間概念を用いながら、台湾と中国大陸、日本、琉球諸島、朝鮮半島などの歴史的相互作用を補足とするものである。

³⁰ 若林正丈『台湾の政治—中華民国台湾化の戦後史』（東京大学出版会、2008年）

³¹ 三澤真美恵「2006年の歴史学界—回顧と展望 東アジア（中国—台湾）」（『史学雑誌』第116巻第5号、2007年5月）244頁。なお、戦後初期台湾に関する日本研究動向の検討は、楊子震「日本「戦後初期台湾」研究的回顧与展望—以二二八事件为中心」（許雪姬編『二二八事件60週年紀念論文集』台北：台北市政府文化局・台北二二八紀念館、2008年）。

³² 石川誠人「2009年の歴史学界—回顧と展望 東アジア（中国—台湾）」（『史学雑誌』第119巻第5号、2010年5月）242頁。

³³ 松田康博、前掲『台湾における一党独裁体制の成立』1-2頁。

³⁴ 曹永和「台湾史研究的另一個途徑—「台湾島史」概念」（『台湾史田野研究通訊』第15号、1990年）、7-9頁。この概念の提出は当初、政治的制限の下で学問の自由を見出そうとする意図があった。しかしながら、「台湾島史」概念についての学問的議論は現在に至ってもなお続けている。2009年10月に台湾中央研究院台湾史研究所で行われた「『台湾島史』小型学術座談会」は、その一例である。

第三節 研究の枠組

(一) 研究の視座—「脱植民地化の代行」

本研究では、前述の問題意識に基づきながら、関連の先行研究を踏まえ、「脱植民地化の代行」を分析の視座に据えることにしたい。

「代行された脱植民地化」という分析視角は、若林正文によってはじめて提示された³⁵。「脱植民地化」については、矢野暢はその多義性を略述し、例としてビルマの脱植民地化の政治・経済過程を開示している。矢野によると、脱植民地化の用語法は、当初から少なくとも二つの異なった文脈の上で展開してきたという。一方において、宗主国側の問題意識に基づく用語法が確立している。他方において、植民地支配を受ける側の視点で問題を捉える立場である³⁶。川島真も脱植民地化の二面性を指摘している上で、台湾の脱植民地化を事例として日本の脱帝国化を論じている。従って、本研究では、日本の脱植民地化過程を言及する際に、その問題の所在を強調するため「脱帝国化」を用いる³⁷。

ここで言う「脱植民地化」とは、帝国の解体に伴い、植民地が国家として独立する、或いは、国家の一部として包含される過程において、かつての帝国の正当性や統治要素を否定、清算し、新たな国民国家的要素を受け入れていくことを指す³⁸。つまり、植民地支配を受ける台湾の立場から出発する。

日本と台湾の場合、植民地帝国としての日本が、敗戦によって自動的に消滅し、領土はポツダム宣言によって他律的に決定された。英仏両国の植民地支配終結の場合とは異なり、日本はかつて支配してい

³⁵ 若林正文「台湾の重層的脱植民地化と多文化主義」（鈴木正崇『東アジアの近代と日本』慶應義塾大学東アジア研究所、2007年）

³⁶ 矢野暢「脱植民地化の意味」（同編『講座東南アジア学』7、弘文堂、1992年）29-30頁。

³⁷ 川島真「戦後初期日本の制度的「脱帝国化」と歴史認識問題—台湾を中心に」（永原陽子編『「植民地責任」論—脱植民地化の比較史』青木書店、2009年）。なお、脱帝国化や脱植民地化をめぐる諸議論の整理は同論文を参照されたい。

³⁸ 川島真「東アジアの脱植民地化・脱帝国化」（川島真、服部龍二編『東アジア国際政治史』名古屋大学出版会、2007年）、208-209頁。なお、台湾の脱植民地化を扱った研究は、近年相当進んだが、現状では文学、文化、先住民族問題に着眼した研究が多い。文学では、丸川哲史『台湾における脱植民地化と祖国化』（明石書店、2007年）などがあり、文化では、菅野敦志「1950年代台湾における文化的脱植民地化と「日本」」（『現代中国』第81号、2007年）などがある。若林正文「現代台湾のもう一つの脱植民地化—原住民族運動と多文化主義」（『台湾原住民研究』第11号、2007年）は、政治史の角度から考察したものであるが、分析の重点は先住民族に置いている。

た地域・国家、例えば朝鮮半島、台湾などの脱植民地化過程に直接関与しなかった³⁹。一方、台湾の脱植民地化は住民の主導によるものではなく、新たに統治権を握った国民政府によって着手された。そこでは支配側（宗主国=日本）と被支配側（植民地=台湾）はともに不在であったのである。これはすなわち、脱植民地化の「代行」と言える。ただし、若林正文は「代行された脱植民地化」の視点を提起したものの、「代行」についての厳密な定義は行わなかった。

ところで、「代行」という概念は、日本の中国研究では既に提起されてきた観点である。山田辰雄は、歴史的連続性に着目し、20世紀中国の政治に「代行主義」が存在していたと指摘している。本来、「代行主義」の提起はイデオロギー先行の側面があり、必ずしも実証的研究に基づいた議論ではなかったが⁴⁰、山田によって、「代行主義」は、エリート集団が人民に代わって改革の目標を設定し、人民に政治意識を扶植し、目標実現のために人民を動員するが、人民が自発的に政治に参加する制度的保障を欠く指導体制と指導様式であると再定義された。さらに、このような「代行主義」は台湾の政治的民主化にも見出されると指摘している⁴¹。国分良成は、中華人民共和国の官僚組織と機能を考察する際に、「代行主義」を用いて説明を行った⁴²。

段瑞聡は、清朝から中華民国、そして中華人民共和国に至り、時代、政権党そして国家指導者が交代したにもかかわらず、内容や解釈が異なるがあるが、みな自ら規定した道徳の励行を重視したと述べ、それは近代的国民国家を建設するため、まずそれにふさわしい国民を創出しなければならないという目的がある。国民党も共産党も一貫して上からの指導を重視し、中国固有道徳、或いは社会主義道徳を浸透させることを行ってきたのは、まさに山田辰雄が主張している代行主義であったと指摘している⁴³。さらなる学術的議論が必要であろうが、「代行主義」は分析視角としてはなお有効であろう。

以上のように、「代行主義」の概念は、本来袁世凱の帝政論から、孫文の訓政論、ないし中国国民党・中国共産党の統治体制を一括して説明しようとするものである。本研究は戦後初期の台湾を考察の対象とするため、「代行主義」という概念は必ずしもすべてに当てはめることができないが、台湾接收後、国府が台湾で推進した「脱日本化」「祖国化」政策や台湾人エリートによる脱植民地化の挫折などにつ

³⁹ 三谷太郎「まえがき」（大江志乃夫ほか編、前掲『岩波講座近代日本と植民地8』）vii頁。

⁴⁰ 「代行主義」の関連議論を検討しながらその視点から現代中国を理解しようとしたのは、加々美光行「文化革命の理念と現実」（『アジア経済』第19巻第5号、1978年5月）

⁴¹ 山田辰雄「序論—現代中国における代行主義の伝統について」（同編『歴史のなかの現代中国』勁草書房、1996年）

⁴² 国分良成『現代中国の政治と官僚制』（慶應義塾大学出版会、2004年）の第1章を参照。

⁴³ 段瑞聡『蒋介石と新生活運動』（慶應義塾大学出版会、2006年）253頁。

いては、「代行」という概念を援用できるのではないかと考えている。そうすることによって、同時に国民政府史における連続・非連続の考察にも寄与できるであろう。

なお、本研究において言及している「我々」意識という概念について、その要点を簡単に紹介しておく。現代社会学では、我々意識をもって自己の所属集団に同一化し連帯感をもっている場合、「我々集団 (we-group)」という。対となる概念は「他者集団 (others-group)」と称する。「我々集団」では集団への忠誠・愛情・犠牲などの感情がみられる。そして、「他者集団」との対立・抗争によって強化されるという⁴⁴。「我々意識 (we-consciousness)」は、同一集団に所属する人々が共有する意識や感情、とりわけ、集団の外部の人間に対して集団成員がもつ仲間意識や一体感を指す⁴⁵。近年、ボーダー・スタディーズの関連研究ではよく援引される概念でもある⁴⁶。

また、ベネディクト・アンダーソンは、著書の『増補 想像の共同体』で「国民とはイメージとして心に描かれた想像の政治共同体である」と述べ、国民という共同体の想像、すなわち国民意識を可能にした要因の一つとして、印刷・出版を代表とするコミュニケーション技術を指摘している⁴⁷。また、アンダーソンは、政権交替と国家相続の関係を議論する際に、「革命に成功した指導者はまた、旧国家の配線—ときには、役人、情報提供者をふくめて、しかし、常にファイル、関係書類、公文書、法律、財務記録、人口統計、地図、条約、通信、覚書その他—を相続する。まえの所有者が逃げ出してしまった大邸宅の複雑な配電システムのように、国家は新しい所有者がスイッチを入れ、ふたたびあのまえとかわらぬ輝かしい自己をとりもどすことを望んでいるのだ」と述べている⁴⁸。これらの概念は、本研究で適宜に援引して議論する。

⁴⁴ 森岡清美、塩原勉、本間康平編『新社会学辞典』（有斐閣、1993年）1540頁。

⁴⁵ 見田宗介、栗原彬、田中義久『社会学事典』（弘文堂、1988年）951頁。

⁴⁶ マイノリティー研究に関しては、黒川みどり編『近代日本の「他者」と向き合う』（解放出版社、2010年）、移民研究に関しては、貴志俊彦『近代アジアの自画像と他者—地域社会と「外国人」問題』（京都大学学術出版会、2011年）などがある。

⁴⁷ ベネディクト・アンダーソン著（白石さや、白石隆訳）『増補 想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』（NTT出版、1997年）82頁。

⁴⁸ ベネディクト・アンダーソン、同上書、266頁。

(二) 考察の焦点

以上のような視座のもとで、本研究は、考察の課題として以下の点に着目する。第1点は、国府の台湾接收を軸として、台湾を中心とする「人の移動」を描くことである。第2点は、台湾で生計を営んでいた人々のみならず、台湾から日本本土に移動した人々も視野に入れ、帝国日本の崩壊を背景に、彼らの人的境界が如何に変動したのかを考察する。第3点は、以上の人の移動及び人的境界が戦後台湾における脱植民地化において、どのような意味を持っていたのかを探究する。

具体的には、まず国民政府の対日戦後処理構想に着目し、その政策決定過程を考察することにより、台湾接收の戦略的な目的を探究する。次に、帝国日本の解体に伴った人の移動に着目し、人的境界が引かれた経緯を詳細に跡付けることによって、背後にある国府の意図及び接收工作の方針を明らかにする。最後に、連合国占領下の在日台湾人の法的地位を論じながら、彼らの位置づけが日本帝国の臣民から中華民国の華僑に変化していく過程を捉え直す。

(三) 研究手法と関係史料

本研究は、マルチ・アーカイブ的手法を用いて多角的な史料から考察するよう努める。国際政治史研究におけるマルチ・アーカイバル・アプローチとは、特定の史料源に頼らず、関係各国の外交文書や関連機関の公文書を突き合わせる作業である。必要に応じ、私文書の利用も求められる⁴⁹。本研究で中心となる一次史料は、主に日本及び台湾に所蔵されてある未公開史料である。そのほか、中国や韓国で編纂・出版された資料集なども利用する。未公開史料と編纂史料を照らし合わせるだけでなく、関係者による回想録などの個人資料を参照する。さらに当時の新聞・雑誌を精査・分析することにより、従来十分に認識されてこなかった新しい視点を提供できるだろう。

ここで、本研究で主に用いた一次史料及びその所在について言及しておきたい。まず、台湾で入手した史料は主に以下の公文書館及び資料館である。

⁴⁹ 研究手法としてのマルチ・アーカイブ方式について、服部龍二は「東アジア国際政治史研究の可能性」(同『国際政治史の道標—実践的入門』中央大学出版部、2004年)で、その必要性及び限界を言及している。

(1) 国史館：国史館は、主に政府の公文書を保管し、整理している機関である。「国民政府档案」には、在台日本人居留民の留用、渋谷事件の関連ファイルがある。また、「外交部档案」には駐日代表団のファイルも散見される。そして、かつて「大溪档案」とも呼ばれている「蔣中正總統文物」では、蒋介石が関与した高官レベルの会合と政策決定過程について確認することができる。

(2) 国史館台湾文献館：台湾の南投にある国史館台湾文献館は、「行政長官公署档案」「台湾省政府档案」などが収蔵されている。台湾引揚・留用、渋谷事件のほか、在台の朝鮮半島出身者、琉球諸島出身者に関する史料が所蔵されている。

(3) 国防部史政編訳室：在台日本人引揚の関連編纂史料を検証した際に、同室の『国軍档案』に所蔵されていた日本人軍人・軍属及び民間人の送還史料を閲覧した。これらの史料はその後、ほかの公文書館に分散、保管された。現在、同館は主に1949年以降の軍関係史料を収蔵している。その史料目録インターネット上で検索できる。

(4) 中央研究院近代史研究所档案館：中央研究院近代史研究所档案館では、国府外交部の戦後外交文書を保管し、史料をデジタル化して順次公開している。その中には、渋谷事件の交渉に関係する外交文書が数多く含まれている。

(5) 中国国民党中央文化伝播委員会党史館：国民党は、一政党であり、その内部文書は本来、公文書ではない。しかし、国民党による「党を以って国を治める」という歴史的事実を考慮すれば、政府レベルの公文書に准じる資料的価値がある。その党史館で、「特档」と分類された台湾・琉球・朝鮮に関連する党務の諸資料を閲覧した。また「国防最高委員会档案」に含まれながらも従来注目されてこなかった国際問題討論会の会議録を本研究は利用する。

(6) 档案管理局：档案管理局は、本来、国家レベルの公文書館を念頭に入れて設置されたが、諸事情により、現在においても、そうした役割を果たす機関になっているとは言いがたい。ここは各公文書館から史料を収集し、再整理した上で「二二八事件档案」という文書名でデジタル化した史料を公開している。二二八事件と直接関係のない史料、例えば、渋谷事件当時の各地の民意代表機関や在台日本人居留民の関連文書もここで見ることができる。

次に、日本で公開されている史料についても適宜利用する。例えば、沖縄県立公文書館は、米国国立公文書館から複写史料を購入し、一般公開しているが、その中でも「琉球政府文書」に在台琉球諸島出身者の関連文書が存在する。国会図書館憲政資料

室において、「日本占領関係資料」に属している『プランゲ文庫』の利用できるようになったため、当時日本の新聞・雑誌を全般的に把握することが可能になった。外務省外交史料館の戦後外交記録では、戦後外交文書公開の第16回目に公開された戦後引揚関係文書を用いて、引揚者団体の刊行物と照らし合わせる。

台湾と日本以外の地域で保管されている史料の利用も試みたが、史料公開の進度によって制約を受け、中国の公開史料については、主に編纂史料の使用にとどまる。筆者は2007年に中国・南京の中国第二歴史檔案館を訪ね、台湾調査委員会及び台湾行政幹部訓練班の関連公文書を抄録・複写したが、同館では、閲覧が制限されたものが多いため、全面的・体系的な史料収集は困難であった。なお、執筆者は、2009年9月中旬から、アメリカのスタンフォード大学のフーバー研究所を訪ね、一ヶ月ほど滞在し、同研究所で保管されている『蒋介石日記』の1943-1947年分を閲覧・抄録した。

未公開史料のほか、前述の公文書館は様々な史料集を出版しており、これらの編集・整理を経た編纂史料も大いに役に立つ。例えば、前述の中国第二歴史檔案館に所蔵されている史料の利用は、同館が出版した編纂史料に頼らざるを得ない。言語の制限で韓国の未公開史料の利用を断念したが、国民大学校韓国学研究所が編纂した資料集『韓人帰還与政策』10（2003年）を利用することによって補いたい。

第四節 論文の構成

本研究は、次のような構成で議論を進める。

第一章は、『蒋介石日記』を手がかりに国民政府がカイロ会談に向けて如何なる準備を進めていたのかを考察し、国民政府の対日政策を担当する部署の所在を検証し、国府の対日戦後処理構想の形成過程を明らかにする。まず、カイロ会談に臨む蒋介石の関心所在を明らかにし、続いて、従来注目されてこなかった国際問題討論会を取り上げ、これまで重要視されてきた部署と比較しながら、その役割と具体的な成果を考察する。

第二章は、まず台湾接收にあたる国府内部の議論及び具体的な準備を改めて整理した上、接收工作の展開過程を考察する。続いて、台湾で行われた日本本土出身者の引揚・留用過程を時系列に多い、各時期の特徴を探究する。これらの作業を通じて、国府の台湾接收方針を明らかにする。

第三章は、まず、琉球諸島及び朝鮮半島に対する国府の戦後処理構想について論述する。続いて、戦後初期の在台琉球諸島出身者及び朝鮮半島出身者を取り上げ、その処遇差異における有無を比較しながら、台湾で行われた人的境界の線引きに焦点を当て、日本本土出身者以外の民族集団に対する国府の政策について検討する。

第四章は、戦後初期在日の台湾出身者及び中国大陸出身者及び朝鮮半島出身者の法的位置に焦点を当て、その差異を考察する。そして、渋谷事件の経過とその直後の米国・中国・日本間の外交交渉を究明する。執筆にあたって、当時の日本語・中国語新聞、華僑雑誌、国府公文書、日本占領関係資料を総合的に検討する。

第五章は、まず渋谷事件の判決が中国大陸と台湾に及んだ波紋を論じ、後に台湾人エリートの政治行動に与えた影響について分析する。続いて、事件判決後で行われた諸善後措置を明らかにする。最後、渋谷事件の発生及び解決を通じて日本の脱帝国化と台湾の脱植民地化の関連性についても検討を試みる。

第一章

解放者の準備

—国民政府におけるカイロ会談への政策決定過程—

はじめに

盧溝橋事件以降、ほぼ独力で対日抗戦を続けてきた中華民国国民政府（以下、国府と表記する）にとって、太平洋戦争の勃発はまさに戦時外交のターニング・ポイントであった。1941年12月8日に国府指導者の蒋介石は、日米開戦の報告を受け取った後、直ちに中国国民党中央常務委員特別会議を召集し、国策の方針を確認し、続いて、米国・英国・ソ連の駐華大使を呼び、書面で対日本・ドイツ・イタリアの共同宣戦を提案した。さらに同日夜には軍事会議を開き、米・英の重慶駐在武官とも面会した。その日蒋介石は、「これまでの抗戦方策の成果が今日に至って頂点に達した」との感想を漏らしたという¹。そして翌日に国府は、日・独・伊に対して宣戦を布告した。

蒋介石は、1942年1月1日の年頭所感で、中国全土の軍民に対して対日抗戦の勝利を確信したとの意を表すとともに、改めて対日抗戦のための全国総動員を呼びかけた²。同日にワシントン

¹ 秦孝儀編『総統蔣公大事長編初稿』第4巻下（台北：出版者不明、1978年）768-769頁。

² 黄自進編『蔣中正先生対日言論』（台北：中正文教基金会、2004年）818-822頁。

ンで、枢軸国に宣戦している各国が「連合国共同宣言」を発表した。同宣言では、「大西洋憲章」が共同の作戦目的であることを確認した上で、戦争のための相互協力を約束し、単独講和を結ばないことなどを誓約した。各国はアルファベット順に署名したが、自国の領土が戦場となっているという理由で、ソ連と中国は米国・英国と並び筆頭に署名した。書面の上だけではあるが、同宣言をもって中国は「四大国」の列に加わったのである³。

続いて蒋介石は、米国大統領ルーズベルト (Franklin D. Roosevelt) の打診を受け、1942年1月に中国戦区（ベトナム、タイを含む）の最高司令官に就任し、戦区内の連合部隊の指揮権を持つようになった⁴。さらに、1943年1月に国府は米・英と互いの平等を謳った新たな条約を締結し、治外法権を含む不平等条約を撤廃した⁵。同年10月に米・英・ソ3国外相会議がモスクワで開かれた際、中国は招請されなかったが、米国の働きかけで会議後の「全般的安全保障に関する四国宣言」には加わった⁶。このように、中国は1943年11月に行なわれたカイロ会談を前に、不平等条約の撤廃という長年の悲願を達成し、形式的ではありながらも、連合国側の一員として米・英・ソと並ぶ国際的地位を得るに至ったのである。

さて、カイロ宣言では、満洲、台湾・澎湖諸島の中国への返還などが明言され、中国が強く主張した朝鮮半島の独立も認められた。それらの合意事項はいずれも日本帝国の崩壊を前提とするものであった。同時に日本帝国の解体は、東アジア地域に権力の真空を生み出すことを意味したため、米国の構想においては、戦後の中国が地域大国としての役割を果たし、東アジア秩序の担い手になることが期待された。その意味で国府にとってカイロ会談は、戦時外交の集

³ 五百旗頭真『米国の日本占領政策』上（中央公論社、1985年）134-135頁。

⁴ 秦孝儀編『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期 第3編 戦時外交』3（台北：中国国民党中央委員会党史委員会、1981年）97-98頁。目次及び内容から判断すると、同史料集は、『革命文獻—同盟国聯合作戦：開羅会議』（国史館蔵「蔣中正總統文物」002000000377A）に基づいて編纂されたと考えられる。

⁵ 秦孝儀、前掲『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期 第3編 戦時外交』3、707-784頁。

⁶ 秦孝儀、前掲『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期 第3編 戦時外交』3、793-901頁。

大成を意味した。では、長年軍事的侵攻のなかで相まみえてきた日本に対し、国府はどのような戦後処理の構想を持っていたのであろうか。

国府の対日戦後処理について従来の研究では、主に戦後の展開に重点を置き、特に対日賠償請求問題に焦点が当てられてきた⁷。しかし、戦時中の国府内部の議論に関する検討が不十分なため、カイロ会談で提起された国府の対日戦後処理構想の形成過程については十分に明らかにされていない⁸。

そこで本章は、国府のカイロ会談に向けた対日戦後処理構想の形成過程を明らかにする。論述の史料として、公刊史料と関係者の回想録をはじめ、主として米国のスタンフォード大学フーヴァー研究所で保管・公開されている『蒋介石日記』及び台湾の中国国民党党史館に所蔵されている『国防最高委員会档案』の未公刊史料を使用する。

⁷ 代表的な先行研究は、石井明「中国の対日占領政策」（『国際政治』第85号、1987年5月）、殷燕軍『中日戦争賠償問題』（御茶の水書房、1996年）、川島真「歴史学からみた戦後補償」（奥田安弘ほか編『共同研究中国戦後補償』明石書店、2000年）、袁克勤『アメリカと日華講和』（柏書房、2001年）、別枝行夫編『戦後処理政策と地域秩序の再編』（島根県立大学、2005年）などがある。

⁸ 国府の公式見解としての性格を有している文献では、カイロ会談が戦時米中関係の分水嶺だと認めている。梁敬錚『開羅會議』（台北：台湾商務印書館、1973年）205頁。また、五百旗頭真は、カイロ会談は米国の中国大国化政策の始まりではなく終わりであったと述べている（前掲『米国の日本占領政策』上、172頁）。石黒亜維は、カイロ会談は軍事的側面では結果的に大きな成果が得られなかったが、政治的側面においては多くの収穫を得たという、両義的性格を帯びていたと指摘した上で、同会談を経て中国の大国意識が形成されたとの結論を導いている（同「カイロ会談における国際平和機構構想」西村成雄編『中国外交と国連の成立』法律文化社、2004年）。殷燕軍はカイロ会談での政治的合意が、連合国の対日戦後処理の実践に反映され、サンフランシスコ対日講和条約にも影響を与えたことから、同会談は戦時中の首脳会議の中で実効性の高い会談の一つであったと主張している（前掲『中日戦争賠償問題』、39頁）。

第一節 カイロ会談に臨む蒋介石の関心の所在

カイロ会談は、1943年11月23日から26日の日程で行なわれた戦時首脳会議で、米国・ルーズベルト大統領、英国・チャーチル（Winston Churchill）首相、中国・蒋介石国民政府主席が参加した。国府側は、国防最高委員会秘書長の王寵惠⁹が代表団員として参加したが、対英・米外交の第一線に立つ責任者はいずれも参加しなかった¹⁰。会談の打診は同年6月から提起されていたが、場所や時間などの詳細が固まったのは10月の末頃であった¹¹。では、国府は会談に向けて如何なる準備を進めていたのだろうか。

先行研究では、国民党の編纂史料に基づき、国府の会談に向けた準備過程について次のように説明されてきた。すなわち、会談の参加に先立ち、1943年11月に国府側では「軍事委員会参事室」「国防最高委員会秘書庁」がそれぞれ会談の提案資料として「問題草案」「合作方案」をまとめて蒋介石に上申し、中国戦区参謀長スティルウェル（Joseph W. Stilwell）も軍事問

⁹ 王寵惠（1881-1958）は、エール大学で法学博士を取得、後にワシントン会議中国代表や国際司法裁判所判事を歴任。1937年3月に国府外交部長を就任。戦時下、1941年7月から国防最高委員会秘書長を務めていた。1945年サンフランシスコ会議の中国代表でもあった。秦孝儀編『中国現代史辞典 人物部分』（台北：近代中国出版社、1985年）38-39頁。劉国銘編『中国国民党百年人物全書』上（北京：團結出版社、2005年）180-181頁。徐友春編『民国人物大辞典 増訂版』上（石家荘：河北人民出版社、2007年）190-191頁。

¹⁰ 国府外交部長の宋子文は対米外交を統括する人物であったが、会談には参加しなかった。その理由は、直前に、宋子文と蒋介石の間に衝突が起こったためとされている。王子壯『王子壯日記』9（台北：中央研究院近代史研究所、2001年）13-14頁、唐縱著（公安部档案館編）『在蒋介石身边八年—侍從室高級幕僚唐縱日記』（北京：群衆出版社、1991年）389頁。また、当時国民政府の駐英大使であった顧維鈞も自らカイロ会談に関与しなかったと回顧している。顧維鈞「顧序」（梁敬錚、前掲『開羅會議』）Ⅷ頁。

¹¹ 秦孝儀、前掲『中華民國重要史料初編—対日抗戰時期 第3編 戦時外交』3、491-495頁。

題について意見書を提出したとされてきた¹²。「問題草案」とは、日本が無条件降伏する際に受諾すべき事項をまとめ、国府の対日戦後処理構想を具体的に提示したものであった。一方、「合作方案」は、戦後対日処理に関し、主に領土問題に触れるのみで、朝鮮半島の独立及び日本が日清戦争以降取得・占領した地域の放棄を求めることしか言及されていなかった。そのため、これまでの国府の対日戦後処理構想をめぐる議論では、往々にして「合作方案」は重要視されず、「問題草案」のみが取り上げられてきた¹³。

ところで、カイロ会談に臨む蒋介石は、対日戦後処理についてどのような考えを持っていたのであろうか。本節では、『蒋介石日記¹⁴』を用いて、カイロ会談直前の蒋介石の関心の所在について検討していきたい¹⁵。

まず、1943年11月1日付の『蒋介石日記』には、「日本が我が国に対し賠償すべき問題」とあり、蒋介石が日本に対して賠償を請求する意思を持っていたことが明らかである¹⁶。翌日

¹² 秦孝儀、前掲『中華民國重要史料初編—対日抗戦時期 第3編 戦時外交』3、498-506頁。スティルウェルの意見書は、当面の軍事作戦問題が中心であったため、本研究では省略する。「問題草案」「合作方案」の略称は同史料集によるものである。いずれも原文日付不明だとされている。殷燕軍は両案の作成時間が1943年11月14日だと推測しているが、出典を示していない（前掲『中日戦争賠償問題』、25頁）。なお、本章で言及した組織は初出のみ「」を付ける。

¹³ 例えば、張瑞成編『光復台湾之籌画与受降接收』（台北：中国国民党中央委员会党史委员会、1990年）では「問題草案」は収録されているが、「合作方案」は採択されていない（19-22頁）。また殷燕軍の前掲『中日戦争賠償問題』は、「合作方案」の存在に言及しているが、詳細な検討はなされていない（25-28頁）。

¹⁴ カイロ会談期間中の『蒋介石日記』の一部は蒋介石が重慶に戻ってから補記したものである。この点については本人が直後の1943年12月5日の『蒋介石日記』に明記している。

¹⁵ 本章で『蒋介石日記』と比較するに際しては、秦孝儀編『總統蔣公大事長編初稿』第5巻上（台北：出版者不明、1978年）を利用した。『總統蔣公大事長編初稿』は蒋介石の出来事や関心事を時系列に記録したものであり、『蒋介石日記』の内容も部分的に引用されている。そのため、『蒋介石日記』の原本が公表される前には、従来に関連研究でも多く利用されてきた。

蒋介石は、日本に対する最低限度の条件を思索しながら、日本の海軍艦艇及び工業機械類を中国に多めに分配すべきだという考えを自らの日記に記入している。ここでのいわゆる条件とは、日本の降伏を受け入れる際に提示する条件を指すと考えられる¹⁷。

2週間後の11月14日には、蒋介石は『蒋介石日記』に次のように書いている。

……ルーズベルトとの会談の件、甲、日本は若干トン数の軍艦、商船を中国に引き渡すべきである、二、日本の在華（満洲事件以降占領した地区）のすべての公私有産業は中国政府によって接収されるべきである、三、終戦後、日本は残っている武器、軍艦、商船及び飛行機の大部分を中国に引き渡すべきである。……午後、日本の無条件降伏及び処理の方策を検討する¹⁸。

この記述は、先に述べた「問題草案」の冒頭とほぼ一致している。従って、既に11月14日の前後にはカイロ会談に備えて、国府の対日戦後処理構想がある程度まとめられていたことが分かる。ところで、国史館所蔵の『事略稿本』によれば、軍事委員会参事室が提出したとされてきた「問題草案」が、実は国防最高委員会秘書長の王寵惠によって提出されたものであることが確認された。しかも、提出の日付は16日と明記されている¹⁹。さらにこれに先立って、王

¹⁶ 『蒋介石日記』1943年11月1日。同日付けの『總統蔣公大事長編初稿』には四国宣言については詳しく記されているが、蒋介石のこのような意向については記録されていない。

¹⁷ 『蒋介石日記』1943年11月2日。同日の『總統蔣公大事長編初稿』には、ほぼ同じ内容が記されている。

¹⁸ 『蒋介石日記』1943年11月14日。同日付けの『總統蔣公大事長編初稿』では、『蒋介石日記』でうかがえるような蒋介石の日本に対して賠償を請求しようとする強い意思は全く示されていない。

¹⁹ 『事略稿本』は、編年体で蔣の事蹟をまとめた記録で、蒋介石の日記を引用しながら関連の命令や公文書の抄録を多く収録している。『事略稿本—民国三十二年十一月』（国史館蔵「蔣中正總統文物」002000000662A）

寵恵が11月12日に「国際問題討論会」という別の部署によって作成された「日本の無条件降伏時の承諾すべき施行事項」を蒋介石に提出したことも確認できた²⁰。この詳細については後述する。

続いて、11月15日付の『蒋介石日記』の冒頭部分には、「琉球と台湾は我が国における歴史的な位置が異なる。琉球は一王国であり、その地位は朝鮮と相等し、ゆえに今回の提案では琉球問題について取り上げないことにする」との記述がある。ここから、蒋介石の琉球帰属に対する消極的な姿勢を指摘することができる²¹。

11月17日付の『蒋介石日記』で、蒋介石は「対日処理の提案及び損失の賠償などの件は英・米が先に提案するのを待つべきである。我が方から自発的に提起すべきではない」と記しており、対日戦後処理としての賠償を請求する意欲があるものの、同盟国を配慮し、控えめな姿勢を示そうとしたことが分かる²²。

翌18日、蒋介石はカイロに向けて出発した。同日の『蒋介石日記』の冒頭では、「今回、ルーズベルト、チャーチルとの会談は最も注意を払うべき問題」とし、「朝鮮独立」「東北と台湾の中国返還」問題などを記している²³。なお、同時期蒋介石の動静については厳しい箝口令が敷かれていた²⁴。

さらに、11月21日前後の記入と推測できる『蒋介石日記』に「本星期予定工作課目(今週の仕事予定)」では、会談の目的として「東北と台湾澎湖の中国返還」「戦後の朝鮮独立」「在

²⁰ 『対聯合国外交(一)』(国史館蔵「蒋中正總統文物」002000001237A)

²¹ 『蒋介石日記』1943年11月15日。同日の『總統蒋公大事長編初稿』では言及されていない。

²² 『蒋介石日記』1943年11月17日。同じ日付の『總統蒋公大事長編初稿』にも同様の記載がある。

²³ 『蒋介石日記』1943年11月18日。『總統蒋公大事長編初稿』の該当部分の記載も同じである。

²⁴ 唐縦、前掲『在蒋介石身边八年』391頁。

華日本公私産業・商船の損害賠償充当」などが記されている²⁵。この部分は、蒋介石が次の週の予定を考えながら、時に最も関心のある事項を改めて書いたものである。『蒋介石日記』には、蒋介石の心情がより強く表れていると推察されることから、当時の蒋介石の関心の所在は、満洲及び台湾・澎湖の返還、朝鮮の独立、在華日本資産の接収にあったと考えられる。

さて、カイロ会談は11月23日に正式に開始された。その夜、蒋介石はルーズベルトと1回目の会談を行い、予め用意していた政治関連事項について口頭で意見交換し、「日本が奪取した中国の領土は中国に返還させること」「太平洋において日本が占有している島嶼は永久に剥奪すること」「日本が崩壊した後、朝鮮に自由と独立を獲得させること」、そして「日本の在華公私産業はすべて中国政府によって接収されること」の各点において意見の一致を見た²⁶。その概要について蒋介石は23日付の『蒋介石日記』で次のように述べている。

今夜会談した要点は、一、日本の将来の国体問題……三、領土問題については満洲と台湾・澎湖諸島は中国に返還すべきである。ただし、琉球は国際機構の名義で中米による共同管理に委任してよい。これは私から提案した。まず、これをもって米国を安心させたい。次に、琉球は日清戦争の以前からすでに日本に属している。第三、この地域は米国と共管したほうが専ら我が国に帰属するより妥当である。四、日本の対華賠償問題……七、朝鮮の独立問題については、私は特にルーズベルトに注意を促し、私の主張に賛同するよう求めた……十、日本降伏後、軍隊を駐屯させ監視する問題については、私はまずこの問題は米国が主導すべきであり、必要に応じ中国が派兵し協力してもよいと言った。しかし、彼は中国がその中心

²⁵ 『蒋介石日記』1943年11月21日[記入推定]。この部分は同日付の『總統蔣公大事長編初稿』に引用されていないが、内容自体は14日の部分と同様である。

²⁶ 秦孝儀、前掲『中華民國重要史料初編—対日抗戰時期 第3編 戰時外交』3、527-528頁。

になるべきであると強く主張した。そこに深い意味があるだろう。私も可否を明言することを遠慮した。今夜会談したことは以上のようなものである²⁷。

カイロ会談自体は、この日記の記載以降に始まるものであるが、『蒋介石日記』における対日戦後処理に関する記述は、会議期間中はこれが最後となっている。蒋介石にとって、ルーズベルトとの会談をもって、対日戦後処理の青写真がほぼ固まったものといえよう。

カイロ宣言は1943年11月26日に米・英・中三国の代表の議論を経て草案としてまとめられ、同日の午後、3カ国首脳の同意をもって決定された。その発表は、後にテヘラン会談でソ連の了解を得て、12月3日に重慶、ワシントン、ロンドンで同時に発表された²⁸。カイロ会談の成果について蒋介石は、11月28日前後の記入と考えられる「上星期反省録(先週の反省録)」において次のような感想を残している。

今週、カイロで7日間滞在した。これは私が外交の舞台に初登場した第1幕である。今回は政治面で得られた成果が最も多い。軍事面がこれに次ぎ、経済面はまたその次である。しかしながら、どれも相当な成果を得た。……満洲と台湾・澎湖諸島はすでに50年、或いは、12年以上失われている領土であるが、米・英とも我が国への返還を明言してくれた。なおかつ、朝鮮の戦後の独立・自由も承認してくれた。これは何という重大な出来事であろう。

²⁷ 『蒋介石日記』1943年11月23日。『総統蔣公大事長編初稿』では記述が多少文飾されているものの、同日の記載内容はほぼ一致している。

²⁸ 秦孝儀、前掲『中華民國重要史料初編—対日抗戦時期 第3編 戦時外交』3、530-533頁。

これは何という提案であろう。何という希望であろう。予想を超えて今回、3カ国の共同声明の中で発表することができた。まさに古今東西において未曾有の外交的成功といえよう²⁹。

以上のように、蒋介石はカイロ会談について自らの日記にこのような感想を記し、また、翌年の年頭講話でカイロ会談を「日清戦争50年以來の清算³⁰」と位置付け、会談の成果を高く評価した。

ところで、蒋介石は前述の国府の用意した「問題草案」「合作方案」のような提案資料を受け取って、自らの意思を固めたのであろうか。或いは、提案資料は蒋介石の意向を受けて作成されたものであろうか。いずれにしても、蒋介石個人の意向はどのように国府の政策決定に反映されたのであろうか。結論を先に述べれば、筆者は国府によるカイロ会談の準備が、蒋介石の言動に反映されたのではないかと考えている。では、国府のカイロ会談の提案資料は、どのような過程を経て決定に至ったのであろうか。

第二節 対日戦後処理構想の政策決定機関

前節で論究したように、先行研究では、軍事委員会参事室及び国防最高委員会秘書庁によってカイロ会談の提案資料が提出されたことを前提にしたため、国民政府の対日戦後処理構想は、

²⁹ 『蒋介石日記』1943年11月28日[記入推定]。この部分は、蒋介石が一週間の出来事をふりかえながら、自分を戒めるべき事項を改めて書き込むところであった。同じ日付の『總統蔣公大事長編初稿』には類似の記述があるものの、蒋介石の高揚感を示す「外交舞台の第一幕」「古今東西において未曾有の外交的成功」などの表現は記されていない。

³⁰ 黄自進、前掲『蔣中正先生対日言論』910頁。

両部署によって作成、或いは整理されたと考えられてきた。それに対して、先に言及した「国際問題討論会」の存在は、従来あまり注目されていなかった。ここで、この三つの部署が国府の政策決定過程においてそれぞれどのような役割を果たしたのかを再検討する。

(一) 軍事委員会参事室

抗日戦争開始後の1937年9月、軍事委員会委員長であった蒋介石は国府より陸海空軍の最高統帥権、党・政の統一的指揮権を与えられた³¹。一時期、党の組織部、訓練部、宣伝部も軍事委員会の下に置かれていたが、1938年1月の国府の武漢移転後、軍事委員会は組織の大綱を修正し、党務及び行政の業務を分離した³²。参事室もこの前後に、軍事委員会委員長の直轄部署として設置されたと考えられる³³。最初の参事室主任は朱家驊であったが、朱はすぐに国民党中央執行委員会秘書長に転任し、王世杰がその後任になった³⁴。

³¹ 周美華編『国民政府軍政組織史料』1（台北：国史館、1996年）77頁。

³² 陳之邁『中国政府』2（上海：上海書店、1991年復刻、原本1945年刊）24頁。

³³ 周美華編、前掲『国民政府軍政組織史料』1、78-82頁。張忠紱『迷惘集』（台北：文海出版社、1978年復刻、原本1968年刊）133頁。張忠紱（1901-1977）は、清華学堂を経て米国に留学、ジョンズ・ホプキンス大学で博士を取得。大学の教職を経て、1938年春に軍事委員会参事に就任。参事室の設立当初からの構成員であった。1944年ダンバートン・オークス会議、1945年サンフランシスコ会議に参加。秦孝儀、前掲『中国現代史辞典 人物部分』349-350頁。劉国銘、前掲『中国国民党百年人物全書』上、1225-1226頁。徐友春編、『民国人物大辞典 増訂版』下（石家荘：河北人民出版社、2007年）1813頁。

³⁴ 朱家驊（1893-1963）は、国府の教育部長・交通部長・浙江省主席を務めてきた。王世杰（1891-1981）は、後に国民党の中央宣伝部長・国府の外交部長を歴任した。徐友春、前掲『民国人物大辞典 増訂版』上、79-80・350-351頁。王世杰が主任就任の内示を得たのは1938年5月6日であった。王世杰『王世杰日記』1（台北：中央研究院近代史研究所、1990年）258頁。公刊されている同日記は全10冊の手稿本影印である。

軍事委員会に参事室が設置されたのは、主に「民衆の隠れている苦しみを求め、下意上達をはかる」ためであった。設立当初、参事室は、政府と民間の架け橋になることが期待されていたと考えられる。そのため、参事は官僚経験者よりも学識経験者が多くを占めていた。参事は担当の分野や提案の内容にかかわらず、侍従室を通じ蒋介石に対して意見を具申することや、さらに公費で全国を旅行して研究や視察を行うことができた。

また当初、参事室では、委員長官邸で蒋介石の列席の下、晚餐会や昼餐会を兼ねた座談会が開かれていた。座談会は週1、2回開かれ、特に形式もなく、議論の内容も制限がなかった。参事は専門分野がそれぞれ異なっていたが、蒋介石との座談会では全ての議題について意見を述べることができた。座談会には国府の要人もしばしば同席したため、参事が蒋介石以外の国府上層部にも意見を交換したり具申したりすることは可能であった³⁵。特に、米国が四国宣言の草案を国府に提示して同意を求めた際に、蒋介石は参事室にその研究を命じていた³⁶。この点に関して、陳雁は参事室座談会で討論された外交議題を列举し、国府の戦時外交政策決定における参事室の果たした役割を高く評価している³⁷。

しかし、参事室の構成員は外交問題の専門家とは限らなかった。そのため、主任の王世杰、或いは、個別の参事が外交議題について発言したり提案したりしていたとしても、全参事室を挙げて専ら外交政策の研究に従事していたというわけではなかった。また、王世杰が主任に着任してからは、参事が蒋介石に意見する場合は、参事室主任を通して伝達しなければならなくなったという。これにより、参事の意見具申の自由はおのずから制限されるようになったのみ

³⁵ 張忠紱、前掲『迷惘集』129-131頁。

³⁶ 王世杰『王世杰日記』4（台北：中央研究院近代史研究所、1990年）162-163頁。秦孝儀、前掲『中華民國重要史料初編—対日抗戦時期 第3編 戦時外交』3、800-801頁。

³⁷ 陳雁『抗日戦争時期中国外交制度研究』（上海：復旦大学出版社、2002年）78頁。しかし、同書の参事室についての記述には、前掲の『王世杰日記』からの引用と明記されながらも、確認できない脚注がいくつか存在する。

ならず、形式上は参事室の提案であったとしても、果たしてそれが参事独自の提案だったのか、参事室全体の提案だったのかを判断することは難しくなったのである³⁸。従って、国府の戦時外交政策決定過程において、参事室が諮問機関として政策提言の機能を持っていたとしても、必ずしも決定的な役割を担っていたとは言えない。以上のことから、陳雁の参事室に対する評価は再検討する余地があるだろう。

なお、カイロに発つ前日、蒋介石が王世杰を呼び、会談に提出すべき問題について意見を求めた。その際、王世杰は中国の領土問題（台湾・澎湖の返還、東北地方の回復、香港問題の棚上げ）や朝鮮の独立にも言及したが、「四国機構」「联合国機構」「遠東委員会」「遠東聯合参謀会議」の設立、回復地域の臨時管理及び日本降伏後に関する米・英・ソとの協定の締結について進言した³⁹。王世杰の関心が戦後処理より同盟国との連携にあったと推察できる。

（二） 国防最高委員会秘書庁

国防最高委員会は1939年2月に設置され、1947年4月に撤廃されるまで、国府の戦時最高政策決定機関として位置付けられていた。委員長は国民党総裁である蒋介石が就いた。国民党の中央執行委員会常務委員と中央監察委員会常務委員、国府五院の院長と副院長、軍の軍事委員会委員がそれぞれ常務委員を兼務していた。そのほか執行委員には、党・政・軍各機関の実務責任者を据えた⁴⁰。行政系統的には国府の党・政・軍が国防最高委員会の指揮下に置かれた。

³⁸ 張忠紱、前掲『迷惘集』132-133・160頁。

³⁹ 王世杰、前掲『王世杰日記』4、192頁。

⁴⁰ 国防最高委員会に関して比較的新しい研究は、劉維開著（加島潤訳）「国防最高委員会の組織とその活動実態」（石島紀之、久保亨編『重慶国民政府史の研究』東京大学出版会、2004年）がある。

蒋介石は国防最高委員会を通じて、党・政・軍を一括して指揮することを試み、三者の緊密な協調を図ろうとした。

国防最高委員会に設けられた秘書庁は、同委員会の運営を担った。秘書庁は文書の上申・転送を担当し、国防最高委員会の決議も秘書庁を通じ各機関に通知・執行されることになっていた。そのため、秘書庁は実質的に同委員会を取り仕切る部署となり、また、その処理を要する事務が極めて煩雑であったため、秘書庁の組織規模も次第に拡大した⁴¹。その責任者である秘書長は、張群、陳布雷が務め、1941年7月以後、王寵恵がその任に就いた⁴²。

秘書庁には、秘書長とそれを補佐する副秘書長のほか、機要室及び第一、二、三処が設けられた。機要室は機密電文の起草・翻訳、他部署文書の検査を担当した。第一処は文書の起草と校正、文書の受け入れ発送、公文書と印鑑の保管などの業務を職掌とした。第二処は人事の登録・任免・訓練・審査などを受け持った。第三処は会議日程の管理、議事録の作成、議案の整理と編集・印刷などをつかさどった⁴³。このように秘書庁の職務管掌から見ると、国防最高委員会の運営の中心機関とはいえ、秘書庁の果たしていた役割は事務的輔佐にとどまっていた。

劉維開の論考によれば、国防最高委員会が設けられた目的は、党・政・軍の指揮を統一し、戦時体制を樹立することにあつたため、理論上、同委員会は政策立案・策定の最高決定機構として最も広範で最も強力な権力を備えているはずであった。しかし、重要な軍事・政治事項が必ずしも同委員会で最終決定されたわけではなかった。むしろ、党・政・軍各方面の意見調整

⁴¹ 劉維開、前掲「国防最高委員会の組織とその活動実態」34-35頁。

⁴² 劉維開編『中国国民党職名録』（台北：中国国民党中央委員会党史委員会、1994年）169頁。張群（1889-1990）は、蒋介石と共に日本に留学し、辛亥革命に参加した国民党政権の要人であった。陳布雷（1890-1948）は、蒋介石の側近として重要文書の起草に携わっていたことで知られる。徐友春、前掲『民国人物大辞典 増訂版』上・下、1399-1400・1750頁。

⁴³ 袁継成、李進修、呉徳華編『中華民国政治制度史』（武漢：湖北人民出版社、1991年）529-530頁。

を図る機構という側面が強かったという⁴⁴。従って、国防最高委員会の秘書庁は、政策決定過程の調整役の事務的補佐として機能していたと考えられる。

以上のように、軍事委員会参事室と国防最高委員会秘書庁はいずれも国府の政策決定過程に関わる機関ではあったが、決して外交政策の立案と意思決定の機関ではなかった。

(三) 国防最高委員会国際問題討論会

続いて、前述した国際問題討論会の果たした役割を議論したい⁴⁵。蒋介石は1941年6月、王寵恵に戦後の講和会議に関する研究と準備の開始を命じた⁴⁶。その準備の議論の場として、翌月、王寵恵は国際問題討論会という新たな組織を設置することを蒋介石に提案し、業務内容や構成員の人選などを含む組織案をまとめた。構成員の選抜に際しては、実務担当能力に重きが置かれた⁴⁷。

討論会の主任は王寵恵が兼任し、他の構成員は関連各機関の実務責任者や専門研究者から選ばれ、すべて兼職で無給であった。分野別に4つのグループに分けられ、第一組は国際政治問

⁴⁴ 劉維開、前掲「国防最高委員会の組織とその活動実態」43頁。

⁴⁵ 国防最高委員会国際問題討論会に言及した先行研究は、李朝津「抗戦時期中国対聯合國成立的態度」（中国近代史学会編『慶祝抗戦勝利五十週年兩岸學術研討會論文集』上、台北：同会、1996年）、前掲の陳雁『抗日戦争時期中国外交制度研究』、呂芳上「従日記及档案中觀察蒋介石対日外交策略」（日台交流センター編『歴史研究者交流事業（招聘）研究成果報告書集（2003～2004）』交流協会、2006年）など僅かである。

⁴⁶ 「蒋介石委員長手諭抄件」1941年6月13日『国際問題討論会規則綱目及人員聘任』（党史館蔵「国防最高委員会档案」005/1）。しかし、蒋介石がこの命令を下した背景及び具体的理由はなお解明されていない。

⁴⁷ 「王寵恵擬訂国際問題討論会規則等項報告」1941年7月25日、前掲『国際問題討論会規則綱目及人員聘任』（005/1.3）。

題、第二組は国際経済問題、第三組は日中問題、第四組は国際間の自由と平等を獲得する問題を担当した。各組には担当者がおり、関連資料の収集や議案の起草に専従した⁴⁸。

日中問題を担当する第三組は当初、王芃生と楊雲竹がその任にあたり⁴⁹、間もなく邵毓麟も加わった。そのなかで王芃生がその責任者として統括していた⁵⁰。第三組に与えられた研究の題目は「(一) 領土の回復 (二) 敵国の戦争責任の確定 (三) 我が方の損失の賠償及び公私有財産の返還 (四) 在華外国人の損失の賠償 (五) 敵国産業の接收及び整理 (六) その他の問題」であった⁵¹。

最初の会合は1941年10月29日に開かれ、定員の増加、召集の頻度や今後の予定について話し合われた。そこで、外交部所属の国際問題研究機構と緊密な連携を取ることを決定し、ま

⁴⁸ 「国防最高委員会国際問題討論会規則」1941年7月25日、前掲『国際問題討論会規則綱目及人員聘任』（005/1.3）。前述の軍事委員会参事の張忠紱は、国際政治問題担当の第一組の責任者を務めた。

⁴⁹ 「国防最高委員会国際問題討論会各組組員名單」1941年7月25日、前掲『国際問題討論会規則綱目及人員聘任』（005/1.3）。王芃生（1893-1946）は、日本陸軍經理学校に留学した経験があり、ワシントン会議中国代表団員・国際連盟中国代表団員・中国駐日大使館参事などを歴任、日中戦争期に軍事委員会国際問題研究所長を務めていた。秦孝儀、前掲『中国現代史辞典 人物部分』26-27頁。劉国銘、前掲『中国国民党百年人物全書』上、119-120頁。徐友春、前掲『民国人物大辞典 増訂版』上、87頁。楊雲竹（1901-1967）は、東京帝大政治学科を卒業して、1936年8月から中国駐日大使館に勤務し、駐横浜総領事を歴任した。1940年7月に外交部亜東司長に就き、戦後は中国駐日代表団副団長・国府駐日公使を歴任した。劉国銘、前掲『中国国民党百年人物全書』上、961頁。徐友春、前掲『民国人物大辞典 増訂版』下、2157頁。

⁵⁰ 「国際問題討論会第二次会議記録」1941年12月12日、『国際問題討論会会議記録及各種研討案件分送各会員研究』（党史館蔵「国防最高委員会档案」005/2.1）。邵毓麟（1909-1984）は、九州帝大で経済学を修めた後、東京帝大大学院で研究を続け、中国駐横浜総領事・外交部情報司長を歴任、国府では日本・朝鮮問題の専門家とされていた。各人の履歴は以下を参考せよ。劉国銘編、『中国国民党百年人物全書』下（北京：團結出版社、2005年）1434頁。徐友春、前掲『民国人物大辞典 増訂版』上、790頁。

⁵¹ 「国際問題討論会規則綱目及人員聘任案」1941年6月21日、前掲『国際問題討論会規則綱目及人員聘任』（005/1.3）。

た楊雲竹は「中日問題研究綱目」という資料を提出した⁵²。ここで言う外交部所属の国際問題研究機構とは「戦後外交資料整理研究委員会」を指していると考えられる⁵³。

その後、国際問題討論会は計 58 回の会合を開き、47 件の案件を議論した。その内、日中問題と関連があるのは 15 件であった⁵⁴。各議題の討論に際して、出席者は自らの専門分野とは関係なく、議論に参加できた⁵⁵。王寵恵は事実上の総括者としての役割を担い、後にカイロ会談にも参加していた。

同時期、国府の内部には、ほかにも外交関係の専門組織が並存していた。例えば、前述の戦後外交資料整理研究委員会及び、同じ国防最高委員会の下に置かれた「外交専門委員会」などである。国際問題討論会を設立した後、蒋介石は外交部の類似組織を統合するよう指示した。それを受け、戦後外交資料整理研究委員会は、国際問題討論会の下に置かれ、研究資料の収集及び整理に当たるようになった⁵⁶。こうして国府の戦後外交政策の準備は、国際問題討論会に一本化された。

⁵² 「国際問題討論会第一次会議記録」1941年10月29日、前掲『国際問題討論会会議記録及各種研討案件分送各会員研究』（005/2.1）。

⁵³ 中国第二歴史档案館編『中華民国史档案資料彙編 第五輯第二編 外交』（南京：江蘇古籍出版社、1991年）4-7頁。

⁵⁴ 呂芳上、前掲「従日記及档案中觀察蒋介石対日外交策略」344-346頁。但し、最終回の議事録は『索取賠償』（党史館蔵「国防最高委員会档案」005/41）に収録されている。

⁵⁵ 前掲「国際問題討論会第二次会議記録」1941年12月12日。

⁵⁶ 『国際問題討論会奉令将外交部類似国際問題討論会機構者応併由国防会主持案』（党史館蔵「国防最高委員会档案」005/4）

外交専門委員会はもともと党の中央政治委員会に所属していたが、国防最高委員会の成立に伴い、それに属する専門委員会に変更された⁵⁷。1942年2月、外交専門委員会主任委員の郭泰祺は戦後外交政策を検討するにあたり、国際問題討論会と協力する意欲を示し、王寵惠に打診した。しかし、王寵惠は国際問題討論会が蒋介石の直接の命令を受けて設立されたと述べ、秘密保持の問題を理由に婉曲的にこれを拒否した⁵⁸。国際問題討論会は、同じ外交関連部門でありながらも、少なくとも戦後外交構想問題の面では事実上、外交専門委員会より序列が上だったと言えよう。

国際問題討論会の役割について先行研究では、陳雁は国際問題討論会と戦後外交資料整理研究委員会と同様に国府の戦後外交を準備する重要機構であったとし⁵⁹、呂芳上は国際問題討論会が現在言われるシンクタンクに相当したと評している⁶⁰。しかし、先述したように、戦後外交資料整理研究委員会は国際問題討論会の下部組織となったため、政策決定の機関とは言いがたい。また、構成員の学歴・経歴に注目してみると、国際問題討論会は、各関連機関に所属している実務経験・担当者、情報分析に携わっている者や留学経験を有している専門分野の研究者が一堂に会し、部署間の連絡を取りながら、政策決定のための意見交換の場であった。従って、同討論会は、研究機関としてのシンクタンクにとどまらず、戦後外交政策を検討するための専門家の集団という性格の側面が強かった、と言えるだろう。

⁵⁷ なお、外交専門委員会と国際問題討論会の役職を兼務する者もいた。劉維開、前掲『中国国民党職名録』169-170頁。

⁵⁸ 以下の資料に基づく。「国防最高委員会外交専門委員会第七十五次会議」1942年2月4日・「国防最高委員会外交専門委員会第七十六次会議」1942年3月4日・「国防最高委員会外交専門委員会第七十七次会議」1942年4月1日『外交専門委員会会議記録』（党史館蔵「国防最高委員会档案」003/310.4）。郭泰祺（1890-1952）は、駐英大使や外交部長を歴任した外交官であった。徐友春、前掲『民国人物大辞典 増訂版』上、1273頁。

⁵⁹ 陳雁、前掲『抗日戦争時期中国外交制度研究』58頁。

⁶⁰ 呂芳上、前掲「従日記及档案中觀察蒋介石対日外交策略」340頁。

第三節 国民政府の対日戦後処理構想の形成

カイロ会談への参加に備えて国民政府では、国際問題討論会が「解決中日問題之基本原則（日中問題解決の基本原則）」及び「日本無条件投降時所應接受遵弁之條款草案（日本無条件降伏後の承諾すべき施行事項）」を作成していた。ここでは、両案に絞って、カイロ会談に至るまでに同討論会で行なわれた日本に関する議論を分析し、国府の対日戦後処理構想の形成過程を明らかにしたい。

（一）「日中問題解決の基本原則」

1942年1月29日、国際問題討論会は第5回会合を召集し、「日中問題解決の基本原則」に関する王芑生の報告を聞き、意見を交わした。この「基本原則」案は、日本の完全な崩壊を想定し、日中関係の諸問題の根本的解決を図るため、王芑生によって作成されたものである。その概要は次の通りである⁶¹。

同案ではまず、過去の日中関係問題について、清算基準を日清戦争以前の状態に設定した。しかし、王芑生は敗戦国に過酷な処分を科すと、報復戦争の火種になる恐れがあることも指摘し、日本に「軍閥政治」を復活させないという前提で日本の固有領土や主権を尊重すべきであると主張したのである。領土問題に関しても同案では、中国の東北地方の回復はもちろん、台湾・澎湖諸島の返還及び朝鮮半島の独立も目標として明記した。この背景には、日本が朝鮮半島を大陸侵略の基地とし、台湾・澎湖諸島を南進政策の拠点とした、という認識があり、王芑

⁶¹ 「国際問題討論会第五次会議記録」1942年1月29日、前掲『国際問題討論会会議記録及各種研討案件分送各会員研究』（005/2.1）

生は朝鮮の独立と台湾・澎湖の返還がなさなければ、中国の国防が脅威に晒されると指摘したのである。他方で、同案は琉球を日本の一部と認めていた。政治問題については、日本と締結した両国間・多国間の不平等条約を廃除し、平等の原則の下で新しい条約を締結すべきであるとした。ただし、日本が侵略国の旧態に復することを防ぐため、必要に応じ、条約で日本の主権の一部（例えば、軍事権）を制限することも記された。経済問題については、不平等条約を廃止するほか、中国の公私戦災損害は日本の在華公私有財産・産業の没収をもって賠償に当てるとした。略奪された工業機械類や物資は返還させて原状に戻すこととし、必要に応じて、相当数の物資を要求することで、中国の損失を補うことを記した。なお、新たな条約を締結する際には、政治・経済事項に関して、日本と米国・英国・ソ連との新たな条約に准ずべきであるとした。

このうち議論が白熱したのは琉球問題であった。王芃生は琉球諸島が日清戦争以前、既に日本の支配に置かれていたことに鑑み、日本の琉球領有を認めようと考えていたが、これには他の出席者が激しく反対した。特に日本の琉球領有の正当性について疑問が出された。中国に帰属させるべきだという意見もあれば、琉球を独立させるべきだという意見もあった。しかし、王芃生は琉球の中国への帰属も、琉球独立の促進のいずれも困難であろうと説明し、英・米の態度にも配慮する必要があるため、日中両国がいずれも利用できないことを最低限の主張にしたいという意見を述べた。結局、会合の出席者は琉球諸島の日本領有を認めるが、共同管理による非武装地帯化を強く望むこととし、琉球民衆への差別を禁ずることで合意した。また、賠償を請求する際に、商船を物資扱いしうるかどうかも討論した。

この会合では、台湾・澎湖諸島の中国への返還が出席者たちに当然のこととされていたものの、国際問題討論会ではその返還が「基本原則」議題の一部とされ、また日本の対中侵略の再起を抑制するという観点から、朝鮮半島、琉球諸島と同列に議論されていたことが示すように、当初、国府では台湾・澎湖の回復は、対日戦後処理構想の一環として位置づけられていた。

なお第1節で言及したように、琉球の帰属問題について蒋介石は積極的な姿勢を示さなかった。その理由の一つは、蔣は自らの日記で英・米への配慮を挙げている。王芃生がこの第5回会合で示した見解とも類似している。戦後琉球の帰属問題について両者間で議論されたこともあるのではないかと推察できる。

(二) 「日本の無条件降伏時の承諾すべき施行事項」

続いて国際問題討論会は、1943年8月末からカイロ会談の直前まで、第34回・第35回・第36回・第39回の計4回にわたって会合を開き、国防最高委員会参事の浦薛鳳が作成した「日本の無条件降伏後の承諾すべき施行事項」草案を叩き台に議論が交わされた⁶²。この「施行事項」は、日本の無条件降伏を前提とし、また第一次世界大戦後のベルサイユ条約及びサンジェルマン条約を参照し、中国の実情も念頭に入れながら作成された対日戦後処理案であった。

まず、1943年8月26日の第34回会合では、王芃生は冒頭で、青島返還の例を挙げ、日本が故意に武器を「現地の匪賊」に引き渡し、治安を攪乱させる可能性について危惧を表明した。続いて会合では、華僑の保護、在華日本資産の接收、在華日本軍隊の武装解除と引揚、日本の武器の接收、現状を維持するための技術者留用、対日協力政権の幹部の引渡しなどについても議論が進められた⁶³。

⁶² 浦薛鳳（1900-1997）は、清華学堂を経て米国に留学し、ハムリン大学で法学博士を取得した。大学の教職を経て、1939年3月に国防最高委員会参事に就任した。1944年ダンバートン・オークス会議及び1945年サンフランシスコ会議に参加した。劉国銘、前掲『中国国民党百年人物全書』下、1803頁。徐友春、前掲『民国人物大辞典 増訂版』上、1337頁。

⁶³ 「国際問題討論会第三十四次会議記録」1943年8月26日、前掲『国際問題討論会会議記録及各種研討案件分送各会員研究』（005/2.5）。

続いて、9月2日の第35回会合では、汪兆銘政権の軍隊・警察の暫定措置、略奪物資の返還、琉球の帰属問題、満鉄・中東鉄道を含む公私財産の現状維持と返還などが討論された。琉球の帰属問題を議論するに際し、王寵恵は、中国が海軍を持っておらず、その上、琉球が日本に近接していることを指摘し、中国に帰属させてもかえって負担が増えるだけだろうと述べた。これに対し外交部政務次長の呉国楨は、琉球を国際共同管理の下に置き、共通の海空軍の基地にすることを提案した。結局、琉球問題は中国帰属案、国際管理案、非軍事地帯案が提起されたものの、その決定は先送りされた⁶⁴。

そして、9月30日の第36回会合では、降伏後の現状及び秩序の維持は当該地の日本軍隊に責任を持たせることを決定したほか、日本がドイツより早く降伏することを想定し、その対応について議論した。その他、先の2回の会合にて議論済みの事項について、表現方法に修正を加えた。琉球問題は再び議論の中心になり、その結果、琉球に関しては中国への帰属を求める、但し書きとして国際管理案及び非軍事地帯案を併記することに決定した⁶⁵。

11月4日の第39回会合は、カイロ会談の開催日が決まった直後に招集された。浦薛鳳は前回の議論に基づき、原案を修正し、さらに新たに入手したイタリアと連合国が交わした休戦協定を参考にし、最終的な議論を行なった。この会合では、日本の船舶や飛行機の移動禁止、日本によって強制連行された中国人の帰国などについて議論が行なわれた。なお第一節で述べたように、11月初頭の『蒋介石日記』には、日本の賠償についての記述があった。蒋介石はこの会合の前に「施行事項」の草案について説明を受けた可能性があると考えられる。

⁶⁴ 「国際問題討論会第三十五次会議記録」1943年9月2日、前掲『国際問題討論会会議記録及各種研討案件分送各会員研究』（005/2.5）。呉国楨（1903-1984）は、プリンストン大学で哲学博士を取得、国府の外交・内政職務を歴任。1942年12月に外交部政務次長に主任。戦後、上海市長・台湾省主席を務めていた。劉国銘、前掲『中国国民党百年人物全書』上、1043-1044頁。徐友春、前掲『民国人物大辞典 増訂版』上、624頁。

⁶⁵ 「国際問題討論会第三十六次会議記録」1943年9月30日、前掲『国際問題討論会会議記録及各種研討案件分送各会員研究』（005/2.5）

以上の諸会合での議論に基づき、原案作成者の浦薛鳳は修正に着手し、1943年11月10日に最終稿を書き上げた。この「施行事項」は、最終的に軍事・政治・経済の大項目に分けられ、小項目は計25カ条であった。そして、題名が「降伏後」から「降伏時」に変更された⁶⁶。

従来、軍事委員会参事室が提出したとされてきた「問題草案」が、実は、王寵惠によって提出されたということは、既に第一節で述べた。「問題草案」と「施行事項」を比較すると、記述の順番などは多少異なるものの、内容的には大差がなかった。軍事・政治・経済の大項目分類も一致している。さらに「問題草案」には「前日提出した日本に関する項目は計25カ条で、ここでその主要原則の摘要を左に羅列する」と明記している。以上から判断すると、「施行事項」は11月10日に完成された後、12日に王寵惠によって蒋介石に提出された。そして、「施行事項」を受け取った蒋介石がその要点を14日の『蒋介石日記』に書き込み、後に蒋介石の意を受けた幕僚たちが「施行事項」の内容を取り入れ、「問題草案」を作成して16日に再提出したと考えられる。

(三) 蒋介石の帰国報告

蒋介石は、カイロから帰国後の1943年12月20日に開催された国防最高委員会第126次常務会議でカイロ会談の成果について報告を行なった⁶⁷。報告の内容は主にインド・朝鮮・ベト

⁶⁶ 「国際問題討論会第三十九次会議記録」1943年11月4日、前掲『国際問題討論会会議記録及各種研討案件分送各会員研究』（005/2.6）

⁶⁷ 中国国民党中央委員会党史委員会編『国防最高委員会常務会議記録』5（台北：近代中国出版社、1995年）825-826頁。なお、同じの題目の記録は、ほかのバージョンがある。張瑞成、前掲『光復台湾之籌画与受降接收』36-38頁。短い前者は速記録で、長文の后者は後ほど整理されたものだと考えられる。

ナム・琉球・台湾澎湖・香港など中国の周辺地域の関連事項であった。なお、王世杰は英国訪問中のため、この会議を欠席した⁶⁸。

蒋介石は、特に朝鮮半島の独立、台湾・澎湖諸島の回復については、同盟国から同意を得たことを説明し、琉球諸島の中国への帰属を固執しないとしながらも、琉球を日本の支配から引き離す意向を示した。台湾・澎湖諸島の返還は求めても琉球諸島を求めない理由については、1895年以前、琉球が既に日本に支配されていたためであると説明した。以上の蒋介石の説明から、国府の政策においては、日清戦争が日中問題を清算する時間的基準点となっていたといえる。この清算基準はまさに国際問題討論会の第5回会合で議論されたのである。

そして、蒋介石は対日賠償請求について全く触れなかったが、中国が琉球を求めないもう一つの理由として、中国の海軍力が欠如していることを指摘した。蒋介石が自身の日記において、賠償の一部として軍艦や船舶を言及している理由がここにかがえる。この説明は王寵恵の第35回国際問題討論会会合での発言と類似しており、王寵恵との間に意見が交わされたと考えられる。

以上が示すように、国府によるカイロ会談への準備過程では、国際問題討論会が極めて重要な役割を果たしていた。国府の対日戦後処理構想の政策決定過程では、関連機関の実務責任者や専門研究者の討議を経て政策が決定されていた。従来、国府の政策決定過程における専門的な行政・技術官僚による政策集団の果たした役割がよく議論されてきた⁶⁹。その意味で、戦後構想の立案過程においても、類似した専門家による政策集団が存在していた。

⁶⁸ 王世杰、前掲『王世杰日記』4、214-215頁。

⁶⁹ 関税政策においては「国定税則委員会」の存在が指摘されている。久保亨『戦間期中国〈自立への模索〉』（東京大学出版会、1999年）234頁。土地政策においては「地政学院」関係者の活躍が知られている。山本真「農村社会からみた土地改革」（飯島渉、久保亨、村田雄二郎編『シリーズ 20世紀中国史 3 グローバル化と中国』（東京大学出版会、2009年）172頁。

小括

本章は、『蒋介石日記』に依拠しながら、カイロ会談に臨む蒋介石の関心事を浮き彫りにした。まず、蒋介石は、日本に対して賠償を請求する意思を示していた。特に蒋介石は日本の軍事力（在華と本国の軍艦及び武器類）・輸送力（在華と本国の商船、飛行機）・生産力（公私有産業、工業機械類）に強い関心を示していた。次に、日本帝国の勢力圏を打破するために積極的に同盟国に働きかけ、特に満洲と台湾・澎湖諸島の回復、朝鮮半島の独立を強く主張していた。他方、蒋介石は、日本の国体問題や占領問題にはさほど注意を払っていなかった。また、琉球問題に対しては消極的な姿勢を示し、琉球諸島の国際共同管理を望む程度の態度を示すに止まっていた。

カイロ会談の結果、満洲及び台湾・澎湖の中国への返還、朝鮮の独立がカイロ宣言に盛り込まれた。それらは国民政府の対日戦後処理構想でもあり、蒋介石の関心事項でもあったため、国府の戦時外交を考える際に、カイロ会談は確かに歴史的転換点と言えよう。

従来の研究は編纂史料を用い、「問題草案」の提出者を軍事委員会参事室とし、また提出の日時を1943年11月14日としてきたが、原本を確認したことにより、これは11月16日に王寵惠によって提出されたものであり、従来の記述が誤りであったと分かった。また「問題草案」は、国際問題研究会が討議した「施行事項」に基づいて作成されたことも分かった。そして、本章を通じて、カイロ会談参加準備の段階では関連機関の実務責任者や専門研究者によって組織された国際問題討論会が政策集団として対日戦後処理構想の政策立案に参画していたことも明らかになった。

特に、「基本原則」が国際問題討論会で検討された際に、台湾・澎湖諸島の回復、朝鮮半島の独立、琉球諸島の帰属が一緒に議論されたことから、国府にとって台湾・澎湖の中国への復帰と日本の再侵略の抑制は不可分な関係にあったことが示唆された。さらに、「問題草案」の

骨幹たる「執行事項」は国際問題討論会において4回に渡って議論されていた。このように、国府はカイロ会談に対して、相当な用意をもって臨んでいたことが指摘できよう。なお、蒋介石の日記と帰国報告からは、カイロ会談における蒋介石の外交姿勢が国際問題討論会の立案した対日戦後処理構想に基づいて展開したと言える。本章は『蒋介石日記』及び国民党所蔵の史料を利用することで、蒋介石の発言などが国府の政策決定のある段階を反映していることを明らかにした。同時に、国府のカイロ会談に向けた対日戦後処理構想の形成過程についても、その全容をほぼ解明することができた。

第二章

植民者の帰還 —在台日本人の引揚及び留用—

はじめに

台湾の接收は国民政府が対日戦後処理の一環として位置づけてきた。前章で論じたように、国府はまず日中関係諸問題の清算について日清戦争を時間的基準点としてきた。そのため、日清戦争で日本に割譲した台湾を取り戻すことは当然視されてきた。続いて、カイロ会談に参加した蒋介石は、台湾・澎湖諸島の中国回復と共に、朝鮮半島の独立について同盟国の英・米両国から約束を取り付けた。琉球諸島の帰属に対して蔣は、中国の領有を固執しないものの国際共同管理の構想などを提示し、琉球を日本の支配から引き離す意向を表した。緩衝地帯の設置とも取れるようなそれらの構想には、日本の再起を防ごうとした国府の思惑が見え隠れした。

19世紀末以来、日本帝国の植民地支配と国共内戦の兩岸対峙により、台湾と中国の政治的分断は既に百年以上にも及んでいる。台湾が中国と同じ政権の下に置かれ、直接関わっていたのは1945年から1949年の間のみである¹。この5年未満の間に、旧統治者の日本人は本国に引揚げた一方、新統治者である国府は台湾を解放者として接收し、さらに後に自らの政権を台湾に移転した。国府の「日僑留用」により、この短期間に旧統治者、新統治者及び被統治者の3者が同時に台湾に存在し、活動することになった²。

¹ 若林正丈『台湾—変容し躊躇するアイデンティティ—』（筑摩書房、2001年）39頁。

² 「留用」とは、もともと中国語の単語で、「残留」と「徴用」の意味である。日本語ではないが、学界では既に頻繁に使われているため、本研究では国府による日本人の徴用や台湾での残留に関して、この語彙を使う。しかし、国府の公文書には「征用」という文字が用いられており、留意する必要がある。そして、「日僑」とは華僑になぞらえた国府側の言い方である。国府の台湾接收に伴い、台湾に在留していた民間人は官吏を含めて日僑と呼ばれるようになった。軍人・軍属の身分を有する者の場合、国府の公

従来、日本人の台湾引揚について日本政府の公式見解は「…台湾は一般状況が他地区に比較してはるかに良かったことから、その引揚げ順位は最終と予定されていたが、米国から引揚船舶を貸与されたことなどもあり、同胞の引揚げは急速に進捗し、台湾在住一般人は昭和21年3月から5月の間に約30万人、10月から12月の間に約3万人が引き揚げた。なお、台湾は戦争地域中最も平静に引揚げを完了した地域である…³」としてきた。この記述は間違っていないが、全体像を伝えきれたとは言いがたい。軍人・軍属の引揚げに言及しなかったのみならず、在台沖縄人の引揚げが1946年末に延ばされたこと及び同じ帝国の構成員だった朝鮮人の存在を共に看過したと言わざるをえない。

かつて、海外日本人の引揚げ問題は関係者の体験談としての形でのみ語り継がれることとなった⁴。その後、関連史料の整理公刊及び復刻出版に伴い、加藤聖文や蘭信三を中心に研究が展開されている⁵。しかしながら、朝鮮半島からの引揚げは既に一定の蓄積があるのに対して⁶、同じ日本帝国の植民地でありながら、日本人の台湾引揚げは等閑視されてきた⁷。一

文書に「日俘」と記されている。すなわち、日本人俘虜の意味である。日僑は元々日本国外にいる日本人のことを指すが、戦後初期台湾の場合、当時に沖縄人が日本本土出身者と別扱いされていたため、ここでいう日僑に含まっていない。なお、本章では歴史的用語については初出時のみ「」を付ける。

³ 厚生省援護局編『引揚げと援護三十年の歩み』（ぎょうせい、1978年）89頁。

⁴ 一昔、若槻泰雄『戦後引揚げの記録』（時事通信社、1991年）は、引揚げ問題全般に関する唯一のまとまった著作である。各地引揚げの概況・日本政府の対応・引揚げ後の在外財産補償問題・他国の引揚げ問題との比較など要点を押さえたものとなっているが、一般向けの概説的なものに止まっている。後に、春田哲吉『日本の海外植民地統治の終焉』（原書房、1999年）は、各地の日本人引揚げの概況を提示している。

⁵ 基礎文献となる史料集は、ゆまに書房によって刊行された『海外引揚げ関係史料集成』（全35巻）『日本人の海外活動に関する歴史的調査』（全23巻）が挙げられる。その中に台湾引揚げと関係があるのは、加藤聖文監修・編集『海外引揚げ関係史料集成31 台湾編』（ゆまに書房、2002年）及び大蔵省管理局編（小林英夫監修）『日本人の海外活動に関する歴史的調査』9（ゆまに書房、2002年復刻、原本1948年刊）である。引揚げ問題研究の到達点は阿部安成、加藤聖文「「引揚げ」という歴史の問い方」（『彦根論叢』第348-349号、2004年5-7月）を参照されたい。蘭信三は、国際社会学の視点で日本帝国をめぐる人の移動の研究をけん引しており、在外日本人の引揚げをその一環として取り上げた。蘭信三編『帝国崩壊とひとの再移動—引揚げ、送還そして残留』（勉誠出版、2011年）。

⁶ 古典的研究は、森田芳夫の『朝鮮終戦の記録—米ソ両軍の進駐と日本人の引揚げ』（巖南堂書店、1979年）

方、台湾では関連研究が着手されたものの日本語文献のさらなる活用が求められる⁸。

台湾引揚が行われた同時に、国府が必要とする技術者を留用したため、一部の日本人は台湾に残り、行政運営の維持や工業生産の復元に従事した。留用者は工業・鉱業・農林・水産・交通・教育・編訳・統計・警務・専売といった各分野に携わっていた⁹。その他にも、戦後の復興建設と直接に関係のない者、例えば日本人子弟のための学校教員や冠婚葬祭のための僧侶と牧師も留用者のリストに入れられたという¹⁰。

国府の日本人留用政策については、多くの研究が行われており、留用事業の具体的及び政策内容の変容が明らかにされてきている。元々、台湾に限らず終戦後の中国全土においても、日本人の留用は行なわれていた。つまり、国府に限らず、共産党が支配した地域にも日本人の留用は行なわれていた。国府の支配地域では、土地面積及び工業化程度の差をさておき、留用日本人の数は台湾が中国の東北地方に続き、第2位の規模であった¹¹。中

などの一連の実績が挙げられる。

⁷ 先行研究が僅かであるが、陳艷紅「池田敏雄の〈敗戦日記〉の研究」(『天理台湾学会年報』9、2000年7月)は、日本人の日記を用いて、終戦当時の台湾社会情勢を描き出している。加藤聖文は「台湾引揚と戦後日本人の台湾観」(『台湾の近代と日本』中京大学社会科学研究所、2003年)は、日本では先駆的に台湾引揚を取り上げ、結論において台湾引揚の経験が戦後日本人の台湾観に影響を与えたことを論じている。

⁸ 陳幼銓「戦後日軍日僑在台行蹤的考察」上・下・付録(『台湾史料研究』第14-16号、1999年12月-2000年12月)は、長官公署機関紙の性格を有する『台湾新生報』を用いて、終戦後の在台日本人がどのように報道されたのかを追跡している。民間人のみならず、軍関係者の動向も言及している。そして、欧素瑛「戦後初期在台日人之遣返」(『国史館學術集刊』第3号、2003年9月)は国府の公文書を使用し、台湾引揚の大まかな過程を描いている。

⁹ 台湾省日僑管理委員会編『台湾省日僑遣送紀実』(台北：同会、1947年)155頁。

¹⁰ 河原功「解題」(同監修・編集『台湾協会所蔵 台湾引揚・留用記録』1(ゆまに書房、1997年)5頁。

¹¹ 鹿錫俊は国史館の所蔵資料に基づき、1946年9月時点で中国全土に2万1千人の日本人が留用されていたことを確認した。台湾地区は東北地区に続いて第2位の規模であった。鹿錫俊「戦後国民政府による日本人技術者『留用』の一考察」(齊藤道彦『日中関係史の諸問題』中央大学出版会、2009年)238頁。楊大慶の研究によると、1946年末、第二回の日本人引揚が行われた後、在台の日本人留用者数は依然東北に続いて第2位であった。楊大慶「中国に留まる日本人技術者」(劉傑、川島真編『一九四五年の歴史

国東北地域における日本人の留用に関しては既に先駆的な研究が行われてきたが¹²、日本人の台湾留用はつい最近になりようやく着手されはじめた¹³。

本章は日本人の台湾引揚・留用をめぐる背景を把握するため、まず先行研究を踏まえ、台湾接收にあたる国府の議論及び具体的な準備を改めて整理した上、台湾省行政長官公署の接收工作の展開を考察する。続いて、本章は説明の便宜上、日本人の台湾引揚・留用を三段階に分け、国府の台湾接收から第1回引揚（1945年12月-1946年5月）終了までを第一段階、第1回引揚の終了から第2回引揚（1946年10-12月）完了までを第二段階、第2回引揚の完了以降から第3回引揚（1947年4-5月）を挟んで日僑管理委員会の解消（1947年5月中旬）までを第三段階とし、順を追って議論していく¹⁴。

本章は主に日本・台湾の公刊史料及び官庁出版物を使用する。直接引用したわけではないが、編纂史料集の利用にあたり、信憑性の検証を兼ねて、日本の外交史料館及び台湾の

認識』東京大学出版会、2009年）122-123頁。しかし、上記の数字は、中国共産党支配地域の留用日本人数が含まれていないと考えられる。なお、中共が国府から獲得した留用日本人の数は5千人前後だと推測されている。大澤武司「戦後東アジア地域秩序の再編と中国残留日本人の発生」（『中央大学政策文化総合研究所年報—『送還』と『留用』のはざままで』第10号、2007年9月）45頁。

¹² 例えば、日本産業の接收及び日本人の留用を扱う松本俊郎『「満洲国」から新中国へ—鞍山鉄鋼業からみた中国東北の再編過程』（名古屋大学出版会、2000年）がある。

¹³ かつて、湯熙勇「台湾光復初期的公教人員任用方法—留用台籍、羅致外省籍及徵用日人」（『人文及社会科学集刊』第4巻第1号、中央研究院中山人文社会科学研究所、1991年11月）や阮炳嵐「留任日本人技術者と台湾鉱工事業の復興—国民政府『資源委員会』の戦後初期活動—（下）」（『オイコノミカ』第37巻第3・4号、名古屋市立大学経済学会、2001年）など僅かがある。近年、高等教育の連続性を議論した欧素瑛「戦後初期在台日人之遣返与留用—兼論台湾高等教育的復員」（『台湾文献』第61巻第3号、2010年9月）のほか、技術継承及び産業連続の視点で留用日本人の存在を注目した研究も現れた。湊照宏「戦後復興期の公営台湾水泥公司」（田島俊雄、朱蔭貴、加島潤編『中国セメント産業の発展—産業組織と構造変化』御茶の水書房、2010年）、洪紹洋『台湾造船公司の研究—植民地工業化と技術移転』（御茶の水書房、2011年）。

¹⁴ 資料により、日付や人数には食い違いが多く見られるが、ここは以下の文献に基づく台湾省警備総司令部接收委員会編『台湾警備総司令部軍事接收総報告』（台北：正気出版社、1946年）409頁、台湾省日僑管理委員会、前掲『台湾省日僑遣送紀実』132・150-153頁。

国史館、台湾文献館、国防部史政編訳室など所蔵の関連未公刊史料を一通り閲覧した。そして、関係者の回想録も史料批判を行った上、適宜利用する。

第一節 国民政府の台湾接收

(一) 接收準備の着手

中国が正式に台湾回収の意思を表明したのは、1938年4月1日に行われた中国国民党臨時全国代表大会における蒋介石の講演だったとされてきた¹⁵。講演で、蒋介石は孫文の口を借りて、朝鮮半島及び台湾の解放を国民党従来の方針と位置付けたという¹⁶。しかし、孫文が台湾を日本から取り戻すと主張したことは、管見の限り、恐らく事実ではないと思う。さらに、国府が台湾回収政策をより具体化した契機は、1940年に樹立した汪兆銘政権と対抗するためだったという指摘もある¹⁷。だが、いずれにせよ、本格的に台湾接收の策定が着手されるには、1943年11月のカイロ会談の後を待たなければならない。

朝鮮独立への支持と同様に、国府の台湾接收への意欲には疑う余地がなかったと言えよう。カイロ会談の後、国府は台湾接收の具体策を検討しはじめた¹⁸。1944年4月17日、国府は国防最高委員会中央設計局の下に台湾調査委員会を設け、戦後の台湾接收に備えて、プランニングを始めた。後に台湾省行政長官兼警備総司令に就いた陳儀がその主任委員に任命された¹⁹。1944年7月に陳儀は台湾調査委員会の会議で自身の1935年台湾訪問の経験

¹⁵ 何義麟『二・二八事件—「台湾人」形成のエスノポリティクス』（東京大学出版会、2003年）327-328頁。

¹⁶ 黄自進編『蒋中正先生対日言論』（台北：中正文教基金会、2004年）529-530頁。

¹⁷ 何義麟、前掲『二・二八事件』69-70頁。

¹⁸ 国府の台湾接收及びその準備については、多くの研究が行なわれている。特に重要なものとして、鄭梓『戦後台湾的接收与重建—台湾現代史研究論集』（台北：新化図書、1994年）、近藤正己『総力戦と台湾—日本植民地崩壊の研究』（刀水書房、1996年）、何義麟、前掲『二・二八事件』などである。

¹⁹ 張瑞成編、『光復台湾之籌劃与受降接收』（台北：中国国民党中央委员会党史委員会、1990年）44頁。

陳儀（1883-1950）は日本陸軍士官学校卒、1917年に日本陸軍大学入学。福建省政府主席在任中、1935年に台湾始政四十周年記念博覧会に見学したほか、台湾に考察団を2度派遣した。張炎憲編『二二八事

を持ち出し、「台湾の交通・農業・工業などの各部門は中国本土より優れている。台湾を接收した後、日本が行った政策よりも良い政策を実施しなければならない」と、日本の統治を意識しつつ抱負を述べた²⁰。

台湾調査委員会は、人事配置から見れば、後の行政長官公署の出発点だったと指摘されている²¹。同委員会の業務は、台湾統治政策の研究と立案、行政幹部の調達及び訓練、参考資料の収集と翻訳などであった²²。準備工作の具体的な実績は、総督府統治政策の研究、台湾現行法令の翻訳などがあり、そのほか、台湾行政幹部訓練班及び台湾警察講習班などを代表した接收幹部の養成も挙げられる²³。そして台湾統治政策の立案に関しては、委員会の成立早々に「台湾接收管理計画綱要」の作成が着手されはじめた²⁴。

そして、国府内部では台湾接收の方策について議論が行われた際、在台日本人の処置問題に関する意見が散見する。例えば、国民党中央執行委員会秘書長呉鉄城は「戦後、日本において工業はもはや存在しないので、在台の日本人技術者が帰国しても、受け皿がないだろう。かれらはきっと喜んで残留するだろう。中国内地の技術者と交代することも考えられる。敵の資産だけではなく、その技術者も引き受けるべきである」と述べ、日本人留用の可能性とその必要を強調した²⁵。また、台湾出身者の意見書も参考として検討された²⁶。

件辞典』（台北：国史館・財団法人二二八事件紀念基金会、2008年）444-445頁。

²⁰ 「中央設計局台湾調査委員会座談会記録（二）」1944年7月21日、張瑞成、前掲『光復台湾之籌劃与受降接收』66-67頁。

²¹ 何義麟、前掲『二・二八事件』74頁。

²² 「中央設計局台湾調査委員会一年來工作大事記」「中央設計局台湾調査委員会三十三年度重要工作項目報告」張瑞成、前掲『光復台湾之籌画与受降接收』44-53頁。

²³ 「台湾調査委員会一年來工作狀況」張瑞成、前掲『光復台湾之籌劃与受降接收』144-147頁。

²⁴ 張瑞成、同上書、45頁。

²⁵ 「汪公紀「处理東方各民族之原則」に関する呉鉄城の意見」1944年4月6日（国立中央図書館台湾分館蔵、673.24 3182）。呉鉄城（1888-1953）は、長年国民党務に携わり、国民党中央党部秘書長として国府の台湾接收準備工作に関与していた。張炎憲、前掲『二二八事件辞典』140頁。

²⁶ 汪公紀（1909-没年不明）は、早稲田大学卒、戦時下、国民党中央党部秘書及び台湾調査委員会兼任専門委員を務めていた。劉国銘編『中国国民党百年人物全書』上（北京：團結出版社、2005年）729-730頁。近藤正己、前掲『総力戦と台湾』643-644頁。

黄朝琴は「台湾回収後の設計」を提示し、その中で日本人技術者については暫定的に継続勤務をさせた上で、段階的に帰国させるとした。それに対し、沈仲九は留用に賛同を示しつつも段階的帰国はかえって不安感を募らせると反対した²⁷。

その後、「台湾接管管理計画綱要」の草案は1944年10月に陳儀から蒋介石に提出された。草案の採択にあたり、最高国防委員会秘書長王寵惠は、綱要草案の日本人・財産の処理及び外交に関わる部分を審査するよう蒋介石に命じられた。その審査は国際問題討論会第54回会合で行なわれた²⁸。

草案の提出から約半年を経て、修正後の「台湾接管計画綱要」は、最終的に、国府の台湾接收ビジョンとして翌1945年3月23日に決定・公布された²⁹。その内容は、通例・内政・外交・軍事・財政・金融・鉱工業商業・教育文化・交通・社会・農業・食糧・司法・水利・衛生・土地など16項目に分けられ、82カ条から構成されている。台湾接收の予定事項が細かく列挙されている。綱要の中で日本人の扱いに関する箇条は、第10条の「各機関現職員は敵国民及び違法者以外、当分の間、留任させる（技術者はなるべく留任させ、一般職員は必要に応じ留任させる）。給料は原則的に従来通りにし、そして法令に従い訓練や選考を行う」及び第20条の「在台の敵国居留民の待遇は『国内の日本人居留民に対する処理原則』に従う」の2カ所のみである。接收後、暫く人事の変更をせず、従来の台湾人職員を留用するという計画であった。経済面での措置は「生産能力を維持し、停滞や衰退をさせない」ことを原則としたが、日本人の留用については言及されていない³⁰。

実際のところ、上述の国際問題討論会では1944年9月から第51・第52・第53回の計3

²⁷ 「黄朝琴「臺灣収回復後之設計」に対する沈仲九の意見」（国立中央図書館台湾分館蔵、673.24 4441）。黄の提案は1944年8月15日以前に作成されたものと推測されている。黄朝琴（1897-1972）は台湾出身、早稲田大学卒、米国イリノイ大学政治学修士、1928年から国府外交部に勤務。台湾調査委員会委員を兼任。沈仲九（生没年不詳）は、1934年陳儀が福建省政府主席に就任以来、陳の秘書及び顧問に務め、台湾調査委員会委員だった。張炎憲、前掲『二二八事件辞典』186・500頁。近藤正己、前掲『総力戦と台湾』646・661頁。

²⁸ 『委座飭核議收復台湾政治準備工作要点』（党史館蔵「国防最高委員会档案」005/36）。張瑞成、前掲『光復台湾之籌劃与受降接收』107-108頁。

²⁹ 張瑞成、前掲『光復台湾之籌劃与受降接收』144-145頁。

³⁰ 「台湾接管計画綱要」張瑞成、前掲『光復台湾之籌劃与受降接收』109-119頁。

回に渡り、在華日本人への対応について議論がなされた。上述の「台湾接管計画綱要」には反映されなかったが、最終的に在華日本人は無条件で全員中国から退去させることが決まった。さらに、在台日本人も原則的には退去させるが、継続勤務することを希望し、なおかつ国府が許可を与えた技術者は例外的に扱うことが決められた³¹。さらに、終戦前後作成された国民党内部文書では「…日本在華俘虜を徴用し、もって収復地域の工鉱業及び交通の復元を加速する…」と記されている³²。これによると、技術者のみならず、国府の内部ではさらに在華日本軍を捕虜として徴用して接收地区の工鉱業と交通の復元に資することも議論されていたことが分かる。以上から見れば、「台湾接管計画綱要」で明示されていないものの、日本人留用の必要及び規定視は終戦以前から既に国府の内部では広がっていたことが明らかである。

ところで、国府の接收準備は一応着手されたものの、必ずしも着実に進められたわけではなかった。軍事部門の接收を統括する台湾警備総司令部は、その接收報告書に「台湾（澎湖列島を含む）地区の接收において、本部は軍事部門の統括を命じられ、任務の重大性及び台湾の特殊性に鑑み、日本が降伏した後、直ちに準備を急ぎ、1945年9月1日に重慶国府路140号で本部臨時弁事処を設立し、正式に業務を始めた。当時柯遠芬参謀長が責任者となり、各軍事機関や学校に人材を調達し幹部を招いた。9月上旬当初、4、5人の構成員しかおらず、後ほど各機関の出向職員が続々出頭しに来た」と述べている。台湾接收を執行する主力の最高軍事機関すら、日本の降伏後に急いで組織されたほどであったことは、国府の台湾接收がいかに急速に展開されたのかが分かる³³。

³¹ 以下の資料に基づく。「国際問題討論会第五十一次会議記録」1944年9月28日・「国際問題討論会第五十二次会議記録」1944年10月19日・「国際問題討論会第五十三次会議記録」1944年11月2日、前掲『国際問題討論会会議記録及各種研討案件分送各会員研究』（005/2.7）

³² 「処理日本問題意見書—国防最高委員会審定参考資料」1945年8月12日、秦孝儀編『中華民國重要史料初編—対日抗戦時期 第7編 戦後中国』4（台北：中国国民党中央委员会党史委员会、1981年）637-640頁。内容で判断すると、終戦後新たに修正が加えられたとも考えられる。

³³ 台湾省警備総司令部接收委員会、前掲『台湾警備総司令部軍事接收総報告』1-2頁。

(二) 接收工作の展開

日本がカイロ宣言の履行を規定したポツダム宣言を受諾した後、連合軍最高司令官マッカーサー (Douglas MacArthur) は「対日一般命令」第 1 号を日本に命じ、これにより、中国大陸 (満洲を除く)・台湾・ベトナム北部の日本軍は中国戦区最高司令官蒋介石への降伏を命じられた³⁴。1945 年 8 月 21 日、中国戦区中国陸軍総司令部は総司令官何応欽の名義で支那派遣軍最高指揮官岡村寧次に、中国大陸にある支那派遣軍だけではなく、台湾と北緯 16 度以北のベトナム地域に駐在している日本軍部隊の降伏についても国府に権限を有することを通達した³⁵。続いて、8 月 26 日、何応欽は再び岡村が台湾・澎湖諸島と北緯 16 度以北のベトナム地域に駐在している日本軍部隊の降伏についての責任を有すると言及した³⁶。しかし、上記通告を受けた岡村は台湾とベトナムに駐在している日本軍の指揮権を持っていないことを説明し、日本政府に指示を要請し、その返答次第で調整を計ると答えた³⁷。後に日本政府の同意の訓令を受けた後、岡村は 8 月 30 日に、在台の日本軍部隊が自らの統制下に置かれたことを国府側に通知した³⁸。そして、中国戦区の日本軍の正式降伏により、支那派遣軍総司令部が同年 9 月 10 日から「中国戦区日本官兵善後総連絡部」と改称され、中国戦区中国陸軍総司令部の指揮下に置かれ始めた。また、台湾に駐留している日本軍部隊は正式に日本政府の節制から離脱し、中国の軍事指揮に入ることになった³⁹。9 月 9 日に、蒋介石は中国戦区最高統帥の名義で、「中国戦区最高統帥命令第 1 号」を岡村に発した。該命令の中で、武器や軍事物資の接收のほか、各地域の日僑の所在を報告し、現在地での待機を周知すること (第 4 項) や台湾接收について協力すること (第 5 項) 等が

³⁴ 若林正丈、前掲『台湾—変容し躊躇するアイデンティティー』62 頁。

³⁵ 「中国戦区中国陸軍総司令部備忘録中字第一号」1945 年 8 月 21 日、中国陸軍総司令部編『中国戦区中国陸軍総司令部処理日本投降文件彙編』上 (南京：同部、1946 年) 32-34 頁。

³⁶ 「中国戦区中国陸軍総司令部備忘録中字第十二号」1945 年 8 月 26 日、同上書、45 頁。

³⁷ 「支総渉第一号」1945 年 8 月 29 日、同上書、55 頁。

³⁸ 「對於中国戦区中国陸軍総司令部備忘録中字第六号乃至第十三号之答覆」1945 年 8 月 30 日、同上書、59 頁。

³⁹ 「中国戦区中国陸軍総司令部命令軍字第一号」1945 年 9 月 9 日、同上書、78-79 頁。

明白に記された⁴⁰。国府台湾接收の権限は、以上の過程を通してようやく確認された。

終戦直後、日本政府は在外日本軍の現状を鑑みながら、撤収に関する要領案を検討した際に、台湾の状況について、「台湾方面軍官民トモ一般ニ平穩ニシテ当初一部ニ於テ動揺セシモ逐次平靜ニ帰シ、目下特ニ憂慮スヘキ事象ナシ」と述べている。当初、ほかの日本植民地・支配地域と比べれば、台湾の社会状況は概ね平穩であったという⁴¹。また、台湾総督府警務局の報告によれば、当初、国府進の駐軍よりはむしろ英米側によるトラブルが多かった。1945年9月1日から16日までの間に、米国軍人が起こした事件は掠奪や飲食費の支払い不足などの5件であったのに対し、国府側の方はわずか1件だけであり、しかも、それは、言語不通による買物中の争いであったという⁴²。

在台的日本軍において、軍人・軍属で現地除隊が許されるのは、台湾で生まれ育った日本人希望者と台湾人（当時高砂族と呼ばれた先住民族を含む）限定され、ほかは全部日本に帰還することが決められた。「台湾からの帰還用輸送船の配船時機について…台湾は食糧も十分あり、戦禍も少ないので昭和二十四年頃になる予定」であるため、台湾滞在は長期化すると思われた⁴³。実際、台湾に定住しようと思っていた在台日本人も数多くいた。また、経済の統制も解除されたため、物資は戦前よりも入手しやすくなっていくと思われた。その一方で、民間人においても敗戦から11月までの時点では、日本への引揚より留台を希望する者の方がはるかに多かったと言われる。理由としては国府の「怨ヲ持テ怨ニ報イザル態度」、陳儀の好意的な態度、台湾人の動向も治安も極めて平靜であったこと、日本国内の状況が悪化しつつあるという見通し、統制解除などにより日常生活が戦前より豊かになったことなどが挙げられた⁴⁴。

⁴⁰ 「中国戦区最高統帥命令第一号」1945年9月9日、同上書、73-78頁。

⁴¹ 「外地軍一般状況／外征軍撤収要領（案）」1945年8月28日、栗屋憲太郎編集・解説『資料日本現代史3 敗戦直後の政治と社会2』（大月書房、1981年）257頁。

⁴² 「連合軍ノ進駐概要 第一報」1945年9月19日、栗屋憲太郎編集・解説『資料日本現代史2 敗戦直後の政治と社会1』（大月書房、1980年）326-327頁。

⁴³ 中澤佑刊行会編『海軍中将中澤佑 作戦部長・人事局長の回想』（原書房、1979年）174-176頁。中澤佑は終戦当時、海軍少将で高雄警備府参謀長だった。

⁴⁴ 塩見俊二『終戦直後の台湾』（高知新聞社、1979年）100-105頁。塩見俊二は終戦当時、台湾総督府主計課長だった。

さて、日本が降伏した後、国府はまず 1945 年 8 月末に陳儀を台湾省行政長官兼警備總司令に任命した。台湾接收の命令を受け、陳儀は重慶で行政長官公署の要員を任命し、台湾接收組織の中核を編成した。行政長官公署秘書長以下、台湾を日本政府から接收するための先遣人員 80 名余名は、1945 年 10 月 5 日に米軍機で台北に入り、前進指揮所を開設し、台湾接收の工作を始めた。続いて、同年 10 月 17 日、国民党軍第 70 軍及び行政長官公署官員の官吏が、米軍機の護衛の下で米艦船に分乗して基隆に上陸し、即日、台北に進軍した。遅れて数日後の 10 月 24 日に陳儀自身が行政長官公署と警備司令部の幹部を率いて、上海から米軍機で台北に入り、台湾に到着した⁴⁵。

そして、1945 年 10 月 25 日午前 10 時、台北公会堂で行われた式典で、最後の台湾總督兼台湾軍（第 10 方面軍）指揮官の安藤利吉は、中国戦区における日本軍の降伏に基づき、陳儀から移管の要請文書を受領し、台湾澎湖の行政・軍事権を国府に引き渡した。これをもって台湾における日本の植民地統治にはピリオドが打たれた⁴⁶。国府側はその式典を「中国戦区台湾省受降式典」と位置付けた。式典の終了直後に、陳儀行政長官がラジオ放送を通じて、「今日より台湾は正式に再び中国の領土になり、すべての土地と住民は中華民國国民政府の主権下に置かれる」との声明を発表した。このように、陳儀は蒋介石の代理として、台湾と澎湖諸島の中華民國編入を宣言し、行政長官公署を正式に発足させた⁴⁷。

以上の行政・軍事権の移転を受け、1945 年 11 月 1 日より、行政長官公署は台湾接收を始めた⁴⁸。元台湾總督府の直轄官署を、警備總司令部は元日本軍の施設を接收し、さらに各県に設けられた接收委員会は、従来の地方官署を接收した。行政・軍事のほか、司法・教育・報道などの組織も接收及び再編が開始された。接收作業の進行はスムーズであり、翌 1946 年 4 月には、各地に分散している衛生機構を除いてすべて終了したという。このように国民政府は、日本の台湾植民地統治機構を比較的容易にかつ無傷で引き継ぐことができた⁴⁹。

⁴⁵ 若林正丈『台湾一分裂国家と民主化』（東京大学出版会、1992 年）38-39 頁。

⁴⁶ 川島真、清水麗、松田康博、楊永明『日台関係史』（東京大学出版会、2009 年）26-27 頁。国史館「中山堂受降档案分析」（『国史館館訊』5、2010 年 12 月）

⁴⁷ 郭嘉雄編『重修台湾省通志 卷 7 政治志外事編』（南投：台湾省文献委員会、1998 年）434-436 頁。

⁴⁸ 「台参電第 1799 号」栗屋憲太郎、前掲『資料日本現代史 3 敗戦直後の政治と社会 2』282 頁。

⁴⁹ 若林正丈『台湾の政治—中華民國台湾化の戦後史』（東京大学出版会、2008 年）42 頁。

統治機関の接收と同時に、在台の日本公有・私有財産、言わば「敵産」の接收も開始された。まず、1945年11月、「台湾省接管委員会」により、元台湾総督府所属の公営企業と公有財産の接收が行われ、翌月には終了した。翌1946年1月、接收委員会の下に「台湾省日産処理委員会」が置かれ、日本人の民間企業と私有財産の接收及び処分が1947年前半にかけて進められた。その総額は1947年2月末の数字で約110億元にも及んだと見られる⁵⁰。

国府は日本の統治機構や財産を継承したばかりではなく、台湾接收後しばらくの間は統治制度も踏襲した。国府が発布した「台湾省行政長官公署組織大綱」によれば、台湾においては中国と同様の省政府を設置する制度はとらず、その代わり行政長官公署を設け、中央政府から公署の長として行政長官を任命している。行政長官は職権の範囲内において署令を発し、台湾で施行する法規を制定する権限を付与された。さらに、台湾に所在する中央政府機関に対する指揮監督権をも有していた。これに加えて、陳儀は台湾省警備司令部総司令を兼任していたため、台湾に進駐した国府軍の指揮権も持つことになった。このように、中央政府に直接任命された行政長官は、軍令と軍政を含む軍事権を持ち、さらに、司法権の行使に対し構成員も有するようになった⁵¹。

1945年10月25日に上述の「受降式典」につづき、同日午後「祖国復帰」を祝う「慶祝台湾光復大会」が開催された。日本統治時代の武官総督に匹敵する大権を一身に委ねられた陳儀はそこで「日本の全在台行政、産業部門及びその財産を中国に引き渡す」ことを求め、施政方針の一つとして明言した⁵²。しかし、元統治者側の日本人を短期間に台湾から追い出せば、接收の実施や統治の運営に支障をきたすことは明らかであった。

第二節 台湾引揚・留用の第1段階

一 国府の接收開始から第1回引揚の終了まで

(一) 第1段階の日本人留用

陳儀が率いた行政長官公署が在台日本人の留用を強く希望していたことは、1945年12

⁵⁰ 若林正丈、前掲『台湾一分裂国家と民主化』42-43頁。何義麟、前掲『二・二八事件』89頁。

⁵¹ 若林正丈、同上書、38-39頁。

⁵² 台湾省文献委員会編『台湾省通志』48（台北：衆文図書、1980年）31頁。

月 20 日に行われた「中米連合会議」の記録からうかがえる。当該会議の場所は明記されていないが、内容で判断すると台湾だと推断できる。行政長官公署の係員だと推断できる国府側の代表は、米国側に日本人技術者留用の必要性を力説した。その際に「留用」政策の目的として挙げられたのは工場運営及び商業往来の継続、失業率の抑止、中国側の行政と技術人材不足、教育面の補佐、物資の保存場所の確認などであった。同時に行政長官公署が「生産力を維持し、停滞させない」という現状維持の方針を示した⁵³。

当初から、留用者の等級及び給料は日本統治時代と連動するように設定された⁵⁴。また、留用者を選任する際には、可能な限り本人の意思を尊重し、希望者のみを残留させた⁵⁵。1946 年 3 月 13 日の行政長官公署訓令では「誤りや遺憾を残さなくてすむため、接收・引継を終えていない日本人は県・市に集合される前に勾留すべきである。」と述べられており、その関心が接收の円滑に向かっていたことが分かる⁵⁶。留用者の体験談によると、第一回の引揚が完了するまでに留用された日本人は、主に、財産接收の協力及び行政業務の引継ぎが求められた⁵⁷。以上から第 1 段階の在台日本人留用その性質は過渡期の色彩が強かったと言えよう。留用日本人に求められたのは、接收の円滑を促進する「潤滑剤」との役割であった。そして、接收の終了に伴い、逐次留用が解除され、送還者名簿に加えられたと考えられる。

(二) 第 1 回の日本人引揚

終戦当時、台湾の日本人の数は軍人・軍属が陸軍 16 万 9 千人、海軍 6 万 3 千人で、一般人が約 35 万人の計約 52 万 5 千人と日本側に見積もられていた⁵⁸。そのうち、終戦直後に

⁵³ 何鳳嬌編『政府接收台湾史料彙編』上（台北：国史館、1993 年再版）437-451 頁。

⁵⁴ 「台湾省行政長官公署暨所属各機関徴用日籍員工暫行弁法」1945 年 11 月 3 日、何鳳嬌、同上書、551-553 頁。

⁵⁵ 台湾省行政長官公署密代電（署人字第 398 号、1946 年 2 月 6 日）何鳳嬌、同上書、557-558 頁。

⁵⁶ 民政処宛台湾省行政長官公署訓令（署管字第 2177 号、1946 年 3 月 13 日）何鳳嬌、同上書、487 頁。

⁵⁷ 稲富勇雄談「留用生活」（台湾協会編『台湾引揚史一昭和二十年終戦記録』同会、1982 年）36-37 頁。

⁵⁸ 厚生省援護局、前掲『引揚げと援護三十年の歩み』46・60・89 頁。また、一般人 40 万人、陸海軍 237,500 人という説もある。外務省管理局総務部南方課「臺灣の現況」1946 年 2 月 10 日、加藤聖文、前掲『海外

台湾にいた日本人の官公署職員の数は、台湾総督府残務整理事務所によると、47,212名と推定されているという⁵⁹。日本人の留用が行われた一方、1945年12月末から国府はまず日本人の軍人・軍属を送還させ、次に軍関係者の家族や遺族を、一般居留民を順次送還させた。送還の優先順位は、米国の在外日本人送還方針と無関係ではない⁶⁰。そして、国府及びGHQの統制の下で、翌1946年5月末までに在台日本人は、留用者を除いてほぼ全員が引き揚げた。最終的に、その内訳は、軍人・軍属が163,734千余名で、民間人が284,220名であった。これが在台日本人の第一回引揚である⁶¹。

日本人の台湾引揚は、次のような諸会議を経て実施に至った。まず、1945年9月29日に重慶で「中米連合参謀会議」が行われ、終戦直後ということもあり、具体的な期日は決定されずに、引揚の実施順位は、中国本土、東北地方、ベトナム北部、台湾とされていた。台湾の順位が最後にされたのは、社会状況が比較的安定し、引揚の緊迫性がなかったためである⁶²。次に、1945年10月25-27日に上海で行われた「中米第1次日俘僑会議」においては、「中国戦区日本官兵与日僑遣送帰国計画」、陸海軍人の早期引揚、日本艦船の利用などが決定された⁶³。続いて、翌1946年1月5日に上海で開かれた「中米第2次遣送日俘僑会議」では、上海、塘沽と共に台湾地区の順位が優先され、具体的な実施期間も決定された。台湾地区での引揚予定は、1946年1月1日から4月15日までと設定され、基隆港・高雄港が利用可能であることが決定的な要因だった⁶⁴。最終的に、1946年1月15日に東京で召集された「中国戦区遣送会議」において「中国戦区遣送計画」の草案が再確認された⁶⁵。

引揚関係史料集成 31 台湾編』60-62 頁。

⁵⁹ 春田哲吉、前掲『日本の海外植民地統治の終焉』272-273 頁。

⁶⁰ GHQのSCAPIN-148によって、日本陸海軍関係者の帰還は高い優先順位が与えられた。姫野侑解説・訳『GHQ日本占領史 54 海上輸送』（日本図書センター、1998年）80 頁。

⁶¹ 台湾警備総司令部接收委員会、前掲『台湾警備総司令部軍事接收総報告』409・428 頁、台湾省日僑管理委員会、前掲『台湾省日僑遣送紀実』132 頁。

⁶² 秦孝儀編『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期第2編 作戦経過』3（台北：中国国民党中央委員会党史委員会、1981年）717-719 頁。

⁶³ 秦孝儀、同上書、721-736 頁。

⁶⁴ 秦孝儀、同上書、739-755 頁。

⁶⁵ 秦孝儀、同上書、757-782 頁。「中国戦区遣送計画」の正式決定は1946年2月6日だと考えられる。

台湾引揚の実施順位などは以上の諸会議を経てようやく決定された。当時、台湾地区の引揚は既に開始されはじめた。

在台日本人の引揚は軍関係者から開始された。台湾で武装解除を受けた日本陸海軍の引揚は、1945年の12月下旬から始まり、翌年の1946年3月にはほぼ完了した⁶⁶。軍人・軍属の日本送還は、第1回引揚の前期でも言えよう。

その一方で、一般の日本居留民に置かれた状況に関しては、台湾軍管区参謀長諫山春樹は1945年10月18日に陸軍次官若松只に次のように打電し、台湾治安の変化を下記のように報告した。

「終戦直後予想外ニ良好ナリシモ官吏殊ニ警察ノ威信低下ノ為九月頃ヨリ逐次悪化ノ一路ヲ辿リツツアル。各地ニ於ケル略奪暴行枚挙ニ遑ナク殊ニ警察官吏ニ対スル極メテ多シ。最近ハ日本軍人ニ対スルモノモ現ハルルニ到リ目下ノ所兵力ヲ以テスルニ非ザレバ治安維持困難ノ状況ナリ。又闇ノ横行等ニ伴ヒ米ノ供出困難ヲ加ヘ一般市民ハ勿論、将来軍ノ食糧取得モ中国側ヨリノ強力ナル斡旋ヲ受クルニ非ザレバ極メテ困難ヲ予想セラル。軍ハ未ダ武装ヲ解除セラレ非ザルモ之ガ実現ニ伴ヒ自衛兵器ノミナリテモ少クモ大陸ト同様ニ取扱ハルル如ク折衝ノ予定ナルモ、台湾ニ於ケル治安ハ将来誠ニ憂慮スベキモノアルヲ予想セラル⁶⁷。」

続いて、行政長官公署の台湾接收が正式に始まった1945年11月1日、台湾軍管区参謀長諫山春樹は再び以下のように陸軍次官に打電し、在外台湾人の待遇問題から在台日本人の安全問題へ発展する可能性を提起したと同時に、危惧の懸念を表し、それに対する素早い連合国側との折衝を要請した。

「目下台湾ニ於テハ内地ニアル数万ノ台湾人中、特ニ除隊セル軍人、解雇セル軍属、海

なお、中国戦区における日本人引揚の展開過程は加藤陽子「敗者の帰還—中国からの復員・引揚問題の展開」(『国際政治』第109号、1995年5月)を参照されたい。

⁶⁶ 台湾警備総司令部接收委員会、前掲『台湾警備総司令部軍事接收総報告』409頁

⁶⁷ 台参電第1715号(1945年10月18日)粟屋憲太郎、前掲『資料日本現代史3 敗戦直後の政治と社会2』281頁。

軍工員及学徒挺身隊学生並ニ南方ヨリ還送セラレシ傷病軍人軍属ノ悲惨ナル状況ヲ日々新聞ニ報道シ、為ニ家族ハ大挙シテ役場、軍管区司令部等ニ出頭シテ熱烈ニ「之等ノ者ヲ速カニ台湾ニ返セ」ト要求セリ。之ニ呼応シ台湾ヨリ南方（比島「マニラ」、蘭印等）ニ陸海軍ノ特設勤労団、特設農業団其ノ他軍属トシテ派遣セラレタル人員二五〇〇〇乃至三万人ニ関シ、其ノ家族モ日々軍官憲ニ来リ「終戦シタレバー日モ速カニ此等ヲ台湾ニ返セ」ト称シ、若シ此等ノモノノ帰還遅延セバ在台湾内地人四〇万ニ対スル報復的的危害ヲ加フル算大ナリ。⁶⁸」

そして、軍人の引揚が開始されたことで、いよいよ民間人の引揚も現実のものとなっていた。民間人の引揚は、1946年2月21日から、軍人・軍属の次に実施された。投入された船舶は延べ212隻に上り、軍管理下の日本軍輸送船や商船のほか、主に使用されたのは、アメリカから貸与されたリバティ型輸送艦やLST艦であった。僅か二ヶ月の間に在台的28万人もの一般居留民が台湾から引き揚げられた。そのうち、軍人・軍属の家族は8,208人、遺族・留守家族は59,941人が数えられた⁶⁹。引揚者は1人につき現金1000日本円と途次の食糧、一定の必需品の携帯しか許されなかった⁷⁰。しかし、所持品の検査は人治的な部分もかなりあったため、この規定は常に守られていなかったという⁷¹。一部の資料ではこれが「第一次送還」とも言われるが、軍隊の引揚が先立って実施されたことを考えると、第一回引揚の後期と言ったほうがより妥当であろう。

その後の留用日本人管理体制は、日僑管理委員会を中心に、各地の日本人世話役を通じた間接的な体制であった。留用日本人の身元保証は各留用機関に委ねられていた。留用者の選抜基準は行政長官公署が裁量権を持ち、実際の必要に合わせて留用者を選別していた⁷²。

⁶⁸ 台参電第1778号（1945年11月11日）同上書、281-282頁。

⁶⁹ 前掲、河原功「解題」4頁。

⁷⁰ 台湾省日僑管理委員会、前掲『台湾省日僑遣送紀実』65-71頁。

⁷¹ 中澤佑刊行会、前掲『海軍中将中澤佑 作戦部長・人事局長の回想』175-176頁。

⁷² 何鳳嬌、前掲『政府接收台湾史料彙編』上、530-532・551-554頁。台湾省日僑管理委員会、前掲『台湾省日僑遣送紀実』113頁。

第三節 台湾引揚・留用の第2段階

—第1回引揚以降から第2回引揚の終了まで

(一) 第2段階の日本人留用

かくして、紆余曲折を経て台湾を接收してから1年も経たないうちに、国府は在台日本人の大部分を台湾から退去させることに成功した。他方で、行政長官公署は積極的に日本人の留用を行なっていた。上述したように、日本人の引揚が開始される前に、1945年12月20日の会議で行政長官公署側は米国側に、接收幹部の不足を認めた上、工場の運営や商業の往来を支障なく継続するためには、日本人技術者の留用が必要不可欠であると力説した。特に行政や教育の専門知識を有する者の留用を積極的に要請した⁷³。

しかし、国府の日本人留用政策について、米国側は危惧を示した。中国戦区参謀長のウェデマイヤーは国府側に、中国の工業や公用事業の日本人留用に当たり、日本人の影響力を排除するため、上級の管理職から追放すべきであると提言した。これを受け、国府行政院は、1946年1月に留用日本人は中国人職員の指揮監督を受けるべきであるとの通達を出した⁷⁴。また、専門技術者以外の留用日本人は送還するよう指示した⁷⁵。

時期不明であるが、第一回の引揚が順調に展開されている最中、陳儀は重慶に戻り、宋子文行政院長などの国府上層部と協議し、日本人留用の継続を要請した。当初の予定案では、全台湾の留用者総数は1000人を限度とし、その家族を含めて最大5000人までとしたが、陳儀から予定案の内容が伝わると、行政長官公署各機関の責任者は連名で陳儀に打電し、「留用者7000人、その家族を含めて全体で3万5千人まで」とするよう要請し、意見具申を行なった⁷⁶。

その前後、蒋介石は1946年2月5日に青年党代表曾綺、国際問題討論会構成員でもあった国際問題研究所長王芃生と面会し、談話の中で、在華日本人俘虜の処遇について意見を交わした。発言者が不明であるが、その際、まず在華日本人全員を帰国させ、後に必要な

⁷³ 何鳳嬌、前掲『政府接收台湾史料彙編』上、437-451頁。

⁷⁴ 同上書、627-628頁。

⁷⁵ 同上書、605-606頁。

⁷⁶ 台湾省日僑管理委員会、前掲『台湾省日僑遣送紀実』36頁。

技術者を改めて招聘したほうがより穏当であろうとの意見が出てきた⁷⁷。日本人留用に関して蒋介石はその政策決定にどの程度関わったかどうかなお明らかにされていないが、一定の関心を持っていると言えよう。

日僑管理委員会の主任委員は、民政処処長の周一鶚が兼任していた⁷⁸。彼と新聞記者との談話を追えば、第2段階の日本人留用の決定に至るまでの流れをつかむことができる。まず、周一鶚は『中華日報』のインタビューで次のような考え方を示した。中国には「楚材晋用」という伝統があり、日本人の留用は生産の維持、戦災の復原に役に立つと考えられる。具体的な方案がまだ明白に決めていないと周一鶚は述べたが、一方で陳儀は中央から一定の了承を得たと言及した。留用の対象になるのは(1)農林・工鉱(2)交通・通信(3)金融・商業(4)地籍・医療・警務・インフラ(5)学術研究の諸分野の日本人技術者である。この談話の時間は不明であるが、1946年1月から3月の間だと推測できる⁷⁹。

そして、周一鶚は1946年2月14日に『台湾新声報』の記者に対し、留用者以外の在日日本人の継続滞在は審査が必要であるとし、在日日本人の帰化可能性については、上層部の命令を待っているので、答えられないと述べた。また、救済を目的にする日本人互助組織は容認するとしている⁸⁰。

続いて、1946年3月19日、中央社の記者が1000人の日本人しか留用しないのかと周一鶚に質問したところ、周は、徴用する人数について、技術者7000人、その家族を含めて35000人という陳儀の希望があり、既に重慶の中央と意見の調整をしたものの、最終案は

⁷⁷ 『蒋介石日記』1946年2月5日(スタンフォード大学フーヴァー研究所保管・公開)

⁷⁸ 周一鶚(1905-没年不明)は、フランス留学、生物学修士を取得。大学の教職を経て、行政・党務職を歴任。台湾調査委員会委員で中央訓練団台湾行政幹部訓練班副主任を兼任。張炎憲、前掲『二二八事件辞典』197-198頁。

⁷⁹ 「楚材晋用」とは中国の諺である。適切な人材であれば、出身に拘らず敵国の人でも利用できるという意味である。台湾省日僑管理委員会編、『台湾省日僑管理法令輯要』(台北:同会、1946年)155-158頁。

⁸⁰ 台湾省日僑管理委員会、前掲『台湾省日僑管理法令輯要』142-146頁。終戦直後、台湾総督府官房情報課が日本語の月刊雑誌『新声』を発刊した。川平朝申「わが半生の記」7(『沖縄春秋』第12号、1974年8月)78-79頁。インタビュー記事の内容で判断すると、ここでいう『台湾新声報』は『台湾新生報』ではなく、『新声』を指すのではないかと思う。

米国側との折衝を待たなければならぬと答えた。そして、留用者以外の在台日本人は、原則的に4月末をめどに全員引揚げさせるほか、留用と言っても最終的には帰国させるという前提であること、また留用者を安心させるため生活改善について検討中であり、近いうちに合理的な解決が得られること、将来帰国する際にできるだけ優遇して送還するということについても述べている⁸¹。

1946年3月下旬の時点で、一旦留用者を7000人までにする案に落ち着いた⁸²。しかし、最終的に、1946年4月22日、第1段階引揚がほぼ終了する頃に、日本人留用の規模がようやく決定された。陳儀宛の蒋介石電報によると、米国側の意向により留用者の総数は減らされ、さらに留用期限も1946年年末と設定された。そのほか、彼らの引揚についてアメリカは支援せず、国府が単独で解決するなどの条件も付された⁸³。しかし、軍人・軍属とその家族は最初から留用の対象にならなかった⁸⁴。こうした経緯から、米国の意向により、台湾留用の規模が抑えられたこと、または行政長官公署側が日本人の留用を積極的に要請したことが明らかである。

以上の制約はあったものの、第一回目の引揚が完了した後、1946年7月末の時点で、なお日本本土出身の留用者5,517人が台湾にとどまった⁸⁵。この時期の留用者が携わっていた業務の分野は実に多岐に渡っていた。業務別の留用者数についてみると、留用者数の多い上位3位までの分野は鉱工業、交通、農林水利であった。鉱工業の留用者は戦災回復に従事させられた。また、交通部門の留用者は各交通手段の復元や電信電報の維持にあてられた。そして、農林水利部門では水利施設の修復を含め、農畜と漁業の専門家が留用された⁸⁶。第2段階留用の性質は第1段階の目的と異なり、生産継続のほか、専門的な知識を

⁸¹ 台湾省日僑管理委員会、同上書、139-140頁。「付録終戦前後の台湾に関する資料」大蔵省管理局、『日本人の海外活動に関する歴史的調査』9、52頁。

⁸² 台湾省日僑管理委員会、前掲『台湾省日僑遣送紀実』36頁。何鳳嬌、前掲『政府接收台湾史料彙編』上、607-610頁。

⁸³ 何鳳嬌、前掲『政府接收台湾史料彙編』上、634-635頁。

⁸⁴ 台湾省日僑管理委員会、前掲『台湾省日僑遣送紀実』40頁。

⁸⁵ その内訳は留用者のほか、家族13,690人を含めて合計19,207人である。台湾省日僑管理委員会、同上書、46-47頁。

⁸⁶ 台湾省日僑管理委員会、同上書、155頁。

有する技術者が求められていることが分かる。

以上のように、在台日本人の留用を通じて、国府は旧国家を打倒した革命指導者ではないが、ベネディクト・アンダーソンの言を用いた若林正丈の指摘のように、帝国日本の植民地台湾の「配線」一すなわち、関係書類、公文書、財務記録、人口統計、地図、情報提供者、そして、役人などを悉く引き継いだのであった⁸⁷。

ところで、第2段階の日本人留用が行われた間、東京で「渋谷事件」が発生した。渋谷事件とは、1946年7月19日、ヤミ市の取締をめぐる日本警察官と在日台湾人の衝突事件であり、警察側も台湾人側も死傷者が出た。事件に関しては、後に詳述するが、この事件をきっかけに戦後の台湾社会において初めて反日風潮が起こった。さらに、同年12月10日、逮捕された在日台湾人側には有罪判決が言い渡され、それを受け、戦後台湾では初めての大規模な抗議集会及びデモ行進が行われた⁸⁸。

渋谷事件をきっかけとした一連の動きは、残留の在台日本人に多大な不安を与えた。例えば、事件発生直後、高雄地区の日僑総世話役岩佐直則は、過熱な反日新聞記事を懸念し、1946年7月27日、2回にわたって留台日僑総世話役速水国彦に連絡し、在台日本人の安全を確保するよう、対応を求めた⁸⁹。

そして、事件対策として各地区の総日僑世話役から速水に提案が寄せられた。それは主に「(一) 弔慰金ヲ募集シ被害者ノ家族ニ贈呈スルコト (二) 留台日僑世話役 (速水) ノ名ニ於テ謝罪文ヲ新聞紙上ニ掲載スルコト」の2項であった。速水氏は「(一) 事件ノ真相不明ナルコト (二) 留台日僑世話役ハ公式ニ認メラレタル留台日僑ノ代表機関ニ非ザルコト (三) (中略) 措置スルノ必要アラバ長官公署ヨリ何等カノ指示アルベキコト」という 3

⁸⁷ 若林正丈、前掲『台湾—変容し躊躇するアイデンティティー』64頁。原文は次のようである。「革命に成功した指導者はまた、旧国家の配線—ときには、役人、情報提供者をふくめて、しかし、常にファイル、関係書類、公文書、法律、財務記録、人口統計、地図、条約、通信、覚書その他—を相続する。まえの所有者が逃げ出してしまった大邸宅の複雑な配電システムのように、国家は新しい所有者がスイッチを入れ、ふたたびあのみえとかわらぬ輝かしい自己をとりもどすことを望んでいるのだ」ベネディクト・アンダーソン著 (白石さや、白石隆訳)『増補 想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』(N T T出版、1997年) 266頁。

⁸⁸ 何義麟、前掲『二・二八事件』132-135頁。

⁸⁹ 河原功、前掲『台湾協会所蔵 台湾引揚・留用記録』2 (ゆまに書房、1997年) 472-477頁。

つの理由で提案を受け入れなかったが、当時在台日本人はかなりの不安を持っていたと考えられる⁹⁰。

しかし、8月3-4日に台北で開かれた全台日僑総世話役打合会では、台北日僑総世話役堀内次雄の新たな提議が受け入れられた。各地区の日僑総世話役は8月1日の日付で日本の外務大臣と内務大臣宛に連名で意見書を送り、その中において蒋介石と国府側の好意を強調し、事件による在台日本人への悪影響を懸念しつつも、不当な待遇をされた在日台湾人についても言及した⁹¹。日本へ意見書を送ることを通じて台湾社会に対する在台日本人としての遺憾の意思を表明し、これによる反日情緒の沈静化を期待したのである⁹²。

事件判決の結果が出た12月10日は、ちょうど第2段階送還が実施されている最中であった。台湾社会の反応について、留台日第13報添付資料には「一般市民ハ渋谷事件ノ判決ニ対シ無關心ナルガ如ク笛吹ケドモ躍ラズノ感アリタリ」と報告されており、事件発生直後ほどの不安は見られなかったと考えられるが、なお一部勢力が事件を「日台離間ノ好題目」として利用することへの懸念も示されていた⁹³。以上のことから、渋谷事件直後とその判決直後の在台日本人が、いかに緊張感を抱いていたかがうかがえる。そして、渋谷事件の判決を受けて起こった大規模なデモの2ヶ月後、いわゆる「二二八事件」が勃発した。

(二) 第2回の日本人引揚

渋谷事件による反日気運がやっと一段落した頃、1946年10月から12月末の間に、第2回の引揚が行なわれた。対象になったのは留用解除者とその家族を含めて約16,807人前後である⁹⁴。米国との協議があったため、当初から留用期限はあくまで1946年末までと設定された。なお、後述するが、日本本土出身者と別に在台沖縄人の引揚も同時に行われた。

第2回の日本人引揚は、日本政府の再三の要請にもかかわらず、米国側は前回のよう引揚船として援助の輸送艦を提供することをしなかった。それは、米国側と国府側の間で、

⁹⁰ 河原功、前掲『台湾協会所蔵 台湾引揚・留用記録』1、311-312頁。

⁹¹ 河原功、前掲『台湾協会所蔵 台湾引揚・留用記録』2、464-471頁。

⁹² 河原功、前掲『台湾協会所蔵 台湾引揚・留用記録』1、312-313頁。

⁹³ 河原功監修・編集『台湾協会所蔵 台湾引揚・留用記録』4（ゆまに書房、1997年）228-231頁。

⁹⁴ 台湾省日僑管理委員会、前掲『台湾省日僑遣送紀実』150頁。

日本人技術者留用の条件として、第1段階送還後はすべて国府の責任で遂行するという合意があったためである。しかし、既に国共内戦に手を焼いていた国府には引揚船を調達する余裕はなく、かろうじて1隻の引揚船が用意できたのみであった。日本政府側もやむをえず、引揚船6隻を出して支援した。さらに、国府の派遣した引揚船は単に日本人の引揚として使用されただけではなく、回送の際に、台湾と中国本土間の物資輸送にも充てられた。そのため、国府による還送は3隻分、合わせて6,000人であり、第2段階送還の総人数の約3分の1に過ぎなかったという⁹⁵。

第四節 台湾引揚・留用の第3段階

—第2回引揚以降から日僑管理委員会の撤廃まで

(一) 第3段階の日本人留用

在台日本人の留用については上述した米国との1946年末までとの協議があったものの、行政長官公署は第2回引揚以後、なお日本人の留用を継続しようとした。1946年8月30日の行政長官公署政務会議で陳儀は第3段階の留用に関して、台湾大学や各研究所、各病院、気象局以外の日本人を、なるべく留用しないようにし、銀行に勤める日本人の留用については絶対禁止だと指示した⁹⁶。第3段階の日本人留用は計917名で、その家族2,641名を含めると、合計3,558名であった。留用者は主に鉱工業・教育・農林水利部門に所属していた⁹⁷。その内訳は、既に研究者の割合が多かった。例えば、台湾大学においては、教授、副教授を始め、1947年3月末に合計99名の留用日本人がいた⁹⁸。ところで、第三段階の日本人留用の予定は、二二八事件の発生によって急遽変更された。

二二八事件とは、1947年2月27日から台湾人と行政長官公署との間に起こった衝突である。事件の直接の導火線はヤミタバコの取締をめぐって起きた発砲事件であったが、それをきっかけとして、全台湾規模の政治暴動へと拡大した。事件の引き金は些細なことで

⁹⁵ 前掲、河原功「解題」8-10頁。

⁹⁶ 何鳳嬌、前掲『政府接收台湾史料彙編』上、523-524頁。

⁹⁷ 台湾省日僑管理委員会、前掲『台湾省日僑遣送紀実』156頁。

⁹⁸ 河原功監修・編集『台湾協会所蔵 台湾引揚・留用記録』8（ゆまに書房、1998年）260頁。

あったが、その背景である台湾人の行政長官公署への不満が限界点に達したということは無視できない。事件の性質は、終戦からの経済・社会混乱及び政治対立の問題が積み重なった結果であった。当時、日本が降伏し、台湾が「光復」されてからまだ1年半過ぎたところだった⁹⁹。

事件発生後、長官公署は一旦戒嚴令の解除などの譲歩を示しつつ時間を稼ぎ、中国大陸から国府の増援部隊が到着すると共に、軍事力による弾圧を行い、穏健な改革要求や武装闘争を問わず、台湾の政治行動・言論を完全に鎮圧した¹⁰⁰。武力弾圧の犠牲者数は、人口学の推計から約18,000人から28,000人前後ではないかと思積もられている¹⁰¹。諸説があるものの、当時の記録不備や散逸により、現在ではもはや確認することが不可能であると思われるが¹⁰²、さらに、この事件後の弾圧は、台湾社会のエリート層が一扫されたばかりではなく、さらには一般住民にとっても「恐怖による政治教育」であり、後の大衆の政治無関心をもたらした¹⁰³。

二二八事件の発生は在台日本人の留用にも少なからぬ影響をもたらした。事件勃発直後、日僑管理委員会は全台湾の留用日本人が配属されていた各機関、例えば、貿易局、気象局などに打電し、「3月1日から外出しないよう所属の留用「日僑」とその家族に通達せよ」と命令し、再出勤の時間については「秩序が回復次第また知らせる」と待機を余儀なくさせた。しかし、事件による動乱のためか、上記の命令が各機関に到達したのは既に事件が沈静化された後だと考えられる。例えば、貿易局の関連文書では1日付の命令書は到達日が3月14日と注記された¹⁰⁴。

そのためか、事件中、一部の日本人が引き続き出勤し、攻撃の標的になった外省人の代わりに、職場を維持しながら、同僚をかばっていた。例えば、電信局に留用された佐々木元治は同僚から「あなたは日本人だから彼等も危害は加えないだろう。後はよろしく頼む」

⁹⁹ 何義麟、前掲『二・二八事件』229頁。

¹⁰⁰ 若林正丈、前掲『台湾の政治』47頁。

¹⁰¹ 何義麟、前掲『二・二八事件』1頁。

¹⁰² 行政院研究二二八事件小組編『「二二八事件」研究報告』（台北：時報出版、1994年）261-263頁。

¹⁰³ 若林正丈、前掲『台湾の政治』48-49頁。

¹⁰⁴ 侯坤宏編『国史館蔵二二八档案史料』中（台北：国史館、1997年）547頁。同『国史館蔵二二八档案史料』下（台北：国史館、1997年）1298-1299頁。

と頼まれ、一方、暴動の台湾人には「あなたも留用で帰国を止められ、ご苦労ですね」と言われた。また、基隆の水利局に勤務していた内本敬三は、君が代を歌えるかどうかは外省人と台湾人を区別するための踏み絵として使われたと回想している¹⁰⁵。それは事件中に日本人が暗躍していると言う噂の根拠になったと考えられる。

その後、日僑管理委員会は事件の騒乱がとりあえず沈静したことに鑑み、各留用期間に留用日本人の再出勤を許可する通達を下した。ただし、「証章」の着用及び留用身分証明証の持参を留用日本人に義務付け、「不測の事態を予防するため」、各留用機関に「厳しく管理するよう」と厳命した¹⁰⁶。

事件の原因を討論する際、当時の在台日本人の存在もしばしば言及された。その理由は、行政長官公署が二二八事件の発生原因の一つとして留用日本人の存在を取り上げたためである。1947年3月5日に、台湾警備司令部参謀長柯遠芬の『台湾新生報』に対する談話で「日本人ガ事件ヲ歓喜慶祝スル」と非難しており¹⁰⁷、また、事件後一部の新聞は、日本人の継続滞在による悪影響に懸念し、在台留用日本人の早期送還を強く主張した¹⁰⁸。

しかし、渋谷事件当時の反応を見る限りでは、留用日本人は台湾人に教唆や鼓動をするほどの影響力をなおも持っていたとはとても考えにくい。そればかりが、留用日本人側には犠牲者すら出てきた。二二八事件で犠牲になった日本人で確認できたのは、ただ一人、木村俊夫という者だけである。木村は当時留用職員として台湾省日僑管理委員会に所属しており、11名の職員の中で最年少の25才であった。事件勃発の翌日、台北市在留日本人に対して発せられた「離宅禁止令」を配布していた最中になんらかのトラブルに巻き込まれたと言われる。死因は、流弾によるのか、あるいは混乱中に誤って殺されたのか、現存の資料では解明できない¹⁰⁹。また留用日本人の回想によると、事件後の国府による武力鎮

¹⁰⁵ 富沢繁『台湾終戦秘史』（いずみ出版、1984年）185-187頁。

¹⁰⁶ 「証章」とは、所属機関表明用のバッジか腕章ではないかと考えられる。日僑管理委員会「留用日籍人員復勤弁法」1947年3月22日、侯坤宏、前掲『国史館蔵二二八档案史料』中、548頁。

¹⁰⁷ 速水国彦「柯参謀長ノ発表意見二関スル件」1947年3月6日、河原功、前掲『台湾協会所蔵 台湾引揚・留用記録』5、128-131頁。

¹⁰⁸ 「留用日人ヲ全部還送セヨ（三月二十七日中華日報社説）」河原功、前掲『台湾協会所蔵 台湾引揚・留用記録』5、69-73頁。

¹⁰⁹ 河原功「解題」16-17頁。前掲の『台湾協会所蔵 台湾引揚・留用記録』5の目次に「留台日第14報」

圧は留用日本人も時に危険を晒されていたと分かる¹¹⁰。

武力鎮圧後、事件善後のために国防部長白崇禧が台湾に派遣された。白は 1947 年 3 月 31 日に、台湾大学図書館で留用日本人に対し演説を行った。その際に留用日本人の不安を慰め、国府側の信頼を伝え、仕事の継続を激励し、「…尚一部ノ言論機関ノ発表デ本事件ニ極メテ少数ノ日本浪人ガ加担シテ居ルト言ツテ居ルガ、コレハ真偽誠ニ疑ハレイコトデア。殊ニ留用日本人ノ方々ハ、相当地位ガアリ知識ノ豊富ナル学者技術家デアルカラ絶対ニ事件ニ参加シテ居ナイト信ジテ居ル」と述べ、信頼の意を表した¹¹¹。

(二) 第3回の日本人引揚

しかしながら、陳儀は 1947 年 4 月 8 日に蒋介石宛の電報で事件について「在台日本人の教唆」を取り上げ、留用日本人全員を帰国させるべきだと力説し、指示を仰いだ。陳の報告は事件発生責任を日本人に転嫁したと考えられるが、蒋介石から同意を得た¹¹²。さらに、事件経緯及び責任所在を調査するため来台した国府監察院委員も 1947 年 4 月 16 日付の報告書で在台日本人と事件発生の関連性を示唆し、暴動の主力分子の一部と決め付けて、留用日本人の送還を具申した¹¹³。実は当時、二二八事件の発生について陳儀の失政を非難している台湾人団体も日本人の関与を疑う見解を持っていた¹¹⁴。それゆえに、多くの先行研

の添付資料として「木村俊夫遭難顛末書」が残っているが、原本は現存されていない。

¹¹⁰ 松延正巳「医師の終戦秘話」台湾協会、前掲『台湾引揚史』161-163 頁。なお、二二八事件前後の在台日本人社会に関しては、呉文星「二二八事件期間留台日人之見聞」(『台湾文献』第 50 卷第 4 号、1999 年 12 月)と許育銘「戦後留台日僑の歴史軌跡—關於渋谷事件及二二八事件中日僑の際遇」(『東華人文學報』第 7 号、2005 年 7 月)による初歩的な考察がある。

¹¹¹ 「白崇禧国防部長諭示」河原功、前掲『台湾協会所蔵 台湾引揚・留用記録』5、153-161 頁。

¹¹² 陳儀発蒋介石宛呈「擬遣回全部留台日僑以防隱患可否乞核示」1947 年 4 月 8 日、中央研究院近代史研究所編『二二八事件資料選輯』2 (台北：同所、1992 年) 233 頁。

¹¹³ 「楊亮公、何漢文關於台湾二二八事件調查報告及善後弁法建議案」1947 年 4 月 16 日、陳鳴鐘、陳興唐編『台湾光復和光復後五年省情』下 (南京：南京出版社、1989 年) 622-655 頁。

¹¹⁴ 「「二・二八」慘案同胞慰問團呈于右任關於處理台灣事件意見書」1947 年 3 月 14 日、陳興唐編『南京第二歷史檔案館藏台灣「二・二八」事件檔案史料』下 (台北：人間出版社、1992 年) 784-785 頁。

究は留用日本人の存在が二二八事件の一因として挙げている。湯熙勇は、日本人の留用問題が陳儀の人事上の失策であると指摘されている¹¹⁵。そのためか、台湾民主化後行われた二二八事件の真相調査でさえ事件背景の分析を行なう際に、日本人の留用に対して台湾人が反感を持っていると述べている¹¹⁶。

しかしながら、台湾省警備司令部司令官彭孟緝が1947年6月5日付蒋介石宛の報告書で日本人が二二八事件に関与した証拠がないと述べた¹¹⁷。最終的に二二八事件の日本人煽動説は必ずしも事実ではないことが明らかになったが、第3回の台湾引揚は、既に1947年4月末から同年5月上旬の間に行われ、3,207人が日本に送還された¹¹⁸。日本人引揚の急遽実施及び留用政策の規模縮小は二二八事件と無関係ではないが、一次史料が欠けているため、より詳細な政策決定過程はなお明らかにされていない。

第3段階の留用者は、個人的な回想録はあまり残っていないため、その留用実態を把握するのは少し困難である。二二八事件後、1947年3月20日、国府は日僑留用実況調査に当たって、日僑管理委員会及び世話役を通し、各機関の留用日本人に「留用実況調査書類」を書かせた。このことについて、「日籍技術人員ノ地位及其ノ功績ヲ顕彰スルノ好機」または、「今次事件ニ際シ一部留台日僑ノ蒙リタル誤解」を解消する機会であると総世話役の速水国彦は捉え、「素人ニモ理解シ易キ様日文ニテ寧ロ興味的ニ記述」するように留用日本人を要請した。調査書は主に「各機関ニ於ケル日籍技術人員ノ功績」と「建設工作上日籍技術人員ヲ必要トスル理由」の2点が構成された¹¹⁹。

二二八事件直後の混乱期において、自らの保身のため、留用日本人は国府に自らの重要性と必要性をアピールしなければならなかったことが伺える。従って、これらの書類には一定の信憑性があるものの、そのまま鵜呑みするのではなく、より慎重に分析する必要がある。なお、その中において、既存の機械の使用指導に関する記述が多く見られるという

¹¹⁵ 湯熙勇、前掲「台湾光復初期的公教人員任用方法」391-425頁。

¹¹⁶ 行政院研究二二八事件小組、前掲『「二二八事件」研究報告』13-15頁。

¹¹⁷ 『留台日僑遣送』（国史館蔵「国民政府档案」001000005482A）。彭孟緝（1908-1997）は二二八事件当時、高雄要塞中将司令として武力鎮圧を展開した。日華国交回復後、駐日大使を務めた。張炎憲、前掲『二二八事件辞典』458-459頁。

¹¹⁸ 台湾省日僑管理委員会、前掲『台湾省日僑遣送紀実』153頁。

¹¹⁹ 河原功監修・編集『台湾協会蔵 台湾引揚・留用記録』9（ゆまに書房、1998年）4-5頁。

印象がある。例えば、気象局に留用された岡四四亥は「現在尚気象地震ニ関スル器械ノ修理及予報ノ技術的指導ニ任シアリ」を功績として挙げている¹²⁰。教育の面において、台北女子師範学校の留用日本人教員は「民国理科教員中其ノ造詣深キ者勿論多数アルコトシトコト概シテ器械、器具、標本等ノ分解、組立、調節其ノ他不慣ノ為カ殊ニ実験ニ際シテ遺憾ナル点アリトイハル」を述べ、接收しに来た国府の教員の力不足を指摘している¹²¹。

また、一部の留用機関において、留用日本人は、現場の直接作業ではなく、顧問の立場に立ち、技術の指導や教授を行っていたと考えられる。例えば、総技師として農業試験所で留用された磯永吉は研究の継続だけではなく、各地へ講演や講義をしに行くことも要請されていた¹²²。台湾電力会社の「日僑留用実況調査書」の中に、日月潭発電所の修復が一段落した後、留用日本人は「大半第一線ヲ後退致シマシテ顧問的指導的存在ニ立チ計画ノ実施ニ参与…」と猪山渡に記された¹²³。

以上のように、二二八事件により、ごく少数の日本人が残留したことを除けば、台湾における日本人の留用は事実上、ピリオドが打たれた。第3回引揚後の日本人は、約205余名であった。その家族447人を含めて合計652人¹²⁴。日僑管理委員会が、1947年5月に解消されたため、後の留用日本人の管理は行政長官公署から改制された台湾省政府の民政庁があたった¹²⁵。留用者の中に最も有名なのは、台湾省農林庁技術顧問を長年勤め、1957年に帰国した磯永吉であると言えよう。彼に対しては、長年にわたる台湾での蓬莱米育成の業績に感謝の意を表すため、終生毎年1200キログラムの蓬莱白米が台湾省政府より送られることになったと言われている¹²⁶。最終的に、政府レベルの最後の台湾引揚は1949年8月に実施

¹²⁰ 同上書、23頁。

¹²¹ 河原功編『台湾協会所蔵 引揚・留用記録』10（ゆまに書房、1998年）288頁。

¹²² 同上書、25-31頁。

¹²³ 河原功、前掲『台湾協会所蔵 引揚・留用記録』9、305頁。

¹²⁴ 現存史料の制限で、沖縄人も含むが、留用者その内訳の上位3つは、それぞれ農林業85人、鉱工業64人と学術研究57人であった。学術研究部門の留用者に台湾大学勤務の者がなお45人もいたという。台湾省日僑管理委員会、前掲『台湾省日僑遣送紀実』157-159頁。

¹²⁵ 台湾省日僑管理委員会、前掲『台湾省日僑遣送紀実』51頁。

¹²⁶ 現在の台湾においても、磯永吉は重大な貢献をもらした一人として挙げられているが、それは主に戦前の蓬莱米の改良・育成の功績によると言えよう。関連文献及び先行研究を読む限り、彼は留用された

された。引揚げたのは留用解除者を含む 239 人であったという¹²⁷。しかし、最終帰国の留用日本人は 1962 年農林庁林務局に務めていた日本人ではないかと考えられる¹²⁸。

ところで、一言で留用日本人と言っても、第 1 回引揚げで日本に帰国させられた留用解除者とその後引続き台湾に残っている人の体験が大部違っている。回想録の部分は前者のものが多く、後者のものは比較的少ない。回想録を見ると、留用日本人は様々な悩みを抱えていた。接收者側の日本人への不信感や敵視はもちろん、台湾社会・経済の不安と混乱に加えて、特に言葉の問題及び行政長官公署の祖国化政策によるものが大きな理由であると考えられる。

特に、言葉の壁は大きかったと思われる。例えば、筆談や通訳の仲介を通じた行政の継続はどの程度進められただろう。その中には、不自由な日本語や場合によって英語の使用がしばしば見受けられていた。意思疎通のトラブルが事務上の障害になった可能性もあると考えられる。気象局に留用された稲富勇雄氏は「必ずぶつつかるのは”言葉”の問題である」と述べ、漢文を生かそうとしても、「漢文はほとんど実地の役には立たない」ことに気づいた¹²⁹。留用日本人が直接接合できる第一線の国府幹部については、次のような証言が見られる。元総督府商政課長の石渡達夫氏は「文科長は明治末期の一橋大学の出身で、簡単な会話は日本語でできた」を淡淡と述べたが、その驚きを隠さなかった¹³⁰。また、基隆市役所に留用された児島修三郎氏も「新教育課長は、裘という人で、浙江省の出身で、日本大学を出たと言っていた。この人は、日本語はあまり達者でなかった…」という感想を述べた¹³¹。台湾大学や地方政府の責任者のポストには、特に優秀な日本留学経験者が当

後、専門技術者として一定の貢献があったものの、戦後台湾の農業政策を左右する権限をもっていたわけではない。渡辺忠夫「堂々たる農業関係者」台湾協会、前掲『台湾引揚史』406-407 頁、呉密察編『台湾史小事典』（台北：遠流、2000 年）176-177 頁、欧素瑛「從鬼稻到蓬莱米—磯永吉与台湾稻作学的發展」（国立中央図書館台湾分館編『台湾学研究国際學術研討会：殖民・近代化論文集』台北：同館、2009 年）。

¹²⁷ 河原功、前掲「解題」12 頁。

¹²⁸ 王国瑞「台湾林業人物誌」（『台湾林業』第 19 卷第 2-4 号、1993 年 2-4 月）

¹²⁹ 稲富勇雄談「留用生活」台湾協会、前掲『台湾引揚史』36-37 頁。

¹³⁰ 東京商業学校のことを指していると考えられる。現在の一橋大学に改称されたのは 1949 年のことであつた。石渡達夫「往時ぼうぼう」台湾協会、前掲『台湾引揚史』33-36 頁。

¹³¹ 児島修三郎「終戦後の市役所勤務」台湾協会、前掲『台湾引揚史』81-83 頁。

てられ、流暢な日本語を操る国府官僚がかなりの数で上級層を占めていた¹³²。上層部の国府幹部は注意を払って選ばれた者が多かったが、留用日本人と直接に関わった下層幹部のレベルがばらつきで、接收の現場においては、接收の責任者によって状況がかなり異なっただと思われる。

その次に、「祖国化」政策も悩みの種の一つであった。行政長官公署は祖国化政策を徐々に推進し始めた。とはいえ、完全な祖国化は短期間では達成することが困難であったため、日本語の継続使用も限定的に許可された。一方、日本人の教師を介し、中国の歴史と地理の講義を行い、祖国化の早期浸透を図ろうとした例さえ見られる¹³³。留用政策が短期間のみの設定であったなら、日本人に中国語を勉強させる必要は恐らくなかったと思われるが、日本人であっても、児童も含めて、中国語の使用と学習を要求された。中国語学に対して、苦勞したという証言もある¹³⁴。

そして、留用について在台日本人の考え方がさまざまである。一部の人はむしろ留用を望んでいた。元基隆署警察官の尼子偉三郎は「終戦後、邦人の多くは職を追われ、生活不安をかこつ状態となり、わずか行商とか、露天商と化し、道端にゴザを敷き、衣類、家具の即売に必死となった。私たち夫婦の場合、幸いにも留用され、妻の俸給と合算…すると、比較的恵まれた…」と述べている¹³⁵。

国府幹部の回想録によると、接收しに来た外省人技術者と留用日本人の間には一種のライバル意識があったことが分かる¹³⁶。一方で、国府側の「係官より、戦中、戦後の混乱時期にもかかわらず、台帳、備品がよく適正に整備、保管されたものだと感心され、かつは感謝された」と述べた留用日本人もいた¹³⁷。資料の制限もあるので、在台日本人の留用に関する国府の評価は客観的に明らかにすることが困難である。しかし、上述したように、

¹³² 楊玉齡、羅時成『台湾蛇毒伝奇』（台北：天下文化、1996年）49-50頁。

¹³³ 青木達雄「一教員の手記」台湾協会、前掲『台湾引揚史』21-23頁。

¹³⁴ 以下のすべては前掲の台湾協会『台湾引揚史』から引用した。児島修三郎「終戦後の市役所勤務」（81-83頁）、佐藤英一「日の丸の小旗を振って」（85-88頁）、蛭名恒義「ニキビに中国恋歌」（225-227頁）、宮良廉昌「人力車のかじ棒」（176-179頁）。

¹³⁵ 尼子偉三郎「追想と芳恩」台湾協会、前掲『台湾引揚史』226-29頁。

¹³⁶ 楊艾俐『孫運璿伝』（台北：天下、1989年）54頁。

¹³⁷ 内藤昌平「接收を二度された」台湾協会、前掲『台湾引揚史』118-120頁。

二二八事件を收拾することに当たって、來台した国防部部長白崇禧は在台の留用日本人に高く評価を与えた。

その一方で、在台の日本人引揚・留用に関して全体的評価は、台湾住民側がどう考えていたのかについては実に判断するのが困難である。台湾引揚については、渋谷事件によって一時的に反日風潮があったとはいえ、文献を調べる限り、当時の在台日本人が被害にあった記録がなかった。また、日本人の回想録で台湾から引き揚げた際に、台湾住民と別離を惜しんでいたとの記述が多く、日本人排除の機運は必ずしも高くはなかった。そして、台湾留用については、当時の新聞には多くの非難記事や読者投書が見られることは先行研究で指摘されている¹³⁸。しかし、肯定の意見も見られる。作家の呉濁流は「各機関とも専門知識を持たなければうまく運用できない部門は、日本人の技術者を留用し、そのほかはどんどん接收して、日本人のあとに外省人が『牽親引戚』してその椅子に座った」と述べ、行政長官公署のネポティズムを批判した。その同時に「けれども現実を凝視してくれ給え、台湾でさえ日本人の技術者や科学者を留用しなければ動けない現実ではないか」と述べ、「今度台湾にも日本人の学者が相当留用されている。実は賢明な策である」と日本人の留用政策を評価した¹³⁹。しかし、いずれにしても、日本人の台湾引揚・留用に関しては、台湾住民が全く関与しえなかった。

その一方で、国府による日本人留用について日本政府は、積極的な行動を取ることができず、黙認の態度を取っていた様子だった¹⁴⁰。しかし、台湾で行われた日本人留用に対しては、日本側は常に一定の状況を把握していたと考えられる。総世話役速水国彦は『留台日僑報告書』を作成し、定期に内務省内の台湾総督府残務整理事務所と外務省官房文書課宛に便船で送り、留用日本人の様子を日本政府側に伝えていた¹⁴¹。

¹³⁸ 陳幼銜、前掲「戦後日軍日僑在台行蹤的考察」、湯熙勇、前掲「台湾光復初期的公教人員任用方法」。

¹³⁹ 呉濁流「無花果」（同『夜明け前の台湾—植民地からの告発』（社会思想社、1972年）178・234・288頁。

¹⁴⁰ 『処理日本問題意見案』（党史館蔵「国防最高委員会档案」003/3711）

¹⁴¹ 第一報の日付は1946年4月21日である。河原功、前掲『台湾協会所蔵 台湾引揚・留用記録』1、11頁。

小括

国府は台湾接收を対日戦後処理の一環として位置づけ、カイロ会談の後、1944年4月に台湾調査委員会を設置し、その準備をあてた。台湾調査委員会は「台湾接管計画綱要」を立案し、1945年3月に接收工作の指針として公布した。綱要作成の段階では、国際問題討論会において草案の日本人・日本財産の処理及び外交に関わる部分の審査が行われた。同討論会が国府対日戦後処理構想の立案において重要な役割を果たしたことはここで再確認できた。ところで、統治政策の検討や接收幹部の訓練などの成果を挙げたものの、国府の接收準備は十分とは言いがたい。また、日本人の留用は公表されなかったものの、国府内部では既に議論されてきた。

台湾調査委員会を取り仕切った陳儀は日本植民地統治の実績を意識しながら、行政長官として、台湾の行政・産業部門及び日本公私有財産の接收を臨んだ。台湾省行政長官公署は米国の船舶支援を用いて、日本人を速やかに台湾から排除した一方、接收の円滑を図るため、日本人技術者・専門家の留用を国府中央に及び米国に積極的に働きかけた。

第1回の在台日本人引揚は、1945年末から1946年5月にまず軍人・軍属、次に軍関係者の家族や遺族、一般居留民の順で行われた。軍関係者163,000余名と民間人291,000余名にのぼる大規模な人の移動であった。第1段階の留用者は、言葉の壁、或いは台湾社会・経済の不安や混乱などの原因により、その実績が残務処理・行政業務の引継・財産接收の協力に止まった。しかし、国府の接收工作において彼らは少なくとも「潤滑剤」の役割を果たした。そして、第2段階留用の実施をめぐる交渉過程を見ると、当初、陳儀を始めて行政長官公署の主要幹部が日本人の留用に期待を寄せたことが分かる。

第1回引揚の後、留用日本人5,517名とその家族13,690名の合計19,207名が残った。第2段階の留用者は主に、主に鉱工業・交通・農林水利部門に携わっていた。彼らは渋谷事件の余波に及ばれ、戦後台湾の初めての反日風潮に直面した。米国との協議もあり、1946年末、留用解除者とその家族を含む計18,585名の在台日本人が第2回引揚で日本に戻った。

ところが、行政長官公署は一部日本人の留用をさらに延長したため、第2回引揚の後、なお留用日本人917名とその家族2,641名の合計3,558名は、引き続き滞在していた。第3段階の留用者は短期間ながら、主に鉱工業・教育・農林水利部門に従事していた。しかし、二二八事件の発生により、国府は一転して日本人の存在を問題視した。そのため、留用の規模は急遽縮小された。第3回の引揚は、1947年4月から5月に行われ、日本本土出

身者の 3,207 名が送還された。ほとんどの留用者がこれを機に帰国の途に就いた。そして、日僑管理委員会もこれをもって解消された。しかしながら、台湾ではなお留用者 205 名とその家族 447 名の合計 652 名が残留した。

国府は植民者の日本人を台湾から排除することを図りながら、接收及び統治に必要な人材も確保した。戦後台湾の産業発達における留用日本人の貢献は、実証研究の蓄積がなお不十分なため、結論付けるのが尚早であろう。しかし、留用日本人の存在は少なくとも国府接收の円滑展開に寄与したと考えられる。戦後日台関係において、旧統治者だった日本人と被統治者だった台湾人の関係が如何に清算されるのかは、もちろん脱植民地化の課題であった。しかし、国府日本人留用・引揚政策の「代行」により、日本政府はもとより、台湾の住民さえもその過程に関与させるものとはならなかったのである。

第三章

他者の排除

—国民政府の対在台沖縄人・朝鮮人政策—

はじめに

本章は、戦後初期の在台沖縄人（琉球群島出身者）及び朝鮮人（朝鮮半島出身者）を研究対象とし、両民族集団（ethnic group）の処遇差異における有無を比較することを通じて、国民政府の台湾接收について考察するものである。

第二次世界大戦後、日本帝国の台湾植民地統治の終焉に伴い、先述したように、1945年12月末より台湾の「日本人」引揚が始まった。軍人・軍属から日本本土に順次送還され、1946年5月までに、留用者を除いてほぼ全員が引き揚げた。しかし、日本本土出身者とは異なり、同じ日本帝国臣民でありながら、沖縄人及び朝鮮人は、台湾を接收した国府から異なる扱いを受けていたのである¹。

戦前において、台湾人、沖縄人及び朝鮮人は等しく日本の国籍を持っており、法的には「日本人」であった。しかし、日本国籍を持つ台湾人や朝鮮人が平等に「日本人」として遇されていたわけではなく、制度的にも一般的にも差別されていた。沖縄人も法制面以外での一般における差別は激しかったとされる。台湾人も沖縄人も朝鮮人も「日本人」でありながら「日本人」ではないという存在であったのである²。

しかしながら、在台の沖縄人や朝鮮人はマイノリティと見なされながらも、同じ帝国の

¹ 前章で既に述べたように、国府の公文書では日本軍関係者は主に「日俘」と記されており、日本本土出身の民間人は、華僑になぞらえ、「日僑」と称された。沖縄人と朝鮮人の場合、国府は民間人をそれぞれ「琉僑」「韓僑」と呼び、軍関係者を「琉籍官兵」「韓籍官兵」と名付け、区別して取り扱っていた。なお、本章では歴史的用語については初出時のみ「」を付ける。

² 小熊英二『〈日本人〉の境界—沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』（新曜社、1998年）3-4頁。

構成員であったゆえに、植民地台湾を活動の場としていた。これら「日本人」という境界を彷徨した人々は、戦後の統治権の交代によって、日本帝国の周辺・中華民国の辺境である台湾から排除されるか、あるいは残留させられることになった。地理的に近い沖縄と台湾の間にも、日本の敗戦により国境線が引かれ、人の往来が制限され、接收された台湾と占領された沖縄はそれぞれ別々の戦後史を歩むことになったことを加藤聖文は指摘している³。

前章で既に紹介したように、台湾における国府の引揚・留用政策については多くの研究が行われてきた。しかし、これらの研究では主に日僑に焦点が当てられてきた。戦後初期の在台沖縄人に関しては、まず又吉盛清による先駆的な研究成果が挙げられる⁴。呂青華は基隆市社寮島でフィールドワークを行い、台湾人5名と宮古島出身者1名にインタビューを試み、調査報告を発表している⁵。そして、浅野豊美の在外沖縄人の引揚に関する論考がある⁶。何義麟は在台沖縄人が引揚げるまでの過程を初歩的に整理した上で、国民党党史館に所蔵されている沖縄関連資料を駆使しながら、彼らの政治活動を考察し、その法的地位及びアイデンティティについて分析している⁷。松田良孝は引揚者の体験をもとに、公的な記録を用い、台湾に疎開した沖縄人の足取りを追った⁸。一方、戦後の在台朝鮮人に関して、黄善翌は国府の中国本土における対朝鮮人政策と比較しながら、台湾での施策を

³ 加藤聖文『「大日本帝国」崩壊』（中央公論新社、2009年）129頁。戦後初期は台湾と与那国島の間で密貿易が盛んになり、行き来することが可能だったが、朝鮮戦争の勃発を境に米軍の厳しい取締りを受けただけで終息に向かった。屋嘉比収「顕現する「国境」」（岩崎稔ほか編『継続する植民地主義』青弓社、2005年）。しかし、往来のルートが存在したとはいえ、利用できる者は限られていたと考えられる。

⁴ 又吉盛清『日本植民地下の台湾と沖縄』（沖縄あき書房、1990年）

⁵ 呂青華「基隆社寮島における沖縄人の調査報告」（『東方学報』第25号、2005年10月）。ただし、呂論文の引用資料は二次文献であり、宮古島出身者へのインタビューも予定通りには運んでいない。

⁶ 浅野豊美「米国施政権下の琉球地域への引揚—折りたたまれた帝国と重層的分離」（『社会科学研究』第26巻第1号、2006年10月）

⁷ 何義麟「戦後在台琉球人之居留与認同」（『国史館学術集刊』18、2008年12月）。何は在台沖縄人団体「琉球革命同志会」が推進した中国復帰、或いは独立運動を注目している。しかし、当団体の活動が活発になったのは1948年以降のことである。そのため、本研究は考察対象としない。

⁸ 松田良孝『台湾疎開』（南山舎、2010年）

先駆的に考察している⁹。金奈英は在台朝鮮人の一世にインタビューを行い、彼らの渡台背景ないし定住するようになった経緯を提示している¹⁰。しかし、これら諸研究は個別の民族集団に焦点を当てて考察したものであり、個々の民族集団を総体的に捉え、国府の対沖縄人・朝鮮人政策を比較検討する研究は未だ着手されておらず、台湾における国府の引揚・留用政策の全体像を明らかにしたとは言いがたい。従って、本章ではその両者を総合的に分析することで、国府の「脱植民地化の代行」をより実態に即して考察する。

本章は、前章と同様に、対象時期を主に 1947 年 5 月の台湾省日僑管理委員会の撤廃までに限定して議論を進める。まず、第 1 章の議論を踏まえ、日本帝国の一部としての琉球群島・朝鮮半島に対する国府の戦後処理構想を改めて整理する。次に、日本帝国の瓦解と国府の台湾接收を背景に、台湾で行われた民族集団の境界の線引きに焦点を当て、国府による在台沖縄人・朝鮮人の引揚・留用過程を比較し、それぞれの政策の異同を考察しながら、その歴史的意義を検討する。最後に、今までの議論を踏まえながら戦後台湾の脱植民地化の過程における国府の果たした役割を論究する。

なお、本章は台湾、韓国の公刊史料を分析の中心に使い、官庁出版物と関係者の回想録も参照する。非公刊史料としては台湾の国民党党史館、国史館及び中央研究院近代史研究所檔案館の所蔵史料を主に利用する。

第一節 琉球諸島・朝鮮半島に対する国民政府の戦後処理構想

第 1 章で述べたように、国民政府が対日戦後処理構想に着手したのは太平洋戦争勃発の前に遡ることができる。1941 年 6 月に蒋介石は国防最高委員会秘書長の王寵惠に戦後講和に関する準備を開始するよう命じた。その命令を受け、国防最高委員会の下で国際問題討論会が設置され、国府の外交関連機関の実務責任者や専門研究者がその構成員に選任された¹¹。日米開戦が始まった翌月に開かれた同討論会の第 5 回会合では、軍事委員会国際問

⁹ 黄善翌「解放後台湾地域韓人社会と帰還」(『韓国近現代史研究』34、2005 年 9 月、原文ハングル表記)

¹⁰ 金奈英「日本統治下に移動した在台湾朝鮮人の研究」(『現代中国事情』第 14 号、2007 年 7 月)。金の論考によれば、戦前に朝鮮人が台湾に渡ったのは主に生活のための経済上の理由によるものだという。しかし、戦後初期の状況については回想が曖昧であり、台湾に残留した経緯は解明されていない。

¹¹ 『国際問題討論会規則綱目及人員聘任』(党史館蔵「国防最高委員会档案」005/1)

題研究所長の王芃生が立案した「日中問題解決の基本原則」について討論した。この会合では、日中関係諸問題の清算基準を日清戦争に設定し、不平等条約の廃止と満洲、台湾・澎湖の回収を求めることを確認した。琉球の帰属問題については、激しい議論の末、いったん日本の領有を認めるものの、共同管理による非武装地帯化を強く望むという線に落ち着いた¹²。

ところが、1942年11月3日に国府の宋子文外交部長は米国から帰国した後、就任後初の記者会見で記者の質問に対し、「戦後、朝鮮の独立以外に、東北四省、台湾、澎湖及び琉球諸島は当然我が国に返還されるべきである」と答え、琉球領有の意欲を示唆していた¹³。これは国府が対日戦後処理の方針を言及した最初の公式見解であったと考えられる。続いて、翌1943年の3月に、国府統治地域の有力紙において、国際問題討論会の構成員でもある外交部情報司長邵毓麟が署名記事でまず「日本が占領している中国の台湾、琉球、東北四省はすべて中国に返還されねばならない」と唱え、琉球を日本から取り戻すことを主張した。そして、朝鮮独立についてはその必然性を説き、連合国の共同目標として位置づけた¹⁴。換言すれば、この時期になると、国府外交当局関係者の間では戦後の朝鮮半島の独立、台湾澎湖の回収はほぼ当然視されるようになっていたのである。その一方で、琉球諸島の帰属問題については未だ正式な合意には達していなかったが、琉球の領有を求めようとする意見は根強く存在していたと言える。

ところで、1943年8月4日に英国訪問中の国府外交部長宋子文は、ロンドンで記者会見を行った際、中国東北地方・台湾の中国回復、朝鮮半島の独立を改めて言及したものの、琉球の帰属問題を触れていなかった¹⁵。前年の談話と比べれば、明らかにトーンダウンだった。そして、ほぼ同時期に、8月末からカイロ会談の直前まで、国際問題討論会は、第34、35、36、39の計4回に渡って会合を召集し、国防最高委員会参事の浦薛鳳が作成した「日本無条件降伏時の承諾すべき施行事項」案について議論を交わした。その際、琉球の帰属問題は再び議論の焦点になった。討論会を事実上取り仕切っていた王寵惠は第35回の

¹² 「国際問題討論会第五次会議記録」1942年1月29日『国際問題討論会会議記録及各種研討案件分送各会員研究』（党史館蔵「国防最高委員会档案」005/2）

¹³ 「戦後恢復固有領土 盟国応設聯合機構」『中央日報』（重慶）1942年11月4日。

¹⁴ 邵毓麟「如何「解決日本事件」？」『大公報』（重慶）1943年1月3日。

¹⁵ 「中国無領土野心 東北台湾必須回復 朝鮮應成為独立国」『中央日報』（重慶）1943年8月6日。

会合で中国が海軍を保有しておらず、その上、琉球が日本に近接していることを指摘し、中国に帰属させても単に負担が増えるだけだろうという意見を述べた¹⁶。しかし、議論の末、第36回の会合で琉球の中国帰属を求める、但し書きとして、国際共同管理案、非軍事地帯案を書き添えることに決定した¹⁷。修正した最終案はカイロ会談直前の11月12日に王寵惠によって蒋介石に提出された¹⁸。

しかし、カイロ会談に臨んだ蒋介石は、ルーズベルトとの会談で、琉球問題に関しては、信託統治に言及するに止まり、その帰属に対して曖昧な態度しか示さず明言を避けた¹⁹。そして翌月、蒋介石は国防最高委員会で帰国報告を行なった際に、琉球が1895年以前から既に日本に支配されていたことに加え、中国には海軍が欠如していることに言及し、琉球の中国帰属を求めない理由を説明した²⁰。さらに、1944年7月26日に王寵惠は、先述の「日本無条件降伏時の承諾すべき施行事項」案を清書して改めて蒋介石に提出した。琉球関係条項の上には、「琉球諸島は非軍事地帯或いは国際管理を画すべし」との書き込みが見られる。この時点までに、琉球群島の戦後処理は、国際共同管理案、或いは非軍事地帯案に定着させようという考えが国府上層部にあったと考えられる²¹。また、国際問題討論会では1944年9月から第51、第52、第53回の計3回に渡り、戦争終結後の在華日本人の取り扱いについて議論がなされていた。台湾人と朝鮮人は日本人として見なさないと言及されたものの、沖縄人については一切言及されなかった²²。

¹⁶ 「国際問題討論会第三十五次会議記録」1943年9月2日、前掲『国際問題討論会会議記録及各種研討案件分送各会員研究』（005/2.5）

¹⁷ 「国際問題討論会第三十六次会議記録」1943年9月30日、前掲『国際問題討論会会議記録及各種研討案件分送各会員研究』（005/2.5）

¹⁸ 『對聯合國外交（一）』（国史館蔵「蔣中正總統文物」002000001237A）

¹⁹ 『蒋介石日記』1943年11月23日（スタンフォード大学フーヴァー研究所保管・公開）。カイロ会談で琉球諸島の関連議題がどのように扱われたのかは、ロバート・D・エルドリッジ『沖縄問題の起源』（名古屋大学出版会、2003年）を参照されたい（40-44頁）。

²⁰ 張瑞成編『光復台湾之籌劃与受降接收』（台北：中国国民党中央委员会党史委员会、1990年）36-38頁。

²¹ 前掲『對聯合國外交（一）』。

²² 以下の資料に基づく。「国際問題討論会第五十一次会議記録」1944年9月28日・「国際問題討論会第五十二次会議記録」1944年10月19日・「国際問題討論会第五十三次会議記録」1944年11月2日、前掲

以上のようにカイロ会談を境に、少なくとも 1944 年下旬までに、国府の上層部は琉球の中国領有について事実上断念していたと言えよう。しかしながら、戦争終結後、1946 年 7 月に上海市教育局は日本語書籍を 1000 冊沖縄に贈呈することを計画していた。それが実行に移せたか否かは確認できないものの、用意された送り状には琉球「同胞」の苦難に同情を示し、琉球の祖国復帰への期待が書かされていた²³。また、翌 1947 年、国府行政院新聞局は『琉球』と題するパンフレットを発行した。同書は巻頭に同年 10 月 18 日に国府行政院院長張群が国民参政会駐会委員会の会議に出席し行政報告を行った際、「琉球は我が国と特殊な関係にあり、我が国に返還すべきだ」と述べたことを紹介したと共に、巻末に「地理的に勘案すれば、仮に台湾と海南島を中国海上領域の双瞳に例えるなら、琉球群島と南沙・西沙諸島は中国領海上にある 2 本の触角であり、ともに必要不可欠である」と結論づけている²⁴。琉球を失われた領土の一部と考える国府関係者が少なくなかったことは、以上のような発言や文書から容易に推察できる²⁵。しかし、終戦前後において国府が琉球への認識を政策に反映させ、琉球の領有権を積極的に取り戻そうとする外交施策は見られなかった²⁶。

一方、対琉球政策の曖昧さとは対照的に、国府の対朝鮮半島政策はより明確であった。日中戦争が勃発する以前、国府は既に軍と党のルートを通じて、朝鮮独立運動団体と連絡を取り、一定の支援を与えていた。日中戦争が本格化すると、国府は朝鮮独立運動に対し

『国際問題討論会会議記録及各種研討案件分送各会員研究』（005/2.7）

²³ 『Korea, China (Taiwan), etc. Views on Okinawa, 1957-1969』（沖縄県公文書館蔵「エドワード・フライマスコレクション」0000024726）。この日本語書籍の贈呈は、戦後、国府の対日協力政権所有財産処分の一環ではないかと考えられる。

²⁴ 行政院新聞局編『琉球』（出版地不明：同局、1947 年）

²⁵ 民間においても琉球の中国帰属を唱える議論があった。王成組「琉球群島の将来」（中国社会経済研究会編『新路周刊』第 1 巻第 16 号、1948 年 8 月）13 頁。なお戦時下から戦後にかけて、琉球と中国大陸の歴史関係を強調すると共に、中国にとっての琉球の重要性を主張する書物は、いくつか出版されていた。例えば、胡煥庸『台湾与琉球』（重慶：京華印書館、1945 年）、呉壯達『琉球与中国』（上海：正中書局、1948 年）、呉藻江『琉球』（出版地不明：台湾省教育会、1948 年）などがある。

²⁶ 許育銘著（鬼頭今日子訳）「1940～50 年代国民政府の琉球政策」（西村成雄、田中仁編『中華民国の制度変容と東アジア地域秩序』汲古書院、2008 年）264 頁。

てより積極的な支援を行い、まず政治面においては、独立運動の諸党派に協力と団結を促し、軍事面においては中国での軍事的活動を認め、1940年9月に成立した韓国光復軍の組織にも協力した。事実上、1945年5月までに光復軍は国府の軍事命令指揮系統に組み込まれていた。カイロ会談においても、国府は朝鮮半島の独立を強く主張した。そして、朝鮮を戦後独立させるという方針がカイロ宣言に盛り込まれた²⁷。カイロ会談だけでなく、国府はその後も英・米との間で朝鮮独立について議論する場をもった²⁸。さらに、朝鮮の独立に備え、その具体策を策定する研究も始められていた²⁹。このように実効性はともかく、国府は一貫して朝鮮独立運動を支持する姿勢を保っていた。

第二節 在台沖繩人の引揚・留用

戦前の沖繩は、海外移住県として知られていた。移住先は、沖繩県と自然環境、経済的条件が類似している亜熱帯・熱帯地域に集中し、米国、ペルー、フィリピン、南洋群島、台湾など広範囲に及んでいる。海外在留の沖繩人は1935年に7万人余に達したとされる。³⁰同年、在台沖繩人は1万弱になり、在台日本人の総数に占める割合は県別で第8位であった³¹。戦間期において、同じ帝国の下で、「内地」でありながら国内植民地的性格を有する沖繩と「外地」としての植民地台湾の間での人的移動は既に頻繁に行われていた。なお、沖繩人への差別が存在していたため、転籍や改姓名を行う沖繩人も少なくなかったと言われる。そのため実際にはこれよりも多くの沖繩人がいたと考えられる³²。在台沖繩人が携わっていた職業は台湾総督府の官吏から肉体労働者まで、実に多岐に渡っていた。又吉盛

²⁷ 胡春惠『韓国独立運動在中国』（台北：中華民国史料研究中心、1976年）。同書は古典的研究であるが、国府の対朝鮮独立運動政策の全体像を把握するには有益である。そのほか、近年には中国で石源華を中心に国府と朝鮮独立運動についての研究が展開されている。

²⁸ 『中美關於韓国問題会談紀要』（中央研究院近代史研究所蔵「外交部档案」013.2/0001）

²⁹ 『韓国問題研究綱要及資料（一）』（中央研究院近代史研究所蔵「外交部档案」0971.1/0002）

³⁰ 片岡千賀之「沖繩県の海外出漁」（西成彦、原毅彦編『複数の沖繩』人文学院、2003年）

³¹ 水田憲志「沖繩県から台湾への移住」（関西大学文学部地理学教室『地理学の諸相』大明堂、1998年）

³² 金城順亮「沖繩人ここに在り」（『新沖繩文学』第60号、1984年6月）。沖繩人への差別に関する研究としては、小熊英二、又吉盛清の前掲書などが挙げられる。

清は、沖縄の役割は日本の台湾植民地支配を底辺で支えるという人的資源の供給地でもあったと指摘している³³。

戦時中の1944年7月、沖縄戦が開始される可能性が高いと判断されたため、奄美大島、徳之島、沖縄島、宮古島、石垣島から老人、婦人、幼児らを九州及び台湾に疎開させることが決定された。当初の計画では沖縄県から台湾へ2万人を疎開させる予定であったが³⁴、台湾総督府の報告書によれば、最終的には12,447人が台湾に疎開されたという³⁵。台湾疎開では学童疎開が実施されず、身内を頼りにした縁故疎開と無縁故の集団疎開が実施された。疎開先は台湾の台北州、新竹州、台中州、台南州が中心であった。疎開先では時には学校や工場が宿泊場所となり、教室などに雑魚寝をしながらの生活を送ったと言われている。さらに、空襲を避けるため、台湾島内で2次疎開、3次疎開を強いられる場合もあった³⁶。また、レイテ作戦が開始された後、沖縄本島所在の第9師団は1944年12月中旬から翌1945年1月上旬にかけて台湾へ移動させられた³⁷。同師団には現地入営した沖縄人が少なくなかったと言われる³⁸。以上の経緯から、元々台湾で生計を営んでいた沖縄人とは別に、終戦直前の時期に台湾へ渡った沖縄人が急増していった。

さて、在台日本人の第一回引揚が行われていた間、台湾各地の沖縄人も日本人と同様に台湾省行政長官公署の命令で集められた。しかし、国民政府は沖縄人と日本人を区別し、その送還を別々に実施しようと計画した。国府に琉僑と呼ばれた民間人の総数は当初、約14,909人であった³⁹。特に台湾に何の縁故もない戦時疎開者は、台湾での生活基盤を持た

³³ 又吉盛清、前掲『日本植民地下の台湾と沖縄』374頁。なお、戦前の在台沖縄人コミュニティに関して、朱徳蘭「基隆社寮島の沖縄人集落（1895-1945）」（上里賢一ほか編『東アジアの文化と琉球・沖縄』彩流社、2010年）は、新聞と官庁統計資料を用い、日本統治時代の社寮島における沖縄人の移住実態を考察している。

³⁴ 防衛庁防衛研修所戦史室編『沖縄方面陸軍作戦』（朝雲新聞社、1968年）614頁。

³⁵ 台湾総督府編『台湾統治概要』（原書房、1973年復刻、原本1945年刊）64頁。

³⁶ 台湾疎開の全容は、松田良孝の前掲書を参照されたい。

³⁷ 防衛庁防衛研修所戦史室、前掲『沖縄方面陸軍作戦』131-135頁。

³⁸ 戸部良一『失敗の本質』（中央公論社、1991年）231頁。

³⁹ 台湾省日僑管理委員会編、『台湾省日僑遣送紀実』（台北：同会、1947年）145頁。ただし、同書の別の統計表には送還予定の琉僑数は13,917人と記されている（18頁）。

ず、滞在の時間が長くなるに連れ、その生活の困窮が深刻化していた。その支援にあたった地方政府にとっても相当な負担となっていた⁴⁰。八重山、宮古諸島は戦争の被害が比較的少なかったため、一部の人々は漁船を利用し、戦後いち早く台湾東北の蘇澳から自力で引揚を図った⁴¹。こうした自発的な引揚は正式な記録に残されず、そのため、現存の資料における琉僑の人数に様々な食い違いが生じている。国府側の報告書によれば、先島諸島（宮古列島、八重山列島）及び奄美諸島の出身者は約 4,968 名が 1946 年 4 月中旬までに台湾から引揚げたという⁴²。

国府に琉籍官兵と名付けられた沖縄人の軍人・軍属は、1946 年 3 月の時点で約 2 千 2 百余名がいたと報告された⁴³。しかし、戦後初期の混乱に加え、在台日本軍が一部の現地除隊及び現地召集者の復員を行なったことや日本本土への送還を希望する沖縄人軍関係者もいたことなどの事情から、所在が把握できなかった者もいた⁴⁴。そのため、琉籍官兵は最終的に 8 百余名に減少した⁴⁵。国府は「琉球籍官兵集訓大隊」を設置し、彼らを収容した。隊長は永山政三郎大尉であった。国府側による中国語の講義や政治講話も実施された。日本本土出身の軍関係者が引揚げた後、琉球籍官兵集訓大隊は事実上、在台最後の日本軍部隊になった。そのため、民間人の引揚が行われた際に、国府は荷物検査や監視監督の部隊を配置していたが、乗船地設営や荷物運搬の送還業務は実際、琉籍官兵によって担われていた⁴⁶。

在台日本人の第一回引揚が終了した後、なお約 9 千名の琉僑が取り残され、帰郷の途に就くことができなかった。沖縄を占領した米軍は、沖縄本島の戦争被害があまりにも大き

⁴⁰ 何鳳嬌編『政府接收台湾史料彙編』下（台北：国史館、1993 年）870-871 頁。

⁴¹ 又吉盛清、前掲『日本植民地下の台湾と沖縄』376 頁。

⁴² 台湾省日僑管理委員会、前掲『台湾省日僑遣送紀実』145 頁。

⁴³ 何鳳嬌、前掲『政府接收台湾史料彙編』下、871-872 頁。

⁴⁴ 伊江朝章「『琉僑』と『集中營』」（『新沖縄文学』第 60 号、1984 年 6 月）。安里積千代『一粒の麦』（民社党沖縄県連合会、1983 年）81 頁。台湾引揚記編集委員会編『琉球官兵顛末記』（台湾引揚記刊行期成会、1986 年）4 頁。

⁴⁵ 台湾省日僑管理委員会、前掲『台湾省日僑遣送紀実』147 頁。

⁴⁶ 「琉球籍官兵集訓大隊」に関しては、前掲の『琉球官兵顛末記』が参考となる。

く、受け入れ体制が完全ではないと判断したため引揚にストップをかけたのである⁴⁷。沖縄戦の過酷な戦況を考えれば、やむを得ない措置だったと言えよう。当初、「台湾沖縄同郷会連合会」が結成され、その支部として各地に「台湾沖縄同郷会」が置かれた。会長は台湾総督府技師の与儀喜宣であった。同会は日僑管理委員会の指示を受け、琉僑の管理・統制に協力していた。それと同時に、駐台米軍とも連絡を取っていた⁴⁸。台湾各地の琉僑が台北に集められた後、「沖縄僑民総隊」に編入され、引揚を待機していた⁴⁹。

地方政府から琉僑早期送還の要請を受けた行政長官公署は、積極的に国府中央に打電し、米国への取次ぎを催促していた。1946年の7月に入り、在台沖縄人の引揚について、8月中旬から検疫を徹底するという条件付きで実施するという合意をGHQからようやく得ることができた⁵⁰。実は一旦中止された日本本土からの沖縄人引揚さえ同年8月ようやく再開されたほどであったのである⁵¹。

実施に先立ち、行政長官公署は各地方政府に対して、行方が把握されていない琉僑の調査を厳命した⁵²。在台沖縄人の引揚は、実際には1946年10月下旬にようやく始まった。これとほぼ同時期に第二回の在台日本人引揚も実施された。ちなみに、第二回の在台日本人引揚は主に留用解除者を日本に送還するためであった。沖縄人の引揚は12月末までに運航数が延べ11回実施された⁵³。琉僑の「帰国証明書」も各地の沖縄同郷会を通じ配布され

⁴⁷ 「米国海軍軍政活動報告」外間正四郎訳『沖縄県史資料編』20（沖縄県教育委員会、2005年）8頁。

⁴⁸ 何鳳嬌編、『政府接收台湾史料彙編』上（台北：国史館、1993年）533頁。ワトキンス文書刊行委員会編『沖縄戦後初期占領資料 解題・総目次』（緑林堂書店、1994年）3頁。なお、台湾沖縄同郷会連合会の活動については、当事者による回想録として、川平朝申「わが半生の記」7-9（『沖縄春秋』第12-14号、1974年8月-1975年1月）がある。

⁴⁹ 台湾引揚記編集委員会、前掲『琉球官兵顛末記』259-298頁。

⁵⁰ 『遣送韓人琉球人自台回国』（国史館蔵「外交部档案」075.1/172-1/0865）

⁵¹ 南西諸島出身者の送還は1946年1月から始まり、九州地区は鹿児島港から、それ以外の地域在住者は浦賀港から送還を実施したが、帰還者間に天然痘が発生し、同年3月18日から8月まで送還が停止されていた。ここでいう南西諸島出身者は、北緯30度以南の鹿児島及び沖縄県の出身者を指す。厚生省編『引揚援護の記録』（クレス出版、2000年復刻、原本1950年刊）56-58頁。

⁵² 何鳳嬌、前掲『政府接收台湾史料彙編』下、884-885頁。

⁵³ 台湾省日僑管理委員会、前掲『台湾省日僑遣送紀実』146頁。

た⁵⁴。1946 年末の時点で、台湾から沖縄への引揚者は約 1 万 6 千名で、沖縄から台湾への引揚者は 21 名であると報告されている⁵⁵。

しかし、沖縄に戻れたとはいえ、一部の人々はなお困難な状況に直面した。例えば、石川清敬のように「敗戦翌年、台湾から復員すると、生まれ育った家が飛行場になっていた。鉄条網の外にバラックを建てて暮らしたがやがて弾薬が基地内に野積みされ、基地周辺は危険と町内の別の集落へ移転させられた」と回想している者もいる⁵⁶。一方、浅野豊美の研究によると、沖縄人が大量に引揚げた日本帝国の植民地としては、台湾に加えて旧南洋群島があった。南洋群島からの引揚者の大半は農民と漁民であったのに対し、台湾引揚者は非農業人口の割合が高かった。また、米国施政権下の沖縄で活躍している政治指導者は台湾引揚者が少なくなかった。戦後沖縄の再建に必要な専門職、技術者の供給元として台湾引揚者が重要な存在であったという⁵⁷。

その一方で、台湾に残っていた留用者の中には、沖縄人も多くいた。第一回目の引揚が完了した後、1946 年 7 月末の時点で、なお合計 20715 人の留用者とその家族が台湾にとどまった。その内訳は日僑 19,207 人（留用者 5,517 人、家族 13,690 人）に対して、琉僑 1,508 人（留用者 414 人、家族 1,094 人）もいた⁵⁸。留用琉僑は、鉱工業、交通、農林に至る分野に携わっていた⁵⁹。沖縄人留用者は、本土出身者の日僑とは別に、琉僑として名簿に登録された。しかし、その管理も日僑管理委員会によって行なわれたため、留用に至った過程や待遇は日本人と同じであった。そして、第二回の在台日本人引揚が行われた後、日僑 3,558 人（留用者 917 人、家族 2,641 人）のほか、なお琉僑 285 人（留用者 108 人、家族 177 人）の合計 3,843 人は引き続き台湾に滞在していた⁶⁰。

1947 年の二二八事件が発生した後、5 月に第三回の在台日本人引揚が実施された。それ

⁵⁴ 何鳳嬌、前掲『政府接收台湾史料彙編』下、920-921 頁。

⁵⁵ 「琉球列島における米国陸軍軍政活動概要第 1 号」（1946 年 7-11 月）外間正四郎、前掲『沖縄県史資料編』20、93 頁。

⁵⁶ 朝日新聞社編『沖縄報告 復帰後』（同社、1996 年）346 頁。

⁵⁷ 浅野豊美、前掲「米国施政権下の琉球地域への引揚」97-99 頁。

⁵⁸ 台湾省日僑管理委員会、前掲『台湾省日僑遣送紀実』46-47 頁

⁵⁹ 同上書、36 頁。

⁶⁰ 同上書、156-157 頁。

でもなお、日僑 652 人（留用者 205 人、家族 447 人）と琉僑 103 人（留用者 55 人、家族 48 人）の合計 755 人は残留していた。ところで、留用日僑は主に教育や研究機関に在籍していたのに対し、留用琉僑は、漁業関係者が多く占めていた⁶¹。留用が実施された当初、漁業による収入の割合が多い地域の地方政府は、琉僑の早期送還を要請した他の地域の地方政府と異なり、むしろ琉僑の漁業関係者の留用を継続するよう強く要請した⁶²。留用された琉僑は、船長あるいは機関長という技術職を理由に留用継続が認められ、主に台湾の東部を中心に、漢族、先住民族のアミ族の人々にカジキ突き棒漁などの漁撈技術を伝える役割を果たしたと指摘されている⁶³。

前章の議論を含め、以上の議論から次のように結論づけられる。米国のサポートを利用し、国府は日本人、沖縄人を問わず、まず日本軍関係者を台湾から排除することができた。続いて、民間人の日僑と琉僑に対しても、台湾の接收に資さない者をいち早く帰郷させた。沖縄人の琉籍官兵と琉僑の送還は後回しになったが、これはあくまでも沖縄を占領した米軍の意向に沿ったためである。また、一時留用しても、業務の引き継ぎなどを終われば、順次留用を解消し、送還した。しかし、台湾の接收に必要な専門家に対しては強く留用を求めた。登録時には、日僑か琉僑かを区別したが、留用者の選考基準はあくまで台湾接收に資するかどうかにあった。

第三節 在台朝鮮人の送還・管理

先行研究では、戦前台湾で活動していた朝鮮人は、公職に就いた者は少数で、その大半は主に商売と漁業に従事していたことが明らかにされている。特に 1920 年代に入ってから、朝鮮と台湾間の直行航路が開設され、相互の人の移動が徐々に増えた。しかし、日本や中国に生活していた朝鮮人とは違い、農業や工業に携わっていた者は多くはなかったという

⁶¹ 同上書、157-159 頁。

⁶² 何鳳嬌、前掲『政府接收台湾史料彙編』下、874 頁。

⁶³ 西村一之「台湾東海岸における漢人・アミ族漁民と沖縄漁民の接触」（崔吉城、原田環編『植民地の朝鮮と台湾』第一書房、2007 年）。なお、前掲した呂青華「基隆社寮島における沖縄人の調査報告」で言及された琉僑は国府の留用事業との関係が明確ではない。

64。人数的に少なかったためか、総じて言えば、在台朝鮮人による政治や経済活動は活発ではなかった。1928年5月に久邇宮邦彦王が訪台した際に、ある朝鮮人青年がその乗用車を襲ったのが唯一の政治事件であった。いわゆる「台中不敬事件」である。襲撃自体は未遂に終わったが、台湾総督、総務長官らが引責辞任する事態となった⁶⁵。太平洋戦争勃発前までに、台湾には既に約2千人以上の朝鮮人が滞在しており、商業、農業のほか、主に漁業に従事していたと言われている。その中で朝鮮人が最も集まっていた地域は高雄州であり、約7百人が居住していた。そして、その高雄州と台南州にいた朝鮮人を中心に「南部海東会」という親睦団体が組織されていた⁶⁶。なお、1943年の時点で在台朝鮮人は2755人と推計されている⁶⁷。

先述した国際問題討論会の第51回会合（1944年9月28日）では、在華日本人への対応について議論すると同時に、在華朝鮮人についても議題になった。まず、前述したように朝鮮人を日本人とは別に扱うことを決めたが、次の第52回会合（1944年10月19日）で具体策を討論した際には、様々な意見が再び交わされた。国民政府は朝鮮独立運動に対し、概ね好意的であった。しかし、在華朝鮮人の扱いは神経をとがらせる問題でもあった。戦後、朝鮮の独立は時間の問題であったため、将来の両国関係を考え、朝鮮人への対応に配慮せざるを得なかった。他方、日本が占領・支配した地域には多くの朝鮮人がいた。そのため、戦後、その土地、財産所有権の問題は一層複雑であった。最終的に、朝鮮人の登録を実施すること、朝鮮が正式に独立するまでは中国の国民と同じ待遇をすること、適齢者を韓国光復軍に編入することなどを決定した。その中で、新たに回復・接收した地域での朝鮮人は、日本に協力した者以外は、集中管理し仕事を与え、後に朝鮮半島に送還させる

⁶⁴ 戦前の在台朝鮮人社会については、これまでの研究は主に韓国で行なわれてきた。その到達点と限界についての検討は金奈英「日本統治下に移動した在台湾朝鮮人の研究」（筑波大学大学院地域研究研究科未公開修士論文、2006年）を参照されたい。

⁶⁵ 上山君記念事業会編『上山満之進』上（成武堂、1941年）375-377頁。森有義『青年と歩む後藤文夫』（日本青年館、1979年）164頁。

⁶⁶ 香川健二「台湾の朝鮮人近況」（『三千里』第13巻第9号、1941年9月、原文ハングル表記）

⁶⁷ その中で、男性は1,066人、女性は1,709人である。陳正祥、段紀憲『台湾之人口』（台北：台湾銀行、1951年）84-85頁。

ことも決めた⁶⁸。

国府は台湾を接收した後、在台朝鮮人を軍関係者の韓籍官兵と一般人の韓僑に分けた。まず、台湾警備総司令部は、台北の大直に「韓籍官兵集訓総隊」を設立し、朝鮮人軍人・軍属の集中管理を行った⁶⁹。続いて、在台日本軍に朝鮮人軍関係者の名簿を提出するよう指示し、1945年11月15日までに出頭させるよう命じた⁷⁰。続いて、船舶が調達でき次第、彼らを朝鮮半島に送還させることも明言した⁷¹。同年12月6日、台北公会堂にて行政長官公署の高官、米軍代表参列の下、正式に韓籍官兵集訓総隊の成立式が行なわれた。その際、陳儀は隊員に向けて「韓国の建国と建軍はかかって諸君の双肩にあり、宜しく一致団結、建国の大理想に向かって邁進せよ」と激励したという⁷²。国府は監視役の指導員と憲兵を配置したが、1,300余名の隊員の管理は基本的に自治的に運営させた。関係者の回想録によると、その内訳は陸軍800余名、海軍100余名、空軍100余名、徴用者300余名であった。そして、国府側による再教育プログラムが準備され、ハングルや朝鮮史などの講義が行なわれた。政治講話も用意されたという⁷³。

戦後直後国府上層部では、今後の対朝鮮半島外交を念頭に置き、従来の韓国臨時政府に対する支援以外、救済策などで在中国大陸・台湾の朝鮮人を確実に把握しようとした。在華韓僑事務を専管する部署の設立も議論された。しかし、最終的に具体的施策に至らなかった⁷⁴。1945年末から日本人の引揚が順調に実施され、1946年に入ると、行政長官公署は

⁶⁸ 「国際問題討論会第五十一次会議記録」1944年9月28日・「国際問題討論会第五十二次会議記録」1944年10月19日、前掲『国際問題討論会会議記録及各種研討案件分送各会員研究』（005/2.7）

⁶⁹ 朝鮮人軍人・軍属の復員についての研究としては、日本語文献には金賛汀による論考があるが、台湾の状況には触れていない。金賛汀「日本軍配属朝鮮兵復員の状況」（『在日朝鮮人史研究』第38号、2008年10月）。韓国語文献には前述の黄善翌論文が挙げられる。

⁷⁰ 「韓籍官兵を台北に集中 陳総司令、安藤連絡部長に命令」『台湾新生報』（台北）1945年11月4日。

⁷¹ 「韓籍官兵を訓練 船舶あり次第送還 警備司令部発表」『台湾新生報』（台北）1945年11月29日。

⁷² 「韓国建軍の榮譽担ふ 在台韓人集訓練総隊成立」『台湾新生報』（台北）1945年12月7日。

⁷³ 台湾警備総司令部接收委員会編、『台湾警備総司令部軍事接收総報告』（台北：同会、1946年）351頁。一・二〇學兵史記刊行委編輯部編『一・二〇學兵史記』2（出版地不明：三進出版社、1988年、本文ハングル表記）91-92頁。旧日本軍には空軍はない。航空隊のことだと考えられる。

⁷⁴ 『韓国問題之対策』（党史館蔵「特档」16/19.15）

在台朝鮮人の送還も急ごうとした。1946年1月末、陳儀は国府陸軍総司令部に対し、在台朝鮮人の集結が既に完了しており、早期の送還実施を望むと要請した。この時、韓籍官兵は1,313人、韓僑は1,701人で、合計3,014人であると報告された⁷⁵。在台朝鮮人の引揚も近々実施されるだろうと予測された。韓僑団体の「韓僑帰国籌備委員会」は、陳儀をはじめとする国府要人を招き、感謝晩餐会まで開いたという⁷⁶。

しかし、陳儀の要請を受け、陸軍総司令部の米軍連絡部が在台朝鮮人の送還について東京の連合軍最高司令官総司令部に打診した結果、米軍占領区ではまだ受け入れる準備ができていないと断られた⁷⁷。その後、陳儀はなお数回に渡って速やかな送還許可を要請したが、結局、韓籍官兵の送還は、1946年3月になってようやく2回に分けて実施された⁷⁸。このように、日本軍に所属していた朝鮮人は日本人とは区別されながらも、国府にとって早期に送還すべき対象であった。黄善翌は、国府が韓籍官兵集訓総隊を設立した目的には朝鮮半島における親華勢力を養成する意図があったと述べているが、行政長官公署の緩やかな半自治管理体制と早期に送還しようとする姿勢を鑑みると、黄の指摘は若干飛躍があると言える⁷⁹。

他方、民間人であった韓僑の送還はさらに後回しにされ、1946年4月末に実施されることになった⁸⁰。その人数は1,971名に上った⁸¹。送還予定の韓僑人数を調査する際に、日僑管理委員会は「韓僑互助会」に協力を求めた⁸²。その後、在台韓僑の管理は8月を境に国

⁷⁵ 謝培屏編『戦後遣送外僑返国史料彙編 韓僑編』（台北：国史館、2008年）667頁。

⁷⁶ 「在台韓人近く帰国 党政軍首脳者等を招いて感謝晩餐会」『台湾新生報』（台北）1946年1月28日。代表者は梁という人だったが、会の活動実態は更なる調査が必要である。

⁷⁷ 謝培屏、前掲『戦後遣送外僑返国史料彙編 韓僑編』667-668頁。

⁷⁸ 「在台韓籍官兵祖国へ 本省軍官民に感謝の言葉」『台湾新生報』（台北）1946年3月23日。

⁷⁹ 前掲、黄善翌「解放後台湾地域韓人社会と帰還」211頁。なお、韓籍官兵への政治講話は日俘と琉球官兵に対しても行なわれた。台湾引揚記編集委員会、前掲『琉球官兵顛末記』15頁。台湾警備総司令部接收委員会、前掲『台湾警備総司令部軍事接收総報告』187-201頁。

⁸⁰ 何鳳嬌、前掲『政府接收台湾史料彙編』下、873-874頁。

⁸¹ 謝培屏、前掲『戦後遣送外僑返国史料彙編 韓僑編』684頁。

⁸² 台湾省日僑管理委員会、前掲『台湾省日僑遣送紀実』198頁。韓僑互助会に関しては、なお史料の発掘及び研究が必要である。

府の国防部から外交部に移った。行政長官公署の報告によると、1946 年末にはまだ 290 名が台湾に滞在していたという。そして、行政長官公署はなおその半数を送還しようとした⁸³。黄善翌は間接的資料を用い、朝鮮人技術者の留用も行なわれたと推測しているが、留用韓僑に関する公式記録の発掘が待たれる⁸⁴。

「台湾韓僑協会」は本来、1946 年 12 月に従来の在台朝鮮人団体「在台韓国人同志会」が名称変更し、新たに成立した組織であった⁸⁵。同協会は在台朝鮮人の居留証発給及び身分保証などの事務を行いながら、国府外交部の駐台湾特派員公署や現地の警察機関に協力していた⁸⁶。1947 年の二二八事件が発生するまでに、韓僑協会が新たに把握できた在台朝鮮人の人数は 187 戸、合計 358 人であった⁸⁷。その内、半数の者は基隆で漁業に従事していた。二二八事件に巻き込まれ、在台朝鮮人の内、死亡者 3 名、負傷者 1 名が発生したことが韓僑協会に同年 5 月に報告されている。以上のことから、朝鮮人の送還が終わってから 1948 年の大韓民国の成立まで、韓僑協会は残留の在台朝鮮人と台湾当局との連絡役を果たしながら、その管理・統制に協力したと推察できる。しかし、後にその権限をめぐり、戦前から台湾で生活してきた朝鮮人（指導者は任斗旭）と、戦時中は中国大陸で活動し、戦後台湾に渡ってきた朝鮮人（指導者は李象萬）との間で在台朝鮮人社会の指導権をめぐる紛争が起こった形跡も見られる⁸⁸。

⁸³ 謝培屏、前掲『戦後遣送外僑返国史料彙編 韓僑編』673 頁。

⁸⁴ 前掲、黄善翌「解放後台湾地域韓人社会と帰還」211 頁。

⁸⁵ 国民大学校韓国学研究所編『韓人帰還与政策』10（ソウル：歴史空間、2003 年、原題ハングル表記）269-270 頁。在台韓国人同志会と前述の韓僑互助会との関係は明らかにされていない。なお、当時の新聞によると、行政長官陳儀と警備総司令部参謀長柯遠芬が 1945 年 11 月 14 日に「韓国同志」一行の表敬訪問を受け、接見した際にそれぞれ講演を行ったという。「韓国同志、司令部を訪問 陳長官・柯参謀長より激励」『台湾新生報』（台北）1945 年 11 月 17 日。ここで言う「韓国同志」は在台韓国人同志会を指すかどうか不明である。

⁸⁶ 国民大学校韓国学研究所、前掲『韓人帰還与政策』10、32-33 頁。

⁸⁷ 何鳳嬌、前掲『政府接收台湾史料彙編』下、931-933 頁。

⁸⁸ 『旅台韓僑請求協助』（国史館蔵「外交部档案」020000005437A）

小括

本章では、「脱植民地化の代行」という視点で、戦後初期の台湾における国民政府による沖縄人・朝鮮人の引揚・留用を軸に、その背景となる国府の台湾接收方針を議論しながら、国府の果たした役割を考察してきた。

台湾からの引揚は沖縄人と朝鮮人の間で時期が前後するものの、その過程には差異が少ない。まず、軍人、軍属の早期送還である。これは米国側の意図もあるが、国府にとって日本軍関係者の残留は台湾の接收と統治において心配の種になりかねなかった。軍関係者の場合、国府は沖縄人か朝鮮人かを問わず、琉球籍官兵集訓大隊、韓籍官兵集訓総隊をそれぞれ設置し、一律に軍関係者を收容したが、日本人と区別しながらも早い段階で帰郷させた。

次に、許可された者以外の民間人が一律に送還させられたことが指摘できる。琉僑の場合、在台日本人の第一回引揚の後、日僑管理委員会は台湾沖縄同郷会聯合会の協力を利用し、連絡の業務を委ね、引揚待機者の人数と所在を把握していた。韓僑の場合、引揚を待機していた間、韓僑互助会が韓僑の人数調査に協力した。後に成立した台湾韓僑協会は、国府の在台韓僑に対する管理・統制に協力した。

他方、台湾の接收に役立つ専門家や技術者に対して国府は、彼らの留用を積極的に要請した。留用琉僑は、留用日僑と同じく各分野に携わっていた。これに対し、朝鮮人の留用に関する一次史料は未だ確認されていない。しかしいずれにせよ、国府による留用は単純労働力の確保を目的としたソ連によるシベリア抑留とはまったく性質の異なるものであった。

国府の台湾接收方針は、あくまで現状維持であり、接收に寄与できる者は留用者として徴用するか、あるいは、居留の許可を与えることで逗留させた。一方、それ以外の者は出自の民族集団を問わず早期に送還させ、台湾からの排除を図った。要するに、台湾の接收を急ぐ国府は、旧支配者の日本本土出身者を排除するのみならず、自国民に属するかどうか未定である沖縄人、あるいは戦前から独立を援助してきたものの、自国民として統合の対象にならない朝鮮人を共に他者と看做し、排除の対象としたのである。

また、台湾で国府によって行われた留用は、日本の台湾植民地統治構造の縮図ともいえよう。行政、研究機関にかかわる専門家・技術者の中には一部沖縄人も存在したが、多くは日本本土出身者によって占められていた。専門知識・高度技術が求められる留用者リス

トに朝鮮人を見当たらなかったことは、朝鮮人が日本帝国の台湾植民地統治体制の中で統治者側の一部として組み込まれていなかったことを物語っている。

日本の台湾植民地統治の終焉に伴い、本来台湾の住民が自ら清算、あるいは整理しなければならないはずであった旧支配者（=日本本土出身者）との関係、ないし程度の差があるものの関与した帝国構成員（=沖縄人、朝鮮人）との関係は、結局は以上のような国府の引揚・留用政策によって代行された。換言すれば、日本の植民地統治者としての責任の一部も国府によって引き受けられた。それは、国府がいち早く台湾を自国領土とするために、軍関係者のみならず、一般の居留民とはいえ他者である沖縄人、朝鮮人をいち早く台湾から排除しなければならなかったためである。同じ帝国に属していた人々の間の境界は、国府の都合によって線引きされた。在台沖縄人と朝鮮人の処遇は、まさに国境の変化に伴った民族集団境界の変容の一例でもあった。一方、国府にとっては、統治能力を有することを示すためにも、台湾の現状維持は緊要の課題であり、それに応じて留用が行われた。しかし、留用された専門家と技術者はあくまで他者であり、留用は国府にとって統治を安定させるための一時的措置にすぎなかった。国府の引揚・留用政策は、辺境としての台湾における民族集団の境界を再構築し、台湾の脱植民地化・日本の脱帝国化の着手を代行するものであったと同時に、現状維持という既定の接收方針に沿って行われた実に一貫性のあるものであった。

第四章

「我々」の確認

—戦後初期在日台湾人の法的地位と渋谷事件—

はじめに

既に述べてきたように、1943年11月に米国・英国・中国の三国首脳は、カイロで対日作戦についての会談を行い、カイロ宣言に合意した。この宣言には台湾・澎湖諸島の中国回復が盛り込まれ、後にその履行がポツダム宣言で定められた。日本が降伏文書をもってポツダム宣言を受諾したため、第二次世界大戦の終結に伴い、台湾の住民は日本帝国の臣民から中華民国の国民になることが、当時内外で必然の帰結として予想された。終戦当時、華僑になぞらえ「台僑」とも呼ばれた在日台湾人は、34,368人を数えたが、漸次送還され、1946年3月には15,906人にまで減った。その数はなお「満洲国人」を含む中国大陸出身華僑の14,941人を上回るものであった¹。

さて、1946年7月19日に東京渋谷警察署前で台僑の一団と日本人警官隊の間に衝突が起き、銃撃戦にまで発展した。この騒動は「渋谷事件」と呼ばれた。依拠する資料によって死傷者と逮捕者の人数は食い違いがある。連合国軍最高司令官総司令部（General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers, GHQ/SCAP）は台僑41名が逮捕されたとした²。中華民国駐日代表団（Chinese Mission in Japan）は事件直後、国

¹ 厚生省援護局編『引揚げと援護三十年の歩み』（ぎょうせい、1978年）149-151頁。当時の新聞や公文書は、在日台湾人を指す時、「台僑」のほか、日本語の「台湾省民」、中国語の「台胞」、英語の「Formosans」などの様々な表現が使われた。説明の便宜上、本章では「台僑」とする。後述するが、戦前から戦時下までにもっぱら中国大陸出身者を指す「華僑」という言葉は、当初必ずしも台僑を含んでいなかった。事情の推移により、終戦後一定の期間を経て、ようやく台僑を包摂するようになった。

² 松本邦彦解説・訳『GHQ日本占領史 16 外国人の取り扱い』（日本図書センター、1996年）123頁。

民政府外交部に台湾人側は死者が 5 名、負傷者が 18 名にのぼったと報告した³。日本官庁の報告によると、警察側は 4 名の死傷者が出たという⁴。事件の収拾に当り、駐日代表团と GHQ の間に、交渉が行われたのみならず、名目上において外交権が停止された日本政府もまたその折衝に参加していた⁵。

渋谷事件については既に一連の研究が行われてきた。まず、事件の真相に迫ろうとしたものが挙げられる⁶。事件そのものではないが、許育銘は、事件の発生が当時在台の留用日本人に与えた影響を検討した⁷。続いて、湯熙勇は、事件の解決をめぐる GHQ・国府・日本の力関係を分析し、最終的に GHQ が占領統治の秩序を優先したとの結論を得た⁸。何義麟は、

³ 駐日代表团発国府外交部宛僑字第 174 号代電「渋谷事件詳情」（1946 年 7 月 31 日）『渋谷事件』（国史館蔵「外交部档案」020000001443A）。国府の駐日代表团についての初歩的考察は、楊子震「中国駐日代表团之研究—初探戦後中日・台日關係之二元架構」（『国史館館刊』19、2009 年 3 月）がある。

⁴ 終戦連絡中央事務局政治部「執務報告第四号」作成年月不明（荒敬編集・解題『日本占領・外交関係資料集』3、柏書房、1991 年）332 頁。最終的に警官が 1 名死亡。警視庁渋谷警察署編『渋谷を守って六十年—汗と涙と笑いの記録』（同署、1976 年）216-219 頁。終戦連絡事務局は、占領軍と日本政府との間の連絡機関として 1945 年 8 月に外務省の外局として設置された。GHQ との連絡にあたる中央事務局のほか、地方軍政部との連絡事務を担当する地方事務局も置かれた。名称変更や移管などを経て、講和発効の 1952 年 4 月に廃止された。外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会『新版 日本外交史辞典』（山川出版社、1992 年）397 頁。

⁵ 組織名などの固有名詞は、初出以降適宜に「国府」「代表团」や「GHQ」などの略称を使用する。

⁶ 郭誉孚「東京渋谷事件与其時代」（同『自惕の主體的台湾史』台北：汗漫書屋籌備處、1998 年）及び石育民「二二八事件前後的蔣渭川（1945—1947）」（台中：東海大学歴史学研究科未公開修士論文、2007 年）がある。郭論文は多くの先行研究で引用されているが、確認できない脚注がいくつ存在する。また郭は渋谷事件の背景を米ソの冷戦対立として捉えているが、先入観による認識の誤りであろう。当時確かに国共内戦が本格化しつつあったが、事件をめぐる外交交渉は米ソ対立とは無関係だった。石論文の一次史料は当時の中国語新聞のみだったため、一面的な考察になった。

⁷ 許育銘「戦後留台日僑的歴史軌跡—關於渋谷事件及二二八事件中日僑的際遇」（『東華人文學報』第 7 号、2005 年 7 月）

⁸ 湯熙勇「公平对待与秩序維持之間—日本東京渋谷事件与台湾人的審判（1946-47）」（『亞太研究論壇』第 35 号、2007 年 3 月）。湯論文は国府の外交档案を多く拠りながらも、事実関係の誤認及び史料批判の欠

事件によって台僑の国籍変更問題が顕著化したと指摘し、関連新聞報道の台湾社会への影響を分析している⁹。しかしながら、事件発生の経緯及び善後交渉の顛末が明らかにされたとは言い難い。

また、副次的な言及に過ぎないが、渋谷事件は在日外国人の研究でよく取り上げられている。渋谷玲奈は、『プランゲ文庫』所蔵の華僑書誌を用い、渋谷事件に対する在日華僑社会の反応を分析している¹⁰。一方、ジョン・ダワーは、二次文献を用い、戦後日本人論の見地から、事件を契機に日本社会の「第三人」への偏見が強まり、闇市や犯罪への怒りが日本人以外のアジア人に投射するようになったと述べている¹¹。他方、金太基は、GHQの对在日朝鮮人諸措置の変容を追いながらGHQ各部局の政策決定過程を論じる際に、簡単ながら事件に触れている¹²。しかしながら、在日の台僑と朝鮮人がかつて時に同じく「第三人」として差別されながらも、関連のGHQ指令や法令をまとめた資料を調べると、両者の法的地位はかなり異なっていることが明らかである¹³。最近、台僑と華僑が辿った歴史的・社会的な軌跡の相違に着目し、両者を同一視する従来の考えの妥当性に疑義を呈した研究が現れた¹⁴。そのため、事件の背景にある台僑の法的地位を再検討する必要がある¹⁵。

如が見られる。

⁹ 何義麟「戦後台湾における海外ニュースの報道と規制—渋谷事件の報道を中心に」（『現代台湾研究』第32号、2007年9月）

¹⁰ 渋谷玲奈「戦後における「華僑社会」の形成—留学生との統合に関連して」（『成蹊大学法学政治学研究』第32号、2006年3月）

¹¹ ジョン・ダワー『増補版 敗北を抱きしめて』上（岩波書店、2004年）169頁。

¹² 金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題』（勁草書房、1997年）272-276頁。

¹³ 利用可能な文献は次のようである。『季刊日本管理法令研究』第1-12冊（大空社、1992年復刻、原本1946年4月-1953年12月刊）、外務省特別資料課編『日本占領及び管理重要文書集—朝鮮人、台湾人、琉球人関係』（外務省、1950年）、大沼保昭「資料と解説 出入国管理法制の成立過程」1-15（『法律時報』第50巻4号-第51巻7号、19784月-1979年6月）。

¹⁴ 黄嘉琪は、台僑が中国大陸出身の華僑と違う歴史的経験を持ち、日本への移動や定住のプロセスが実に異なっていると指摘し、台僑を個別集団として捉えようと試みた（同「台湾「帝国臣民」の移動と定住の生活史分析」神戸大学文化科学研究科未公開博士論文、2009年、2-3頁）。何義麟は、中国人としての政治帰属意識を持っている台僑が少なからずいたことを認めながらも、すべての台僑を華僑として一括

当時の日本は、連合国の占領下に置かれ、政治的・軍事的な解体及び行政・制度的な調整などがGHQによって行われ、「脱帝国化」が求められた。それと同時に、国府に接收された台湾では、台湾省行政長官公署が日本的要素を一掃すべく、祖国化政策を推進し、台湾の「脱植民地化」を急ごうとした。このように日本の「脱帝国化」及び台湾の「脱植民地化」は、次元が違うように見えるが、実に共通の部分を持つ。それは両者とも「上からの」性格を持っている。すなわち「代行された脱帝国化／脱植民地化」である。渋谷事件の発生は、まさにその中の出来事であった。しかしながら、上述のように渋谷事件に関してはなお多くの課題が残っている。

そこで本章は前述の研究を踏まえ、まず、法的地位の変遷に焦点を当て、戦後初期在日の台僑・華僑・朝鮮人のそれぞれ置かれた法的地位の差異を考察する。次に、当時日本の社会状況を俯瞰し、渋谷事件の経緯を再整理し、その事実関係に近づきたい。続いて、渋谷事件の判決宣告までの外交交渉過程を明らかにする。最後、渋谷事件と日本の「脱帝国化」及び台湾の「脱植民地化」の関連性を議論する。執筆に際しては公刊史料、当時の新聞・雑誌¹⁶、官庁出版物、関係者の回想録¹⁷のほか、日本及び台湾に所蔵されている未公刊

処理したのは学問的正確さに欠けると指摘している（同「戦後在日台湾人之处境与認同—以蔡朝焯先生的経歴为中心」『台湾風物』第60巻第4号、2010年12月）。

¹⁵ 戦後初期の在日台僑の法的地位という視点から事件を言及しようとした論考は、許瓊丰「戦後日本における華僑社会の再編過程に関する研究—在日台湾人と神戸華僑社会を中心に」（兵庫県立大学未公開博士論文、2010年）及び阿部由里香「戦後初期在日台湾人的国籍変更問題—以渋谷事件的考察为中心」（中国社会科学院台湾史研究中心編『日据時期台湾殖民地史学術研討会論文集』北京：九州出版社、2010年）がある。しかし、いずれも初歩的な考察に留まっている。

¹⁶ 本研究で引用した華僑雑誌は、東京発行の『華光』、京都発行の『僑風』、大阪華僑総会文化部の『僑声』、中華民国留日同学総会北九州同学会・留日華僑九州公会北九州分処の『牡丹』などがある。いずれも国会図書館憲政資料室で閲覧可能な『ブランゲ文庫』を利用した。

¹⁷ 渋谷事件の当事者と自称している林歳徳による自伝『私の抗日天命—ある台湾人の記録』（社会評論社、1994年）は、先行研究でよく引用されている。林による回想は、ほかに「在日中国人の苦難の半生」（『日本の将来』第5巻第3号、潮出版社、1972年11月、138-145頁）及び「日本帝国主義支配下の台湾に生きて（中）戦後日本軍国主義復活と在日華僑の苦難」（『日中』第4巻第1号、日中書林、1973年12月、53-64頁）がある。しかし、その内容は発表の時期によって異なった上、新聞や公文書を照らし合わせた

史料に基づき、考察を進めたい。

第一節 連合占領下の在日台湾人の法的地位

在日華僑の研究では、占領期が「研究の空白領域¹⁸」だった。従来の研究は、終戦後の華僑社会において各地域の組織が、戦時下日本官庁に強制された一地方一団体方針で形成された人的ネットワークを基盤に、全国的組織に発展した¹⁹。戦前との断絶は、むしろ戦後における華僑社会統合の新たな基盤を用意したという²⁰。組織成立の促進要因としては、まず戦勝国民としての連帯感と優越感、次に共通言語としての日本語、さらに混乱期の互助必要が挙げられている²¹。そして、「新華僑」と呼ばれた台僑は、中国大陸出身の「旧華

結果、その信憑性が薄いことを指摘しておきたい。また、後に中国共産党に投じ、対日外交に携わった楊春松は、渋谷事件の善後に尽力したと、その子息は述べている。楊国光『ある台湾人の軌跡—楊春松とその時代』(露満堂、1999年)156頁。しかし、裏付ける資料が見当たらない。なお、渋谷事件を言及した任侠物やノンフィクションの書物は、孫引きするものもあれば参考文献を明記していないものもある。以上の理由で、これらの書物を検討の対象としない。

¹⁸ 陳来幸「戦後日本における華僑社会の再建と構造変化—台湾人の台頭と錯綜する東アジアの政治的帰属意識」(小林道彦、中西寛編『歴史の桎梏を越えて—20世紀日中関係への新視点』千倉書房、2010年)190頁。

¹⁹ 永野武『在日中国人—歴史とアイデンティティ』(明石書店、1994年)160-162頁。

²⁰ 廖赤陽「在日中国人の社会組織とそのネットワーク—地方化、地球化と国家」(游仲勲先生古希記念論文集編集委員会編『日本における華僑華人研究』風響社、2003年)284頁。

²¹ 許淑真「留日華僑総会の成立に就いて(1945-1952)—阪神華僑を中心として」(山田信夫編『日本華僑と文化摩擦』巖南堂、1983年)144頁。しかし、当時の華僑雑誌は、華僑と日本官憲の摩擦の理由が意思疎通の失敗にあると論じている。孫鳳山「在日華僑之日本観」(『僑風』第4号、1947年6月)18頁。中国人・台湾人留学生の間に言語問題が存在していたことも、川島真によって指摘されている。川島真「過去の浄化と将来の選択—中国人・台湾人留学生」(劉傑、川島真編『1945年の歴史認識』東大出版会、2009年)39頁。日本語が果たして在日華僑社会で共通言語として機能したかどうか、更なる検討が必要であろう。

僑」と一体になり²²、その法的地位が完全に同様であり、連合国占領下の日本でその他の連合国民と同等の待遇を享受し²³、さらに華僑社会の牽引役を担うようになったと説明されてきた²⁴。

確かに戦後の在日華僑社会で活躍している台僑は多数いた。しかしながら、台僑と大陸出身華僑は必ずしも最初から一致した行動を取ってきたわけではなかった。国府の公文書や同時代者の回想によると、当初諸団体が乱立し、互いにけん制していた。1946年4月に熱海で全体華僑代表大会が行われた後でも暫く改善されなかったという²⁵。両者の対立の原因は利害関係の相違だった、と当時の華僑雑誌は述べている²⁶。また両者は経済活動・職業構成においても、地縁・血縁によって異なる発展傾向があり、対立と競争が存在していると指摘されている²⁷。

さらに、新旧僑団体の統廃合過程を時系列で並べると、終戦後の日本に直ちに秩序整然な華僑組織が結成されたというのは、決して事実ではなく、その統合は紆余曲折を経てようやく達成したことが分かる。華僑人数第1位の東京では「留日台湾同郷会」と「東京華

²² 永野武、過放「戦後在日華僑社会の構成及び変動と「老華僑」の組織・ネットワーク形成」(永野武編『グローバリゼーションと東アジア社会の新構想』明石書店、2010年)43頁。

²³ 許淑真「日本における華僑受容の変遷—日本華僑史研究方法試論」(衛藤瀋吉先生古稀記念論文集編集委員会編『20世紀アジアの国際関係』2、原書房、1995年)51頁。

²⁴ 陳来幸、前掲「戦後日本における華僑社会の再建と構造変化」189-210頁。

²⁵ 宋越倫『留日華僑小史』(台北：中央文物供应社、1953年)37頁。宋は戦後、駐日代表团時代から長く国府の外交官として日本に駐在していた。華僑志編纂委員会編『日本華僑志』(台北：同会、1965年)107・200頁。周祥賡『日本居留四十年』(永順貿易、1966年)124頁。周は戦前から日本に居留しており、戦後の東京華僑団体指導者の一人であった。国府駐日官員による関連報告は、『駐日代表团僑務処工作報告』(中央研究院近代史研究所蔵「外交部档案」070.4/0009)及び『華僑保護政策』(国史館蔵「国民政府档案」001000005412A)が利用可能である。

²⁶ 「自由市場の将来、新旧僑合併問題等 関西聯合委員会の討議続く」(『僑声』第12号、1946年8月)13頁。

²⁷ 内田直作『日本華僑社会の研究』(同文館、1949年)36-37頁。詳細な分析は、内田直作・塩脇幸四郎編『留日華僑経済分析』(河出書房、1950年)を参照されたい。

僑聯合会」が1946年4月まで並存していた²⁸。第2位の神戸では、「神戸台湾省民会」が大陸出身華僑の「神戸華僑總會」に統合されたのは1946年11月だった²⁹。第3位の大阪では、1945年8月末設立の「大阪台湾同郷会」と翌月設立の「大阪華僑聯合總會」が「大阪華僑總會」を結成したのは1947年2月末だった³⁰。第4位の横浜では、終戦直後の調査では華僑1,917名が判明しているが、この数字に台僑が含まれていない³¹。1945年10月に「横浜臨時華僑總會」が組織されたが、幹部名簿に台僑が見当たらない。台僑の参加は1946年3月の「横浜華僑連合会」の結成を待たなければならなかった³²。第5位の京都では、「京都華僑連合会」とは別に台湾人会が存在していた³³。第6位の長崎では、詳細の時間が不明であるが、「長崎華僑聯合会」が発足する前に大陸出身華僑の「華僑維持会」と「長崎台湾省民会」がそれぞれ存在したという³⁴。以上のように、台僑と華僑の団体統合は決し

²⁸ 戦後初期の華僑居留都市は、人数で東京・神戸・大阪・横浜・京都・長崎の順だった。華僑志編纂委員会編、前掲『日本華僑志』116頁。「留日台湾同郷会」は1945年9月に結成、事務所を丸の内ビルの台湾総督府東京事務所に置き、初代会長が後に台湾大学医学部病院長に務めた高天成だった。「東京華僑聯合会」は東京駅八重洲口近くの昭和国民学校を拠点とし、初代会長が陳礼桂だった。日本中華聯合總會編『日本中華聯合總會成立四十週年紀念特刊』（出版地不明：同会、1986年）98-100頁。両会の合併は1946年5月とした書物もある。陳焜旺編『日本華僑・留学生運動史』（日本僑報社、2004年）222頁。

²⁹ 合併の時期については諸説がある。中華会館編『落地生根—神戸華僑と神阪中華会館の百年』（研文、2000年）303頁。『駐日代表団神阪僑務分処档案』（東洋文庫蔵、MF-A-1）を精査した結果、1946年11月が有力である。神阪僑務分処は、時期によって変動もあったが、主に名古屋以西からの本州と四国在住の華僑を管轄の対象としていた。档案の内容は、代表団本部及びGHQ、そして華僑団体・個人との公文書簡で、時期的には1946年7月から代表団解消後の1953年1月までである。

³⁰ 「僑界名士紹介」「大阪華僑總會陣容」（『僑風』第2号、1947年4月）13・29頁。陳来幸「大阪中華總會」・許淑真「大阪の華僑・華人」（可児弘明、斯波義信、游仲勲編『華僑・華人事典』弘文堂、2002年）75-77頁。

³¹ 財団法人中華会館・横浜開港資料館編『横浜華僑の記憶』（財団法人中華会館、2010年）16頁。

³² 王良編『横浜華僑志』（財団法人中華会館、1995年）588-589頁。

³³ 祖逸「我們都是中国人」（『僑風』第5号、1947年9月）16頁。陳正雄「京都の華僑・華人」（前掲『華僑・華人事典』）195頁。

³⁴ 陳東華「長崎華僑聯合会」（前掲『華僑・華人事典』）575-576頁。

て一直線ではなかった。

また、東京では華僑のほか、戦前からの留学生も相当の人数がいた。「台湾学生連盟」と中国大陸出身者を中心とする「東京同学会」の正式合併は1946年12月だった³⁵。京都では、留学生組織の「中国留日京都同学会」には当初、大陸か台湾かの出身によって一部と二部が分けられた³⁶。川島真は、後に中国人と台湾人は共に留学生組織を結成しながらも、両者の間に横たわる境界線が依然残されていたと指摘している³⁷。華僑団体のみならず、学生団体の合併も当初からスムーズに進んだわけではなかった³⁸。

台僑と中国大陸出身華僑の団体が併存していた理由は、利害関係や言葉の壁のほか、占領下日本における両者の法的地位の差異と無関係ではない。大陸出身華僑はその法的地位が明確で、それに対し、台僑の法的地位は当初明確ではなかった。本章は、まず大陸出身華僑と比較しながら、台僑の法的地位の変遷をまとめたい。なお、強い関連性があるため、必要に応じて在日朝鮮人の法的地位にも言及する。

さて、1945年9月に連合国に降伏した後、日本の統治権はGHQの制限の下に置かれることとなった。当然ながら、GHQの命令・覚書・指令等で用いられる「連合国」の語は中国を含むことが早々に通告された。大陸出身華僑の連合国占領下の日本における法的地位は、当初から連合国民として確認されたと言えよう³⁹。また、満洲国人の中国人扱いは比較的

³⁵ 陳焜旺、前掲『日本華僑・留学生運動史』58-59頁。

³⁶ 祖逸、前掲「我們都是中国人」。陳正雄、前掲「京都の華僑・華人」。

³⁷ 川島真、前掲「過去の浄化と将来の選択」32頁。

³⁸ なお、台僑に関する最新の研究成果は、陳来幸「在日台湾人アイデンティティの脱日本化—戦後神戸・大阪における華僑社会変容の諸契機」（貴志俊彦編『近代アジアの自画像と他者—地域社会と「外国人」問題』京都大学出版会、2011年）が挙げられる。但し、陳論文は華僑雑誌の記事（「談華僑的新範疇」『華光』第2巻第7・8号、1947年8月）を引用して、当時の在日華僑社会では既に戦後華僑の定義範囲が大きく拡大したと認識され、時代変化の現実を認めない人が「保守的かつ了見が狭く誤った考えの持ち主と見られた」と紹介しながら、新旧華僑の融合を論じている（88頁）。しかし、雑誌の原文を確かめたところ、記事の論旨は、地域観念や利害関係による対立が華僑社会に与えた弊害を指摘した上、従来の考え方を改めようと呼びかけているものだった。記事の存在を裏返しに考えると、むしろ1947年に入っても在日華僑社会になお不協和が潜んでいると理解されよう。

³⁹ 「連合国、中立国及び敵国の定義に関する覚書」1945年10月31日（『季刊日本管理法令研究』第1

問題にならなかった⁴⁰。それに対して、1945年11月1日の「日本占領及び管理のための連合軍最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」第8項では、「中国人たる台湾人」は、朝鮮人と同じく軍事上の安全が許す限り「解放人民」として取り扱われながら、「日本臣民」であったため「必要な場合には敵国民として扱ってよい」とされた。そして、帰国を希望する場合、優先権が与えられた連合国民に次いで送還することを定めた⁴¹。

そして、1945年12月17日に改正された「衆議院議員選挙法（法律第42号）」付則は、戸籍法の適用を受けない者の選挙権・被選挙権を当分の間停止することを規定した。台僑及び朝鮮人は、日本国籍の保持が否定されないまま、かつ敵国民として処遇される可能性が残るものの、この条文によって国民の権利として極めて重要な参政権を事実上否認されたのである⁴²。その理由は、連合軍が1943年のカイロ宣言で台湾・澎湖諸島の中国返還と朝鮮半島の独立を約束したので、近い将来日本から離脱すると考えられるため、台僑及び朝鮮人の参政権行使が適切ではなくなったからであるという⁴³。

続いて、1946年1月29日、GHQは「SCAPIN677=若干の外郭地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する総司令部覚書」を発し、日本の暫定的な統治区域を規定した。既に国府によって接収された台湾・澎湖諸島が日本帝国の統治上及び行政上の管轄権から除かれることは、この覚書で改めて確認された⁴⁴。こうして日本と台湾の間には人的境界が浮上したのみならず、地理的境界も顕著になった。

一方で、中国国内においては、まず国府行政院が1946年1月12日に、1945年10月25

卷第4号、1946年7月）49-51・67-70頁。

⁴⁰ 「満洲人の法権問題に関するバツシン少佐との会談録」1946年9月14日（最高裁判所事務総局渉外課編『渉外資料第7号 台湾人に関する法権問題』同課、1950年）50-51頁。

⁴¹ 外務省特別資料課、前掲『日本占領及び管理重要文書集』10頁。大沼保昭「資料と解説 出入国管理法制の成立過程」1（『法律時報』第50巻4号、1978年4月）95頁。松本邦彦、前掲『GHQ日本占領史16』11頁。

⁴² 田中宏「日本の台湾・朝鮮支配と国籍問題」（『法律時報』第47巻第4号、1975年）88頁。大沼保昭「資料と解説 出入国管理法制の成立過程」8（『法律時報』第50巻第11号、1978年11月）86頁。

⁴³ 衆議院・参議院編『議会制度七十年史 資料編』（大蔵省印刷局、1962年）281頁。

⁴⁴ 外務省特別資料課、前掲『日本占領及び管理重要文書集』2-3頁。大沼保昭、前掲「資料と解説 出入国管理法制の成立過程」1。

日に遡って台湾人の中国国籍を「恢復」したことを行政部門に訓令した⁴⁵。この訓令は1946年1月20日に、国府外交部から日本に派遣している「駐日本弁事処」及び「駐日盟軍最高統帥部軍事連絡弁事処」に通達された⁴⁶。戦時下、国際問題討論会で国府の対日戦後処理構想の策定に関わっていた楊雲竹は、折に極東委員会（Far Eastern Commission）の中国代表として来日中だった。楊は1946年2月1日に終戦連絡中央事務局総務部第一課長の朝海浩一郎と会談を行い、その際、在日華僑及び台僑の処遇問題について意見を交換した。朝海はまず、戦前の在華日本人の不法行為に言及し、因果応報と嘆きながらも在日華僑の不法行為は日本政府として治安維持上放任することができないと楊に告げた。それに対し楊は、華僑問題は国府にとって相当神経をとがらせる問題であり、華僑が日本政府の取締対象となると、中国の世論が容易に收拾できないため、日本側に適切な措置を取るよう要求した。さらに、中国人に対する日本側の裁判管轄を認めないという国府の立場を明示した。そして、朝海が台僑を中国人として認めるかどうかと質問したところ、楊は国府が台僑を中国人と見なしていると朝海に答えた。それに対し、朝海は特に意見を表明しなかった。その時点では、台僑の法的地位問題は日本政府においてはまだ検討されていないか、或いは、まだ正式な見解が用意されなかったと考えられる⁴⁷。

ところで、駐日代表団の正式設置に忙殺されたのか、国府の台湾人国籍「恢復」方針は、1946年3月6日になってようやくGHQに伝わった。この通達が一方的だったためか、GHQ

⁴⁵ 張瑞成編『光復台湾之籌画与受降接收』（台北：中国国民党中央委员会党史委员会、1990年）211-212頁。しかし、国府はほぼ同時期に「關於朝鮮及台湾人産業处理弁法」を公布し、台湾人を朝鮮人と同一視し、一定の条件で在大陸の台湾人私有財産を没収する可能性を示唆した。この法令についての在中國大陸台湾人団体の批判・陳情は、「台湾省平津同郷会連合会」機関紙の性格を有する『新台湾』の第1-3号（1946年2-4月）を参照されたい。当時、台湾人を中国人として処遇することは中國大陸でさえ浸透していなかったと言える。

⁴⁶ 国府外交部發台湾省政府宛東36第14222字快郵代電（日付不明[1947年5月推定]）『台湾人民在日本等地待遇問題』（台湾文献館蔵「台湾省政府档案」巻号4910 档号067/10）

⁴⁷ 外務省編『初期対日占領政策一朝海浩一郎報告書』上（毎日新聞社、1978年）221-239頁。朝海浩一郎（1906-1995）は、東京商科大学卒、戦前領事官補として南京に在勤、日本国際復帰後、駐英公使・駐米大使を歴任。秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』（東京大学出版会、2002年）11頁。

は1946年4月2日に代表団に対して国府の見解に一定の理解を示した⁴⁸、この国府方針を正式に日本政府に通告しなかった⁴⁹。

実は同時期に、在日台僑・華僑の法的地位の差異は既にGHQの一連の覚書によって明らかになっていた。まず1946年2月17日、GHQは「SCAPIN746=朝鮮人、中国人、琉球人及び台湾人の登録に関する総司令部覚書」をもって、日本政府にこれらの人々を登録させる措置を取らせた。目的は帰国意思の確認だった。帰国を希望せず或いは登録を怠る者・日本残留を希望する者・登録しても指示に従わず帰還しない者は、日本政府の費用による送還の権利を失うと規定した⁵⁰。この登録令に基づき、同年3月18日に登録した台僑は、中国大陆出身の華僑より1000人ほど多く、15,906人であった。そして、その中で残留希望者は3,122人であった⁵¹。送還業務ではGHQが台僑と華僑を区別して取り扱っていたことは明らかであった。現に同年2月下旬、神戸台湾省民会は台湾の行政長官陳儀宛の陳情書で、なお連合国民としての待遇を求めていた⁵²。

続いて、GHQは1946年2月19日に「SCAPIN756=刑事裁判管轄に関する総司令部覚書」を発し、日本刑事裁判権行使の人的排除と物的排除を規定した。そこでは占領軍の安全もしくは利益を害し又は占領目的に反する行為に対し、第8軍司令官及び第5艦隊司令官は裁判管轄権を有することが明記され、裁判権を行使する場合の機関として「占領軍裁判所」を設けることが定められた。また、連合国民に対する日本政府の逮捕権限も大幅に制限された。中国大陆出身の華僑は連合国民であるため、一定の条件で日本警察によって逮捕さ

⁴⁸ 前掲、国府外交部発台湾省政府宛東36第14222字快郵代電、『台湾人民在日本等地待遇問題』。一部の官庁出版物は駐日代表団の設立時間を1946年3月18日としている。外交部档案資訊処編『外交部駐外使領館沿革一覽表』（台北：同処、1980年）8頁。しかし、団長朱世明の就任は5月9日もされている。『事略稿本—民國三十五年五月』（国史館蔵「蔣中正總統文物」002000000692A）。

⁴⁹ 駐日代表団発国府外交部宛第163号電（1946年10月14日）前掲『渋谷事件』。

⁵⁰ 『季刊日本管理法令研究』第1巻第8号（1946年12月）36-38頁。外務省特別資料課、前掲『日本占領及び管理重要文書集』19-20頁。大沼保昭「資料と解説 出入国管理法制の成立過程」2（『法律時報』第50巻第5号、1978年5月）78-79頁。

⁵¹ 厚生省援護局、前掲『引揚げと援護三十年の歩み』151頁。

⁵² 「神戸中華民國台湾省民会函請陳儀派代表駐日護僑」（1946年2月18日）薛月順編『台湾省政府档案史料彙編—台湾省行政長官公署時期』2（台北：国史館、1998年）329-331頁。

れる可能性があるものの、日本の刑事裁判が及ばなくなったのである⁵³。

それに対し、同日の「SCAPIN757=朝鮮人及び他の特定国人に対する判決の審査に関する総司令部の覚書」は、不正ないし報復的な刑罰を防ぐため、従来日本の支配下にあった台僑及び朝鮮人が日本の判決に対する再審を請求することを認めるものの、日本の裁判権を否定しなかった⁵⁴。この覚書は、日本残留を選ぶ台僑及び朝鮮人を日本の法秩序に従わせようというGHQの方針を表したと共に、台僑が連合国民に含まれていないことを改めて示すものであった。

以上の諸覚書が見られたように、GHQの初期方針は、自らの意思で本国に帰還せず日本に残留した台僑に対して、中国大陸出身の華僑と区別して取り扱い、朝鮮人と同じく日本国籍を保持するものと見なし、日本の法秩序に服従させようとした、と理解されよう。この方針についてGHQは、1946年5月に米国国務省に検討及び追認を要請した。ところが、国務省は朝鮮人についてGHQの方針を承認しつつも、台僑については対中国外交関係の観点から慎重な態度を取っていた⁵⁵。

他方で、国府行政院は1946年6月22日に「在外台僑国籍処理弁法」を公布し、台湾人の中国国籍が1945年10月25日以降から「恢復」したことを改めて表明したほか、中国国籍を望まない者は1946年12月31日までに申し出るよう定めた。また在外台湾人の法的地位が連合国民たる華僑に準ずることを決め、在日の台僑も華僑として登録するよう指示し

⁵³ なお、本研究は議論を省略するが、民事裁判権に関しては、1946年2月26日の「SCAPIN777=民事裁判管轄に関する総司令部覚書」では、占領軍に属する連合国民に対する日本の民事裁判権の行使を停止した。それ以外の連合国民に関係ある事件が救済の手段としてGHQに再審査を受ける権利があり、再審査によって日本裁判所の判決を変更することができるかと定めている。前掲『季刊日本管理法令研究』第1巻8号、53-54・67-70頁。外務省特別資料課、前掲『日本占領及び管理重要文書集』36-37頁。大沼保昭、前掲「資料と解説 出入国管理法制の成立過程」2、79頁。納谷廣美解説・訳『GHQ日本占領史14 法制・司法制度の改革』（日本図書センター、1996年）86頁。

⁵⁴ 外務省特別資料課、前掲『日本占領及び管理重要文書集』37-38頁。大沼保昭、前掲「資料と解説 出入国管理法制の成立過程」2、79-80頁。納谷廣美、前掲『GHQ日本占領史14』86頁。

⁵⁵ 大沼保昭「資料と解説 出入国管理法制の成立過程」3（『法律時報』第50巻第6号、1978年6月）148頁。

た⁵⁶。この命令を受け、駐日代表団は「臨時総登記」を6月下旬から実施し始めた。登録要件は終戦以前既に日本在住していたこと、日本官庁証明書の所持、華僑2名の保証人などが挙げられた。占領下の日本において、連合国民であれば司法・行政・経済上、極めて有利な処遇が享受できたことから、台僑にとっては、華僑として認めてもらえるかどうか、刑事・民事裁判権はもとより、「特配」と食糧特別配給の有無が死活問題であった⁵⁷。このため、特別な事情がない限り、後にほとんどの台僑は積極的に登録に応じた⁵⁸。問題は、この台僑の華僑登録は代表団がGHQとの協議を経てから行われたわけではなかった。駐日代表団がこの件をGHQに通知したのは1946年7月12日のことで、渋谷事件発生の1週間前であった⁵⁹。

⁵⁶ 張瑞成、前掲『光復台湾之籌画与受降接收』222-223頁。

⁵⁷ 許淑真、前掲「日本における華僑受容の変遷」49頁。特配とは、GHQによる戦後連合国民、中立国民及び無国籍人を対象とする食糧特別配給のことであり、1949年4月末まで約3年に渡って行われた。外務省特別資料課、前掲『日本占領及び管理重要文書集』171-172頁。戦後初期の食糧不足もあり、日本人や朝鮮人が中国人を偽った案件が後を絶たなかったという。前述の『駐日代表団神阪僑務分処档案』の「取締巻」「雑巻」、または前掲の『駐日代表団僑務処工作報告』にも関連の資料が収まっている。

⁵⁸ 中国国籍の不要を申請した台僑は、主に日本人と婚姻関係がある、或いは、日本で既に生活基盤を持っている。また、前科があるものは強制送還される恐れがあるため、登録を忌避した。前掲『駐日代表団僑務処工作報告』。

⁵⁹ 松本邦彦、前掲『GHQ 日本占領史 16』84頁。大沼保昭「資料と解説 出入国管理法制の成立過程」4（『法律時報』第50巻第7号、1978年7月）115頁。下記の論考は、台僑の法的地位が国府行政院の規定をもって「解放人民」から「連合国民」に変わったと解釈しているが、誤りである。朱慧玲『華僑社会の変貌とその将来』（日本僑報社、1999年）28頁、及び譚璐美、劉傑『新華僑老華僑』（文藝春秋、2008年）183頁。

第二節 渋谷事件の経緯

(一) 渋谷事件の背景

従来の議論では、よく台僑の法的地位問題と日本警察の権限を一緒に議論されている⁶⁰。しかし当初、GHQ はむしろ日本警察の治安を維持する責任を強調していた。犯罪者の国籍とは関係なく、占領軍に属しないものなら日本警察が取締可能の対象であった⁶¹。終戦直後日本政府は一旦警察の武器をGHQに引き渡したが、1946年1月16日、GHQは「SCAPIN605=日本警察官の武装に関する覚書」を発し、条件付で日本警察の武器使用を認めた⁶²。前節で述べた「SCAPIN756」(1946年2月19日)について日本政府は、連合国民に対する裁判権がないものの、連合国民に対して現行犯の場合、日本警察によって逮捕取調することが可能になり、日本の法令に違反した場合、特例のない限り逮捕その他必要な捜査手続きが日本側で為し得るとの認識を持っていた⁶³。もっとも同じく前節で述べた「SCAPIN757」(1946年2月19日)は、台僑・朝鮮人が日本人同様の処遇で法権も日本にあると明示している。要するに、裁判権の有無は占領軍に属していない台僑・朝鮮人に対する日本警察の権限を妨げるものではなかったのである。さらに、それを具体化する指令として1946

⁶⁰ 湯熙勇、前掲「公平对待與秩序維持之間」。

⁶¹ 関連の覚書は「華人労務者による掠奪行為(1945年9月26日)」「台湾人に依る暴行(1945年12月22日)」などがある。終戦連絡中央事務局政治部内務課編『警察に関する連合国指令集』(ニュース社、1947年)261-262頁。前者は警察の武装解除の免除を確認した上、日本警察が対応できない場合以外、GHQが治安問題に干渉しないことを示唆した。後者は、台湾人犯罪者の国籍問題と関係なく、日本国内の秩序維持が日本警察の責務であることを示唆した。戦後初期の混乱もあり、GHQ指令についての解釈は時に変動があったが、同じ内容の説明は、田村一雄『警備警察教範』(警察時報社、1949年)に収まっている(153-155頁)。日本警察側はこの認識を長く持っていたと考えられる。

⁶² 終戦連絡中央事務局政治部内務課、前掲『警察に関する連合国指令集』136頁。『季刊日本管理法令研究』第1巻第7号(1946年10月)55-56・65-66頁。荒敬解説・訳『GHQ日本占領史15 警察改革と治安政策』(日本図書センター、2000年)58頁。

⁶³ 公安課涉外課「第三国人の保護情況と不法行為の取締について」(『あをぞら』3、大阪府警察、1946年10月、プランゲ文庫A312)7-9頁。

年4月4日の「SCAPIN912-A=鉄道利用の朝鮮人及び台湾人の取締に関する覚書」などが出された⁶⁴。

その一方で、日本の警察制度に対してGHQは早々に改革の必要を示した。GHQは、1946年3月に米国から二つの調査団を招きその調査に当らせた⁶⁵。調査団の結論として1946年6月に発表された「バレンタイン報告」「オランダ報告」は、日本の警察制度改革の必要性を説きながらも、能率的な執務の障害として警察の士気低下を指摘し、警察の待遇改善を促した⁶⁶。日本警察は、GHQにとって占領改革の対象であったと同時に、占領行政を円滑に推進するために欠かせない存在でもあった。その理由は戦後初期日本の深刻な治安問題にあった。終戦直後に犯罪発生率が上昇し、1946年に刑事犯罪は138万件以上を数えたという。原因として終戦以来の経済的混乱などが挙げられた⁶⁷。食糧不足の深刻化もその中の一因と考えられる。

戦後日本の食糧危機は、都市部を中心に1946年を底にして1947年までの三年間続いていたという⁶⁸。1946年5月19日、25万人も集まったと言われた「食糧メーデー」抗議大会が開かれ、食糧難を訴えた⁶⁹。それを受け、5月24日に、1945年8月の終戦放送以来、天皇が再び自らラジオ放送を行い、食糧危機に当って日本国民の互助を呼びかけた⁷⁰。一

⁶⁴ 外務省特別資料課、前掲『日本占領及び管理重要文書集』49頁。

⁶⁵ 大日方純夫『警察の社会史』（岩波書店、1993年）219頁。

⁶⁶ 星野安三郎「警察制度の改革」（東京大学社会科学研究所戦後改革研究会編『戦後改革 3 政治過程』東京大学出版会、1974年）293-295頁。

⁶⁷ 大霞会編『内務省史』2（原書房、1980年復刻、原本1971年刊）789頁。なお、150万件の説もある。荒敬、前掲『GHQ日本占領史15』71頁。

⁶⁸ 清水洋二「戦後危機と経済復興 1 食糧危機と農業復興」（石井寛治、原朗、武田晴人編『日本経済史 4 戦時・戦後期』東京大学出版会、2007年）311-313頁。なお、東京における1946年半ばの食糧不足の実態は、海野稔「東京都民のお台所調べ」（『旬刊ニュース』第11号、東西出版社、1946年7月）が参考となる。

⁶⁹ ジョン・ダワー、前掲『増補版 敗北を抱きしめて』上、329頁。

⁷⁰ 「天皇けふ御放送 食糧危機に国民の協力御協調」『読売新聞』1946年5月24日、「陛下御放送 相扶け食糧難克服 家族国家の伝統期待」「御放送を聴いた民の声」『朝日新聞』1946年5月25日、「同胞愛で難局突破 天皇・全国民に御放送」『読売新聞』1946年5月25日。沈観鼎「対日往事追記」24（『伝

日に3回も流されたこの放送は、GHQの許可なく行われたとは考えにくいので、食糧不足による社会不安を鎮静化しようとするGHQの意図が見え隠れしており、食糧危機の深刻さがうかがえる。

経済的混乱に伴い、戦災都市の焼け跡に自然に闇市が現れ、食糧や統制品の取引が盛んに行われた。闇市取引は経済的混乱を加速するのみならず、治安の悪化も招いたという。日本人のみならず、闇市取引で生計を立てる台僑及び朝鮮人も多くいた⁷¹。東京では交通の便もあり、鉄道駅の周辺を中心に闇市が形成された。新宿・池袋などの闇市が統制のとれた「組」組織の下で運営されていたのに対し、渋谷は闇市の支配をめぐって縄張り争いが繰り返し起こっていたという。露天商同士の抗争もあれば、露天商と警察の間にもしばしば衝突が起きたという。しかし、日本人の露天商には、警察が一斉取締を行い、ヤミ物資の摘発や公定価額での販売を指導したが、日本人以外の露天商に対して日本の警察は及び腰であったという⁷²。

やがて、1946年7月半ばになると、闇市の手入れが着手され始めた。新橋、上野、浅草では次々と闇市の取締が行われ、渋谷も取締の重点地域となった。渋谷事件の前日、渋谷における露天商と警官の衝突が大きく報道された⁷³。7月19日に警保局長谷川昇は国会の答弁で闇市取締について国民の協力を訴えた⁷⁴。

一連の治安強化の中、台僑による犯罪行為と警察との抗争が目立つようになった⁷⁵。こうした取締りの強化を受けて、闇市で生計を立てている台僑からは、不満の声が高まり、駐日代表団の保護を求めた。前述のように、代表団はGHQとの合意に達しないまま、1946

記文学』第27巻第3号、1975年9月）74頁。

⁷¹ 大霞会、前掲『内務省史』2、794-795頁。

⁷² 松平誠『ヤミ市一幻のガイドブック』（筑摩書房、1995年）22-24頁。松本邦彦、前掲『GHQ日本占領史16』122頁。

⁷³ 「闇市へ手入れ 格闘で怪我人も出る」『朝日新聞』1946年7月18日、「青空市場に霹靂 トラック二台分の繊維品押収 武装警官「渋谷」を急襲」『日本経済新聞』1946年7月18日、「警官三名が重傷 警視庁で禁制品取締」『毎日新聞』1946年7月18日、「警官二百五十名 禁制品の露店急襲」『読売新聞』1946年7月18日。

⁷⁴ 「闇や集団暴行一掃 谷川警保局長 国民の協力を要望」『毎日新聞』1946年7月20日。

⁷⁵ 終戦連絡中央事務局政治部、前掲「執務報告第四号」。

年6月下旬から台僑の華僑登録を始めたが、これと日本警察の闇市取締強化とは時期的に重なり合った。しかし台僑に対し、団長の朱世明をはじめ、国府の駐日代表团には当惑の眼差しをもつ人も少なくなかった。なぜなら代表团は台僑の中国国籍の承認を要求し保護すべき立場であるが、同時に台僑の行為の問題性も認めていたからである。しばしば問題を起こした台湾人は戦勝国の代表として来日した代表团から見れば厄介な存在だったと言えよう⁷⁶。

日本警察が闇市取締を強化していた1946年3月、日本警察改革の象徴として従来のサーベルが廃止され警棒が採用された⁷⁷。これに関連して「佩刀返納式」が1946年7月20日に警視庁で行われた⁷⁸。同じ日に、代表团とGHQの間で、中国の派遣する占領軍の任務等に関する合意文書草案の署名がなされ、中国軍が名古屋港に上陸し、愛知県をその管轄下に置くことが決まったという⁷⁹。偶然ながら「渋谷事件」が起きたのは、その前日の夜である。

(二) 渋谷事件の発生

渋谷事件の現場となった渋谷警察署は、1922年に事件当時の庁舎を移転し、1938年の時点で、署長以下298名の署員を有していた⁸⁰。渋谷事件の発端には諸説があり、その認識は多岐に渡っている。資料の限界で責任の帰属を確認することは困難であるが、主に「台湾人襲撃説」か「警察官伏撃説」が分けられる。ここでまず、各関係方面の認識を整理す

⁷⁶ 類似の叙述が前述した代表团の関連報告書の中に散見する。また、代表团長朱世明が台僑への心証が良くなかったことは当時周知のようだった。沈観鼎「対日往事追記」27（『伝記文学』第27巻第6号、1975年12月）78-80頁。

⁷⁷ 広中俊雄『戦後日本の警察』（岩波書店、1968年）45頁。

⁷⁸ 「警官けふから警棒 スマートな丸腰に」『読売新聞』1946年7月20日、「佩刀返納式 警視庁で挙行」『毎日新聞』1946年7月21日。

⁷⁹ 石井明「中国の対日占領政策」（『国際政治』85、1987年5月）30頁。

⁸⁰ 渋谷区役所『渋谷区史』（同所、1952年）597頁。以下の研究が事件の場所を新橋の桜台としているが、誤りであろう。何義麟『二・二八事件—「台湾人」形成のエスノポリティクス』（東京大学出版会、2003年）133頁。丸川哲史『台湾ナショナリズム』（講談社、2010年）46頁。

る。

関連の警察公文書が確認できないものの、渋谷事件は当時の警察関係誌には、台湾人襲撃事件として「去る 7 月 19 日、数台のトラックに分乗した台湾省民が渋谷署前を通過した際、折柄警戒中の渋谷署長目掛けてトラックから発砲、署員も之に応酬し、双方に死傷者を出した。射ち合ひに参加した台湾省民は米第八軍により起訴された」と述べられている⁸¹。後日、さらに「渋谷警察署三大事件」として位置づけられた⁸²。また、警察の出動人数については、諸説がある。公安関係者によって編集された警察参考資料は、警官の人数を 130 名としている⁸³。事件当時勤務した元渋谷警察署員の回想によると、署員 200 余名のほか、なお応援員 170 名いたという⁸⁴。数字がかけ離れているが、警察側が相当数を動員したのは間違いない。なお、1946 年 8 月 12 日の極東軍憲兵隊 (Provost Office FEC) 宛の警察庁覚書は 250 発以上の銃弾を使用したと報告しているという⁸⁵。

事件について GHQ 外交局 (Diplomatic Section, DS) は、2 回に渡り、第八軍憲兵司令部の報告に基づき見解を発表した。1946 年 7 月 20 日の 1 回目発表によると、米軍に入った事件の第一報は日本警察ではなく、駐日代表団による通報だった。代表団の連絡によれば、当日台僑が代表団に集まり、日本人との紛争について陳情し保護を求めた。散会した後、台湾人がトラックに分乗し帰宅したが、渋谷駅に差し掛かった際に日本警官隊から攻撃を受けたという。一方、警察の事後報告によれば、警察が台湾人のトラック隊を検問した後通過させたが、最後尾のトラックから発砲を受けたという。なお、米軍によって拘束された台僑 2 名は、最後尾のトラックから日本警官に発砲したことを認めた同時に、日本警官がトラック隊を止める際に、威嚇射撃をしたと申立てた。ただし、米軍の調査によると、機関銃使用の噂は事実ではなかったという⁸⁶。続いて、7 月 24 日の 2 回目発表は、前

⁸¹ 「常識メモ」『新警察』第 1 巻第 3 号 (1946 年 11 月) 22-23 頁。

⁸² 警視庁渋谷警察署、前掲『渋谷を守って六十年』216 頁。

⁸³ 「渋谷事件」(警察時報社編集部『特別外事警備事典』警察時報社、1954 年、東洋文庫蔵 D41-004092) 11 頁。

⁸⁴ 警視庁渋谷警察署、前掲『渋谷を守って六十年』217 頁。

⁸⁵ 松本邦彦、前掲『GHQ 日本占領史 16』123 頁。

⁸⁶ 「警官と台湾省民が拳銃の射ち合ひ 渋谷駅付近・死傷十六名」『朝日新聞』1946 年 7 月 21 日、「中国人の一团 渋谷署員と衝突 拳銃の欧州で死傷者を出す 第八軍憲兵司令部の報告」『日本経済新聞』

回発表の表現を修正し、駐日代表団が台湾人の後ろ盾との流言を打ち消そうとした⁸⁷。

事件の経緯に対して日本の大手新聞は、ほとんど特別なコメントを加えることなく、上記の米軍見解をそのまま掲載した。その理由は新聞の事前検閲にあったと考えられる⁸⁸。ただ、地方紙の『西日本新聞』は、GHQ の見解を掲載すると同時に、共同通信社の配信記事も併せて掲載し、事件の背景には新橋における松田組と華僑露天商の抗争があると説明し、トラック隊の台湾人が棍棒や鉄棒の武器を携行していたことを報じた⁸⁹。

その一方で、駐日代表団は事件直後、直ちに責任が警察にあるとの声明を發した⁹⁰。最初の国府外交部宛の報告では、代表団は台僑と暴力団の前日の衝突を詳細に報告し、さらに警察と暴力団が結託していると述べ、事件は日本官民の畏だったと報告している。後に代表団はまた、事件について本国に多数の報告書を送った。事態が流動的であったためか、その内容は時に矛盾をはらんでいる⁹¹。なお、警察に攻撃したと認めた台僑は、後に通訳の誤りとし、否認に転じた。ところが、台湾同郷会副会長を務めて、後に華僑総会会長も務めた高玉樹は、回想録で警察による第一撃について否定な考えを示し、台湾人側による暴発の可能性を示唆している⁹²。

1946年7月21日、「渋谷署前で射合ひ 台湾省民団と警官隊の紛争 死者二負傷者十四 米憲兵司令部発表」『毎日新聞』1946年7月21日、「死傷者十六 渋谷署前の衝突事件」『読売新聞』1946年7月22日。いくつかの書物は事件中警察が機関銃を使用した可能性を述べているが、先述の「SCAPIN605」（1946年1月16日）によって、拳銃以外の警察武器は1946年3月までに既に占領軍に引き渡したと考えられる。

⁸⁷ 「見解を發表 渋谷事件、第八軍司令部で」『朝日新聞』1946年7月24日。

⁸⁸ 山本武利『占領期メディア分析』（法政大学出版局、1996年）293頁。唯一社説の形で警察に支持を示したのは、『産業経済新聞』の「非日本人の取締り強化」（1946年7月21日）のみだった。

⁸⁹ 「台湾省民と警官乱闘 東京渋谷で死傷十名を出す 第八軍憲兵司令官報告」『西日本新聞』1946年7月21日。

⁹⁰ 「日警槍撃台胞案 我代表団之声明 台胞攤販已經我領館疎散 日警無故開槍致造成血案」『申報』（上海）1946年7月22日、「日警槍撃台胞案 我代表団發表聲明」『民国日報』（上海）1946年7月22日。

⁹¹ 渋谷事件について代表団發外交部宛の報告書は、主に前掲の『渋谷事件』に収まっている。

⁹² 高玉樹口述、吳君瑩記録、林忠勝撰述『高玉樹回憶録—玉樹臨風步步高』（台北：前衛、2007年）36頁。高玉樹（1913-2005）は、早稲田大学卒、台北市長を3期務め、国政に携わった台湾人の数少ない一

ここで留意したいのは、最終的に台湾人側の死者 5 名、傷者 18 名が出たのに対し、警察は死者 1 名、傷者 3 名に留まった点である。事件直後、慈恵医大出身の台僑鄭翼宗は、東京台湾同郷会長だった高天成の依頼を受け、米軍医学研究所勤務の身分を使い、聖路加病院に見舞いに訪ねることができた。当時の状況は、鄭は「地下室の暗い広い部屋に、臨時にしつらえたベッドに並んで、三十人ばかり寝ていた。私が入って、台湾語で慰問の言葉をかけると、なかには起き上がってきて、礼をのべる者もいたが、重傷者が大部分で、ピストルで撃たれて腸が飛び出している者もいた」と回想している⁹³。死傷者数を考えても、極めて不自然な差があったと言えよう。当時の警察が拳銃しか所持していなかった。大勢の死傷者数は、大人数の集中射撃による可能性がある。元署員は当時警官が小隊単位で渋谷署附近の路上に配置されたと回想した⁹⁴。GHQ 側の文献も相当数の警察が動員されたことは否定していなかった⁹⁵。警察側は構えが用意周到で、かつ良好な遮蔽を確保していたに違いない。仮に先に発砲したのが台僑側だったとしても、警察が間違いなく銃器を過剰に使用したと言えよう。当時の華字紙や華僑雑誌でその原因を台湾人への差別や蔑視などに帰す論説が多いが、強盗・殺人・武器の不法使用が多発している当時の治安状況は、警察側にも相当緊張感を与えていただろう⁹⁶。1946 年 1 月、GHQ の警察武器使用認可にあわせ、内務省は「警察官吏拳銃使用規程」を制定し、拳銃使用の場合を規定したが⁹⁷、警察官の武器使用について比較的詳細に制限的規定を設けるのは 1948 年の「警察官職務執行法」を待たなければならなかった⁹⁸。なお、警察が暴力団・愚連隊を利用したという風説は、当

人だった。「高玉樹先生伝略」(『国史館現蔵民国人物伝記史料彙編』30、台北：国史館、2006 年) 258-265 頁。

⁹³ 草鷄大爾『Memoiren』(岩波ブックサービスセンター、1988 年) 143-144 頁。

⁹⁴ 警視庁渋谷警察署編、前掲『渋谷を守って六十年』218 頁。

⁹⁵ 松本邦彦、前掲『GHQ 日本占領史 16』123 頁。

⁹⁶ 1947 年半ばに行われた調査によると、勤務中の警察官の死傷者が終戦直前の死傷率を 2 倍以上上回り、そして、小火器などによる死亡者が戦前より 6 倍以上のぼったという。荒敬、前掲『GHQ 日本占領史 15』58 頁。

⁹⁷ 大阪市警察局警務部教養課『警察教範』(警友書房、1948 年) 159-165 頁。

⁹⁸ 土屋正三「警察官の武器使用について」『警察研究』第 27 巻第 1 号(1956 年 1 月) 33 頁。

時既に存在しており、現在も流布しているが、その信憑性を裏付ける史料は未発掘である⁹⁹。

(三) 渋谷事件の波紋

渋谷事件発生直後、事件のニュースがラジオでも報道されたと言われるが、詳細は確認できない¹⁰⁰。日本の新聞は事件を慎重に扱う姿勢を見せたが、国会では事件が大きく取り上げられた。まず、1946年7月23日、衆議員大野伴睦は国内治安維持に関する緊急質問を行った際に、台僑を「牧場の虎狼」と例え、渋谷事件に言及し、警察の擁護を唱えた。内務大臣大村清一は大野の質問に同意を示した上、日本に居住する限り、解放人民も法令順守の義務があるとの考えを述べ、日本警察に取締の責務があると宣言した¹⁰¹。続いて、8月17日、衆議員椎熊三郎は治安維持に関する緊急質問を行い、台僑及び朝鮮人の「戦勝国民ノ如キ態度」「傍若無人ノ振舞」及び秩序法規の無視を非難していた。それに対し、大村内相は台僑及び朝鮮人のことを第三人として一括して称し、彼らによる闇市商売や不正乗車の取締状況を説明しながら、警察を動員し治安を改善する意欲を見せた¹⁰²。新聞報道と議事録によれば、両者の質問に対しては、会場から盛大な拍手が沸いたという。

史料の制限で事件に対する当時日本社会の世論を確認するのが困難であるが、恐らく国会の反応と大差ないと考えられる。当時の日本では、銃撃された台湾人に対して同情を示した政治団体は共産党のみだった。また、戦前台湾の農民運動に携わった弁護士布施辰治は、事件を関東大地震時の朝鮮人虐殺と同一視し、記念日の1946年9月1日に開催される予定だった抗議集会の発起人として立ち上がったと報じられた¹⁰³。

⁹⁹ 以下の書物が暴力団や愚連隊の事件関与を言及しているが、いずれも出典を明示していない。財団法人中華会館・横浜開港資料館、前掲『横浜華僑の記憶』147頁。児島襄『日本占領』2（文藝春秋、1978年）157-164頁。

¹⁰⁰ 警視庁渋谷警察署、前掲『渋谷を守って六十年』218頁。

¹⁰¹ 『帝国議会衆議院議事速記録』82（東京大学出版会、1985年）302頁。「解放在留人の不法行為 日本法令で厳正取締り 内相言明」『読売新聞』1946年7月26日。

¹⁰² 前掲『帝国議会衆議院議事速記録』82、453-455頁。

¹⁰³ 「日対渋谷事件反響 若干政党対政府深表不満 将举行群众大会有所表示」『中央日報』（南京）1946年8月12日。抗議集会が実際に開催されたかどうか不明である。布施辰治と台湾の農民運動との関わり

しかしながら、このような台僑に対する悪感情は、必ずしも対華感情の悪化まで発展していなかった。1946年7月29日に、首相吉田茂は国会答弁の際、在華日本人引揚の円滑に関して、中国人への謝意を表明した¹⁰⁴。新聞の投書欄では中国人に対して感謝すべきだとの読者意見も見られた¹⁰⁵。その一方で、事件発生当時、東京裁判の審理は満洲事変から日華事変までの陳述が行われていた最中だった¹⁰⁶。既に日本批判一色だった華字新聞は、渋谷事件を日本が旧態依然である証拠と捉え、台湾のみならず、中国大陸、香港の各新聞紙は連日事件を報道していた¹⁰⁷。日本新聞の事件に対する控え目な報道さえ台湾人蔑視の証拠として決めつけた¹⁰⁸。後に大野伴睦の「牧場の豺狼」説や内相の答弁内容が伝わると、

については、駒込武「布施辰治と簡吉」(『前夜』第1期第7号、2006年春)を参照。

¹⁰⁴ 「中国へ国民的謝意 首相表明 感激深い引揚げ同胞」『朝日新聞』1946年7月30日、「社説中国人に謝意」『読売新聞』1946年7月31日。

¹⁰⁵ 「中国へ国民的謝意を捧げん」『読売新聞』1946年8月9日。

¹⁰⁶ 家近亮子「東京裁判」決定の国際政治過程と日本・中国の裁判報道(慶應義塾大学法学部編『慶応の政治学—地域研究』同学部、2008年)14頁。

¹⁰⁷ 国民党機関紙の『中央日報』は南京・上海・重慶で別々発行されている。情報伝達の数によって、同じ内容の記事でも掲載日がずれていることがあり、時に内容自体も若干異なっている。「日警槍殺我僑胞 我駐日代表団発表声明」『中央日報』(南京)1946年7月21日。「東京日警横行竟槍撃我同胞」『中央日報』(上海)1946年7月21日、「日警槍撃同胞事 我駐日代表団声明」『中央日報』(重慶)1946年7月22日。そのほか、上海発行は「旅日華僑被日警槍撃」『正言報』1946年7月21日、「社評 抗議日警槍殺我同胞」『大公報』1946年7月23日、「社評 評渋谷事件」『文匯報』1946年7月29日、がある。天津発行は「社論 日警槍殺同胞事件」『益世報』1946年7月26日、がある。香港発行は「「戦勝国」血痕斑斑」『華商報』1946年7月21日、「社論 今日東京—従戦犯公審與「渋谷事件」説起」『華商報』1946年7月26日、がある。台北発行は「東京日警槍撃同胞事 我駐日代表団発表声明」『民報』1946年7月22日、「对于東京日警槍殺同胞案 我将採取有効步驟」『民報』1946年7月24日、「社論 談渋谷惨案」『台湾新生報』1946年7月25日、がある。なお、戦後初期の中国言論界の実態については、中村元哉『戦後中国の憲政実施と言論の自由 1945-49』(東京大学出版会、2004年)が参考となる。

¹⁰⁸ 「日警槍殺我僑胞 東京各報竟未予重視 対黒市商人加厳処締」『中央日報』(南京)1946年7月22日。

各紙の日本糾弾は一層激しくなった¹⁰⁹。台湾の地方業界紙『工商日報』では日本の永久農業国化や占領期間の五十年延長などの激高な論調さえ登場し、それらは中国大陸の新聞に転載された¹¹⁰。

渋谷事件に対して、在中国大陸台湾人団体の上海「台湾旅滬同郷会」と青島「台湾旅青同郷会」は相次いで抗議声明を發表した¹¹¹。事件発生当時にはちょうど、台湾旅滬同郷会を中心に在中国大陸台湾人が請願団を組織して、南京で行政長官公署の施政について国府に陳情しているところであった。抗議声明を發したことで、旅滬同郷会の陳情活動は一気に各新聞の注目を集めた¹¹²。中国大陸・台湾の新聞の紙面で渋谷事件の関連記事や社説が大きく取り上げられたことにより、島外の台湾人団体のみならず、島内の民意機関でも事件についての論議が起こり、議長談話や意見案可決の形で事件への関心を表明し、国府に

¹⁰⁹ 「日警槍殺我僑胞案 政府電朱世明查報 將採步驟制止濫用武器 日衆議院竟袒護暴行者」『中央日報』（南京）1946年7月24日、「帝國主義的復活」『正言報』（上海）1946年7月24日、「日方不知悔過猶作橫蛮表示」『正言報』（上海）1946年7月25日、「日衆院討論渋谷事件 歪曲台胞被殺案 內相竟謂台胞擾亂秩序 說他們要採取斷然措置」『中央日報』（上海）1946年7月25日、「渋谷事件難望解決 議員和閣員一致攻擊僑胞」『大公報』（上海）1946年7月25日、「對槍殺台胞事件 日方毫不知悔改 衆院開會竟高呼「且如此幹」」『申報』（上海）1946年7月25日、「日警視庁撥款賠償渋谷警士 對肇事警察竟間接贊許」『台灣新生報』（台北）1946年7月27日。

¹¹⁰ 「日警槍殺台胞案 台報提五點主張」『中央日報』（南京）1946年7月25日、「台北報紙表示 東京慘殺僑胞事件 必須嚴懲凶手 占領期延長五十年」『正言報』（上海）1946年7月25日。

¹¹¹ 『中日糾紛交渉』（国史館蔵「国民政府檔案」001000005242A）または前掲『華僑保護政策』。台湾旅滬同郷会は、上海在留台湾人が日本の敗戦を受けて結成した互助会で、その人数は1500名以上だったという。楊肇嘉『楊肇嘉回憶錄』（台北：三民書局、2004年、1968年初出）339-340頁。台湾旅青同郷会理事長張瑞麒が1950年に補欠議員として選出され、臺灣省參議會第一屆參議員に就いた人物であるが、会の活動実態がなお明らかにされていない。

¹¹² 「上海台胞開緊急会」『正言報』（上海）1946年7月25日、「日警槍殺台胞 旅滬台胞請求懲兇 電參政会促政府採有効措施」『民国日報』（上海）1946年7月27日、「日警殺台胞事 台湾旅滬同郷会請政府澈底追究」『益世報』（天津）1946年7月28日、「旅滬台胞電請嚴懲日警槍殺台胞兇犯」『民報』（台北）1946年7月29日。

事件の善処を求めた¹¹³。また島内各地の政治結社は、相次いで追悼会などを行った。その中には国民党・三民主義青年団による活動も見られた¹¹⁴。留用日本人の報告によると、一時的に台湾社会では反日の気運が高まったという¹¹⁵。内外の台湾人は行政長官公署の失政に対して、既に不満を募らせており、事件の発生に合わせて、そうした不満が反日の形をとって表出した側面もあったと言えよう。

戦後初期、在中国大陸の台湾人は中国人から必ずしも「我々」の一部として認められたわけではないが、新聞の報道を通じて、渋谷事件は単に台僑の事件ではなく、中国人が関わった事件として認識された。前述した吉田首相の感謝表明に対して、国民党機関紙『中央日報』は、渋谷事件に言及しながら批判を行い、日本への不信をも示した¹¹⁶。

以上のような世論の反響を受け、国民政府参軍処軍務局は関連の記事を整理し、『民意報告』を作成、1946年8月6日に蒋介石に提出した。報告書は、渋谷事件が連合国の日本占領政策の失敗を意味し、日本軍国主義再起の兆しでもあると警告した¹¹⁷。渋谷事件はここに来て、国府の上層部にとって、もはや単に台僑が関連した一治安事件に留まらず、重大な外交問題にまで発展した。こうしたことから「他者」としての台湾人の存在が日本で鮮

¹¹³ 以下の資料に基づく。『三十五年請願保安』（档案管理局蔵「台湾省諮議会档案」0035/7/3/1/021）。「社論 渋谷の惨劇に就て」『台湾新生報』（台北）1946年7月25日、「台湾人就是中国人 不容日人藉口逃避責任 黄議長对渋谷惨案发表意见」『台湾新生報』（台北）1946年7月26日、「对渋谷事件 台胞表愤激」『中央日報』（南京）1946年7月31日、「日警槍殺台胞案 台省参議会主嚴重交涉」『申報』（上海）1946年7月31日。

¹¹⁴ 台北・新竹・雲林・高雄・花蓮などの各県市で追悼会が行われた。次の資料に基づく。「新竹市党部举行渋谷事件遭難追悼会」『民報』（台北）1946年8月12日、「台北市党部举行第一次党员大会」『民報』（台北）1946年8月15日、「虎尾区追悼渋谷死難台胞」『民報』（台北）1946年8月28日、「花蓮各界追悼渋谷遭難台胞」『民報』（台北）1946年9月3日、前掲『渋谷事件』、国民政府参軍処機用室来電5673号（1946年8月29日着）『勝利受降（四）』（国史館蔵「蒋中正總統文物」002000002123A）、陳雲林編『館蔵民国台湾档案彙編』124（北京：九州出版社、2007年）278-285頁。

¹¹⁵ 「渋谷事件二就テ」河原功監修・編集『台湾協会所蔵 台湾引揚・留用記録』1（ゆまに書房、1997年）311頁。

¹¹⁶ 「社論 対日本応蓄威昭徳」『中央日報』（上海）1946年8月4日。

¹¹⁷ 葉秀峯「民意報告第二六期」（1946年8月6日）前掲『華僑保護政策』。

明に浮き彫りになったと同時に、台湾人が「我々」の一部であるという意識は中国でも形成されつつあったと言えよう。

一方で、日本では元々連帯感が必ずしも強いわけではなかった台僑と華僑の間で事件の後、歩み寄りが見えた。大阪の『国際新聞』は占領軍の許可を得ず事件の号外を配布したため、大阪華僑聯合会副会長の潘鐸元は責任者として後に国外追放された¹¹⁸。続いて、1946年7月28日に「在日華僑連盟」の主催で、事件の犠牲者を追悼する「華僑総会葬」が行われ、華僑2,500名が参列したという。この共同葬儀は日本・中国大陸・台湾の新聞にも報道された¹¹⁹。そして、8月3日、神戸で行われた関西聯合委員会では渋谷事件が議題の一つとして盛り込まれた。また、各地の華僑団体が義捐金を集めたという¹²⁰。華僑雑誌の『華光』は、事件の背景には禁制品販売、不正乗車などの問題もあるだろうが、日本人が変わらぬ優越感をもって台僑・華僑・朝鮮人を連合国民として処遇しないことこそ事件の原因であるとの論説を掲載した¹²¹。華僑・留学生団体は、事件に対する関心が一時の衝動に留まらず、継続的に事件解決の展開を注目し、献金活動を続けていた。台僑が「我々」の一部分だとの意識は、事件を契機に在日華僑・留学生の間に芽生え始めた¹²²。在日台僑・華僑にせよ、第2章で述べた在台留用日本人にせよ、「越境」社会で生活している人々の「他者像」を浮き彫りにしたと言えよう。しかし、同時期に、駐日代表団長朱世明は、終戦一周年に際し日本の平和国家建設に期待する旨の談話を『読売新聞』に寄せている¹²³。国府官憲より中国の世論及び華僑社会の方が台僑との連帯感を強く意識するようになっていた

¹¹⁸ 緑茵「読潘先生和我一文以後」(『僑風』第6号、1947年12月)31頁。

¹¹⁹ 「渋谷の犠牲者に華僑総会葬」『朝日新聞』1946年7月29日、「中国留日華僑聯合会で追悼式」『毎日新聞』1946年7月29日、「東京華僑昨日開会追悼渋谷被害台胞」『台湾新生報』(台北)1946年7月29日。「東京我国僑民追悼被害台胞」『中央日報』(南京)1946年7月29日、「東京僑胞昨開会紀念罹難五台胞」『民報』(台北)1946年7月30日。

¹²⁰ 「渋谷事件対策、国軍進駐歓迎問題等を俎上に」(『僑声』第11号、1946年8月)14-15頁。

¹²¹ 「關於渋谷事件」(『華光』第1卷4・5号、1946年9月)2頁。

¹²² 特配の配布を通じて「渋谷事件運動費」を徴収する団体もあった。『牡丹』第1巻第4号(1946年12月)53頁。

¹²³ 「過去一切の恩讐越えて 平和日本の再建を注目 中国代表朱世明中将のメッセージ」『読売新聞』1946年8月15日。

のである。

第三節 渋谷事件の收拾をめぐる外交交渉

渋谷事件発生後、日本政府はまず闇市の整頓を一層強化した¹²⁴。続いて1946年7月27日、内務省の通達で全露店市場の閉鎖を宣言し、警察による一斉取締を予告した¹²⁵。警視庁も7月29日に摘発の強化を明言した¹²⁶。最終的に、8月1日に全国闇市の一斉取締を踏み切った（八・一肅正¹²⁷）。一方、GHQは7月22日に食糧の放出を発表し、食糧難による不安を抑えようとした¹²⁸。続いて、7月30日に「SCAPIN1094=連合国人、中立国人、及び無国籍人に対する食糧配給に対する総司令部覚書」を発した。この覚書は7月19日同じ件名の「SCAPIN1069」を修正し、国民政府の駐日代表団が発行した証明書を所持している台僑への特配を承認し¹²⁹、代表団の華僑登録の効力を認める動きを見せた。

国府外交部は、国内新聞の報道で初めて事件を知り、駐日代表団に詳細を報告するよう命じると同時に、所管の亜東司を中心に対策案の検討に着手した。最初の対策案には、政府関心の表明のほか、要点として日本警察の武器使用の制限、台僑の国籍問題の解決、台

¹²⁴ 「岐路に立つ青空市場」『朝日新聞』1946年7月22日、「姿を消した二つの青空市場 渋谷と新橋を閉鎖 店舗のあるものは除外」『日本経済新聞』1946年7月22日、「新橋と渋谷は閉鎖 露店自肅を盛り場に見る」『毎日新聞』1946年7月22日、「死傷者十六 渋谷署前の衝突事件」『読売新聞』1946年7月22日、「嵐の中の露店」『日本経済新聞』1946年7月23日、「ひっそり閑の新橋、渋谷」『毎日新聞』1946年7月24日。

¹²⁵ 「来月から闇市御法度 内務省全国に通達」『朝日新聞』1946年7月28日。

¹²⁶ 「闇は凡て罰するが生活は苦しめぬ 取締強化に即決裁判を 警視庁の態度」『朝日新聞』1946年7月29日。

¹²⁷ 「主食や野菜、魚の闇 けふから八・一肅正 悪質業者を厳重取締る」「統制品を一掃 没収物資は家庭へ」『朝日新聞』1946年8月1日。

¹²⁸ 「更に食糧五万九千余トン 総司令部七月下旬分の放出許可」『読売新聞』1946年7月23日。

¹²⁹ なお、朝鮮人に対しては適用しなかった。外務省特別資料課、前掲『日本占領及び管理重要文書集』166-170頁。『季刊日本管理法令研究』13（1947年10月）41-42・62-63・67-70頁。松本邦彦、前掲『GHQ日本占領史16』168頁。

僑管理の強化が挙げられた¹³⁰。代表団からの詳報が届く前にまとめられたものだったため、日本警察の武器所持及び台僑の管理統制は事件発生以前、国府側が既に問題視していたと考えられる。

代表団から報告が届いた後、国府南京帰還後の初回外交部務会議では、再発防止策として台僑に対して、保護に当り華僑の登録を促すこと、武器携帯を禁ずること、在日朝鮮人との行動連携を注意することなどが提起され、台僑の管理・統制がまず議論された。所管の亜東司が台僑国籍問題をもっとも問題視したため¹³¹、内部議論の焦点は当初、事件の解明や責任の追及ではなく、台僑の中国籍承認問題にあった¹³²。

事件発生後、代表団はまず7月21日付の覚書でGHQ 外交局に対し、代表団の視点で事件の顛末を説明したと共に、台僑を宥めるための代表団の努力を強調した。その一方で、GHQが事件を治安問題として重大視したことを国内に報告した。そして、華僑に冷静な行動を要請すると同時に¹³³、華僑業務に人手を回し、事態の收拾に乗り出した¹³⁴。ところで、実は代表団の内部では事件についての認識が分かれていた。事件に対し、代表団員は一部憤慨を覚えたが、台僑に対する心証が悪かった人もいた。団長の朱世明はその一人だった。朱は部下に対し、事件の原因は台僑の日常行動が度を越えた所が多く、戦勝国民の処遇が享受できると誤解していたことにあるとの考えを示したという¹³⁵。しかし、事件が中国国内に伝わると、朝野の関心が集まり、世論が騒がしく議論しはじめた。亜東司の代表団に与えた命令は、その重点が事態拡大の防止・華僑保護の留意・台僑統制の強化などにあった¹³⁶。そのため、代表団は台僑の保護者として積極的にGHQとの交渉に乗り出した。

¹³⁰ 李捷才「關於日警与台胞互闘發生死傷一案之處理」（1946年7月22日）前掲『渋谷事件』。

¹³¹ 「第十二次部務會議」（1946年7月24日）『外交部部務會議紀錄』（中央研究院近代史研究所蔵「外交部档案」800/0004）

¹³² 「第十三次部務會議」（1946年8月1日）前掲『外交部部務會議紀錄』。

¹³³ 前掲、駐日代表団發国府外交部宛僑字第174号代電「渋谷事件詳情」（1946年7月31日）『渋谷事件』。松本邦彦、前掲『GHQ 日本占領史 16』134頁。

¹³⁴ 「外交部卅五年八月分簡明工作月報」『外交部簡明工作月報』（中央研究院近代史研究所蔵「外交部档案」802.1/0033）

¹³⁵ 沈觀鼎、前掲「対日往事追記」27、79-80頁。

¹³⁶ 「亜東司每週重要工作報告 19 （1946年7月20-26日）」前掲『外交部簡明工作月報』（802.1/0032）

しかしながら、代表団の GHQ との交渉は順調に進まなかった。その理由は国府外交部の意思決定の遅滞にあった。当時、交渉事項の最終決定権は所管の亜東司、或いは第一線に処理を当る代表団ではなく、外交部長王世杰にあった¹³⁷。しかし、王は 7 月 19 日に欧州講和会議の中国代表団長に任命された¹³⁸。講和会議に参加するため、彼は 21 日にバリに向かった¹³⁹。本国との間は、その後中国駐フランス大使館を通じ、指示・具申のやり取りを行うようになった。また、王は時に外交部を経由せず、直接駐日代表団に指示してから初めて外交部に連絡したこともあった。王が次長の甘乃光、劉鏜に代理を命じたのは事件のほぼ 2 週間後だった。そのため、渋谷事件の折衝をめぐる国府側の意思疎通や決定は支障・遅滞が起きていた¹⁴⁰。

その一方で、事件について日本側も GHQ 及び国府と交渉を重ねていた。1946 年 7 月 31 日に、前述の朝海浩一郎は、GHQ 外交局参事官のビショップ (Max W. Bishop) を訪ね、台僑の法権問題について会談を行った。朝海は、まず同年 2 月 19 日の GHQ 指令が台僑を中国人と別扱いにしており、国際法からも平和条約が成立するまでは台僑の国籍回復を要求することは無理であると述べ、日本の法権が台僑に及ぶと主張していた。それに対し、ビショップは自国の国籍を有するか否かの決定は国内的に決定すべきものであり、中国政府の代表が一個人を中国人として認めようとしたら、GHQ としてはこれを認めるほかはないと答えた。また、議論の中、ビショップは、米国が事実上も法律上も台湾の中華民国帰属を認めていると言及した。それに対し、朝海は改めて異議を示しながらも、GHQ は日本の法権が台僑に及ばないというならば、それ以上議論はしない云々と述べた。しかし、朝海は台僑による不法行為の事例を挙げ、もし日本の法権が及ばないとすれば、不法行為の取締責任が占領軍にあるのか、また、もし日本警察に責任があるとするならば、具体的に明確化してほしいとビショップに要請した。ビショップはこの要請を内部で検討した後、改め

¹³⁷ 「第十七次部務会議記録」(1946 年 8 月 29 日) 前掲『外交部部務会議』。

¹³⁸ 秦孝儀編『總統蔣公大事長編初稿』第 6 卷上(台北:出版者不明、1978 年) 220 頁。

¹³⁹ 「出席廿一国和会 王外長今飛巴黎」『中央日報』(南京) 1946 年 7 月 21 日、「出席廿一国和平会議 王外長今晨赴巴黎」『正言報』(上海) 1946 年 7 月 21 日、「王外長啓程飛法 鄭天錫大使等偕行 此行目的在促成和会成功」『中央日報』(南京) 1946 年 7 月 22 日。

¹⁴⁰ 次を参照せよ。王世杰発国府外交部宛第 22 号電(1946 年 8 月 2 日)・国府外交部発王世杰宛電(1946 年 8 月 6 日)・国府外交部発王世杰宛電(1946 年 8 月 9 日) 前掲『渋谷事件』。

て伝えると了承した¹⁴¹。

翌日の8月1日、朝海と駐日代表団顧問の沈観鼎は、私人の資格で渋谷事件に関する会談を行った。沈は日本警察の行き過ぎであることは明らかであり、非は日本側にあると述べ、それに対し、朝海は台僑の挑発的行為によるものだったと反論した。そして、台僑の国籍問題についても両者の見解は正反対だった。朝海がGHQの指令からも国際法の観点からも台僑が直ちに中国人になることは当を得ないと述べたのに対し、沈は日本降伏後、中国政府は法令を用いて、自動的にすべての台湾人に中華民国の国籍を回復させる旨を規定し、また駐日代表団が本国政府の訓令に基づき、GHQに対しても申し入れ済みである云々と、日本側の見解を容認することができないと反論した。続いて、話題は台僑の不法行為に移った。朝海は南京に駐在していた頃、冀東密貿易の取締などについて沈と交渉していたことを述懐し、汗顔に堪えぬとしながらも、一部の台僑を戦前の大陸浪人に例えた。さらに、蒋介石終戦当時の声明を持ち出し、日華関係が日本の敗戦を契機として再出発するところで、少数の不法分子によって禍根を残すべきではない云々と沈に促した。台僑の取締について意見を交換した後、朝海は、現在の日本政府としては見解を開陳し得るのみで決定自体に参加し得る立場ではないのでこれ以上弁じないが、台僑の登録を行う際に、不良分子を選別するほか、登録せず身分証明書を携帯しない者を中国人として認めないよう沈に願い出た。それに対し、沈が即答を保留しながらも、登録準備などのために時期を要するのですぐさま実施というわけには行かないが、不法行為は容認しない方針であると再言したという¹⁴²。

続いて、8月9日に、朝海は再びビショップに会談を申し込んだ。先日ビショップがまぎらず国籍の変更が法律上でも実行されたとし、次に国籍決定の問題が国内問題であり、中国側が台僑を中国人として認めてきた場合、容認せざるを得ないと述べたのに対し、朝海は

¹⁴¹ 外務省、前掲『初期対日占領政策』上、182-184頁。

¹⁴² 最高裁判所事務総局渉外課、前掲『渉外資料第7号 台湾人に関する法権問題』2-6頁。外務省、前掲『初期対日占領政策』上、185-187頁。沈観鼎（1894-2000）は、当時駐日代表団の首席顧問で後に副団長に務め、日華国交回復の後に、駐日本大使を務めた。『伝記文学』第77巻第1号（2000年7月）137-138頁。なお、会談で朝海は沈に対し「…蔣委員長終戦当時の声明によるも中国は暴に報ゆるに暴を以てせずとあり…」と言及した。終戦から1年足らず、「以德報恩」言説は既に日本側に外交交渉の場に持ち出されたことを留意されたい。

国際法を引用しながら、まず領土及び国籍取得の問題は最終的には講和条約で決定すべきものであるとし、次に国籍の決定ということは国内事項ではあり得ないと述べ、日本政府としては台僑に対し法権が及ぶとの見解を申し立てた。それに対し、ビショップは問題が国際関係にも及ぶため簡単に返事ができないとし、日本側の見解を了解したが、なお慎重な研究を続けたいと答えた¹⁴³。

実は当時の国府外交当局は極めて難しい内外情勢に置かれていた。表では外交部長は戦勝国の代表として欧州講和会議に参加していたが、国内では国共内戦が深刻化しつつあった¹⁴⁴。米国の調停もあり、GHQ との摩擦は好ましくなかった。同時に、前述したように、東京裁判はちょうど日本の中国侵略について審理に入ったため、中国の世論は反日感情が溢れていた。その影響で渋谷事件後早々に華僑保護における国府の弱腰を批判する社説も出始めた¹⁴⁵。

1946年8月3日、上海発行の『申報』『大公報』『中央日報』は一斉に中国「駐日占領軍司令部外事組」の李伯鈞・廖季威による調査報告を掲載した。調査報告は事件の背景に台僑と暴力団の縄張り抗争があったと述べながらも、日本警察と暴力団の間に、協力関係があるとし、台僑側が日本警察の畏にはまったと主張している¹⁴⁶。一週間後の8月10日、国府外交部の記者会見で情報司長何鳳山は記者の質問に答えた際、渋谷事件について、ほぼ李伯鈞・廖季威の調査報告を踏襲して説明を行った¹⁴⁷。世論のみならず、国府外交部も日本警察に非があるとの見解が強まった。国府に集めた世論の圧力は、行政院から外交部を経て、最終的に駐日代表团に至った¹⁴⁸。そのため、駐日代表团は8月26日、GHQ 外交局に

¹⁴³ 外務省、前掲『初期対日占領政策』上、184-185頁。

¹⁴⁴ 「社説 国共妥協の困難を悲しむ」『朝日新聞』1946年7月29日。

¹⁴⁵ 例えば、「社論 保護僑胞刻不容緩」『申報』（上海）1946年8月1日。

¹⁴⁶ 「東京日警槍撃台胞惨案之経過詳情 駐日占領軍司令派員調査後 李伯鈞廖季威返国発表報告」『申報』（上海）1946年8月3日、「日警有計画劫殺台胞 東京渋谷惨案経過 我駐日占領軍司令部外事組調査報告」『中央日報』（上海）1946年8月3日。

¹⁴⁷ なお、蒋介石が『中央日報』の外交部記者会見記事（発刊地不明、1946年8月11日）を切り取って自身の日記に張り付けた。渋谷事件について蒋は特に発言しなかったものの、無関心ではなかった。『蒋介石日記』（スターフォード大学フーヴァー研究所蔵、box46.1）。

¹⁴⁸ 国府外交部発駐日代表团宛 10308号電（1946年9月7日）前掲『渋谷事件』。

覚書を送り、日本警察と台僑の同時裁判を要求した¹⁴⁹。

当初、国府外交当局は GHQ の理解を得られると考え、事件の收拾に楽観的だった¹⁵⁰。従って、渋谷事件の裁判に国府は全面对決な姿勢を示し、裁判対策を練った。まず、GHQ に対して裁判に中国人裁判官を参加させる同意を得た。後に中国人裁判官として裁判官に選任されたのは、東京裁判の準備に当たっていた裘劭恒だった。さらに、代表団は米・中の弁護士を 1 名ずつ雇い、事件被告の弁護に備えた。外交部と代表団の間、通常の連絡手段以外、団員の一時帰国を利用して、裁判開始の前まで緊密な協議を重ねていた¹⁵¹。代表団は事件の解決策として GHQ を通して日本政府に、「事件関係の警察官の懲戒免職と懲罰及び警察総監の免職」「日本政府の謝罪」「死傷者への賠償金・医療費・見舞金」「華僑露天商損失の賠償」「闇市取締の公平取扱」「事件再発防止の保証」「警察武器の数量・使用上の制限」「暴力団参与の究明」など計 9 項目の要請を提示することを検討していた¹⁵²。

国府外交当局は争う姿勢を示した一方、華僑管理・統制を強めた。渋谷事件直後、華僑業務の担当者を増員したほか、駐日代表団は 1946 年 8 月 4 日に外交専員劉增華を大阪に派遣し、関西在住の華僑に対し、日本警察の取締に従うよう指示し、不要な摩擦を避けるよう警告を与えた。劉はその後、駐日代表団関西僑務処主任に就任し、関西在住華僑の保護指導及び関係機関との連絡に従事した¹⁵³。着任早々、劉は華僑の会合で、九一八事変（満洲事変）記念日の意義を語りながら、常に中国人として戦勝国民たる矜持を保つよう呼びかけた。日本の法律が GHQ の認可のもとに執行されるものであり、代表団もその施行を認めていると述べ、出身地を問わず華僑を保護することが駐日代表団の任務ではあるが、その前提は法律に則ることであると説明した。さらに、日本の法律を遵守することがすなわち中国の法律を遵守することだと述べ、華僑に日本の現行法を遵守するよう求めた¹⁵⁴。渋谷事件の收拾に手を焼いた代表団関係者は思わずこの演説で本音を漏らしたと言えよう。

¹⁴⁹ 外交部情報司「東京渋谷事件之真象」（1946 年 10 月 25 日）、前掲『華僑保護政策』。

¹⁵⁰ 前掲、「外交部卅五年八月分簡明工作報告」『外交部簡明工作月報』（802.1/0033）。

¹⁵¹ 次の史料を参照せよ。朱世明発国府外交部宛続 102 号電（1946 年 9 月 1 日）・駐日代表団発国府外交部宛 140 号電（1946 年 9 月 24 日）・謝南光発楊雲竹宛書簡（1946 年 9 月 27 日）前掲『渋谷事件』。

¹⁵² 「亜東司毎週重要工作報告 25（1946 年 9 月 2-8 日）」前掲『外交部簡明工作月報』（802.1/0032）。

¹⁵³ 公安課涉外係、前掲「第三国人の保護情況と不法行為の取締について」8 頁。

¹⁵⁴ 「九・一八記念日に当り 劉専員訓示要旨」（『僑声』第 15 号、1946 年 9 月）9 頁。

代表団のみならず、国府外交部の内部でも在日華僑の管理を問題視していた。1946年9月5日に駐日代表団員劉馭萬は南京に戻り、部務会議で代表団の活動や業務について、対日理事会の状況・華僑業務の現状・日華貿易の再開などを報告した。その際、僑務処の工作経費の再計上と支出の単独会計が議論された¹⁵⁵。9月19日の部務会議では、代表団給料問題が議論された際に、僑務処と代表団の分離・華僑業務担当者増員の発表なども議題になった¹⁵⁶。裁判開始の直前、華僑業務担当者を早急に赴任させることが決定された¹⁵⁷。

その一方で、国府の主張に対して日本政府は、反論する資料を作り、交渉の理論武装に備えた。終戦連絡中央事務局政治部が事件後、「台湾人に対し我方に法権ありとする理由」を作成し、法的解釈として今までのGHQ指令を列挙した。そして、台僑による不法行為の事例を挙げ、その件数・容疑者数・被害金額を強調し、実際問題として治安維持のため、日本側が法権を必要とする事由を提示した¹⁵⁸。また、外務省条約局法務課は1946年8月13日付の「台湾人の国籍に関する件」を作成し、ポツダム宣言・国際慣習・国際司法裁判所の判例などで台僑の国籍変更が講和条約を待たざるをえないと説明して、日本の主張の正当性を強調した¹⁵⁹。

この方針は日本政府によって公の場でも明示されたが、困惑を誘う一面も見られた。1946年9月2日の貴族院予算総会では、議員山田三良から質問された台僑及び朝鮮人の取締問題について、内務大臣大村清一は不法台僑の取締が可能だったと明言したものの、台僑の法的地位についてなお疑義が残っていると述べた。首相吉田茂は内相の答弁を踏まえ、台僑及び朝鮮人の国籍が講和条約で決定すべきもので、それまでは日本国民として取り扱うべきだと述べながら、現在なお協議中と答えた。なお、大村内相の答弁は、第三人に中国人が含まれていると誤って報道された。その誤報は9月5日の会議で直ちに訂正されたが、既に華字紙では非難の嵐が起こっていた¹⁶⁰。

¹⁵⁵ 「第十八次部務会議記録」（1946年9月5日）前掲『外交部部務会議』。

¹⁵⁶ 「第二十次部務会議記録」（1946年9月19日）前掲『外交部部務会議』。

¹⁵⁷ 「第二一次部務会議記録」（1946年9月26日）前掲『外交部部務会議』。

¹⁵⁸ 作成時間は不明であるが、内容で1946年7月30日以後作成されたと推測される。最高裁判所事務総局涉外課、前掲『渉外資料第7号 台湾人に関する法権問題』17-19頁。

¹⁵⁹ 最高裁判所事務総局涉外課、同上書、20-23頁。

¹⁶⁰ 「第三人の取締強化 内相、法相ら所信を表明」『朝日新聞』1946年9月3日、「台湾省民国籍は交

この新聞記事について駐日代表団も直ちに反応を見せた。1946年9月4日、僑務処長林定平は朝海浩一郎を訪ね、内相の発言について説明を求めた。そして、台僑の法的地位に関する国府の見解を繰り返した。これに対して、朝海は同年8月10日にビショップとの会談で行った主張を再述した。続いて、議論は台僑関連の治安事件に移った。林は渋谷事件について日本警察を非難しながらも、代表団が既に華僑の登録を進めていると説明し、登録の手続きを通じて不良台僑を追放すると述べた¹⁶¹。数日後の9月6日、両者は再び会談を行った。内相発言問題などについて議論を交わした。その中で、台僑に対する法権問題について林は、同年3月6日の代表団発 GHQ 宛の書簡及び同年4月2日の参謀第二部 (General Staff Section 2, G2) 発代表団宛の書簡を提示しながら、国府の見解を再述した。それに対して、朝海はGHQから受け取った指令に台僑が中国人であるということを明示しているものは何もないと反論し、GHQからの新たな指令がない限り、日本政府は国際法に基づき従来の見解を保持すると述べた¹⁶²。

台僑の取扱いについて最も対応に困っていたのは、実務に携わっていた現場の法務関係者だった。1946年9月6日、日本司法省とGHQ法務局 (Legal Section, LS) 担当者の会談では、日本側は台僑の法権問題についてGHQ側に問い合わせた結果、GHQ担当者は、同年2月19日の指令に従い、不法台僑の取締を続けるよう命じた。司法省が国府駐日代表団の主張に言及したことに対し、GHQ担当者は台僑が決して連合国民ではなく、朝鮮人と同一カテゴリーに属する者として差し支えないと述べた上、さらに駐日代表団から如何なる申し入れがあっても、日本政府はGHQの指令に服従するのみだと叱責した¹⁶³。数日後の9月12日、両者は再び会談を行い、台僑の非連合国民扱い及び同年2月19日覚書の有効性を再確認した¹⁶⁴。

ところが、米国国務省は1946年9月7日、前述のGHQの台僑の地位に関する訓令要請に対し、台湾人が中国国籍の付与に対する拒否を表明しない限り中国人と見なし、かつ取り

涉中」『読売新聞』1946年9月3日。

¹⁶¹ 最高裁判所事務総局涉外課、前掲『涉外資料第7号 台湾人に関する法権問題』7-11頁。

¹⁶² 最高裁判所事務総局涉外課、同上書、12-15頁。G2は諜報と日本政府との連絡・保安・検閲を担当した。百瀬孝『事典昭和戦後期の日本 占領と改革』(吉川弘文館、1995年)56-58頁。

¹⁶³ 最高裁判所事務総局涉外課、同上書、44-46頁。

¹⁶⁴ 最高裁判所事務総局涉外課、同上書、47-49頁。

扱うべきだと回答した¹⁶⁵。ところが、GHQは国務省に対し、9月10日に、台僑が占領下日本の法と秩序に重大な悪影響を与える存在であり、もし台僑が中国人と見なされるならば、日本警察の士気が著しく損なわれる恐れがあると指摘した。さらに台僑の国籍問題を全般に検討するよう要請するとともに、国務省がこの問題について国府と協議すべきことを具申しした¹⁶⁶。

以上のように台僑の国籍及び処遇について、国務省とGHQの間に見解の相違が見られた。問題の打開を図るべく、GHQ 外交局長アチソン (George Atcheson Jr) は、1946年9月13日に国務長官に書簡を送り、台僑の法的地位に関して網羅的に問題点を指摘し、国務・陸・海軍三省調整委員会 (SWNCC) で明確な方針の検討と確立を要請した。アチソンは、渋谷事件をめぐる駐日代表団との交渉過程を報告するほか、台僑に中国人として処遇する場合、日本社会の秩序維持に与える衝撃を再三強調した¹⁶⁷。9月28日、国務省は米国駐華大使館に対し「生業を有する者以外の全ての在日台湾人は送還されるべきこと」「生業を有する者は中国当局がこれを証明すべきこと」「送還を希望せず、かつ、証明を受けない者が日本の管轄権に服すものと見なされること」の各点に関して、国府と直ちに交渉を開始するよう訓令した¹⁶⁸。

さて、渋谷事件の軍事裁判は1946年9月30日に東京警視庁に設置された占領軍裁判所で行われはじめた。事件中逮捕された台湾人が「占領目的違反」の罪で起訴された。その法廷には米軍士官2名のほか、中国人裁判官として前述の裘劭恒が参加し、12月10日まで開廷されていた¹⁶⁹。検事を務めたのは、法務局長特別補佐官 (Special Assistant) G・T・

¹⁶⁵ 大沼保昭「資料と解説 出入国管理法制の成立過程」6 (『法律時報』第50巻第7号、1978年9月) 100頁。

¹⁶⁶ 大沼保昭、前掲「資料と解説 出入国管理法制の成立過程」6、100頁。

¹⁶⁷ 大沼保昭、前掲「資料と解説 出入国管理法制の成立過程」4、116-117頁。

¹⁶⁸ 大沼保昭、前掲「資料と解説 出入国管理法制の成立過程」6、100頁。

¹⁶⁹ 「外交部電知台湾省行政長官公署渋谷事件發展經過及該部處理詳情」(1947年1月7日) 薛月順編、前掲『台湾省政府檔案資料彙編』2、333-334頁。裁判が行った場所は東京警視庁内に置かれた憲兵隊本部だった。当時警視庁の正面入口は日米双方で警備についた。福島鏗郎『G. H. Q. 東京占領地図』(雄松堂、1987年) 14頁。

ハーゲン (Hagen) であった¹⁷⁰。裁判は日本の各新聞に取り上げられた。裁判の経過は、字数こそ少ないながら各紙で逐日報道されていた。事件に対して日本社会はなお関心を集めていた¹⁷¹。華字紙は同様に裁判に関心を寄せた¹⁷²。駐日代表団は傍聴の担当者を派遣したが、裁判期間中、おおむね静観の態度で臨んでいた。その間に、台僑による犯罪が依然として頻発しており¹⁷³、国府の内部からも華僑保護失敗の非難が上がった¹⁷⁴。代表団にとって台僑・華僑の存在は苦悩の種だったと言えよう。代表団はGHQとの関係悪化を避けたかったが、裁判の行方が戦勝国民たる華僑の地位及び日本における中国の体面に損害を与えることも危惧していた。代表団からみれば難しい立場に立たされた。

国府外交部では、公判開始以降、事件をめぐる交渉の推移が引き続き部務会議で報告されていた¹⁷⁵。1946年10月25日、情報司は国府の見解として『東京渋谷事件之真相』をまとめた¹⁷⁶。しかし、所管の亜東司はやや早くも、裁判の失敗に備え、強硬な対応策を用意した。要点としては、GHQの日本最良に対する抗議、中国人裁判官の裁判離脱、対日理事会に対する訴願提出、交渉の場をワシントンに移すことなどが含まれていた。最終的に有利証拠の不足、台僑の非行事実、朱世明との協議の必要などの理由で次長甘乃光に却下された¹⁷⁷。そして、11月6日、駐日代表団は交渉を駐米大使顧維鈞に委ねようと意見を上申

¹⁷⁰ 松本邦彦、前掲『GHQ日本占領史 16』134頁。なお、首席検察官はエリオット[原文不明]少佐だったという。「証人に土田署長 渋谷事件の公判開く」『毎日新聞』1946年10月1日。

¹⁷¹ 「渋谷事件 占領目的違反 台湾省民を起訴」『朝日新聞』1946年9月29日、「渋谷事件の軍事裁判 あすから警視庁で台湾省民四十一名」『読売新聞』1946年9月29日、「渋谷事件台湾省民を起訴 けふ東京で米軍事裁判」『毎日新聞』1946年9月30日、「渋谷事件公判開始」『日本経済新聞』1946年10月1日、「渋谷事件軍事裁判開く」『読売新聞』1946年10月1日。

¹⁷² 「台胞遭日警殺害後 生者繫獄又被控告」『中央日報』(上海)1946年9月29日。

¹⁷³ 「代表団を装ふ不法行為 中国人に僑務処から警告発す」『読売新聞』1946年9月8日。「台湾省民ら暴行」『山形新聞』1946年10月17日。

¹⁷⁴ 「陳華洲報告在日華僑情形」(1946年11月12日)、前掲『華僑保護政策』。

¹⁷⁵ 前掲『外交部部務会議』。

¹⁷⁶ 外交部情報司「東京渋谷事件之真相」(1946年10月25日)前掲『華僑保護政策』。

¹⁷⁷ 李捷才「擬呈渋谷事件善後弁法簽請鑒核由」1946年10月23日、前掲『渋谷事件』。

した¹⁷⁸。裁判の結果を待たずに、国府外交当局は第一線のみならず、上層部でさえ判決結果が楽観視できないと判断した者が出たと考えられる。

1946年10月29日、GHQは再び国務省に対し、駐日代表団が台僑に対する日本政府の管轄権の行使などについて、抗議を繰り返していると報告し、台僑が日本国籍から離脱してから初めて中国人としての保護と取扱を受けるとの処置方針を示し、国務省が早急に見解を示すよう要請した¹⁷⁹。一方、GHQ外交局は11月1日に代表団に対して、台僑は中国公民の正式証明を所持しておらず、また送還を拒否するケースも多かったため、中国人としての認定が困難だと指摘しながらも、帰郷希望者の送還が一段落したならば、かつ全員に対する登録が完成できれば、台僑に中国人の処遇を与えること可能であると述べた¹⁸⁰。かくして、GHQは華僑登録の徹底という条件を提示し、国府の要請を受け入れる姿勢を見せた。台湾人の法的地位問題の解決に向けてGHQと代表団が一步近づいたと言えよう。

実は、台僑の法的地位をめぐる混乱は、進駐軍内部の不一致によるものも大きかった。渋谷事件後、GHQは日本側に対し口頭で、台僑を朝鮮人と同様に取扱いと伝えた¹⁸¹。ところが、1946年11月12日、台僑の法権問題に関するGHQ法務局と日本司法省担当者の会談で、司法省側は大阪・長野・山梨の現地進駐軍が近頃、台僑を中国人、即ち連合国民として取扱いようとして指令したことについて、法務局側に確認した。法務局の係官が現地軍の誤解と指摘し、誤解の根源が第8軍にあるのではないかと推測した。そして、台僑に対する警察の取締を従来通り執行せよと指示した。また台僑に対する裁判権が依然日本にあることを全国に通知したいとの司法省側の申し出に対しても許可を与えた¹⁸²。

1946年11月21日、米国国務省は国府駐米大使館に対して台湾の主権移転は未完だとし、台僑の送還かつ有効な管理を台僑の中国人処遇の条件として提示した¹⁸³。11月24日、国務省はGHQに対して、既に中国駐米大使館を通じて、台僑の資格審査・無職者の送還・残留者の身分証明書発給を国府に要請したと伝え、登録台僑が比較的少数であれば、中国人

¹⁷⁸ 前掲、国府外交部発台湾省政府宛快郵代電東 36 字 14222 号、『台湾人民在日本等地待遇問題』。

¹⁷⁹ 大沼保昭、前掲「資料と解説 出入国管理法制の成立過程」6、100 頁。

¹⁸⁰ 前掲、国府外交部発台湾省政府宛快郵代電東 36 字 14222 号、『台湾人民在日本等地待遇問題』。

¹⁸¹ 終戦連絡中央事務局政治部、前掲「執務報告第四号」。

¹⁸² 最高裁判所事務総局涉外課、前掲『涉外資料第 7 号 台湾人に関する法権問題』53-55 頁。

¹⁸³ 前掲、国府外交部発台湾省政府宛東 36 第 14222 字快郵代電、『台湾人民在日本等地待遇問題』。

としての処遇が与えられるとの見解を示した¹⁸⁴。上述した国務省の通達に対して、駐米大使顧維鈞は中国が台湾の「事実上の主権 (sovereignty)」を有していると反論したが、駐日代表団は12月7日、同年12月末をめどに台僑登録を完成する予定とGHQに連絡したのも、この要請に即応したものと思われる¹⁸⁵。

小括

中国大陸出身の華僑は当初から戦勝国民として確認されたのに対し、台僑と呼ばれた在日台湾人の法的地位は極めて不明確だった。GHQの諸覚書が見られたように、GHQの初期方針は、自らの意思で本国に帰還せず日本に残留した台僑に対して、中国人と区別して取り扱い、朝鮮人と同じく日本国籍を保持するものと見なし、日本の法秩序に服従させようとした、と理解されよう。現に送還業務ではGHQが台僑と中国人を区別して取り扱っていたことは明らかであった。従来、日本の敗戦に伴い、台僑が「新華僑」として在日華僑社会に参入し、戦勝国民の特権を享受するようになったことを当然視されてきた。しかし、台僑と中国大陸出身の華僑が戦後直ちに融合が進んだわけではなく、渋谷事件を通じて、ようやく「我々」という集団意識が強まった。

渋谷事件発生後、日本政府は闇市取締を強化し、台僑の国籍問題についてはおおむね一貫した見解を示しながら、GHQの指示を盾に国府の駐日代表団の要求を撥ねつけた。GHQは一貫して日本側に対し、台僑を朝鮮人と同様に取り扱うよう命じたが、地域によって異なる措置が見られていた。しかし、GHQは事件関連の台僑に軍事裁判を実施しながら、国務省と協議を重ねた結果、条件付きで国府の要請を受け入れる姿勢を見せた。その一方で、事件の收拾について国府外交部は、内部で議論を重ね、頻繁に駐日代表団に指示しており、決して無関心なわけではなかった。代表団は、台僑の中国国籍変更の有効性を主張し、日本政府に対する強硬な姿勢を見せながら、GHQに絶えず抗議・交渉を申し入れた。そして、渋谷事件の裁判対策として中国人裁判官を参加させ、日本警察の懲罰と武器使用制限を求めた。華僑管理の強化にも着手した。裁判の行方が戦勝国たる中国の体面に損害を与えることを危惧していたと同時に、GHQとの関係悪化も避けたかった。代表団からみれば台僑及

¹⁸⁴ 大沼保昭、前掲「資料と解説 出入国管理法制の成立過程」6、100頁。

¹⁸⁵ 前掲、国府外交部発台湾省政府宛東36第14222字快郵代電、『台湾人民在日本等地待遇問題』。

び渋谷事件によって難しい立場に置かれることになった。

渋谷事件によって露わになった台僑の法的地位問題は、日本の敗戦によって、台湾の統治権が日本から中国へ移り、それに伴う台僑の身分変化に法整備が追いつかなかったためである。在中国大陸の台湾人政治団体は事件発生後、新聞を通じて、抗議の意を示した。そして、台湾海峡兩岸の新聞は共鳴した。事件によって兩岸における「想像の共同体」の構築の可能性が見えたと言えよう。日本政府は台僑の処遇問題が講和条約を待たないと確定にできないと主張したものの、かつての植民地臣民の処遇をGHQの判断に委ねた。日本人と台湾人はかつて同じ日本帝国臣民だったが、ここに至って、「我々集団」「他者集団」という自他認識の境界が一層明確になった。渋谷事件は、台湾の「脱植民地化」過程における一事件にととまらず、日本の「脱帝国化」過程においても重要な意味を持っていたと言えよう。

渋谷事件をめぐって中国大陸と台湾の間では、いわば「想像の共同体」の構築の可能性が見えていたものの、後の二二八事件を経てどのような変化を遂げたのであろうか。また、渋谷事件の判決宣告後、台僑の法的地位問題が最終的に如何なる過程を経て解決されたのか。これらの問題に関しては次の章で引き続き議論したい。

第五章

悲劇の前後

—渋谷事件判決宣告から

「中国人の登録に関する総司令部覚書」発令までの政治過程—

はじめに

「渋谷事件」中逮捕された台僑らは、占領軍裁判を経て1946年12月10日に有罪判決が言い渡された¹。判決の結果を不服とし、台湾人エリートによる政治結社「台湾省政治建設協会」及び学生団体が同年12月20日に台北で抗議集会を開き、新聞を通じて参加を呼びかけた²。それから約2ヶ月後、台湾全島を巻き込んだ「二二八事件」が起こった。従来の研究では二二八事件の社会背景として渋谷事件を言及しているものの、両事件の関連性は議論されなかった³。しかし、上述の台北「一二二〇」デモ行進に活躍した台湾人エリートが二二八事件の発生直後、事態の収拾に積極的関与しようとしたことから、無関係とは言えない⁴。

¹ 「占領目的を妨害 渋谷事件四十一名に判決」『朝日新聞』1946年12月11日、「卅九名送還 渋谷事件の判決」『読売新聞』1946年12月11日、「渋谷事件に判決 有罪者は本国へ送還」『毎日新聞』1946年12月11日。

² 「政建会暨省垣学生青年団体反対渋谷事件宣判不公 明日召開各界講演大会」『人民導報』（台北）1946年12月19日、「反対渋谷事件宣判不公 各界今召開講演大会」『人民導報』（台北）1946年12月20日、「渋谷事件宣判不公道 各団体決開講演 今日上午於中山堂舉行」『民報』（台北）1946年12月20日、「撤銷渋谷事件原判 昨晨中山堂講演會要求 閉會後作市街遊行示威」『民報』（台北）1946年12月21日。

³ 陳翠蓮『派系闘争と権謀政治—二二八悲劇的另一面相』（台北：時報、1995年）111頁。何義麟『二・二八事件—「台湾人」形成のエスノポリティクス』（東京大学出版会、2003年）133-135頁。なお、何は当時国府の外交姿勢について批判的だった（135頁）。

⁴ 抗議集会を主催した政治建設協会は、日本統治時代の台湾民衆党と組織的な連続性があり、抗日という

一方、渋谷事件判決宣告後、中華民国駐日代表団が渋谷事件の善後收拾及び台僑法的地位の解決をめぐり、国民政府外交部の指示に基づき、引き続き GHQ と交渉しながら、日本政府に圧力を掛けていた。1947 年 2 月 25 日、GHQ は「SCAPIN1543=中国人の登録に関する総司令部覚書」(指令)を發布し、不完全ながら、占領下日本における台僑の法的地位を中国人並と位置付けた⁵。従来の研究では日本の敗戦に伴い台僑が華僑と同様な処遇を獲得したことが当然視されてきたため、この覚書の発令に至る過程のみならず、判決宣告後の代表団による交渉活動についても解明が進んでいない。

本稿は先行研究を踏まえ、まず渋谷事件の判決宣告が中国大陸及び台湾の世論に及ぼした変化を考察し、その結果が台湾人エリートの政治参与にもたらした影響を分析する。続いて、判決宣告後、GHQ・駐日代表団・日本政府の間で行われた諸交渉を整理し、台僑法的地位の確定過程を跡付ける。最後、渋谷事件を收拾するため駐日代表団が取った諸対策を明らかにし、それが連合国占領下の在日華僑社会に与えた影響を検討する。以上のような作業を通じて、日本の「脱帝国化」と台湾の「脱植民地化」の関連性に及ぼしたい。論述に際しては公刊史料をはじめ、主として日本・台湾に所蔵されている未公刊史料を使用する。当時の新聞・雑誌、官庁刊行物、関係者の回想録も参照する。

第一節 占領軍裁判所の「渋谷事件」判決宣告

(一) 台北「一二二〇」デモ行進

日本降伏後、植民地統治期に抗日民族運動に携わった台湾人エリートは、いち早く「歡迎国民政府籌備会」などを結成し⁶、また「光復」への感謝を示すため、戦後初の双十節に

政治正当性を継承していると自負し、戦後初期台湾の有力土着政治勢力であった。二二八事件後、政建協会は反乱団体とされた。多くの幹部が指名手配を受け、一部は行方不明となり、秘密に処刑された。何義麟、前掲『二・二八事件』168-190・246 頁。

⁵ 外務省特別資料課編『日本占領及び管理重要文書集—朝鮮人、台湾人、琉球人関係』(外務省、1950 年) 12 頁。

⁶ 葉榮鐘「台湾省光復前後的回憶」(同『台湾人物群像』台中：晨星、2000 年、1964 年初出) 435-438 頁。

蒋介石に祝電を打つことを計画することで⁷、国民政府の台湾接收を積極的に受け入れる姿勢を表明した。戦後の社会経済的混乱もあって、台湾省行政長官公署施政の不手際により、接收後の台湾は早くも 1946 年初頭から治安の悪化が見られるようになった⁸。しかしながら、前章で述べたように、渋谷事件発生後は、島内外の台湾人エリートは、新聞を通じて抗議の意を示すと共に、「我々」が中国人の一員だと宣言しつつあった⁹。

ほぼ同時期に、行政長官公署が戦災を受けた台湾総督府を「介寿館」と改名し、蒋介石の誕生日祝いとして修復しようとして計画した。そこで工事費を捻出するための献金活動が全島の規模で展開され、多くの台湾人エリートから寄付金が集まった¹⁰。続いて、一部の台湾人有力者によって結成された「台湾光復致敬団」は、1946 年 8 月 23 日に中国大陸を訪問し、10 月 5 日に上海において解散するまで、南京の国府要人を歴訪したほか、中国人の共同始祖とされた黄帝の陵墓「黄帝陵」に対して遥拝の形で祭祀の儀を行った。また、致敬団は蒋介石を表敬訪問した際に、抗日戦争殉難者遺族と戦災難民の救援の名目で寄付金

⁷ 許雪姬編『灌園先生日記』17（台北：中央研究院台湾史・近代史研究所、2010 年）325 頁。「灌園」とは台湾人政治家林獻堂の号である。

⁸ 海外新聞記者による長官公署施政の批判記事が 1946 年 4 月から既に見られた。陳雲林編『館藏民国台湾档案彙編』88（北京：九州出版社、2007 年）367-386 頁。同史料集は、中国第二档案馆の所蔵を用いて編纂されたもので、計 300 冊である。また、強窃盗事件の増加を受け、1946 年 2 月から台湾の各地方では自警団結成の動きが見られはじめた。許雪姬編『灌園先生日記』18（台北：中央研究院台湾史・近代史研究所、2010 年）48 頁。

⁹ 「台北報紙表示 東京惨殺僑胞事件必須嚴懲凶手 占領期延長五十年」『正言報』（上海）1946 年 7 月 25 日、「台湾人就是中国人 不容日人藉口逃避 黃議長対渋谷惨案發表意見」『台湾新生報』（台北）1946 年 7 月 26 日、「日警殺台胞事 台湾旅滬同郷会 請政府澈底追究」『益世報』（天津）1946 年 7 月 28 日、「渋谷事件 台胞請嚴重交涉」『益世報』（天津）1946 年 7 月 29 日、「旅滬台胞電請嚴懲日警槍殺台胞兇犯」『民報』（台北）1946 年 7 月 29 日、「旅滬台胞之呼籲 嚴懲渋谷日警 澈底消滅日帝国主义」『中央日報』（重慶）1946 年 7 月 29 日、「対渋谷事件台湾表憤激」『中央日報』（南京）1946 年 7 月 31 日、「日警槍殺台胞案 台省參議會促政府提嚴重交涉」『中央日報』（上海）1946 年 7 月 31 日、「日警槍殺台胞案 台省參議會主嚴重交涉」『申報』（上海）1946 年 7 月 31 日。

¹⁰ 許雪姬編、前掲『灌園先生日記』18、252・466・468 頁。

を上納した¹¹。後に蒋介石は「台湾光復」周年記念式典参加を兼ね、10月21日に台湾を視察し、27日まで滞在していた。その間、台湾人エリート層は熱烈な歓迎ぶりを見せた¹²。同年12月末、台湾では蒋介石銅像を設立しようとする動きさえ出た¹³。

これらの国府及び蒋介石支持の態度表明は、台湾人エリート層の不安の裏返しであったとも言えよう。植民地統治下の台湾人が「日本人」として戦争に協力してきたことはやむを得なかったという声もあったが¹⁴、統治者が交代した以上、かつて何らかの形で植民地統治に関わった台湾人エリートにとって、脱植民地化の一環として自らが如何に過去と決別するかが緊要な課題になった。その意味で、渋谷事件は台湾人エリートにとって「通過儀礼」としての側面もあった¹⁵。台湾人エリートは、在外台湾人の保護を国府に要請すると同時に、国府に対して忠誠の態度や従順な姿勢を見せ、絶えず「我々」中国人の意思表示を続けていた。

さて、1946年12月10日午後、渋谷事件の判決が下された。結局、起訴された台湾人41人のうち、2人は無罪で放免されたが、残りの39人には有罪判決が下された。そのうち、1人が懲役3年の重労働、38人が懲役2年の重労働をそれぞれ宣告された。判決文には、但し書きとして、有罪者を至近の便で送還させ、送還後の服役を要せず、連合国占領期間中の来日を許さずとの文言が加えられていた¹⁶。それは、台僑被告を有罪としながらも、

¹¹ 葉榮鐘「台湾光復致敬団旅行日記」（同『葉榮鐘日記』上、台中：晨星、2002年）239-261頁。台湾光復致敬団の発案は国府監察委員丘念台によるものだった。発案の時間は丘の回想が1946年6月としているが、林獻堂の日記によると、同年3月に遡ることができる。林は、その直前に国府軍の駐台部隊による米穀強制徴発に直面したものの、なお丘の提案に積極的に附和した。丘念台『嶺海微颯』（台北：海峡學術出版社、2002年、1962年初出）249頁。許雪姬編、前掲『灌園先生日記』18、114頁。

¹² 許雪姬編、前掲『灌園先生日記』17、390-391頁。

¹³ 秦孝儀編『總統蔣公大事長編初稿』第6卷上（台北：出版者不明、1978年）345頁。

¹⁴ 「民族の正気を論ず」（『台湾評論』第1巻第3号、1946年9月）2頁。

¹⁵ 国府教育部は戦後、戦時中留学生として日本に渡った中国人に対し、帰国者・在学者を問わず思想調査・経歴審査を行った。取扱いこそ異なるものの台湾人学生にも審査が行われた。川島真は、これらの措置を戦時日本留学経験者の「中国人」になるための通過儀礼に例えている。川島真「過去の浄化と将来の選択」（劉傑、川島真編『1945年の歴史認識』東京大学出版会、2009年）35-38頁。

¹⁶ 前掲した『朝日新聞』『読売新聞』『毎日新聞』の1946年12月11日記事を参照せよ。

実質上、日本からの追放をもって釈放することを意味していた。GHQ は日本警察を立てながら、同盟国であり戦勝国である中国の面目も配慮した政治的計算が見え隠れしていた。

判決の結果に対して中国人裁判官の裘劭恒は、直ちに異議を声明し、反対意見を提出すると申し立てたが、受理されなかった¹⁷。駐日代表団も直ちに GHQ に中国人裁判官の異議を留意するよう促した。ところで、GHQ 外交局長アチソンは、国府官庁機関紙の高揚ぶりを取り上げ、代表団第二組長の呉文藻に対し、国府が渋谷事件を利用して、反米世論を扇動しているのではないかと詰問した。呉は中国の世論は義憤によるもので、官庁の操作によるものではないと釈明すると同時に、日本警察の起訴を改めて要請した¹⁸。

(二) 中国「通電圈」の台湾波及

渋谷事件発生直後、中国大陸・台湾・香港の華字新聞紙上では一時反日感情が高まったが、その後一時沈静化した。判決宣告後、中国大陸の新聞は直ちに判決の結果及び駐日代表団の抗議を伝えた¹⁹。台湾の新聞は事件を日本の再起の象徴とし、四大国になったはずだった中国の新たな屈辱として捉え、社説や論評をもって日本及び GHQ に対し非難を浴びせた²⁰。激しい反応を見せた華字紙と対照的に、渋谷事件の判決結果についての日本の新

¹⁷ 沈観鼎発国府外交部宛 260 号電 (1946 年 12 月 11 日発)『渋谷事件』(国史館蔵「外交部档案」020000001443A)

¹⁸ 沈観鼎発外交部宛 261 号電(1946 年 12 月^{ママ}13日発)・沈観鼎発外交部宛 264 号電(1946 年 12 月^{ママ}12日発)前掲『渋谷事件』。駐日代表団の第二組は主に政治・外交の事務を担当していた。鍾漢波『駐外武官の使命——一位海軍軍官的回憶』(台北：麥田、1998 年) 69 頁。

¹⁹ 「渋谷事件判決不公 我国代表提出異議」『和平日報』(南京) 1946 年 12 月 11 日、「渋谷事件判決不当 我代表提出異議 対日警責任応進行調査」『申報』(上海) 1946 年 12 月 12 日、「渋谷事件判決不当 我代表提出異議」『中央日報』(上海) 1946 年 12 月 12 日、「渋谷事件雖審結 我仍繼續交渉中」『中央日報』(南京) 1946 年 12 月 14 日、「渋谷案判決欠公 我要求檢挙日警」『中央日報』(南京) 1946 年 12 月 19 日。

²⁰ 劉浦生「渋谷事件の剖析」『和平日報』(台中) 1946 年 12 月 13 日、「短論 如此判決 談渋谷事件」『大明報』(台北) 1946 年 12 月 18 日。「社論 為渋谷事件作不評鳴」『東台日報』(花蓮) 1946 年 12 月 18 日、「社論 渋谷事件台胞冤沈海底」『興台日報』(台南) 1946 年 12 月 22 日。

聞各紙は、事実関係のみを報道した。しかしまもなく、後述する日本人警察の起訴を除けば、関連の記事はなくなっていく。元来、台湾人と日本人は同じ「帝国臣民」でありながら、両者の間に曖昧でかつ変動する境界が存在していた²¹。その「我々」と「他者」の境界は、日本敗戦後一層顕著なものとなり、ここに来てより明確になった。

上海を中心とした島外台湾人団体も事件直後と同様に抗議活動を展開し、共同署名の声明を新聞社に寄せた²²。さらに、国府中央及び開催中の制憲国民大会にも陳情書を送った²³。台湾島内では1946年12月20日に政治建設協会が、「台湾省学生自治会」「台湾青年渋谷事件後援会」と共に事件の判決に対する抗議集会を開催した。参加人数は5000人前後だったという。集会では蒋介石を始め、各方面に裁判結果の不服を表明する通電を送ることが決議された。散会した後、さらにデモ行進も行われた。デモ隊は在台北米国領事館、さらに第1回第2次大会を開催していた台湾省参議会に代表を派遣し、陳情を申し出た²⁴。やや

²¹ 関連議論は、小熊英二『＜日本人＞の境界—沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』（新曜社、1998年）を参照されたい。

²² 声明に連署した団体は、「台湾旅滬同郷会」のほか、「台湾重建協会上海分会」「閩台建設協会」「台湾省升学内地大学公費生同学会」があった。「反对渋谷事件無理判決 台湾旅滬各団体發出緊急呼籲」『大光明報』（台北）1946年12月18日、「台省升学内地同学会对渋谷事件告同胞書 提出要求四点保護僑胞生命財產」『民国日報』（上海）1946年12月19日、「渋谷事件の判決 畢竟顛倒是非 旅外省民及学生団一斉蹶起」『興台日報』（台南）1946年12月22日。

²³ 『中日糾紛交渉』（国史館蔵「国民政府档案」001000005242A）

²⁴ 当時学生としてデモに参加した陳炳基は、抗議活動は元々学生によって計画されたが、最終的に、政治建設協会が抗議活動の主導権を乗っ取った主張している。陳炳基「来自北京景山東街西老胡同的歷史見証」（藍博洲『沈屍・流亡・二二八』台北：時報、1991年）79-80頁。しかし、当時の新聞記事を読む限り、政建協会が主導的な立場にあったと思われる。前掲、『人民導報』（台北）1946年12月19-20日・『民報』（台北）1946年12月20-21日諸記事を参照。政治建設協会の蒋渭川は、回想で米駐台北領事の口を借りて、自らの尽力によってデモの暴動化を防いだと強調しながら、協会構成員の活躍をほめかけた。蒋渭川「蒋渭川政壇回憶録」（陳芳明編『蒋渭川和他的時代』台北：前衛、1996年）245-246頁。なお、在台北米国領事館は1946年1月から設置が着手されたが、領事の着任が同年3月末以降であろう。陳雲林編『館蔵民国台湾档案彙編』50（北京、九州出版社、2007年）239・242頁。

遅れたが、このデモ行進は中国大陸でも報道された²⁵。

陳情の対象ともなった米領事館は、事前に何等かのルートからデモの情報を把握していた。副領事ジョージ・カー（George H. Kerr）は行政長官公署が意図的に事件への不満を米国への敵視に結び付けようとしているのではないかと疑い、アチソンと同様、判決の結果についての一連の抗議の背後に国府の思惑があると捉えた²⁶。ジョージ・カーの疑念は事実ではないとしても、邪推でもなかった。実はこの抗議活動に対し、長官公署側は容認したのみならず、積極的に関与した側面もあった。台北市長游彌堅と憲兵団長張慕陶が講演会に列席した。また、民政処長周一鶚がデモ隊代表の廖進平と呂伯雄に接見した。廖と呂は共に政建協会員であった。行政長官陳儀がデモ隊に対して談話を行った。陳儀は学生を「愛国の至誠」と称えたほか、国府中央との取次ぎに同意した²⁷。同日、陳儀は国府中央及び行政院長宋子文に打電し、事件の善処を要請した²⁸。つまり、行政長官公署も台湾人の政治団体も判決の宣告を好機として捉えようとしたと言えよう。前者は判決結果への不満を利用し、台湾人に対する国民統合を固めようとし、他方、後者は「中国人」としての意思を表明すると同時に、国府に対する意見表明の可能性を模索していた。

台湾省参議会が判決の直後、既に外交部に駐日代表団の善処を要請した²⁹。デモ隊の陳情を受け、議会は翌12月21日に、全中国の省市参議会に渋谷事件判決反対の書状を発送し、共同で台僑の救援及び渋谷事件の解決を国府に要請するよう呼びかけた³⁰。そして、多くの省市参議会が賛同の返電を寄せた³¹。類似の嘆願運動は、前回と同じく台湾の地方

²⁵ 「渋谷事件宣判不公 台湾举行講演大会」『中央日報』（南京）1946年12月25日。

²⁶ ジョージ・H・カー著、蕭成美訳『裏切られた台湾』（同時代社、2006年）277-278頁。なお、同書はデモ行進の日付を誤っている。

²⁷ 「渋谷事件判決ト島内ノ反響」河原功監修・編集『台湾協会所蔵 台湾引揚・留用記録』4（ゆまに書房、1997年）228-231頁。

²⁸ 国府行政院発外交部宛41056号交弁案件（1946年12月31日発）前掲『渋谷事件』。

²⁹ 台湾省参議会発参秘676号代電（1946年12月12日発）前掲『渋谷事件』。

³⁰ 「渋谷事件判決不公電請響應一致主張」（省参秘693字、1946年12月21日）『三十五年通電中央内政国際』（档案管理局蔵「台湾省諮議会档案」0000345688）

³¹ 台湾省参議会の呼掛けに多くの中国大陸の民意機関が呼応した。確認できたのは、青海省・広西省・浙江省・青島市の参議会及び遼北省・山東省の臨時参議会があった。前掲『渋谷事件』、前掲『中日糾紛

レベルの民意機関にも見られた³²。また、事件に対する台湾人エリートの憤慨は、行政・民意機関のみならず³³、党のルートを通して南京にも報告された³⁴。

1946年7月の渋谷事件発生直後と比較すると、1946年12月の事件判決宣告は、中国大陆と台湾の新聞に激しい反応を再び生じさせることとなった。事件発生直後、抗議や追悼の意思を表明した政治団体や民意機関は台湾島内、或いは内外台湾人団体にとどまった。しかし、12月の事件判決宣告後、台湾省参議会の通電要請により、多くの中国大陆の民意機関が上述のように呼応を見せた。川島真の論考によると、中華民国前期には外交問題に直面した地域社会が中央政府や国家である中華民国と結びつくための手段の一つとして、名望家や様々な団体が「通電」を各政府機関や新聞社に打ち、「公論」に付すという手法があった。これにより自らの見解を内外に示すと同時に、世論を喚起することができたという。また、中央政府や外交当局はこうした「公論」を完全に無視することはできなかった³⁵。「通電」の手法は国民政府期でも時に見られた。渋谷事件を契機に中国「通電圏」の範囲は、確実に台湾に及んだと言えよう。

抗議集会後の12月24日、北平で「東単事件」という米兵による女性暴行事件が起こった。事件の報道により、事件に対する抗議運動は反米・国府批判運動にまで発展し、さらに全中国へ、そして学生だけでなく広く国民諸層の間にも拡大していった。結果的には、東単事件は北平の一治安事件から全中国規模の対米論調・対国府評価の帰趨に影響を与えた³⁶。台湾でも翌年の1月に東単事件の抗議集会が開かれ、その際、警備司令部参謀長柯遠芬が参列して談話を行った³⁷。両事件に対する行政長官公署の対応は類似している。渋

交渉』、陳雲林編『館蔵民国台湾档案彙編』124（北京、九州出版社、2007年）292-293頁。

³² 駐台特派員公署発48号代電（1946年12月28日発）前掲『渋谷事件』。

³³ 駐台特派員公署発49号代電（1946年12月28日発）前掲『渋谷事件』。

³⁴ 三民主義青年団中央幹事会発代電（1946年12月27日着）前掲『渋谷事件』。

³⁵ 川島真『中国近代外交の形成』（名古屋大学出版会、2004年）465-466頁。「通電圏」に関しては、更なる議論が待たれるが、近代中国外交と世論の相互作用が事例研究として、應俊豪『公衆輿論与北洋外交』（台北：政治大学歴史学系、2001年）が参考となる。

³⁶ 水羽信男「上海のマスメディアとナショナリズム」（姫田光義編『戦後中国国民政府史の研究』中央大学出版部、2001年）291-316頁。

³⁷ 「北大女同学為強暴所汚 本市学生示威巡行」『人民導報』（台北）1947年1月10日。しかし、警備

谷事件も元々一在外台湾人に関連した治安事件に過ぎなかったが、新聞の報道により、中国の戦勝国としての体面に関わる外交事件にまで発展した。両事件をめぐる新聞報道とその後の発展が類似していることは、当時の中国と台湾が活字メディア空間を共有していることを意味している。共有のメディア空間は中国「通電圏」の台湾包摂を可能にした。『民報』（台北）が渋谷事件の判決結果を論評した際に、兩岸の各華字紙の関連記事をまとめて紹介したように、事件を契機に台湾人は日本の帝国臣民ではなくなり、中国という「想像の共同体」に包摂されるようになった³⁸。

1947年1月上旬、台僑の法的地位問題は解決の目途が立ったためか、各方面から善処を求められた国府外交部は、後述する駐日代表团とGHQの交渉途中経過を台湾の行政長官公署、並びに政建協会、旅滬同郷会に知らせた³⁹。事件判決宣告以来、政建協会は台湾島内、旅滬同郷会は中国大陆で国府に対する陳情・請願活動の先頭に立ってきた。この外交部の告知は後にさらに台湾の新聞に報道された⁴⁰。このことによって、抗議集会やデモ行進などの手段をもって国府に意見を申し出ることが有効であり、かつ容認されるという認識を台湾人エリート層に与えた。

台湾では国府外交部の通知が新聞で公開された後、なお抗議活動を続けようとした政治団体、例えば台南市の「人民自由保障委員会」があり⁴¹、継続的に事件を取り上げた新聞

総部参謀長柯遠芬の談話は学生の情熱を称えながらも、主に政府支持・米中友好を呼びかけたとの内容だった。

³⁸ 「渋谷事件的輿論」『民報』（台北）1946年12月24日。出版・印刷が国民意識の形成に寄与したことは、既に指摘されている。ベネディクト・アンダーソン著（白石さや、白石隆訳）『増補 想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』（NTT出版、1997年）75-90頁。

³⁹ 国府外交部発台湾省参議会・台湾旅滬同郷会・台湾省政治建設協会宛東36字第168号代電（1947年1月7日発）、国府外交部発台湾行政長官公署宛東36字第179号代電（1947年1月7日発）前掲『渋谷事件』。

⁴⁰ 「渋谷事件的経過 外交部電復政建協会」『民報』（台北）1947年1月22日、「政建協会対渋谷事件表示後 經奉到外交部電復以「違背占領軍目標」公訴」『人民導報』（台北）1947年1月22日。

⁴¹ 「台南市民電請台湾省行政長官公署向盟軍抗議渋谷事件以雪台胞不白之冤」（南自字第1号、1947年1月8日）薛月順編『台湾省政府档案史料彙編—台湾省行政長官公署時期』2（台北：国史館、1998年）334頁。人民自由保障委員会はその活動実態がなお不明であるが、台北市の場合、弁護士関係者が多く参加

もあった⁴²。しかし、在台の留用日本人側の記録によると、渋谷事件当初に比べ、判決宣告後のほうが一般台湾人の事件に対する関心は薄らいでいたという。時期的にはちょうど留用解除者を中心とした第2回の台湾引揚が行われている最中だったが、在台日本人には事件直後のような不安は見られなかった⁴³。1946年の末になると、台湾社会の混乱はますます深刻になり、折に台湾を訪問した中国大陸の新聞記者団さえ多くの台湾人が不満を抱えていると報告している⁴⁴。

後に、二二八事件が発生し際に、行政長官公署が戒嚴令を敷いたことに対し、台湾各民意機関の代議士が陳儀に戒嚴令の解除を申し入れ、事件の解決に当り、代表者を推挙して長官公署に協力する用意があると申し出た。二二八事件当時、台湾人政治エリートがなお積極的に事件の收拾に関与しようとする姿勢がうかがえる⁴⁵。やがて、政治建設協会は1947年3月5日に在台北米国領事館を通じて蒋介石に電報を打ち、軍隊派遣の中止を意見具申した⁴⁶。渋谷事件判決宣告後の抗議活動で得られた経験が台湾人エリートの政治的活動のヒントとなり、彼らが二二八事件に直面した際の行動にも一定の影響を与えた可能性は否めない。実際には二二八事件で主犯格とされた30人のうち、デモに参加した政治建設協会の幹部は少なくとも3人いた⁴⁷。日本統治時代に被差別的体験を通じて形成された台湾人

したという。劉恆奴「日治与国治政權交替前後台籍法律人之研究」（林山田教授退休祝賀論文集編輯委員會編『戰鬥的法律人』台北、元照、2004年）609頁。台南市の主任委員の湯徳章も弁護士だった。

⁴² 高雄発行の『国声報』は、「渋谷事件半年的総報告」（1947年1月13-17・19日）、「抗議渋谷事件の判決—台胞処刑是極不公正的事」（1947年1月29日）などの特集記事を掲載した。

⁴³ 河原功、前掲『台湾協会所蔵 台湾引揚・留用記録』4、231頁。なお、渋谷事件に対する新聞の高揚ぶりと対照的に、管見の限り、台湾では渋谷事件による留用日本人被害の記録は見当たらない。

⁴⁴ 「京滬平昆記者団台行観感」（『台湾月刊』第2号、1946年11月）26頁。劉光炎「台湾帰来」4（『中央周刊』第8巻第49号、1946年12月）16頁。

⁴⁵ 二二八事件発生当初の台湾人エリートの動向は、中華民國行政院研究二二八事件小組編『「二二八事件」研究報告』（台北：時報、1994年）の第2章を参照されたい。

⁴⁶ 「美国國務院有關蔣渭川資料」、陳芳明、前掲『蔣渭川和他的時代』317-319頁。

⁴⁷ デモ隊代表の廖進平は処刑され、呂伯雄は沖縄へ逃亡した。蔣渭川は一年近くの亡命生活を送った。何義麟、前掲『二・二八事件』245-246頁。前述した湯徳章は、台南市の治安秩序維持に協力したが、後に処刑された。張炎憲編『二二八事件辞典』（台北：国史館、2008年）473頁。処刑前に市内に一回り引

意識は、日本人との対抗意識でもあり、中国大陸の住民とも共有する可能性を持っていたと、何義麟は指摘している⁴⁸。この共有意識は渋谷事件で確認されたものの、二二八事件によって深く損なわれることになる。

第二節 「中国人の登録に関する総司令部覚書」の発令

渋谷事件裁判終了直前の1946年12月6日、GHQ 外交局長のアチソンと駐日代表団の沈観鼎は会談を行った。アチソンは、台僑が有罪になる場合、なお第8軍司令官の再審査を受ける機会があると言いつつも、仮に実刑になったら、代表団による強制送還を要請した。有罪判決の可能性をほのめかした。それに対して、沈は台湾人の強制送還に異存がないと言いながら、改めて日本警察の起訴を促した。そして、両者は台僑の法的地位問題についてGHQと代表団の担当者が一堂に集まり、意見を交換することを合意した。沈の対応について、国府外交部は概ね同意した。国府の立場で言うと、台僑有罪の判決結果は受け入れがたかったが、もはや挽回するのが難しかった。国府は裁判前、裁判対策を練っていたものの、この通告を受け、事件の対応策を変更せざるをえなかった。国府の交渉重点は、これ以降、警察の起訴及び台湾人法的地位問題の解決に移り始めた⁴⁹。

一方、事件の判決が出た1週間後の1946年12月17日に、アチソンと終戦連絡中央事務局の朝海浩一郎が会談を行っている。台湾人の法権問題について朝海は、講和条約前の台僑の中国国籍回復を承認しがたいという従来の日本政府見解を再述しながら、事実問題として台僑の法的地位が不明確なため、日本の警察官がその不正行為を取り締まることは難しいと述べた。それに対し、アチソンはまず日本警察官の困難に理解を示した。また、駐日代表団は台僑が中国国籍を取得したと宣言しているが、GHQは必ずしも同意しているわけではないと述べ、この問題は米中両国の間でなお協議しており、まだ解決のめどが立

き廻され、処刑後の死体も放置されたままという。李筱峯『二二八中消失台湾菁英』（台北：自立晚報、1990年）254-259頁。

⁴⁸ 何義麟、前掲『二・二八事件』306-307頁。

⁴⁹ 沈観鼎発国府外交部宛256号電（1946年12月8日）、国府外交部発代表団宛電「渋谷事件之指示」（1946年12月11日）前掲『渋谷事件』。

っていないと答えた⁵⁰。

台北でデモ行進が行われた12月20日、台僑に対する法権問題について、GHQ法務局と日本司法省が再び会談を行った。司法省は、地方軍政当局が発した「華僑団体発行の中国国籍証明書を有効にする」との旨の命令について、法務局に確認したところ、GHQの係官はその有効性を再三否定し、その事実を日本全国の検事に周知することに同意した。一方、駐日代表団が発行した中国国籍証明書の有効性を認めつつも、証明書の台僑適用がまだGHQに公認されなかったと述べている⁵¹。台僑の取り扱いについては、占領軍の末端組織と中央の間に隔たりがあるのみならず、所管の部署さえ戸惑っていたことが明らかだった。

さて、1947年1月3日、GHQと駐日代表団は会談を開き、台僑の法的地位問題について、非公式な意見交換を行った。参加したのは、代表団の第二組及びGHQの外交局・法務局・参謀第一部（General Staff Section1, G1）・参謀第三部（General Staff Section3, G3）だった。会談で代表団側は、昨年末までの華僑登録者数と登録証明書の発給状況を説明し、未登録者を中国人と見なさないことを言明した。双方は代表団による華僑登録の事実に基づき、台僑の法的地位の解決策を模索し始めた⁵²。

続いて、1947年1月15日に、マッカーサー（Douglas MacArthur）と駐日代表団長朱世明が会談を行い、連合国の日本占領に関する米中両国の協力について意見を交換したほか、

⁵⁰ 外務省編『初期対日占領政策一朝海浩一郎報告書』上（毎日新聞社、1978年）238-239頁。なお、アチソンは、朝海が戦前南京に副領事で在勤していた時、米駐華大使館の二等書記官だった。外務省、『初期対日占領政策』上、24頁。また、上述した沈観鼎は同じく南京で朝海と蔵本事件（1934年）について交渉したことがある。沈観鼎「対日往事追記」24（『伝記文学』第27巻第3号、1975年9月）70頁。渋谷事件をめぐる交渉に関わった日・米・中担当者は戦前に既に公務上の往来があったと考えられる。

⁵¹ 最高裁判所事務総局渉外課編『渉外資料第7号 台湾人に関する法権問題』（同課、1950年）58-60頁。

⁵² 「第二組工作月報（1947年1月）」『駐日代表団第二組工作報告』（国史館蔵「外交部档案」020000001228A）、松本邦彦解説・訳『GHQ日本占領史16 外国人の取り扱い』（日本図書センター、1996年）90頁。大沼保昭「出入国管理法制の成立過程」6（『法律時報』第50巻第9号、1978年9月）100頁。なお、1946年9月19日のGHQ民政局（Government Section, GS）内部覚書によれば、台湾人法的地位問題に関して、GSは関わらなかったという。大沼保昭「出入国管理法制の成立過程」4（『法律時報』第50巻第7号、1978年7月）117頁。G1は占領軍の人事及び企画庶務等内部関係、G3は作戦・訓練・引揚を担当した。百瀬孝『事典昭和戦後期の日本 占領と改革』（吉川弘文館、1995年）56-58頁。

話題は渋谷事件にも及んだ。マッカーサーは事件で起訴された台僑に対して一応同情の態度を示したが、日本警官の責任追及については否定的な考え方を示した。そして、マッカーサーは朱に対し、代表団が華僑管理の責任を取るよう強く求めた。なお、後に会談の内容は蒋介石にも報告された⁵³。上述の GHQ と代表団の実務者協議の交渉結果は、この会談をもって承認されたと考えられる。

以上の諸折衝を経て GHQ は、1947 年 2 月 25 日に「SCAPIN1543=中国人の登録に関する総司令部覚書」を発出した。その内容は次の要点が含まれている。まず、中国の駐日代表団は中国国籍を主張する日本在留者の登記証明「登録証明書 (Registration certificate)」を作成・発給する。そして、この登記証明書を適法に所有する者は中国人と認定される。従って日本官憲による刑事裁判権の行使に当っては連合国民と見なされるという⁵⁴。この登録は国籍非強制原則に基づき、登録の催促は行われなかった⁵⁵。結果的に言えば、台僑は中国人としての包括的な承認が与えられなかったが、代表団は台僑に対する主権の限定的な承認を GHQ に認めさせたのである。その後、代表団に登録した台湾人は、すべての刑事事件で、占領軍裁判所で裁判を受ける権利を認められた⁵⁶。不完全かつ暫定的な措置でありながら、台僑の国籍問題はこの覚書によって一応の実務上の解決がはかれることとなったと理解されている⁵⁷。

数日後の 1947 年 2 月 28 日、GHQ 外交局参事官ビショップは、米国国務長官宛に「在日台湾人の地位に関する在京米国政治顧問發文書第 885 号」書簡を送り、台僑の法的地位をめぐる諸問題を総括し、従来の経緯と最終的措置を報告した。ビショップは、副次的問題、例えば、課税・財産税・民事裁判管轄権・二重国籍などの問題が残っているとしながらも、中国の駐日代表団による在日中国人（台僑を含む）登録は、日本の警察当局による台湾人の取扱い問題が大部分解決できるとの考えを示した⁵⁸。続いて翌日、登録台湾人が中国人

⁵³ 朱世明発国府外交部宛 343 号電（1947 年 1 月 16 日）前掲『渋谷事件』。

⁵⁴ 外務省特別資料課、前掲『日本占領及び管理重要文書集』12 頁。

⁵⁵ 越川純吉『日本に在住する非日本人の法律上の地位』（司法研修所、1949 年）169-173 頁。

⁵⁶ 外務省特別資料課、前掲『日本占領及び管理重要文書集』12 頁。

⁵⁷ 大沼保昭、前掲「出入国管理法制の成立過程」4、117 頁。

⁵⁸ 大沼保昭、前掲「出入国管理法制の成立過程」6、99-101 頁。

並の処遇を得たことは、新聞を通じて日本中に周知された⁵⁹。ここにきて、「新華僑」の台僑はようやく「旧華僑」と相当なる処遇を得るようになった。ところが、既に2月27日の夜に台北でタバコ取締による発砲事件が発生した。それをきっかけに、全台湾に及ぶ二二八事件が勃発した。

その一方で、日本政府が「SCAPIN1543」（1947年2月25日）を受領した後、1947年3月12日にアチソンと朝海浩一郎の会談では、台僑の地位について日米の間で改めて議論を交わされた。朝海は、まず国籍問題は単なる国内法の問題ではなく国際問題でもあり、最終的決定は講和条約を待つべきであると述べ、実際問題として、台湾人が何の制限もなしに中国国籍を取得する結果は、日本の経済に困難なる問題を生じることが明らかであろう、と従来の見解を繰り返した。そして、上記の指令をもって、台僑の国籍が中国に回復したという中国側の見解に米国が全面的に同意するのかと、朝海はアチソンに尋ねた。それに対し、アチソンは、米国の立場は中国政府が責任をもって発行した証明書の所持者を中国人と推定することとしたと述べた。また、いかなる条件で証明書を発給するのかは、中国政府の責任範囲内の事項であるとしている。これらの点についてあまり議論することは、かえって中国側を刺激し事態を悪化させる恐れがあると、アチソンは述べた。なお、渋谷事件に関してアチソンは、GHQが日本側の見解を支持し、日本警察の士気向上に繋がったと考えていたと述べた。しかし、この件は日本側が書面をもってGHQの見解を求めようとしても、恐らく返答が得られないだろうと、アチソンは米国の立場を日本側に伝え、渋谷事件のさらなる問題化を避けたいというGHQの立場を明示した⁶⁰。

以上のように、同盟国である中国の主張に耳を傾かなければならないと同時に、占領下の秩序を維持するために日本側の協力をなくしては困難であるというGHQのジレンマがうかがえる。当時の華字新聞のみならず、国府外交部情報司が1946年10月25日に作成した内部参考文書「東京渋谷事件之真象⁶¹」でも、渋谷事件に関連するGHQの対応をもって、米国が日本の再起に加担したと断じている論説があるが、そこには論理的飛躍がある。GHQは日本占領期の前半、あらゆる側面で日本の非軍事化・民主化を推進した。渋谷事件の責

⁵⁹ 「日本刑法の適用うけず 身分証明書を持つ在留中国人」『読売新聞』1947年3月1日。

⁶⁰ 外務省編『初期対日占領政策』下（毎日新聞社、1979年）11-12頁。

⁶¹ 『華僑保護政策』（国史館蔵「国民政府档案」001000005412A）

任追及において日本警察への支持を示しながらも、GHQ は同時に警察改革を進めていた⁶²。GHQ は占領統治を円滑に行うため、助力になる日本警察を支持し、阻害要因と思われる台僑に対して厳しい姿勢を取ったのである。

その後、1947年5月2日、日本政府はGHQの「非日本人の日本入国と登録に関する覚書（1946年4月2日）」に基づいて、「外国人登録令（昭和22勅令207）」及びその「施行規則（内務省令28号）」を公布し、即日施行した⁶³。この登録令に基づき、日本に在留する外国人はすべてこの登録令の公布の日から30日以内に居住する市町村に登録し、外国人登録証明書の交付を受けなければならない。華僑登録をした台湾人は中国人として見なし、華僑登録をしなかった台湾人は「当分の間…外国人とみなす」と定められた。そのため、華僑登録の有無に関わらず、台僑は日本国籍を保有しながらも、法令上では外国人管理の下に置かれた。この登録令の公布・施行日は日本国憲法施行日の前日であったため最後の勅令になった⁶⁴。講和条約を待たずに「帝国日本」と「帝国臣民」との関係はこれをもって線引きされたと言えよう。

これ以降、日本政府は1952年4月28日サンフランシスコ講和条約発効までに、領土の帰属問題と同様、台僑は中国人として認めず、日本人と同様な扱いを受けるべきだとの見解を取り続けたが、実務上においては、日本政府は台僑の中国人扱いを黙認した。日本警察の対応においても台僑は連合国民並に扱われることになっていた⁶⁵。一方、同時期の在日朝鮮人は、GHQの指令で解放人民として定義されたものの、連合国民に与えられる特権は認められず、朝鮮半島への引揚を選ばない朝鮮人に日本法令の順守を求めた。日本政府は在日朝鮮人に対し、参政権停止や外国人登録令の適用などの措置を行いながら、講和条約の締結まで日本国籍を有するという立場を取っていた⁶⁶。

華僑登録をした台僑は、正式に中国人と等しく連合国民たる法的地位を獲得したわけで

⁶² 荒敬解説・訳『GHQ日本占領史15 警察改革と治安政策』（日本図書センター、2000年）を参照。

⁶³ 外務省特別資料課、前掲『日本占領及び管理重要文書集』21-30頁。

⁶⁴ 飯塚五郎『外国人登録法とその実務』（日本加除出版、1975年）48-51頁。

⁶⁵ 最高裁判所事務総局渉外課、前掲『渉外資料第7号 台湾人に関する法権問題』22-23頁。金浩「資料紹介『外国人登録関係』」（『在日朝鮮人史研究』第39号、2009年10月）200頁。

⁶⁶ 在日朝鮮人に関するGHQの諸措置の変容及びその政策決定過程は、金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題』（勁草書房、1997年）を参考されたい。

はないが、「連合国民並待遇」を与えられ、食糧配給の加配特権を得たほか、刑事事件において占領軍裁判所で裁判を受ける権利を有していた⁶⁷。華僑登録をしなかった台僑は、これらの特権を享受できないのみならず、日本人としての参政権も停止された。同じ台僑でありながら、駐日代表団に華僑として登録するかどうかは、その処遇において雲泥の差がある。台僑にとって代表団の登録証明書は戦後の混乱中、生活の手段として必要不可欠であった。最終的に代表団から登録証明書を受け取った台僑の数は約 15,000 人に及んだという⁶⁸。前章でも述べたが特殊な事情がない限り、ほぼ全員申請したと考えられる⁶⁹。

第三節 駐日代表団の継続交渉及び華僑管理体制の強化

台僑の法的地位問題が一段落した後も、駐日代表団はなお様々な改善策を打ち出し、外交活動の態勢を整えようとした。まず、国内との意思疎通をより円滑にするため、1947 年 2 月から無線局を設け、南京と毎日 2 回直接連絡できるようになった⁷⁰。情報収集などによる遅れもあっただろうが、代表団の渋谷事件についての初報告が国府外交部に到着したのは 6 日目の 7 月 24 日だった⁷¹。当時の連絡遅滞を鑑みると、連絡手段の改善が必要だったことはいうまでもない。

続いて、マッカーサーと朱世明の会談に見られたように、GHQ は代表団に華僑管理の責任を求めた。戦時中、国府の対日戦後処理構想を立てていた国防最高委員会国際問題討論会は、戦後華僑対策について議論を行ったものの、対象は東南アジア、南北アメリカの在

⁶⁷ 松本邦彦、前掲『GHQ 日本占領史 16』85 頁。

⁶⁸ 田中宏「戦後日本における中国人の地位の推移」(『愛知県立大学外国語学部紀要』第 16 号、1983 年 3 月) 23-60 頁。

⁶⁹ 中国国籍の不要を申し出た理由は、日本人との婚姻関係があることや生活基盤が日本にあることなどが挙げられた。『駐日代表団僑務処工作報告』(中央研究院近代史研究所蔵「外交部档案」070.4/0009)

⁷⁰ 「第三十三次部務会議記録」(1947 年 2 月 13 日)『外交部部務会議記録』(中央研究院近代史研究所蔵「外交部档案」800/0004)

⁷¹ 駐日代表団発国府外交部宛 32 号電 (1946 年 7 月 22 日)・国府外交部発駐日代表団宛 587 号電 (1946 年 7 月 24 日) 前掲『渋谷事件』。

住華僑しか想定していなかった⁷²。事件後、代表団は在日華僑の統制を強化しつつあったが、マッカーサーの要請を受け、代表団はさらに下記の諸処置を取った。

まず、華僑登録の継続である。代表団の報告によれば、1946年末の時点で、大陸出身華僑の8,359人に対し、華僑登録をした台湾人は8,576人であった。登録者は実際の日本在留者の約半数に止まっていた。元来、華僑登録はその時点で打ち切る予定だったが、その後も引き続き行われていた。次に、華僑管理強化の具体策として、僑務処の定員が正式に増員された。また、華僑に絡む軍事裁判に裁判官として参加する要員を確保するため、法務担当部署の増設が議論された。そして、戦前の領事館に準じ、出先機関として華僑の集中する都市に「僑務分処」を設立した⁷³。第三に、1947年1月7日「關於留日華僑自治組織大綱」が頒布された。代表団は隣組制度と類似した「聯合会—自治会—自治班」の自治組織を通じて華僑の把握を図った。食糧などの特配は自治組織強化の手段として活用された。その組織に参加しない限り、特配を得ることが困難となった。その実行は少なくとも関西地域で確認できた⁷⁴。前章で述べたように、特配とは、戦後連合国民、中立国民及び無国籍人への食糧特別配給のことである。GHQによる特配は約3年に渡って行われ、1949年4月末まで続いていた⁷⁵。特配は、華僑登録の促進要因だけではなく、華僑を代表団の管理に服従させる手段としても機能していた。

その一方で渋谷事件後、代表団の名義で商売に従事した高玉樹を上海に送ったほか、日僑送還船舶を利用して台僑の帰国希望者の送還を早めた⁷⁶。1947年1月3日、GHQは在日

⁷² 『戦後商業対外貿易僑民保護各政策方案』（党史館蔵「国防最高委員会档案」005/30）

⁷³ 神阪分処の設立時間は1946年8月で、長崎分処のそれはさらに後のことだった。横浜分処の設立時期は不明だったが、1946年末の段階で設立の着手に至れなかったと考えられる。「三十五年度僑務処工作報告」前掲『駐日代表団僑務処工作報告』。沈観鼎「対日往事追記」25（『伝記文学』第27巻第4号、1975年10月）92頁。

⁷⁴ 留日華僑総会組織組長范子唐「關於留日華僑自治組織大綱」（作成日時不明[1947年1月以降推定]）『駐日代表団神阪僑務分処档案』（東洋文庫蔵、MF-A-1）

⁷⁵ 外務省特別資料課、前掲『日本占領及び管理重要文書集』171-172頁。

⁷⁶ 朱世明発国府外交部宛統102号電（1946年9月1日）前掲『渋谷事件』。外交部発国民政府文官処宛呈「駐日代表団呈復留日華僑管理問題及渋谷事件等案」（1947年2月14日着）前掲『華僑保護政策』。

外国人の帰還希望者の送還事業が完了したことを発表した⁷⁷。GHQ としては、引き続き日本に残留することを選択した解放人民が自らの地位の特殊性を主張することはもはやできなくなった。その後、国府は自らの経費で好ましくない在日華僑・台僑を上海、或いは台湾に送還した⁷⁸。その国府による送還は、1947年2月に発案され、3月15日の電報で言及されたが、7月になってようやく始まった⁷⁹。前章でも述べたが、強制送還される恐れがあるため、一部前科者の華僑登録忌避も見られたが、代表団は華僑組織を通じて、その所在を把握しようと試みたと考えられる⁸⁰。

渋谷事件で起訴された台僑は、再審理を経て改めて追放を宣告された後、1947年4月下旬、病気などの原因で送還できなかった人を除き、被告者33名とその家族21名が橘丸に乗って台湾に送還された。台湾到着後、全員保釈され帰宅させられた。ただ、8名の非台湾出身者が後に中国大陸の原籍地に送還されることになった⁸¹。後に事件関係者のインタビューは台湾の新聞に掲載されたが⁸²、特別な反響はもはやなかった。渋谷事件をきっかけに高まった「我々」意識は、二二八事件を経て既に下火になっていた。

最後、GHQ に華僑の管理を求められた駐日代表団は、自らの訓令と合わせ、華僑雑誌の日中対訳記事を通じ、華僑関連のGHQ 指示や日本官庁の通告を華僑に周知することを図ったり⁸³、華僑の容疑者を指名手配したりしていた⁸⁴。外国人登録令に対して、一部の華僑は在日朝鮮人と同様に反発したが、代表団は登録を行う旨の命令を発し、法令の順守を強く

⁷⁷ 「朝鮮・琉球・中国・台湾省民の引揚げ完了」『朝日新聞』1947年1月4日。「南鮮人、琉球人、中国人および台湾省民の引揚げ完了」(『マッカーサー司令部重要発表及指令』第1号、渉外通信社、1947年1月) 11頁。

⁷⁸ 『旅日台僑不良分子接運弁法』(台湾文献館蔵「台湾省行政長官公署档案」巻号4883 档号065.1/36)

⁷⁹ 謝培屏編『戦後遣送旅外華僑回国史料彙編』1(台北:国史館、2007年)667-709頁。

⁸⁰ 「取締巻」前掲『駐日代表団神阪僑務分処档案』。

⁸¹ 『關於渋谷事件交渉情況』(台湾文献館蔵「行政長官公署档案」00304700001001)、「渋谷事件台胞 被遣送返台湾」『台湾新生報』(台北)1947年4月23日。

⁸² 「由日返省台胞談渋谷事件」『台湾新生報』(台北)1947年4月27日。

⁸³ 「駐日代表団訓令(中日対照) 僑胞必読」(『僑声』第16号、1947年7月)3-5頁。

⁸⁴ 「中華民國駐日代表団僑務処僑字第1255号訓令(1947年7月29日)」(『僑声』第21号、1947年8月)4頁。

華僑に求めていた⁸⁵。なお、1947年12月現時点、在日台湾人数は13,119人で、大陸出身者数の19,770人より少なかったが、依然大きな存在であった⁸⁶。

他方、国府は渋谷事件の日本側責任者の追及を止めなかった。駐日代表団の強い要請で、渋谷事件に関連した日本警察、渋谷署長土田清・署僚警部兵頭敬三・警部補宮内春雄が1946年12月27日、「占領目的に不利なる行為」を犯したとして横浜軍事裁判所によって起訴された⁸⁷。ところで、1947年1月4日、GHQは渋谷事件に関する最終報告を出し、それは台僑について批判的なものだった⁸⁸。代表団は、日本警察が起訴されても有罪になる可能性が低いと判断したためか、国府外交部に米国國務省に圧力をかけるよう要請した。しかし、外交部は専ら現地で交渉するよう指示した。その理由としてはマッカーサーへの配慮が考えられる⁸⁹。最終的に、代表団の予想通り、1月24日に起訴された警官は全員無罪が言い渡された⁹⁰。この判決結果は日本警察に対するGHQの協力姿勢を現わすものと理解されよう。

しかしながら、駐日代表団は依然日本側事件関係者の追及を継続した。1947年1月に内閣改造の機に乗じ、内相・警保局長・警視總監を責任者として更迭する要求を検討したが⁹¹、1947年2月に国府外交部亜東司は代表団に対し、最低限でも事件に関連した日本警察官の

⁸⁵ 「重要訓令・命令・通告抜粋 僑胞必読」(『僑声』第17号、1947年7月)4-5頁。大沼保昭「出入国管理法制の成立過程」8(『法律時報』第50巻第11号、1978年11月)89-90頁。

⁸⁶ 総理府統計局編『日本統計年鑑第二回』(日本統計協会・毎日新聞社、1951年)32頁。

⁸⁷ 「渋谷衝突事件 肇事日警受審」(『中央日報』(上海)1947年1月12日)。「必要以上の実力を行使 土田署長ら三名も告発」(『朝日新聞』1947年1月12日)。「土田署長ら告発 渋谷事件」(『読売新聞』1947年1月13日)。

⁸⁸ 「麥帥総部発表渋谷事件経過」(『台湾新生報』(台北)1947年1月30日)。

⁸⁹ 駐日代表団発国府外交部宛360号電(1947年1月21日)・国府外交部発朱世明宛132号電(1947年1月23日)前掲『渋谷事件』。

⁹⁰ 「渋谷事件 日警官三名竟被判無罪」(『中央日報』(南京)1947年1月26日)。「渋谷事件如此結束 肇事日警竟判無罪」(『中央日報』(上海)1947年1月26日)。「署長ら無罪 渋谷事件公判」(『朝日新聞』1947年1月31日)。「土田署長ら無罪 渋谷事件」(『毎日新聞』1947年1月31日)。

⁹¹ 「第二組工作月報(1947年1月)」前掲『駐日代表団第二組工作報告』。

行政処分を要求するよう命じた⁹²。1947年3月4日、代表団第二組副組長の謝南光は、植原悦二郎内相及び斉藤昇内務次官と、華僑処遇問題について会談を行った際、関係警察の職務調整を求めた⁹³。その翌日、国府外交部は改めて警察処分を要求するよう指示した⁹⁴。しかし、日本警察の行政処分についてアチソンは明白に代表団の要請を断ったため⁹⁵、代表団は専ら日本政府に圧力をかけていた。1947年4月、謝は再び内務省を訪ね、関係警察の行政処分を申し入れた⁹⁶。1947年5月、謝はなお植原内相を訪問し、渋谷事件責任の処分を促した⁹⁷。

以上のように、国府外交筋は執拗な追究を続けたが、日本政府から具体的な譲歩を引き出すことができなかった。そのためか、新聞であれほど騒いだ重大外交事件でありながら、1947年5月の国民参政会第4届第3次会議への外交部報告では渋谷事件について触れられなかった⁹⁸。しかし、このことは国府上層部が事件に全く無関心だったことを意味しない。渋谷事件発生後、様々な報告が蒋介石宛に提出されたが、『蒋介石日記』及び国府関連档案を詳察した結果、事件発生当初、蒋介石は特に指示を出さなかったと考えられる。しかし、1946年11月15日になると、蔣は外交部長王世杰に対して渋谷事件に関する報告を求めた⁹⁹。その際、蒋介石がもっとも問題視したのは駐日代表団の華僑管理問題であった。代表団の途中報告が1947年1月20日に外交部に届いた後も亜東司から蒋介石に転送された¹⁰⁰。

⁹² 国府外交部発駐日代表団宛 278 号電（1947年2月11日）・国府外交部発駐日代表団宛 494 号電（1947年3月6日）前掲『渋谷事件』。「亜東司毎週工作報告（二月九日至十五日）」（1947年2月14日）『外交部工作報告資料』（中央研究院近代史研究所蔵「外交部档案」802.1/0023）

⁹³ 「第二組工作月報（1947年3月）」前掲『駐日代表団第二組工作報告』。

⁹⁴ 前掲、国府外交部発駐日代表団宛 494 号電（1947年3月6日）『渋谷事件』。

⁹⁵ 沈觀鼎発国府外交部宛電（1947年4月5日）前掲『渋谷事件』。

⁹⁶ 「第二組工作月報（1947年4月）」前掲『駐日代表団第二組工作報告』。

⁹⁷ 「第二組工作月報（1947年5月）」前掲『駐日代表団第二組工作報告』。

⁹⁸ 「外交部擬提国民参政会施政報告」「王世杰在国民参政会上所作外交報告」中国第二歴史档案館編『中華民国史档案資料彙編 第五輯第三編 外交』（南京：江蘇古籍出版社、2000年）5-25頁。

⁹⁹ 国民政府發侍宙 8079 号代電（1946年11月15日）『日本華僑司法管轄』（档案管理局蔵「外交部档案」0035/062.9/0001）

¹⁰⁰ 駐日代表団発国府外交部宛呈（1946年12月29日）前掲『日本華僑司法管轄』。

蔣は2月13日に受け取り、引き続き報告するよう命じた¹⁰¹。

最終的に、国府外交当局を難しい立場から解放したのは、事件発生当時内務省警保局長を務めた谷川昇の公職追放であった。渋谷事件の1周年を前に、駐日代表団が国府外交部に「渋谷事件責任者前任警保局長谷川昇」を追放させたと報告した。報告を受けた外交部重東司は直ちに情報司に連絡し、広報資料の用意を促した¹⁰²。実際、日本の華僑雑誌も谷川の失職を取り上げた際、あたかも代表団の要求によって谷川が日本政府に追放されたように報道した¹⁰³。そして、外交部が蒋介石に提出した最終報告書にも谷川の公職追放を強調し、事件の解決を示唆した。報告書では、それが意図的なのかは不明であるが、谷川の職名を「渋谷前警保局長」と取り違え、事件関係の台僑についても、有罪判決の最終決定を言及せず、送還の完了のみを述べている¹⁰⁴。いずれにせよ、谷川の公職追放をもって、外交部は国府の上層部や在日華僑に対してようやく事件収拾の説明が可能となり、戦勝国の体面が一応保つことができたと言えよう。

小括

占領初期日本における台僑の法的地位問題は米華間の外交折衝により、1947年2月に一

¹⁰¹ 国民政府 70061 号代電（1947年2月21日）前掲『渋谷事件』。

¹⁰² 駐日代表団発国府外交部宛 812 号電（1947年7月10日）前掲『渋谷事件』。事件当時内務省警保局長だった谷川昇（1896-1955）は、ハーバード大学院卒で、戦前から戦時中にかけて、長く東京の市政に関わってきた。1947年4月に衆議院員に当選したが、8月に公職追放によって失職した。同時に追放となった衆議院当選者はほかに10名いた。谷川の追放理由は、戦時中、翼賛東京支部事務局長事務取扱を務めたためである。渋谷事件とは無関係だと考えられる。櫻井良樹『帝都東京の近代政治史—市政運営と地域政治』（日本経済評論社、2003年）332・365頁。総理庁官房監察課編（長浜功監修）『復刻資料公職追放』2（明石書店、1988年復刻）658頁。秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』（東京大学出版会、2002年）325-326頁。宮川隆義編『歴代国会議員経歴要覧』（政治広報センター、1990年）922頁。増田弘、山本礼子訳『GHQ 日本占領史 6 公職追放』（日本図書センター、1996年）45頁。秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』（東京大学出版会、2002年）325-326頁。

¹⁰³ 「渋谷事件責任者を追放」（『僑声』第20号、1947年8月）18頁。

¹⁰⁴ 国府外交部発国府主席蒋介石宛 31004 号呈（1947年10月27日）前掲『渋谷事件』。

応の解決をみた。その契機はまさに渋谷事件であった。渋谷事件は元々闇市の取締をめぐる治安事件だったが、連合軍占領下の日本のみならず、台湾海峡の兩岸にも波紋を与えた。また、正式な外交関係が回復されていなかったものの、実質上日華関係における戦後初の外交問題であったとも言えよう。

これまでの研究は、日本の敗戦に伴い、台僑は従来の華僑社会に参入し、戦勝国民の特権を享受するようになったことを当然視してきた。しかし、台僑はまず中国の駐日代表団に登録し、証明書をもらい、初めて占領行政において実務的には中国人とみなされるようになった。華僑登録をした台僑は特配を享受するほか、刑事事件に関連した場合、占領軍裁判所で裁判を受ける権利が認められた。多くの台僑が華僑登録に応じた理由は、政治的帰属意識のほか、連合国民の特権享受という実益があったことは否定できないであろう。また、台僑の国籍変更についての日本の正式承認は、サンフランシスコ条約まで待たなければならなかった。

また従来、渋谷事件に関する一連の交渉を通して、国民政府の外交における弱腰な姿勢や不作為が台湾社会や在日華僑に印象付けられたと言われている。しかし、むしろ国府外交当局は、渋谷事件を契機に、台僑の法的地位問題を暫定的な解決に導いた側面がある。駐日代表団は、国府外交部の指示を受けながら事件判決の宣告後もなお積極的にGHQと交渉を続けた。最終的に代表団は、中国人としての包括的な承認には至らなかったものの、華僑の管理・統制を強化することで、台僑の中国国籍についての実務的な承認をGHQ側に認めさせたのである。代表団は、本国が国共内戦を抱えている以上、戦勝国の代表とはいえ、連合軍占領下の日本で発揮できる外交力が自ずと限られている。しかしながら、台僑は在日朝鮮人と異なり、駐日代表団という保護者兼管理者の存在があった。今後、駐日代表団の果たした役割を再評価する必要がある。

1946年12月20日の渋谷事件の判決結果は見せしめの側面もあるが、日本からの追放をもって台僑を釈放することはGHQの国府を配慮した措置であったとも言える。他方、台北「一二二〇」デモ行進は、官製デモとは言い切れないが、行政長官公署がそれに対して宥和な姿勢を見せたのは事実である。反日感情を容認することで台湾人意識の脱植民地化を企図していた可能性も指摘できよう。一方、台湾人エリートは上述の抗議集会及びデモ行進を通して、集会請願の政治手法としての有効性を認識した。言い換えれば、国府に対するある種の信頼が生じた。国府に意見を申し出ることが可能で、抗議の声をあげれば応じるという経験は、二二八事件が発生した後、積極的に事件の解決に関与しようとする台湾

人エリートが多く出た遠因の一つとなった。

国府の視点から見れば、渋谷事件を通して、台僑のみならず、台湾人エリートも「我々は中国人」という意思表示として受け取ることが可能であった。それは、台湾の脱植民地化過程においては、「我々集団」の確認のほかならない。また、島内外の台湾人政治団体は判決宣告後、事件発生直後と同様に、新聞を通じて、抗議の意を示した。台湾海峡兩岸の新聞ないし民意機関の共鳴を引起した。中国「通電圏」が台湾に及んだことで、いわば「想像の共同体」の構築の可能性が見えた。しかしながら、現実的にはその直後、二二八事件が発生した。政治的帰属意識の衝突が二二八事件の発生要因だったというより、二二八事件は台湾人の政治的帰属意識に変化の契機をもたらした。

日本の脱帝国化と台湾の脱植民地化は、実に一体両面の共通点を持っている。渋谷事件は、台湾の脱植民地化過程における一事件にととまらず、日本の脱帝国化過程においても重要な意味を持つと言えよう。渋谷事件によって露わになった台僑の法的地位問題は、日本の敗戦によって、日本から中国へ台湾の統治権が移り、それに伴う台湾人の身分変化に法整備が追いつかなかったためである。日本政府は台僑の処遇問題が講和条約を待たないと確定にできないと主張したものの、暫定的とはいえ、かつての植民地臣民の管理を GHQ の判断に委ねて国府の下に置いた。日本人と台湾人は、かつて同じ日本帝国臣民だったが、ここに至って、「我々集団」「他者集団」という自他認識の境界が一層明確になったのである。

終章

本研究は、戦後初期日台関係の脱植民地化に焦点を当て、1943年の国府によるカイロ会談参加準備から、1947年の二二八事件発生前後にいたる過程を検討してきた。まず、国府の対日戦後初期構想の政策決定過程における国際問題討論会の果たした役割を検討した上、終戦直後、台湾で行われた日本人留用・引揚事業の詳細を追い、国府の在台沖繩人と朝鮮人に対する政策の差異を比較した。続いて、当時の在日台湾人の法的地位を考察し、その延長線上において渋谷事件に論究し、関連の外交交渉過程を明らかにした。

終章では、まず本研究の実証的考察を通じて導き出された新たな知見について要約し、序章で設定した問題に答えながら、本研究の成果をまとめたい。そして最後に、「脱植民地化の代行」について、今後の課題を提示しておきたい。

第一節 本研究のまとめ

第一章「解放者の準備—国民政府におけるカイロ会談への政策決定過程—」では、国府の政策集団として、外交関連機関の実務責任者や専門研究者によって組織された国際問題討論会が対日戦後処理構想の政策立案に参画していたことが明らかになった。そのうえ、カイロ会談における蒋介石の外交姿勢は、国際問題討論会の立案した構想に基づいて展開されたものであった。そして、国民政府が台湾・澎湖諸島の中国への復帰が対日戦後処理構想の一環であり、日本の再侵略の抑制とは不可分の関係にあった、と認識していたことを指摘した。また、従来看過されていた国際問題討論会について本研究によってその果たした役割が明らかにされた。

第二章「植民者の帰還—在台日本人の引揚及び留用—」では、日本人の引揚は、軍人・軍属の早期送還であり、次に留用者以外の民間人を一律送還させるものであったことを明らかにした。そして、台湾の接收に役立つ専門家や技術者に対して積極的に留用を要請した。留用された日本人は主に残務処理、行政の引継ぎや財産の引渡に従事していた。こうした実態から見ると、国府の日本人留用政策は、経済開発・戦後復興を意図したものというより、台湾接收の円滑化に活用を図ったものであったとみなすべきである。在台日本人留用の政策形成過程は史料の制限で全貌を明らかにすることができなかったが、その推移は本研究によって明らかになった。

第三章「他者の排除—国民政府の対在台沖繩人・朝鮮人政策—」では、台湾からの引揚は沖繩人と朝鮮人の間で時期が前後するが、その過程では日本本土出身者のそれとの差異が小さいことが明らかになった。また送還実施前、長官公署が軍民を問わず、それぞれの半自治組織を通じて間接管理を行っていたことは特徴的な点として指摘できる。国民政府は接収に寄与できる者を留用者として徴用したが、それ以外の者は、自国民に属するであろうかどうか未定である沖繩人、あるいは戦前から独立を援助してきたものの、自国民として統合の対象にならない朝鮮人を共に他者と見做し、排除の対象としたのである。本研究は在台沖繩人及び朝鮮人を総体的に捉えながら、戦後台湾史における彼らの存在をより明らかにした。

第四章「「我々」の確認—戦後初期在日台湾人の法的地位と渋谷事件—」では、渋谷事件の責任の所在については、日本警察の過剰防衛が否定できないものの、台僑側による発砲が引き金となった可能性が高いことが明らかとなった。在日の台僑と中国大陸出身の華僑の融合は、戦後直ちに進んだわけではなく、渋谷事件を通じて、「我々」という集団意識が徐々に強まっていったことが明らかになった。そして、渋谷事件後、台僑の法的地位をめぐる、国府外交部と駐日代表団は積極的にGHQと外交交渉を行い、名目上は外交権を停止された日本政府もまた折衝に参加していたことが指摘できる。先行研究は史料の不備及び史料批判の欠如により、渋谷事件をめぐる諸問題について一面的な解釈を行ってきた。本研究は新聞・回想録・編纂史料のみならず、日本・台湾所蔵の未公刊史料を駆使し、各関係国の視点に留意しながら、在日台湾人の法的地位及び渋谷事件の経緯について新たな考察を加えた。

第五章「悲劇の前後—渋谷事件判決から「中国人の登録に関する総司令部覚書」発令までの政治過程—」では、渋谷事件の判決結果に対する抗議集会とデモ行進が国府に対する台湾人エリートの不満表現であったと同時に、「我々」としての政治的意思表明でもあったことが明らかとなった。長官公署が台湾人エリートのデモ行進を容認したことは、過去においても現在においても日本は「敵」という歴史的な文脈を強調することによって、戦後新たに中華民国に加わった台湾と中国大陸との同一性の意識、すなわち「我々意識」の生成を求めることを意味していた。

そのため、国府に意見を申し出ることが可能であると認識した台湾人エリートは、二二八事件発生後、積極的に事件の善後処理に関与しようとしたのである。しかしながら、結果的に二二八事件は、国民政府による台湾における国民統合の失敗を露呈することとなった。皮肉にも二二八事件の直前、GHQは「中国人の登録に関する総司令部覚書」を発令し、台僑の法的地位を中国人並と認めたのである。従来の研究は、渋谷事件判決以後の外交交渉過程にまでは踏み込まず、また、事件判決後の台湾人エリートによる政治集会を等閑視してきた。本研究は、一連の外交交渉における国府の思惑を解明すると共に、渋谷事件と二二八事件の関連性に考察を加えた。

以上のような本研究の検討からは、序章で設定した問題を踏まえるならば、次のような考察と結論を導き出すことができる。

第一は、カイロ会談に臨む蒋介石の関心事を浮き彫りにした。まず、蒋介石は、日本に対して賠償を請求する意思を示していた。次に、日本帝国の勢力圏を打破するために積極的に働きかけ、特に満洲と台湾・澎湖諸島の回復、朝鮮半島の独立を強く主張していた。その一方、琉球問題に対しては消極的な姿勢を示し、琉球諸島の国際共同管理を望む程度の態度を示すに止まっていた。国際問題討論会で議論を行った際に、台湾・澎湖の回復、朝鮮の独立、琉球の帰属と一緒に議論されたことから、国府にとって台湾・澎湖の中国への復帰と日本の再侵略の抑制とは不可分の関係にあったことがわかる。

第二は、国府の台湾接收方針は、あくまで現状維持であり、接收に寄与できる者は留用者として徴用するか、或いは、居留の許可を与えることで逗留させた。一方、それ以外の者は出自の民族集団を問わず早期に送還させ、台湾からの排除を図った。要するに、台湾接收を急ぐ国府は、日本本土出身者を排除するのみならず、自国民に属するかどうか未定である沖縄人、あるいは戦前から独立を援助してきたものの、自国民として統合の対象にならない朝鮮人を共に他者と看做し、排除の対象としたのである。日本の台湾植民地統治の終焉に伴い、本来台湾の住民が自ら清算、あるいは整理しなければならないはずであった旧支配者との関係、ないし程度の差があるものの関与した帝国構成員との関係は、結局は以上のような国府の引揚・留用政策によって代行された。換言すれば、日本の植民地統治者としての責任の一部も国府によって引き受けられたのである。台湾で行われた引揚・留用は「他者の排除」に繋がっていたのである。

第三は、在日台僑の法的地位問題は渋谷事件によって顕著化した。国民政府が台僑の国籍が中国に「恢復」したと主張したのに対して、日本政府は台僑の処遇問題が講和条約を待たないと確認できないと主張した。在日台僑の処遇問題は、国民政府にとって、戦後処理の問題であったと同時に、国家構成員である国民の確認でもあった。結果的に、日本はかつての植民地臣民の管理をGHQの判断で国府に委ねることとなった。渋谷事件を経て、日台関係における「我々」と「他者」という認識はその境界が一層明確になった。

本研究は以上の作業を通じて、国府による「脱植民地化の代行」をより実態に即して考察してきた。日本の敗戦により、戦後日台間において短期間に前例のない大規模な「人の移動」が発生し、同時期に、日本では台湾人の法的地位を絡む渋谷事件が起き、外交問題にまで発展した。両者は平行で進行している出来事であり、共に帝国日本の崩壊及び国府の台湾接收がもたらした結果であった。それは同時に、人的境界の変化をも意味したのである。

国府は対日戦後処理の一環として台湾接收を位置づけ、日中間の諸問題を清算すると共に台湾住民に代わって脱植民地化に着手した。連合国占領下の日本では GHQ の措置により台湾人が華僑として認識されるようになり、支配者と被支配者の関係が判然としないまま清算された。いずれにせよ、日本の「脱帝国化」も台湾の「脱植民地化」も当事者不在のまま、国民政府によって代行されたのである。

第二節 今後の課題

二二八事件が発生して3年も経ずして、国共内戦の帰趨により国民党政権は1949年に中国大陸から台湾に渡ってきた。この結果、中華民国の中央国家機構が台湾に持ち込まれた。その後、朝鮮戦争の勃発を契機にアメリカは台湾海峡の軍事的対峙に介入した。それによって、台湾は東西冷戦の前線基地になった。アメリカの支持を得た国民党政権は、実効支配地域が台湾、澎湖諸島、金門、馬祖などに局限されたものの、国際社会において中国の正統なる中央政府を名乗っていた。「外来政権」という特徴もしばしば指摘されているが¹、1949年以降の中華民国は、皮肉にも「台湾史上初めてのほぼ台湾地域のみを領域とする国家、事実上の台湾国家として存続していったのである²」。

台湾に移転した国民党政権は「反共復国」を基本国策とし、日本帝国から再領有した台湾をそのための「復興基地」と位置付け、自ら正統的中国国家であるとの立場を取り、中華民国の政治制度と国民統合イデオロギーや関連諸政策を推進してきた³。台湾への撤退に伴い、蒋介石が率いた国民党政権は「中央化」を達成するなど、初めて「一党独裁体制」を可能にする諸条件を揃えたのである。要因の一つは、台湾には戸籍等行政制度が作られており、また日本統治時代に建設された近代的インフラストラクチャーも残っていたため、独裁的統治の実施にあたって好都合な地域でもあったと指摘されている⁴。

さらに、1952年にサンフランシスコ条約が発効する直前、国民党政権は日本と日華平和条約を締結し、調印した。この条約によって、在日の台湾人は正式に中華民国国籍保持者と見なされるようになったが、実際、本研究が述べてきたように、1947年以降、在日の台湾人は国府の駐日代表団に届け出さえすれば、不完全ながら、既に中国人として見なされていた。また、1951年9月にサンフランシスコ講和条約が締結される以前、国民党政権の国防部は1951年7月に正式な徴兵令を公布したので、日本帝国の臣民であ

¹ 松田康博『台湾における一党独裁体制の成立』（慶應義塾大学、2006年）439-440頁。

² 若林正文『台湾の政治—中華民国台湾化の戦後史』（東京大学出版会、2008年）59-60頁。

³ 若林正文、同上書、72頁。

⁴ 松田康博、前掲『台湾における一党独裁体制の成立』431-433頁。

った台湾人は既に中国人として軍務に服することとなった⁵。台湾は日本帝国の南進基地から一変して、国民党政権の復興基地になったのである。

日本の脱帝国化及び台湾の脱植民地化の関係については、若林正丈が、それを3段階に分け、フェイズⅠ「植民帝国の政治的・軍事的解体」から、フェイズⅡ「新興国家との外交関係の樹立」を経て、フェイズⅢ「植民地・占領地に残された植民地支配の負の遺産の克服問題の噴出」へ推移してきたと分析している⁶。また川島真は、戦後日本がアジア諸国との間、まず実質的な経済関係を築き上げ、その上で政治外交関係を築くという関係制度化の原型を、実に日台通商協定締結から日華平和条約締結に至る日華関係の正常化過程に求めることができると論じると同時に、日華平和条約をもって、政治外交面で日本と台湾の脱帝国化・脱植民地化が一段落したようにも見えるが、実際には中華民国がそれを代行していたことを指摘している⁷。

本研究は時期の設定により、考察対象がフェイズⅠに止まっており、国共内戦及び東西冷戦による影響を扱えなかった。したがって、この点を今後意識しながら、本研究の成果を踏まえた上で、日台貿易の再開、日華平和条約の締結及び台湾徴兵制の実施についての考察に取り組み、さらにはこれらの論究を通じて、国民党政権が台湾を統治するのに当って、その内外正当性を如何に創出・確認していったのかを明らかにしたい。

⁵ 薛化元編『台湾歴史年表—終戦編Ⅰ（1945～1965）』（台北：業強出版社、1993年）144頁。

⁶ 別枝行夫、諏訪一夫、川島真編『日華外交史・日台関係史』（北海道大学公共政策大学院、2006年）50-51頁。

⁷ 川島真「日華関係正常化の進行—1950-57年」（川島真、清水麗、松田康博、楊永明編『日台関係史1945-2008』東京大学出版会、2009年）53-54頁。

参考文献

未公刊史料

日本所蔵

沖縄県公文書館

『エドワード・フライマスコレクション』(0000024726)

東洋文庫

『駐日代表団神阪僑務分処档案』(MF-A-1)

台湾所蔵

国史館

「軍事委員会侍従室档案」

『謝南光』(129000021884A)

「外交部档案」

『遣送韓人琉球人自台回国』(075.1/172-1/0865)

『渋谷事件』(020000001443A)

『駐日代表団第二組工作報告』(020000001228A)

『旅台韓僑請求協助』(0200000005437A)

「国民政府档案」

『華僑保護政策』(001000005412A)

『中日糾紛交渉』(001000005242A)

『留台日僑遣送』(001000005482A)

「蔣中正總統文物」

『革命文獻—同盟国聯合作戦：開羅會議』(002000000377A)

『対聯合国外交(一)』(002000001237A)

『勝利受降(四)』(国史館『蔣中正總統文物』、002000002123A)

『事略稿本—民国三二年十一月』(002000000662A)

『事略稿本—民國三十五年五月』(002000000692A)

国史館台湾文献館

「行政長官公署档案」

『關於渋谷事件交渉情況案』(00304700001001)

『旅日台僑不良分子接運弁法』(卷号 4883 档号 065.1/36)

「台湾省政府档案」

『台湾人民在日本等地待遇問題』(卷号 4910 档号 067/10)

国立中央図書館台湾分館

「汪公紀『处理東方各民族之原則』に関する吳鉄城の意見(1944年4月6日)」(673.24)

3182)

「黃朝琴『臺灣收回後之設計』に対する沈仲九の意見」(673.24 4441)

中央研究院近代史研究所

「外交部档案」

- 『外交部簡明工作月報』(802.1/0033)
- 『外交部工作報告資料』(802.1/0023)
- 『外交部部務會議紀錄』(800/0004)
- 『韓國問題研究綱要及資料(一)』(097.1/0002)
- 『駐日代表團僑務處工作報告』(070.4/0009)
- 『中美關於韓國問題會談紀要』(013.2/0001)

中国国民党党史館

「国防最高委員會档案」

- 『外交專門委員會會議紀錄』(003/310.4)。
- 『處理日本問題意見書』(003/3711)
- 『國際問題討論會規則綱目及人員聘任』(005/1)
 - 「蔣介石委員長手諭抄件(1941年6月13日)」(005/1.3)
 - 「國際問題討論會規則綱目及人員聘任案(1941年6月21日)」(005/1.3)
 - 「王寵惠擬訂國際問題討論會規則等項報告(1941年7月25日)」(005/1.3)
 - 「國防最高委員會國際問題討論會規則(1941年7月25日)」(005/1.3)
 - 「國防最高委員會國際問題討論會各組組員名單(1941年7月25日)」(005/1.3)
- 『國際問題討論會會議紀錄及各種研討案件分送各會員研究』(005/2)
 - 「國際問題討論會第二次會議紀錄」(005/2.1)
 - 「國際問題討論會第五次會議紀錄」(005/2.1)
 - 「國際問題討論會第三十四次會議紀錄」(005/2.5)
 - 「國際問題討論會第三十五次會議紀錄」(005/2.5)
 - 「國際問題討論會第三十六次會議紀錄」(005/2.5)
 - 「國際問題討論會第三十九次會議紀錄」(005/2.6)
 - 「國際問題討論會第五十一次會議紀錄」(005/2.7)
 - 「國際問題討論會第五十二次會議紀錄」(005/2.7)
 - 「國際問題討論會第五十三次會議紀錄」(005/2.7)
- 『國際問題討論會奉令將外交部類似國際問題討論會機構者應併由國防會主持案』(005/4)
- 『戰後商業對外貿易僑民保護各政策方案』(005/30)
- 『委座飭核議收復台灣政治準備工作要點』(005/36)
- 『索取賠償』(005/41)

档案管理局

「外交部档案」

『日本華僑司法管轄』(0035/062.9/0001)

「台灣省諮議會档案」

- 『三十五年請願保安』(0035/7/3/1/021)
- 『三十五年通電中央內政國際』(0000345688)

米国所蔵

スタンフォード大学フーバー研究所 (Hoover Institution ,Stanford University)
『蒋介石日記 (CHIANG KAI-SHEK DIARIES)』

マイクロ資料

プランゲ文庫 (国会図書館憲政資料室所蔵「日本占領関係資料」)

『僑声』(大阪、大阪華僑総会文化部、VH1-K2219)
『僑風』(京都、僑風社、VH1-K2218)
『華光』(東京、華光社、VH1-H834)
『牡丹』(八幡、中華民国留日同学総会北九州同学会、VH1-B193)

公刊編纂史料

日本語

荒敬編集・解題『日本占領・外交関係資料集』3 (柏書房、1991年)
粟屋憲太郎編『資料日本現代史2 敗戦直後の政治と社会1』(大月書房、1980年)
粟屋憲太郎編『資料日本現代史3 敗戦直後の政治と社会2』(大月書房、1981年)
加藤聖文監修・編集『海外引揚関係史料集成31 台湾編』(ゆまに書房、2002年)
河原功監修・編集『台湾協会所蔵 台湾引揚・留用記録』1-10 (ゆまに書房、1997-1998年)
『帝国議会衆議院議事速記録』82 (東京大学出版会、1985年)
外間正四郎訳『沖縄県史資料編』20 (沖縄県教育委員会、2005年)
ワトキンス文書刊行委員会編『沖縄戦後初期占領資料 解題・総目次』(緑林堂書店、1994年)

中国語

何鳳嬌編『政府接收台湾史料彙編』上・下 (台北：国史館、1993年再版)
黃自進編『蔣中正先生対日言論』(台北：中正文教基金会、2004年)
侯坤宏編『国史館蔵二二八档案史料』中・下 (台北：国史館、1997年)
国史館編『国史館現蔵民国人物伝記史料彙編』30 (台北：国史館、2006年)
国民大学校韓国学研究所編『韓人帰還与政策』10 (ソウル：歴史空間、2003年、原題ハングル表記)
謝培屏編『戦後遣送旅外華僑回国史料彙編』1 (台北：国史館、2007年)
謝培屏編『戦後遣送外僑返国史料彙編 韓僑編』(台北：国史館、2008年)
周美華編『国民政府軍政組織史料』1 (台北：国史館、1996年)
中央研究院近代史研究所編『二・二八事件資料選輯』2 (台北：同所、1992年)
中国国民党中央委員会党史委員会編『国防最高委員会常務会議記録』5 (台北：近代中国

出版社、1995年)

中国第二歴史档案馆編『中華民国史档案資料彙編 第五輯第二編 外交』(南京:江蘇古籍出版社、1991年)

中国第二歴史档案馆編『中華民国史档案史料彙編 第五輯第三編 外交』(南京:江蘇古籍出版社、2000年)

張瑞成編『光復台湾之籌画与受降接收』(台北:中国国民党中央委员会党史委员会、1990年)

陳雲林編『館藏民国台湾档案彙編』50・88・124(北京:九州出版社、2007年)

陳興唐、陳鳴鐘編『台湾光復和光復後五年省情』(南京:南京出版社、1989年)

陳興唐編『南京第二歴史档案馆藏台湾「二・二八」事件档案史料』下(台北:人間出版社、1992年)

秦孝儀編『總統蔣公大事長編初稿』第4卷下・第5卷上・第6卷上(台北:出版者不明、1978年)

秦孝儀編『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期 第2編 作戦経過』3(台北:中国国民党中央委员会党史委员会、1981年)

秦孝儀編『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期 第3編 戦時外交』3(台北:中国国民党中央委员会党史委员会、1981年)

秦孝儀編『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期 第7編 戦後中国』4(台北:中国国民党中央委员会党史委员会、1981年)

薛月順編『台湾省政府档案史料彙編—台湾省行政長官公署時期』2(台北:国史館、1998年)

官庁刊行物

日本語

大蔵省管理局編(小林英夫監修)『日本人の海外活動に関する歴史的調査』9(ゆまに書房、2002年復刻、原本1948年刊)

大阪市警察局警務部教養課『警察教範』(警友書房、1948年)

外務省編『初期対日占領政策—朝海浩一郎報告書』上(毎日新聞社、1978年)

外務省特別資料課編『日本占領及び管理重要文書集—朝鮮人、台湾人、琉球人関係』(外務省、1950年)

警視庁渋谷警察署編『渋谷を守って六十年—汗と涙と笑いの記録』(同署、1976年)

厚生省編『引揚援護の記録』(クレス出版、2000年復刻、原本1950年刊)

厚生省援護局編『引揚げと援護三十年の歩み』(ぎょうせい、1978年)

最高裁判所事務総局渉外課編『渉外資料第7号 台湾人に関する法権問題』(同課、1950年)

渋谷区役所『渋谷区史』(同所、1952年)

衆議院・参議院編『議会制度七十年史 資料編』(大蔵省印刷局、1962年)

終戦連絡中央事務局政治部内務課編『警察に関する連合国指令集』(ニュース社、1947年)

総理庁官房監察課編・長浜功監修『復刻資料公職追放』2(明石書店、1988年)

総理府統計局編『日本統計年鑑第二回』(日本統計協会・毎日新聞社、1951年)

大霞会編『内務省史』2(原書房、1980年、復刻原本1971年刊)

台湾総督府編『台湾統治概要』（原書房、1973年復刻、原本1945年刊）
防衛庁防衛研修所戦史室編『沖繩方面陸軍作戦』（朝雲新聞社、1968年）

中国語

外交部档案資訊処編『外交部駐外使領館沿革一覽表』（台北：同処、1980年）
行政院新聞局編『琉球』（出版地不明：同局、1947年）
台湾警備総司令部接收委員会編『台湾警備総司令部軍事接收総報告』（台北：同会、1946年）
台湾省日僑管理委員会編『台湾省日僑管理法令輯要』（台北：同会、1946年）
台湾省日僑管理委員会編『台湾省日僑遣送紀実』（台北：同会、1947年）
中国陸軍総司令部編『中国戦区中国陸軍総司令部処理日本投降文件彙編』上（出版地不明：同部、1969年）

新聞

日本語

『朝日新聞』、『産業経済新聞』、『西日本新聞』、『毎日新聞』、『読売新聞』

中国語

『益世報』（天津）、『華商報』（香港）、『興台日報』（台南）、『国声報』（高雄）、『申報』（上海）、『人民導報』（台北）、『正言報』（上海）、『大公報』（重慶・上海）、『大明報』（台北）、『台湾新生報』（台北）、『中央日報』（上海・重慶・南京）、『東台日報』（花蓮）、『文匯報』（上海）、『和平日報』（台中）、『民国日報』（上海）、『民報』（台北）

雑誌

日本語

『あをぞら』、『季刊日本管理法令研究』、『警察研究』、『旬刊ニュース』、『新沖繩文学』、『新警察』、『法律時報』、『マッカーサー司令部重要発表及指令』

中国語

『新台湾』、『台湾月刊』、『台湾評論』、『台湾林業』、『中央周刊』

韓国語

『三千里』

個人回想・公刊日記

日本語

- 安里積千代『一粒の麦』（民社党沖縄県連合会、1983年）
川平朝申「わが半生の記」7-9（『沖縄春秋』第12-14号、1974年8月-75年）
台湾協会編『台湾引揚史—昭和二十年終戦記録』（同会、1982年）
塩見俊二『終戦直後の台湾』（高知新聞社、1979年）
草鷄大爾『Memoiren』（岩波ブックサービスセンター、1988年）
台湾引揚記編集委員会編『琉球官兵顛末記』（台湾引揚記刊行期成会、1986年）
中澤佑刊行会編『海軍中将中澤佑 作戦部長・人事局長の回想』（原書房、1979年）
西田博編『警察予備隊の回顧』（新風舎、2003年）
林歳徳「在日中国人の苦難の半生」（『日本の将来』第5巻3号、潮出版社、1972年11月）
林歳徳「日本帝国主義支配下の台湾に生きて（中）戦後日本軍国主義復活と在日華僑の苦難」（『日中』第4巻1号、日中書林、1973年12月）
林歳徳『私の抗日天命—ある台湾人の記録』（社会評論社、1994年）

中国語

- 『王世杰日記』1・4（台北：中央研究院近代史研究所、1990年）
『王子壮日記』9（台北：中央研究院近代史研究所、2001年）
許雪姬編『灌園先生日記』17・18（台北：中央研究院台湾史・近代史研究所、2010年）
丘念台『嶺海微颯』（台北：海峡學術出版社、2002年、初出1962年）
唐縱著（公安部檔案館編）『在蒋介石身边八年—侍從室高級幕僚唐縱日記』（北京：群衆出版社、1991年）
高玉樹口述、吳君瑩記錄、林忠勝撰述『高玉樹回憶錄—玉樹臨風步步高』（台北：前衛、2007年）
鍾漢波『駐外武官的使命—一位海軍軍官的回憶』（台北：麥田、1998年）
蔣渭川「蔣渭川政壇回憶錄」（陳芳明編『蔣渭川和他的時代』台北：前衛、1996年）
沈觀鼎「対日往事追記」24（『伝記文学』27巻3号、1975年9月）
沈觀鼎「対日往事追憶」27（『伝記文学』27巻6号、1975年12月）
陳炳基「来自北京景山東街西老胡同的歷史見証」（藍博州『沈屍、流亡、二二八』台北：時報出版、1991年）
張忠絨『迷惘集』（台北：文海出版社、1978年復刻、原本1968年刊）
葉榮鐘「台湾省光復前後的回憶」『葉榮鐘全集』2（台中：晨星、2000年、初出1964年）
葉榮鐘「台湾光復致敬團旅行日記」『葉榮鐘日記』上（台中：晨星、2002年3月）
楊肇嘉『楊肇嘉回憶錄』（台北：三民書局、2004年、初出1968年）

韓国語

- 一・二〇學兵史記刊行委編輯部編『一・二〇學兵史記』2（三進出版社、1988年、原文ハンゲル表記）

事典・人物録・年表

日本語

- 秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』（東京大学出版会、2002年）
警察時報社編集部『特別外事警備事典』（警察時報社、1954年）
外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会『新版 日本外交史辞典』（山川出版社、1992年）
見田宗介、栗原彬、田中義久『社会学事典』（弘文堂、1988年）
百瀬孝『事典昭和戦後期の日本 占領と改革』（吉川弘文館、1995年）
森岡清美、塩原勉、本間康平編『新社会学辞典』（有斐閣、1993年）

中国語

- 許雪姬編『台湾歴史辞典』（台北：遠流、2004年）
吳密察編『台湾史小事典』（台北：遠流、2000年）
徐友春編『民国人物大辞典 増訂版』上・下（石家荘：河北人民出版社、2007年）
薛化元編『台湾歴史年表一終戦編 I（1945～1965）』（台北：業強出版社、1993年）
秦孝儀編『中国現代史辞典一人物部分』（台北：近代中国出版社、1985年）
張炎憲編『二二八事件辞典』（台北：国史館・財団法人二二八事件紀念基金会、2008年）
劉維開編『中国国民党職名録』（台北：中国国民党中央委員会党史委員会、1994年）
劉国銘編『中国国民党百年人物全書』上・下（北京：團結出版社、二〇〇五年）

単行本・専門書

日本語

- 朝日新聞社編『沖繩報告 復帰後』（同社、1996年）
荒敬解説・訳『GHQ 日本占領史 15 警察改革と治安対策』（日本図書センター、2000年）
蘭信三編『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』（不二出版、2008年）
蘭信三編『帝国崩壊とひとの再移動—引揚げ、送還、そして残留』（勉学出版、2011年）
飯島渉編『華僑・華人史研究の現在』（汲古書院、1999年）
飯塚五郎『外国人登録法とその実務』（日本加除出版、1975年）
五百旗頭真『米国の日本占領政策』上（中央公論社、1985年）
殷燕軍『中日戦争賠償問題』（御茶の水書房、1996年）、
内田直作『日本華僑社会の研究』（同文館、1949年）
内田直作・塩脇幸四郎編『留日華僑経済分析』（河出書房、1950年）
袁克勤『アメリカと日華講和』（柏書房、2001年）
大江志乃夫ほか編『岩波講座近代日本と植民地 8 アジアの冷戦と脱植民地化』（岩波書店、1993年）
小熊英二『〈日本人〉の境界—沖繩・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』（新曜社、1998年）

- 大日方純夫『警察の社会史』(岩波書店、1993年)
- 何義麟『二・二八事件—「台湾人」形成のエスノポリティクス』(東京大学出版会、2003年)
- 加藤聖文『「大日本帝国」崩壊』(中央公論新社、2009年)
- 可児弘明、斯波義信、游仲勲編『華僑・華人事典』(弘文堂、2002年)
- 上山君記念事業会編『上山満之進』上(成武堂、1941年)
- 川島真『中国近代外交の形成』(名古屋大学出版会、2004年)
- 川島真、清水麗、松田康博、楊永明『日台関係史 1945-2008』(東京大学出版会、2009年)
- 川島真、服部龍二編『東アジア国際政治史』(名古屋大学出版会、2007年)
- 貴志俊彦『近代アジアの自画像と他者—地域社会と「外国人」問題』(京都大学学術出版会、2011年)
- 金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題』(勁草書房、1997年)
- 久保亨『戦間期中国〈自立への模索〉』(東京大学出版会、1999年)
- 黒川みどり編『近代日本の「他者」と向き合う』(解放出版社、2010年)
- 黒田俊夫編『GHQ 日本占領史 4 人口』(日本図書センター、1996年)
- 黄英哲『台湾文化再構築 1945~1947 の光と影—魯迅思想受容の行方』(創土社、1999年)
- 洪紹洋『台湾造船公司の研究—植民地工業化と技術移転』(御茶の水書房、2011年)
- 国分良成『現代中国の政治と官僚制』(慶應義塾大学出版会、2004年)
- 近藤正己『総力戦と台湾—日本植民地崩壊の研究』(刀水書房、1996年)
- 児島襄『日本占領』2(文藝春秋、1978年)
- 呉濁流『夜明け前の台湾—植民地からの告発』(社会思想社、1972年)
- 財団法人中華会館・横浜開港資料館編『横浜華僑の記憶』(財団法人中華会館、2010年)
- 櫻井良樹『帝都東京の近代政治史—市政運営と地域政治』(日本経済評論社、2003年)
- 朱慧玲『華僑社会の変貌とその将来』(日本僑報社、1999年)
- 周祥賡『日本居留四十年』(永順貿易、1966年)
- ジョージ・H・カー著、蕭成美訳『裏切られた台湾』(同時代社、2006年)
- ジョン・ダワー『増補版 敗北を抱きしめて』上(岩波書店、2004年)
- ジョン・ダワー著(明田川融監訳)『昭和—戦争と平和の日本』(みすず書房、2010年)
- 戴天昭『台湾国際政治史研究』(法政大学出版局、1971年)
- 台湾会『あ々台湾軍』(同会、1983年)
- 田村一雄『警備警察教範』(警察時報社、1949年)
- 段瑞聡『蒋介石と新生活運動』(慶應義塾大学出版会、2006年)
- 譚璐美、劉傑『新華僑老華僑』(文藝春秋、2008年)
- 中華会館編『落地生根—神戸華僑と神阪中華会館の百年』(研文、2000年)
- 陳焜旺編『日本華僑・留学生運動史』(日本僑報社、2004年)
- 戸部良一『失敗の本質』(中央公論社、1991年)
- 富沢繁『台湾終戦秘史』(いずみ出版、1984年)
- 永野武『在日中国人—歴史とアイデンティティ』(明石書店、1994年)
- 中村元哉『戦後中国の憲政実施と言論の自由 1945-49』(東京大学出版会、2004年)
- 納谷廣美解説・訳『GHQ 日本占領史 14 法制・司法制度の改革』(日本図書センター、1996年)
- 春田哲吉『日本の海外植民地統治の終焉』(原書房、1999年)
- 姫野侑解説・訳『GHQ 日本占領史 54 海上輸送』(日本図書センター、1998年)
- 広中俊雄『戦後日本の警察』(岩波書店、1968年)

- 福島鑄郎編『G. H. Q. 東京占領地図』（雄松堂、1987年）
- 別枝行夫編『戦後処理政策と地域秩序の再編』（島根県立大学、2005年）
- 別枝行夫、諏訪一夫、川島真編『日華外交史・日台関係史』（北海道大学公共政策大学院、2006年）
- ベネディクト・アンダーソン著（白石さや、白石隆訳）『増補想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』（N T T出版、1997年）
- 又吉盛清『日本植民地下の台湾と沖縄』（沖縄あき書房、1990年）
- 松岡完、広瀬佳一、竹中佳彦編『冷戦史—その起源・展開・終焉と日本』（同文館、2003年）
- 松平誠『ヤミ市—幻のガイドブック』（筑摩書房、1995年）
- 松田康博『台湾における一党独裁体制の成立』（慶應義塾大学出版会、2006年）
- 松田良孝『台湾疎開』（南山舎、2010年）
- 松本邦彦解説・訳『GHQ 日本占領史 16 外国人の取り扱い』（日本図書センター、1996年）
- 松本俊郎『「満洲国」から新中国へ—鞍山鉄鋼業からみた中国東北の再編過程』（名古屋大学出版会、2000年）
- 丸川哲史『台湾における脱植民地化と祖国化』（明石書店、2007年）
- 丸川哲史『台湾ナショナリズム』（講談社、2010年）
- 増田弘・山本礼子訳『GHQ 日本占領史 6 公職追放』（日本図書センター、1996年）
- 宮川隆義編『歴代国会議員経歴要覧』（政治広報センター、1990年）
- 森有義『青年と歩む後藤文夫』（日本青年館、1979年）
- 安井三吉編『帝国日本と華僑—日本・台湾・朝鮮』（青木書店、2005年）
- 山本武利『占領期メディア分析』（法政大学出版局、1996年）
- 楊国光『ある台湾人の軌跡—楊春松とその時代』（露満堂、1999年）
- ロバート・D・エルドリッジ『沖縄問題の起源』（名古屋大学出版会、2003年）
- 若槻泰雄『戦後引揚げの記録』（時事通信社、1991年）
- 若林正文『台湾抗日運動史』（研文出版、1983年）
- 若林正文『台湾—分裂国家と民主化』（東京大学出版会、1992年）
- 若林正文『台湾—変容し躊躇するアイデンティティ』（筑摩書房、2001年）
- 若林正文『台湾の政治—中華民国台湾化の戦後史』（東京大学出版会、2008年）

中国語

- 袁継成、李進修、呉徳華『中華民国政治制度史』（武漢：湖北人民出版社、1991年）
- 王政文『台湾義勇隊—台湾抗日団体が大陸的活動（1937-1945）』（台北：台湾古籍、2007年）
- 應俊豪『公衆輿論与北洋外交』（台北：政治大学歴史学系、2001年）
- 王良編『横浜華僑志』（財団法人中華会館、1995年）
- 郭嘉雄編『重修台湾省通志 卷7 政治志外事編』（南投：台湾省文献委員会、1998年）
- 華僑志編纂委員会編『日本華僑志』（台北：同会、1965年）
- 行政院研究二二八事件小組編『「二二八事件」研究報告』（台北：時報出版、1994年）
- 胡煥庸『台湾与琉球』（重慶：京華印書館、1945年）
- 胡春惠『韓国独立運動在中国』（台北：中華民国史料研究中心、1976年）
- 呉藻江『琉球』（出版地不明：台湾省教育会、1948年）
- 呉壯達『琉球与中国』（上海：正中書局、1948年）

- 宋越倫『留日華僑小史』（台北：中央文物供給社、1953年）
 台湾省文献委員会『台湾省通志』48（台北：衆文図書、1980年）
 陳雁『抗日戦争時期中国外交制度研究』（上海：復旦大学出版社、2002年）
 陳正祥・段紀憲『台湾之人口』（台北：台湾銀行、1951年）
 陳之邁『中国政府』2（上海：上海書店、1991年復刻、原本1945年刊）
 陳翠蓮『派系鬭争与権謀政治—一二二八悲劇的另一面相』（台北：時報、1995年）
 鄭梓『戦後台湾的接收与重建』（台北：新化図書、1994年）
 日本中華聯合總會編『日本中華聯合總會成立四十週年紀念特刊』（出版地不明：同会、1986年）
 楊艾俐『孫運璿伝』（台北：天下雜誌、1989年）
 楊玉齡、羅時成『台湾蛇毒伝奇』（台北：天下文化、1996年）
 梁敬錚『開羅會議』（台北：台湾商務印書館、1973年）
 李筱峯『二二八中消失台湾菁英』（台北：自立晚報、1990年）

学術論文

日本語

- 浅野豊美「米国施政権下の琉球地域への引揚—折りたたまれた帝国と重層的分離」（『社会科学研究』第26巻第1号、2006年）
 味岡徹「国民党「訓政」と抗日戦争」（中央大学人文科学研究所編『日中戦争—日本・中国・アメリカ』中央大学出版部、1993年）
 鑑屋一「近代中国における国家建設と档案工作」（『史境』第36号、1998年3月）
 阿部安成、加藤聖文「「引揚げ」という歴史の問い方」（『彦根論叢』第348-349号、2004年5-7月）
 家近亮子「「東京裁判」決定の国際政治過程と日本・中国の裁判報道」（『慶応の政治学—地域研究』慶應義塾大学法学部、2008年）
 石井明「中国の対日占領政策」（『国際政治』第85号、1987年5月）
 石川誠人「2009年の歴史学界—回顧と展望 東アジア（中国—台湾）」（『史学雑誌』第119巻5号、2010年5月）
 石黒亜維「カイロ会談における国際平和機構構想」（西村成雄編『中国外交と国連の成立』法律文化社、2004年）
 大澤武司「戦後東アジア地域秩序の再編と中国残留日本人の発生—『送還』と『留用』のはざままで」（『中央大学政策文化総合研究所年報』第10号、2007年）
 加々美光行「文化革命の理念と現実」（『アジア経済』第19巻第5号、1978年5月）
 何義麟「戦後台湾における海外ニュースの報道と規制—渋谷事件の報道を中心に」（『現代台湾研究』32、2007年）
 片岡千賀之「沖縄県の海外出漁」（西成彦、原毅彦編『複数の沖縄』人文学院、2003年）
 加藤陽子「敗者の帰還—中国からの復員・引揚問題の展開」（『国際政治』第109号、1995年5月）
 加藤聖文「台湾引揚と戦後日本人の台湾観」（台湾史研究部会編『台湾の近代と日本』中京大学社会科学研究所、2003年）
 川島真「歴史学からみた戦後補償」（奥田安弘ほか編『共同研究中国戦後補償』明石書店、2000年）

- 川島真「戦後台湾外交の出発点—中華民国としての対日戦後処理外交」『北大法学論集』第 51 卷第 4 号（北海道大学大学院法学研究科、2000 年 11 月）
- 川島真「過去の浄化と将来の選択—中国人・台湾人留学生」（劉傑、川島真編『1945 年の歴史認識』東大出版会、2009 年）
- 川島真「戦後初期日本の制度的「脱帝国化」と歴史認識問題—台湾を中心に」（永原陽子編『「植民地責任」論—脱植民地化の比較史』青木書店、2009 年）
- 許育銘著、鬼頭今日子訳「一九四〇～五十年代国民政府の琉球政策」（西村成雄、田中仁編『中華民国の制度変容と東アジア地域秩序』汲古書院、2008 年）
- 許瓊丰「戦後日本における華僑社会の再編過程に関する研究—在日台湾人と神戸華僑社会を中心に」（兵庫県立大学未公刊博士論文、2010 年）
- 許淑真「留日華僑総会の成立に就いて（1945—1952）—阪神華僑を中心として」山田信夫編『日本華僑と文化摩擦』（巖南堂、1983 年）
- 許淑真「日本における華僑受容の変遷—日本華僑史研究方法試論」（衛藤瀋吉先生古稀記念論文集編集委員会編『20 世紀アジアの国際関係』2（原書房、1995 年）
- 金賛汀「日本軍配属朝鮮兵復員の状況」（『在日朝鮮人史研究』38、2008 年 10 月）
- 金奈英「日本統治下に移動した在台湾朝鮮人の研究」（筑波大学大学院地域研究研究科未公刊修士論文、2006 年）
- 金奈英「日本統治下に移動した在台湾朝鮮人の研究」（『現代中国事情』14、2007 年）
- 久保亨、村田雄二郎、飯島渉「日本の 20 世紀中国史研究」（同編『シリーズ 20 世紀中国史 4 現代中国と歴史学』東京大学出版会、2009 年）
- 黄嘉琪「台湾「帝国臣民」の移動と定住の生活史分析」（神戸大学文化科学研究科未公刊博士論文、2009 年）
- 駒込武「2002 年の歴史学界—回顧と展望 東アジア（中国—台湾）」（『史学雑誌』第 112 巻 5 号、2003 年 5 月）
- 駒込武「布施辰治と簡吉」（『前夜』第 1 期 7 号 2006 年春）
- 呉密察「台湾人の夢と二・二八事件—台湾の脱植民地化—」（大江志乃夫ほか編『岩波講座近代日本と植民地 8 アジアの冷戦と脱植民地化』岩波書店、1993 年）
- 呉密察著（帆刈浩之訳）「台湾史の成立とその課題」（溝口雄三ほか編『アジアから考える 3 周縁からの歴史』東京大学出版会、1994 年）
- 後藤乾一「台湾と南洋—「南進」問題との関連で」（同『近代日本と東南アジア—南進の「衝撃」と「遺産」』岩波書店、2010 年）
- 渋谷玲奈「戦後における「華僑社会」の形成—留学生との統合に関連して」（『成蹊大学法学政治学研究』32、2006 年）
- 清水洋二「戦後危機と経済復興 1 食糧危機と農業復興」（石井寛治、原朗、武田晴人編『日本経済史 4 戦時・戦後期』東京大学出版会、2007 年）
- 朱徳蘭「基隆社寮島の沖縄人集落（1895—1945）」（上里賢一ほか編『東アジアの文化と琉球・沖縄』彩流社、2010 年）
- 菅野敦志「1950 年代台湾における文化的脱植民地化と「日本」（『現代中国』第 81 号、2007 年）
- 田中宏「日本の台湾・朝鮮支配と国籍問題」（『法律時報』第 47 巻第 4 号、1975 年）
- 田中宏「戦後日本における中国人の地位の推移」（『愛知県立大学外国語学部紀要』第 16 号、1983 年）
- 陳艶紅「池田敏雄の〈敗戦日記〉の研究」（『天理台湾学会年報』第 9 号、2000 年 7 月）
- 陳来幸「戦後日本における華僑社会の再建と構造変化—台湾人の台頭と錯綜する東アジアの政治的帰属意識」（小林道彦、中西寛編『歴史の桎梏を越えて—20 世紀日中関係への

新視点』千倉書房、2010年)

陳来幸「在日台湾人アイデンティティの脱日本化—戦後神戸・大阪における華僑社会変容の諸契機」(貴志俊彦編『近代アジアの自画像と他者—地域社会と「外国人」問題』京都大学出版会、2011年)

塚本元「中国近現代政治史に関する一試論—「国家建設」を中心に—」(『法学志林』第90巻2号、1992年10月)

戸邊秀明「ポストコロニアリズムと帝国史研究」(日本植民地研究会編『日本植民地研究の現状と課題』アテネ社、2008年)

永野武、過放「戦後在日華僑社会の構成及び変動と「老華僑」の組織・ネットワーク形成」(永野武編『グローバル化と東アジア社会の新構想』明石書店、2010年)

西村一之「台湾東海岸における漢人・アミ族漁民と沖縄漁民の接触」(『植民地の朝鮮と台湾』第一書房、2007年)

波多野澄雄「日本近現代史研究の動向と課題—「帝国日本」と「近代」をめぐって」(『外交史料館報』第23号、2009年12月)

服部龍二「東アジア国際政治史研究の可能性」(同『国際政治史の道標—実践的入門』中央大学出版部、2004年)

星野安三郎「警察制度の改革」(東京大学社会科学研究所戦後改革研究会編『戦後改革 3 政治過程』東京大学出版会、1974年)

松村史紀「米国の戦後アジア地域秩序構想と中国—「戦後」から「戦前」へ」(『早稲田政治公法研究』74、2003年)

三澤真美恵「2006年の歴史学界—回顧と展望 東アジア(中国—台湾)」(『史学雑誌』第116巻5号、2007年5月)

水田憲志「沖縄県から台湾への移住」(関西大学文学部地理学教室『地理学の諸相』大明堂、1998年)

水羽信男「上海のマスメディアとナショナリズム」(姫田光義編『戦後中国国民政府史の研究』中央大学出版部、2001年)

湊照宏「戦後復興期の公営台湾水泥公司」(田島俊雄、朱蔭貴、加島潤編『中国セメント産業の発展—産業組織と構造変化』御茶の水書房、2010年)

宮城大蔵「戦後アジア国際政治史」(日本国際政治学会編『日本の国際政治学 4 歴史の中の国際政治』有斐閣、2009年)

屋嘉比収「顕現する「国境」」(岩崎稔ほか編『継続する植民地主義』青弓社、2005年)

矢野暢「脱植民地化の意味」(同ほか編『講座東南アジア学』7、弘文堂、1992年)

山極晃「東アジア戦後体制の成立と変容—アメリカの構想と政策を中心に」(同編『東アジアと冷戦』三嶺書房、1994年)

山田辰雄「序論—現代中国における代行主義の伝統について」(同編『歴史のなかの現代中国』勁草書房、1996年)

山本真「第二次大戦後、台湾海峡兩岸における人の移動とその背景、閩台関係の視角から」(『東アジア近代史』第10号、2007年)

山本真「農村社会からみた土地改革」(飯島渉・久保亨・村田雄二郎編『シリーズ 20世紀中国史 3 グローバル化と中国』東京大学出版会、2009年)

楊大慶「中国に留まる日本人技術者」(劉傑、川島真編『1945年の歴史認識』東京大学出版会、2009年)

阮炳嵐「留任日本人技術者と台湾鉱工事業の復興—国民政府「資源委員会」の戦後初期活動(下)」(『オイコノミカ』第37巻第3・4号、2001年)

劉維開著(加島潤訳)「国防最高委員会の組織とその活動実態」(石島紀之、久保亨編『重

慶国民政府史の研究』東京大学出版会、2004年)

廖赤陽「在日中国人の社会組織とそのネットワーク—地方化、地球化と国家」(游仲勳先生古希記念論文集編集委員会編『日本における華僑華人研究』風響社、2003年)

林淑美「2001年の歴史学界—回顧と展望 東アジア(中国—近代)」(『史学雑誌』第111巻5号、2002年5月)

鹿錫俊「戦後国民政府による日本人技術者「留用」の一考察」(斉藤道彦編『日中関係史の諸問題』中央大学出版会、2009年)

若林正文「現代台湾のもう一つの脱植民地化—原住民族運動と多文化主義」(『台湾原住民研究』第11号、2007年)

若林正文「台湾の重層的脱植民地化と多文化主義」(鈴木正崇編『東アジアの近代と日本』慶應義塾大学東アジア研究所、2007年)

中国語

阿部由里香「戦後初期在日台湾人の国籍変更問題—以渋谷事件的考察を中心」(『日拠時期台湾植民地史学術研討会論文集』北京、九州出版社、2010年)

大沼保昭「資料と解説 出入国管理法制の成立過程」1-15 (『法律時報』第50巻4号-第51巻7号、1978年6月-1979年6月)

王国瑞「台湾林業人物誌」(『台湾林業』第19巻第2-4号、1993年2-4月)

王成組「琉球群島の将来」(中国社会経済研究会編『新路周刊』第1巻第16号、1948年8月)

欧素瑛「戦後初期在台日人之遣返」(『国史館學術集刊』第3号、2003年9月)

欧素瑛「從鬼稻到蓬莱米—磯永吉与台湾稻作学的發展」(国立中央図書館台湾分館編『台湾学研究国際学術研討会：殖民・近代化論文集』台北：同館、2009年)

欧素瑛「戦後初期在台日人之遣返与留用—兼論台湾高等教育的復員」(『台湾文献』第61巻第3号、2010年9月)

吳文星「二二八事件期間留台日人之見聞」(『台湾文献』第50巻第4号、1999年7月)

何義麟「戦後在台琉球人之居留与認同」(『国史館學術集刊』第18号、2008年)

何義麟「戦後在日台湾人之处境与認同一以蔡朝焯先生的經歷为中心」(『台湾風物』第60巻4号、2010年)

郭誉孚「東京渋谷事件与其時代」(『自惕的主体的台湾史』台北：汗漫書屋籌備処、1998年)

許育銘「戦後留台日僑の歴史軌跡—關於渋谷事件及二二八事件中日僑的際遇」(『東華人文學報』第7号、2005年7月)

石育民「二二八事件前後の蒋渭川(1945-1947)」(東海大学歴史学研究科未公刊修士論文、2007年)

曹永和「台湾史研究の另一個途徑—「台湾島史」概念」(『台湾史田野研究通訊』第15号、1990年)

陳幼銜「戦後日軍日僑在台行蹤的考察」上・下・付録(『台湾史料研究』第14-16号、1999年12月-2000年12月)

湯熙勇「台湾光復初期の公教人員任用方法—留用臺籍、羅致外省籍及徵用日人」(『人文及社会科学集刊』第4巻第1号、1991年11月)

湯熙勇「公平对待与秩序維持之間—日本東京渋谷事件与台湾人の審判(1946-47)」(『亜太研究論壇』第35号、2007年)

楊子震「日本「戦後初期台湾」研究の回顧与展望—以二二八事件为中心」(許雪姬編『二

二八事件 60 週年紀念論文集』台北：台北市政府文化局・台北二二八紀念館、2008 年)

楊子震「中国駐日代表団之研究—初探戦後中日・台日關係之二元架構」(『国史館館刊』19、2009 年 3 月)

阮炳嵐「留任日本人技術者と台湾鋳工事業の復興—国民政府『資源委員会』の戦後初期活動—(下)」(『オイコノミカ』第 37 卷第 3・4 号、名古屋市立大学経済学会、2001 年)

李朝津「抗戦時期中国对聯合國成立的態度」(『慶祝抗戦勝利五十週年兩岸學術研討會論文集』上、台北、中国近代史学会、1996 年)

劉恆姩「日治与国治政權交替前後台籍法律人之研究」(林山田教授退休祝賀論文集編輯委員会編『戰鬥的法律人』台北、元照、2004 年)

呂青華「基隆社寮島における沖縄人の調査報告」(『東方学報』第 25 号、2005 年 10 月)

呂芳上「從日記及档案中觀察蒋介石对日外交策略」(日台交流センター編『歴史研究者交流事業(招聘)研究成果報告書集(2003~2004)』交流協会、2006 年)

韓国語

黄善翌「解放後台湾地域韓人社会と帰還」(『韓国近現代史研究』第 34 号、2005 年 9 月、原文ハングル表記)